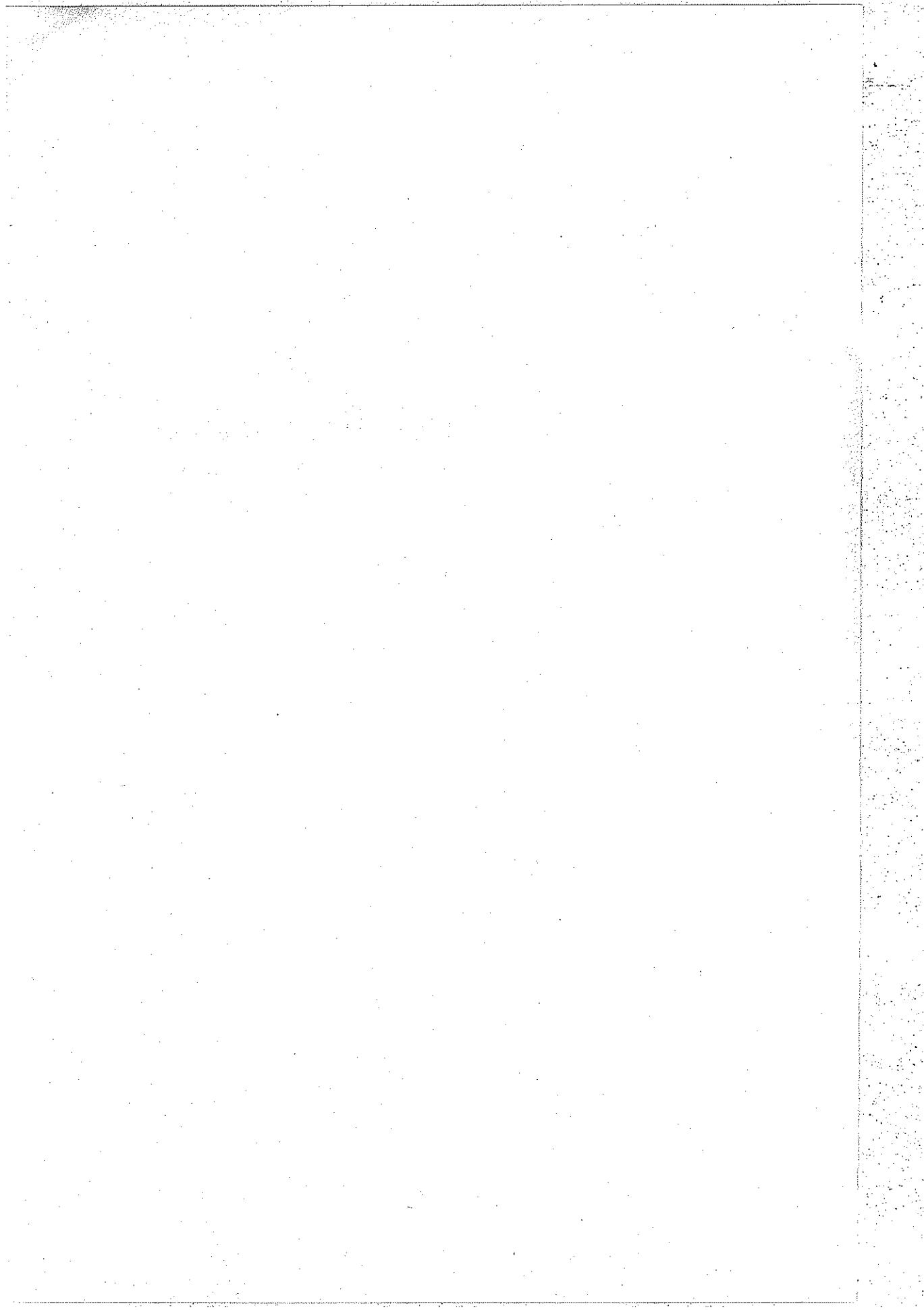


昭和47年10月13日開会
昭和47年11月9日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 7 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和47年10月13日(金曜日)

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	2頁
○議事日程	3頁
○開会宣言(午前10時35分)	4頁
○開会宣告	4頁
○市長開会挨拶	5頁
○日程第1 議席の決定	5頁
○会議録署名議員の指名(田中幸一君、木下甲子三君、金沢勝君)	6頁
○日程第2会期の決定(10月13日~10月31日)	6頁
○日程第3議長の選挙について	6頁
○散会宣言(午前11時35分)	7頁

昭和47年10月23日(月曜日) 第2日

○出席議員・その他	9頁
○議席日程	9頁
○開会宣言(午前11時20分)	10頁
○日程第1 議長の選挙について	10頁
○休憩(午前11時48分)(休憩後自然流会)	15頁

昭和47年10月30日(月曜日) 第3日

○出席議員・その他	17頁
○議事日程	18頁
○開会宣言(午後2時25分)	19頁
○日程第1 議長の選挙について	19頁
○日程第2 副議長の選挙について	22頁
○日程第6 議会運営委員の選任について	26頁
○散会宣言(午後4時52分)	26頁

昭和47年10月31日(火曜日)第4日

- 出席議員、欠席議員 27頁
- 議事説明員、その他 27頁
- 議事日程 28頁
- 開会宣言(午後3時55分) 28頁
- 日程第1 一日程第8 }一括上程 29頁
- 日程追加1件
- 日程追加 会期の延長について 33頁
- 散会宣言(午後4時10分) 33頁

昭和47年11月6日(月曜日)第5日

- 出席議員 35頁
- 議事説明員、その他 35頁
- 開会宣言(午前10時38分) 37頁
- 一般質問
 - 1番(26番)勝部津喜技君 38頁
 - 2番(25番)藤原要馬君 45頁
 - 3番(16番)横田憲治郎君 68頁
- 散会宣言(午後4時46分) 86頁

昭和47年11月7日(火曜日)第6日

- 出席議員・欠席議員 87頁
- 議事説明員、その他 87頁
- 開会宣言(午前10時40分) 89頁
- 一般質問
 - 4番(18番)直村静二君 90頁
 - 5番(17番)山田清二君 112頁
- 散会宣言(午後4時55分) 135頁

昭和47年11月8日(水曜日)第7日

- 出席議員、欠席議員 137頁

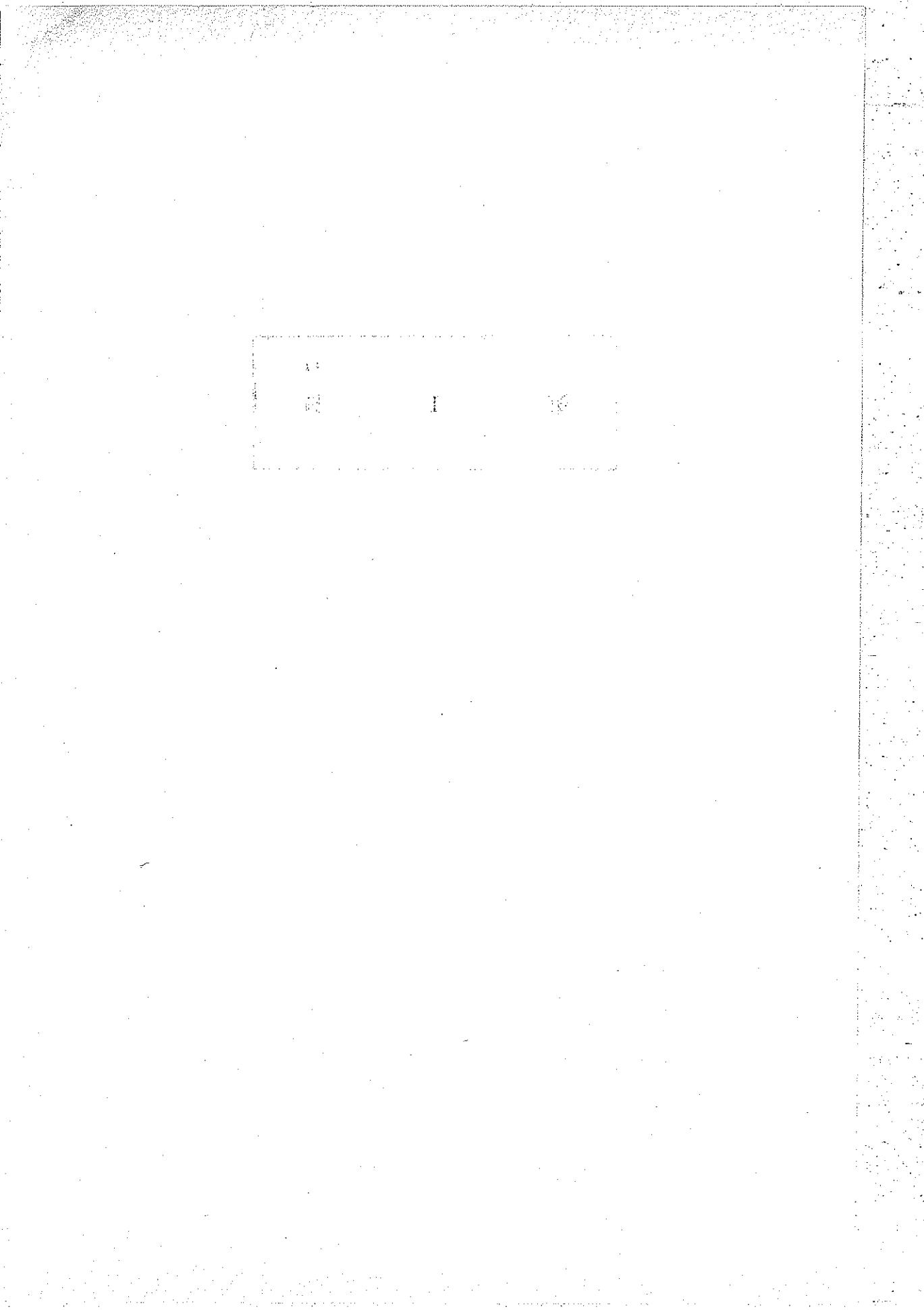
○ 議事説明員、その他	137頁
○ 開会宣言（午前10時34分）	139頁
○ 一般質問	
5番（17番）山田清二君（前日に引続く）	140頁
6番（28番）坂上國治君	155頁
○ 散会宣言（午後3時35分）	170頁

昭和47年11月9日（木曜日）第8回

○ 出席議員	171頁
○ 議事説明員、その他	171頁
○ 議事日程	173頁
○ 開会宣言（午前10時21分）	175頁
○ 一般質問	
6番（28番）坂上國治君（前日に引続き）	175頁
○ 日程第1～日程第9	
例月出納検査の結果報告について（一括）	176頁
○ 日程第10～日程第11	
専決処分の承認を求めるについて（一括）	264頁
○ 日程第12 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
	288頁
○ 日程第13 工事請負契約締結について	292頁
○ 日程第14 工事請負契約締結について	294頁
○ 日程第15 昭和46年度和泉市水道事業会計決算認定について	299頁
○ 日程第16 人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めるについて	306頁
○ 日程第17 監査委員の選任について	308頁
○ 日程第18 公平委員会委員の選任について	309頁
○ 日程第19 固定資産評価審査委員会委員の選任について	311頁
○ 日程第20 教育委員会委員の任命について	312頁
○ 日程第21 在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願	315頁
○ 日程第22 児童遊園設置に関する請願	317頁
○ 日程第23 市新企業再開の要望決議	320頁

- 閉会宣言(午後2時45分) 323頁
- 市長あいさつ 328頁
- 議長あいさつ 328頁

第 1 日



昭和47年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第1日 出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

7番 田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	市民部長	小林一三
助役	辻忠夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	藤田利	建設部長	中塚白
収入役	橋本炳	水道部長	神田平吉
総務部長	坂口礼之助	病院長	岩崎嶠
同和対策部長	佐原行雄	病院事務局長	竹内潔

職　名	氏　名	職　名	氏　名
隣保館長	高橋正弘	社会児童課長	森　保
消防長	和田増義	福祉課長	山村昇
総務部理事 (財務担当)	庄司清	商工課長	岩井益一
総務部次長	西川喜久	農林課長	吉岡昭男
福祉事務所長	山本武雄	保険衛生課長	大宅清臣
建設部次長	林　徳次	交通公害課長	内田　潔
水道部次長	田中　稔	計画課長	大浦行雄
病院事務局次 長兼庶務課長	平野誠蔵	土木課長	中尾宏
庶務課長	杉本弘文	建築課長	逢野一郎
企画課長	橋本昭夫	区画整理事務 所長	中西淳富
人事課長	門林六男	開発課長	白川保
財政課長	北野敦雄	会計課長	片桐武雄
資産税課長	吉田日出男	営業課長	高橋新平
市民税課長	吉田利秀	工務課長	福本喬久
納税課長	吉田種義	経理課長	守田勇
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	業務課長	藤原光夫
推進調整課長	萩本啓介	隣保館事務長	富田宏之
"	生田　稔	消防署所兼 次長	南口主雄
"	浅井隆介	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務局長	西岡正志

職名	氏名	職名	氏名
教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課 参事官	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会 事務局長	松村吉堯
"	乾武俊	開発協会事務 局長	西川武雄
総務課長	紀之定藤与茂	開発協会事務 局次長	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	" (用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会団託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
 次長 北野丈夫
 調査係長 大塚俊昭
 議事係 西垣宏高

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名
1		議席の決定
2		会期の決定
3	選挙第1号	議長の選挙について

6番 柏 音三郎 議員	18番 直村 静二 議員
7番 田中包治 議員	19番 松尾 千代一 議員
8番 吉川伊与一 議員	20番 寺田 茂 議員
9番 出原武司 議員	21番 柳瀬 美樹 議員
10番 池辺秀夫 議員	22番 関戸正一 議員
11番 三井正光 議員	23番 具淵博治 議員
12番 中塚辰之助 議員	25番 藤原要馬 議員
13番 藤原利一 議員	26番 勝部津喜枝 議員
15番 上代卯之松 議員	27番 成田秀益 議員
16番 横田憲治郎 議員	28番 坂上国治 議員
17番 山田清二 議員	29番 竹内修一 議員

以上でございます。

- 臨時議長(吉川伊与一君) おはかりいたします。ただいまの朗読どおり議席に対し異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認め、決定いたします。

氏名票を立ててください。

- 臨時議長(吉川伊与一君) 次に会議録署名議員を会議規則の定めるところによりまして、1番の田中幸一さん、2番の木下甲子三さん、3番の金沢勝さん、以上3名の方にお願い申し上げます。

- 臨時議長(吉川伊与一君) 次に日程第2「会期の決定」でございますが、本定例会の会期は、会派代表者会議で決めていただきましたとおり、本日より31日までの19日間と決定いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日より31日までの19日間と決定いたします。

- 臨時議長(吉川伊与一君) 次に日程第3「議長の選挙」についてを議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長議案朗読)

選挙第1号

議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により、本市議会議長を選挙するものとする。

昭和47年10月13日提出

和泉市議会臨時議長 吉川伊与一

○ 臨時議長(吉川伊与一君) この際、おはかりいたします。選挙の方法をいかにして行ないますかおはかりいたします。

○ 28番(坂上国治君) ただいま議長から選挙の方法をどういう方法できめたらよからうかということでございますが、役員選挙が大体20日までとなっておりますので、一応ここで休憩して、その後、議員総会なりに切り替えていたくかして、方法を考えていただきたいと思います。

○ 臨時議長(吉川伊与一君) この際、暫時休憩いたします。

(午前10時50分休憩)

(午前11時33分再開)

○ 臨時議長(吉川伊与一君) これより本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会し、16日午前10時本会議を開催することにご異議ありませんか。

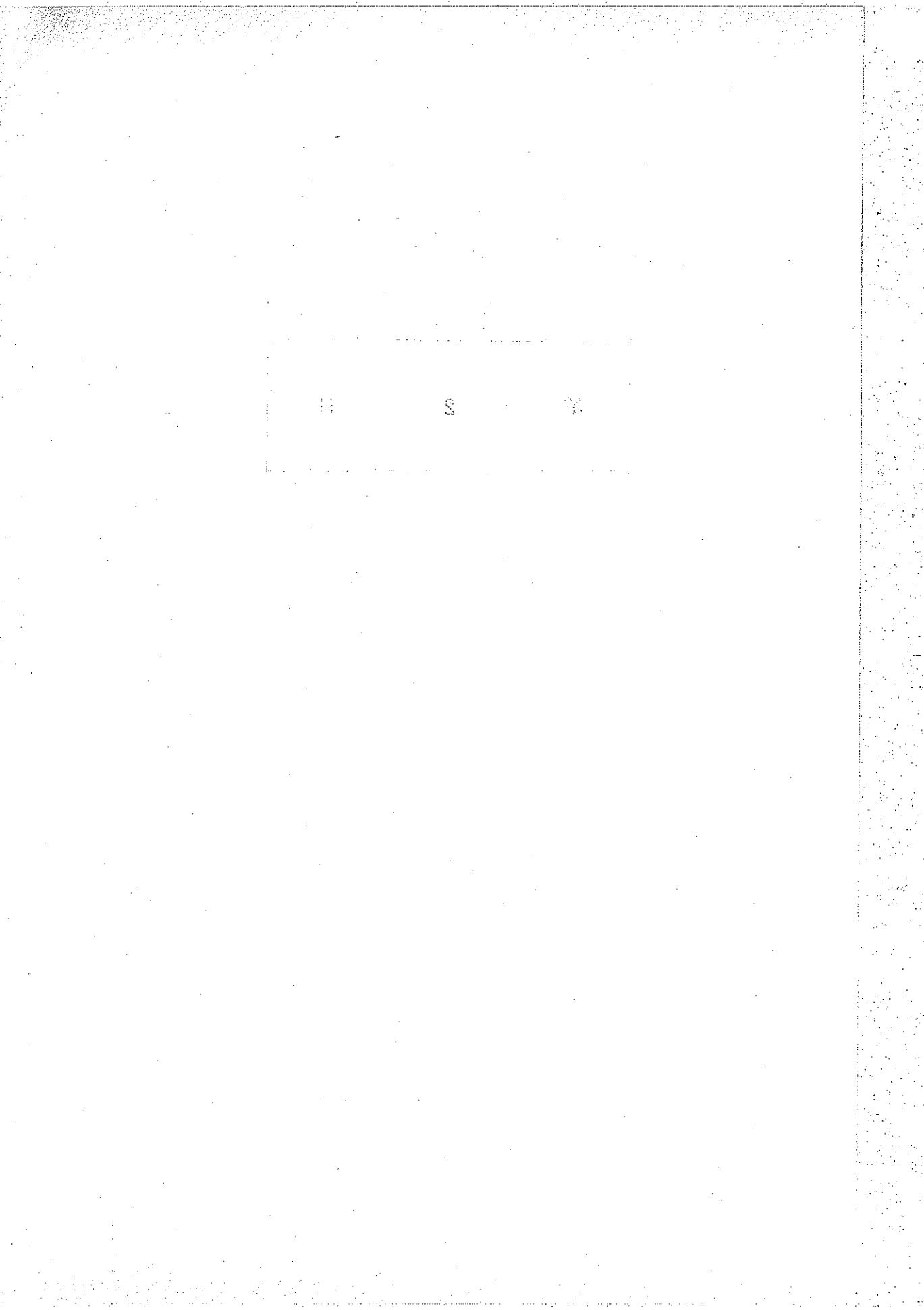
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本日はこれをもって散会し、16日午前10時本会議を開催いたします。

なお16日は議長選挙が行なわれるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(午前11時35分散会)

第 2 日



昭和47年10月23日午前10時、和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第2日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	闇戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塙辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

本会の議事を速記法により、記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷義雄

次長 北野丈夫

調査係長 大塙俊昭

議事係 西垣宏高

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月22日)

日程	種別及び番号	件	名
1	選挙第1号	議長の選挙について	

第3回定例会 第2日

(10月23日)

(午前11時20分開議)

- 臨時議長(吉川伊与一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご出席賜わりましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

それでは事務局長より本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、出席されております議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、25名でございます。

開議

- 臨時議長(吉川伊与一君) ただ今の報告通り、出席議員25名をもちまして議会が成立しておりますので、これより会議を開きます。
-

- 臨時議長(吉川伊与一君) 日程第1「議長選挙について」を議題といたします。
ここで皆さんにおかれいたします。議長選挙についていかがいたしたらよろしいか、おうかがいいたします。

- 18番(直村静二君) 去る20日(金曜日午後の代表者会議で申し合わせたのは、どんなことがあっても23日には全部、議長選挙は終わるということでしたので、今日は当然、本会議を開いて議長がけかってますので、これでせひとも終わりたい。そのため各議員さんの意見を聞いてもらって決めたらどうかと思います。

- 臨時議長(吉川伊与一君) いかがでございますか。

- 10番(池辺秀夫君) ただ今の件につきましては、なるほど直村議員が言うておるようなことでもございます。私も代表者会議に列席いたしまして、23日に役選をやろうじゃないかという申し合わせをしておりますが、私、ここで申し上げたいのは、やはりわれわれ同僚議員といたしまして、今後、和気あいあいのうちに円滑なる議会並びに各委員会等におきましての運営を図るため、この議長選挙ということのうえに立ちまして、いましばらく調整

をしなければいけないということも、あえて私、考えておる次第でござります。よろしくお取りはからい願います。

○ 17番(山田清二君) いま、調整をと言われましたが、調整ということについて、少し仮議長の見解をお聞きしたいんですが、代表者会議では、一応は18日中に意思表示をするしたがって、それまでに会派の中において調整を終わる。18日から20日までの間に、今度は何人かの意思表示をした人たちの中で調整が図れるものなら図っていく。そして20日に選挙という最初の代表者会議の決定であった。

その結果、20日になってまだ会派の調整ができないということで今まで延びてきた。それともう一つは、どこかの会派の調整がつかなければ、それがつくまで待つんかどうか。たとえば、公明党の3人の中で誰か1人出そうとした、それが調整がつかない、あるいは2人の会派で両方ともやりたいんだということで話し合がつかない。それが一つでもある限りは、和氣あいあいの今後の議事を進めるためにということで待ってくれるかどうか、それを見ます確認しておきたい。

一応、立候補とかいう言葉には語弊があるかもしれません、意思表示をしていない会派は、今まで何の連絡も相談されず待たれてるわけです。しかも調整、調整といつてますが、議長を中心に調整の労をとっていただいたということも聞いております。だけれども意思表示をした中で、1人が2人か知りませんが、除外して調整をやろうとしている。そういう中で今後、どういう調整を図ろうとしているのか。その調整がいつまでにでき上がるという自信があるのか、まずそれを聞かしていただきなければ、ただのんべんだらりと待ちましょう、待ちましょうということで待たされたのでは、今年中にできるかどうかわからんかもしれない。

時間を決めていただきたい。それで調整がつかなければ、会派で調整のついた人、別に立候補制度と違うんですから、全員が思い思いに選挙をして、決選投票になるかどうかはわかりませんが、選挙で決めてもらってけっこうだと思う。少なくとも、ここにおられる26名の議員さんは、先月、自分自身の選挙を通じてきた。和氣あいあいの選挙じゃなかった。けれども選挙が終われば、和泉市のために26名が結束して協力していくのが当然なんです。議長選挙についても、和氣あいあいのために、1人、2人のために、あるいは1会派のために1週間でも10日でも延ばして、それででき上がって和氣あいあいでいけるのかどうかわかりませんが、それよりも一応、代表者会議で決めた日というものは守っていただきたい。そうでなければ、今後、代表者会議で決めようが、議員総会で決めようが、誰かの都合でできませんでしたと通っていくことになる。今まで議長選挙というと、いつでもこういう事

態が出てきた。決めた時間にできることはほとんどない。これをずっと今後も続けていかなければならない。和泉市も発足以来すでに16年、もう大人の議会をやうていっていただきたい。毎年、議長選挙でもめる。市の1年間の事業を決定する当初予算ですらこれだけ時間をかけない、たった2日か3日の委員会で終わろうとしている。にもかかわらず、議長選挙になると、少なくとも、1週間ではどうしてもできないんだという慣例といふか、前例をつくってきた。この際、もっと該案の審議に時間をかけ、こういうことあまり時間をかけないようにしていただきたい。その点も含めてもう1回はかっていただきたい。

○ 3番(金沢 勝君) 20日の代表者会議の席上、議案審議がわずかで、役員選挙がこういう長期間にわたることは本来の姿でないんじゃないかということの中で、きつい約束として、今日10時から本会議を開いてやろうということになっていた。しかし最終的には調整がつかんらしい、私も非常に遺憾に思ひます。議長も努力していただきたはずですが、今後の対策として、結論的にはできなかつたことは残念でございます。しかし、ここで選挙に入りますと、いわゆる3票、5票と散乱した投票になり、非常に市議会の恥になるし、新聞にも載ると思う。

ここで最終的な結論として、かなり機も熟しておると思いますのでもう2日間、一般質問が4日とられてるはずです、会期の延長は絶対認めないと逆算した中でこの日程が決められた。たまたま、6人しか一般質問者がいな、2日間で終わる。最終的には、今度はどんなことがあってもやるという確認をした中で、2日間延ばして明後日を投票日にする、そういう方法でも見出せなんだらこの席上で話がつかない。私の案として申し上げたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 代表者会議の申し合わせを実行できないと議長がはっきり言うんかどうか。また金沢議員がやむをえない、個人の案ということで言われたが、私は承服できない。議長自身がはっきりしてもらわんと、今日中に全部終わるとね。一般質問だって1名の議員さんが答弁のいかんによって2日もかかる。代表者会議にはからず、勝手に2日で6人できると参酌してもらっては困る。議長、はっきり今日やりますと、そのためいたとえばある会派に1時までにちゃんとしなさい、1時から選挙に入りますとはっきりしなさい。そうしないと、何がために一般質問延ばしてできるんですか。議長、はっきりしなさい。

○ 28番(坂上国治君) 本件につきましては、各議員さんからいろいろと質問されておるんですけど、先ほど、金沢議員が言われた通り、このままの状態で投票に持ち込むことになりますと、3票、5票というからこりの悪い線が出るんやないかという心配がありますの

で、ここでもうしばらく時間をとっていただきて、できるだけ円満なる議会運営をやっていける方法をひとつお考え願いたい。いろいろと仮議長にはご迷惑なことだと思いますけれども、皆さん方にご協力をお願いしていただき、そして少なくとも、5票、7票という、これまあ、4分の1以上あればいいんですけれど、そういう議長の選び方では、とうてい円満なる議会運営はできないと思いますので、ご苦労をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

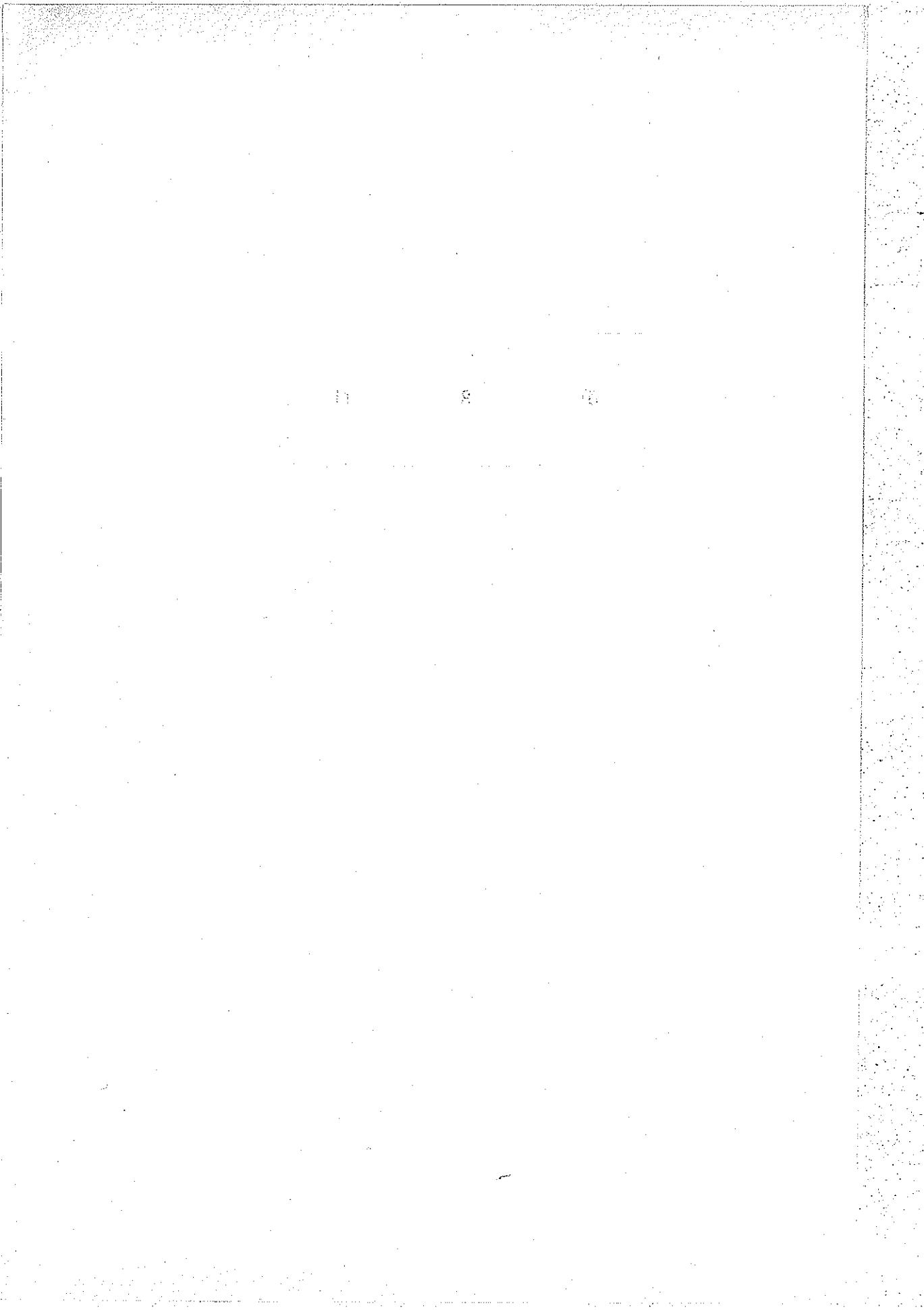
○ 5番(竹下義章君) ちょっと金沢さんと意見の食い違いがあろうと思いますが、どっちにしても、本日でこの役選は終わってしまうという形でありますので、私ども、やはり市会議員として選挙されてきてるわけです。議長選挙がいつもこういうお互いの調整の中で話し合いがつかないのはおかしいと思う。したがって、私は投票に入って4票、5票になっても恥じゃない。それだけ和泉市のためにやるんだという正副議長が出てくれば、これに越したことはない。したがって、直村議員も言われるように、私は今日、ぜひともしてほしいということは、時間を取ったらいいと思います。しかし今日の何時に投票に入るという時間だけを決めておいてしまっては、いつでひとつ進めていただきたいと思います。調整がつかんと言われますが、本日まできてるんですから、本日まできて待てということはないと思います。逆に市民から市会議員が笑われることになりますから、こういう議事日程はわかっておりますので、ご苦労をかけますが、仮議長のほうで今日何時に議場に入り、役選は終わってしまうという時間の取り決めをお願いしたい。

○ 臨時議長(吉川伊与一君) いかがですか。

○ 10番(池辺秀夫君) 各議員さんからそれぞれ至極ごもっともなど意見が出ておりますが、私、先ほど申し上げました通り、お屋も近いことですし、このへんで暫時休憩していただき、かつ、ただいま代表者の1人である金沢議員からも、私の意見だという案も出ておる関係上、議長のほうでこの休憩中に再度、代表者会議を開いていただき、時間の制限あるいは日程の変更等々いろいろご協議賜わりたいと思います。よろしくお取りはからい願います。

○ 5番(竹下義章君) 暫時休憩という線を出されれば困ると思います。暫時休憩になればもちろん議会ですから5時までに終わらなければいかんということはわかります。ところが5時まできて何もなく帰ろうかという結果に終わると思いますので、やはり今日の何時に本会議に入るんだということを取り決め願って、そこでどうだということでやればいい。次回の本会議は3時なら3時ということでお取りはからい願いたい。議長のほうから何時と言つてもらってもけっこうですから、ただ暫時休憩、暫時休憩、代表者会議をまたやる、二重、

第 3 日



昭和47年10月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3日 出席議員(26名)

1番	田 中 幸 一 君	16番	横 田 繁 治 郎 君
2番	木 下 甲 子 三 君	17番	山 田 清 二 君
3番	金 沢 勝 君	18番	直 村 静 二 君
5番	竹 下 義 章 君	19番	松 尾 千 代 一 君
6番	柏 音 三 郎 君	20番	寺 田 茂 君
7番	田 中 包 治 君	21番	柳 濱 美 樹 君
8番	吉 川 伊 与 一 君	22番	関 戸 正 一 君
9番	出 原 武 司 君	23番	貝 淵 博 治 君
10番	池 辺 秀 夫 君	25番	藤 原 要 馬 君
11番	三 井 正 光 君	26番	勝 部 津 喜 枝 君
12番	中 塚 辰 之 助 君	27番	成 田 秀 益 君
13番	藤 原 利 一 君	28番	坂 上 国 治 君
15番	上 代 卵 之 松 君	29番	竹 内 修 一 君

○
地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは、次のとおりである。

市 長 藤 木 秀 夫 助 役 藤 田 利
助 役 辻 忠 夫 収 入 役 橋 本 炳

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 满 男

○

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事 務 局 長 井 谷 義 雄
次 長 北 野 丈 夫
調 査 係 長 大 塚 俊 昭
議 事 係 西 垣 宏 高

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月30日)

日 程	種別及び番号	件 名
1	選 挙 第 1 号	議長の選挙について

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月30日)

日 程	種別及び番号	件 名
2	選 挙 第 2 号	副議長の選挙について
3	" 第 3 号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について
4	" 第 4 号	泉北水道企業団議会議員の選挙について
5	議会議案第 4 号	議会常任委員会の選任について
6	" 第 5 号	議会運営委員会委員の選任について
7	" 第 6 号	交通・公害対策委員会委員の選任について
8	" 第 7 号	開発事業対策委員会委員の選任について
9	" 第 8 号	第2阪和国道特別委員会委員の選任について
10	" 第 9 号	和泉市立病院特別委員会委員の選任について
11	" 第 10 号	同和対策特別委員会委員の選任について

昭和47年 第3号

和泉市議会第3回定例会会議録

昭和47年10月30日(月)

(午後2時25分開議)

- 臨時議長(吉川伊与一君) たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご出席賜わりましたことを衷心より御礼申し上げます。

それでは事務局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。
現在、26名全員ご出席でございます。
以上でございます。

開 議

- 臨時議長(吉川伊与一君) ただいま報告どおり全員出席でございますので、これより会議を開きます。

- 臨時議長(吉川伊与一君) 日程第1「議長選挙について」を議題といたします。ここで皆さんにおばかりいたします。議長選挙についていかがいたしたらよいでしょうか。

- 17番(山田清二君) 恒例に従って、単記無記名投票で。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長(吉川伊与一君) 投票によってというご意見でございますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではこれより議長選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 3番(金沢・勝君) 選挙に入るわけでございますが、やがて、だれが議長になるか知りませんけれども、なられた議長に、ひとつお願いがあるんですけれども、続いて副議長選挙

を選ぶわけですが、これまで、円満のために数日を費してまいりました。これからいよいよ議長選挙がやられるわけでございますけれども、そのときは暫時休憩をして、あとで副議長選挙をやっていただくことを申し入れておきたいと思います。

以上です。

- 臨時議長（吉川伊与一君） ただいまの出席議員は26名でありますので、おけかりいたします。開票立ち会い人は藤原要馬議員、出原武司議員にお願いいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

- 臨時議長（吉川伊与一君） 投票用紙の配布漏れはありますか。――配布漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 臨時議長（吉川伊与一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

それでは局長の点呼に応じまして、順次、投票を願います。

（投票）

- 臨時議長（吉川伊与一君） 投票漏れはございませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは開票を行ないます。

立ち会い人を藤原議員、出原議員にお願いします。

（開票）

- 臨時議長（吉川伊与一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。

投票総数26でございます。これは出席議員等と合致いたします。そのうち、有効投票22票、無効投票4票、有効投票の内訳、松尾千代一さん19票、山田清二さん3票、したがって、松尾議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおりでございます。

- 臨時議長(吉川伊与一君) ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は6票であります。よって、松尾君が議長に当選されました。

以上で、議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

- 臨時議長(吉川伊与一君) 議長のあいさつをお願いします。

(新議長あいさつ)

- 議長(松尾千代一君) ただいま議長選挙に際しまして、皆さまの絶大なるご支持をいたしましたことを心から厚く感謝を申し上げます。

さて、私は何を申しましても浅学非才であるとともに、ご承知のとおり、そつ者で、非常に皆さま方に迷惑をかけることが多々あると存じます。しかしながら、私は私の力のある限りを市政発展のために粉骨碎身、ご奉公させていただく覚悟でございます。つきましては、皆さま方にせひご指導とご協力をお願いし、なお、私の至らぬところを皆さま方からご指導賜わりまして、この大任を果たささせていただきますよう、切にお願い申し上げます。なほだ簡単粗辞でございますが、これをもって就任のあいさつにかえさせていただきます。皆さまには非常に長い時間ご心労をわざわしましたことを、お詫びを申し上げるとともに、どうぞこのことをお忘れいただきまして、旧に倍しましてお引き立てのほどをお願いいたします。

仮議長さんには、非常に長い期間ご苦労をお願いしたことを、心から厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 臨時議長(吉川伊与一君) 以上をもちまして私の任務が終わりました。つきましては、私は慣れのため、皆さま方に非常にご迷惑をかけましたが、皆さまのご協力によりまして、無事職務を終わらしていただきました。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

(臨時議長吉川伊与一君退席、議長松尾千代一君議長席に着く)

-
- 議長(松尾千代一君) さて、ここにおきまして、先ほど開議に先立ち、休憩せよとのことでございましたので、いかがさしていただいたらよろしいでしょうか。
- 25番(藤原要馬君) 議案を提案せへんのか。
- 議長(松尾千代一君) 失礼いたしました。第2議案でありますところの副議長の選挙を議題といたします。

選挙第2号

副議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により、本市議会副議長を選挙するものとする。

昭和47年10月30日提出

和泉市議会議長 松尾千代一

この議案に対しまして、先ほど申し出がございましたが、それをいかが取り計らいまし
うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩させていただきます。

(午後2時47分休憩)

(午後3時48分再開)

○議長(松尾千代一君) 長らくお待たせいたしました。ただいまより再開いたします。

おはかりいたします。選挙の方法についていかがいたしたらよろしいでしょうか。

(「直ちに選挙」と呼ぶ者あり)

それでは、副議長選挙に入ります。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松尾千代一君) ただいまの出席議員数は26名でございます。

おはかりいたします。副議長選挙の開票の立会人を山田議員と坂上議員にお願いいたした
いと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、異議がないようですので、さよう決定いたします。

それでは、投票用紙の配布をさせます。

(投票用紙配布)

○議長(松尾千代一君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。—配布漏れなしと認めま
す。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松尾千代一君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名

であります。

局長の点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

○ 議長(松尾千代一君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れはなしと認めます。

開票を行ないます。

山田議員さんと坂上議員さんに立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○ 議長(松尾千代一君) 開票が終わりました。それでは、開票の結果を事務局長より報告いたさせます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

投票総数 26 票でございます。これは有効投票 26 票、有効投票のうち、上代卯之松議員 14 票、柳瀬美樹議員 12 票、したがって、上代卯之松議員さんが最高得票者でございます。
以上のとおりでございます。

○ 議長(松尾千代一君) ただいまの報告どおりであります。この選舉の法定得票数は 7 票でございます。よって、上代君が副議長に当選せられました。

以上で副議長選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○ 議長(松尾千代一君) それでは副議長のあいさつをお願いいたします。

(新副議長あいさつ)

○ 副議長(上代卯之松君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまの副議長選挙において副議長として当選させていただき、まことにありがとうございますございました。お見かけどおりの浅学非才の者でございます。とうてい、皆さまのご指導とご鞭撻を仰がなければ、副議長としての大役はつとまらぬと存じております。先輩諸氏の御指導を仰ぎつつ、今までに倍されましたところの御指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(松尾千代一君) 副議長のあいさつが終わりました。

この際、おはかりいたします。日程が次にありますか、いかがいたしましょうか。

○ 23番(貝淵博治君) 今日まで延々になっておりますので、この際全部役選をしたらど

うですか。

- 議長(松尾千代一君) ただいま貝淵議員よりご提案がございましたが、おはかりいたします。この際次の役員選挙を続けて行ないたいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。
- 17番(山田清二君) やることには異議はないんですが、これをやるということになれば、全部一括して提案されると思います。それまでにお聞きしておきたいのは、いわゆる、第9号議案ですがね、和泉市立病院特別委員会の件ですが、これは一応、次の改選とか、それまでということで、やってきたわけで、それをそのままやっていくのかどうか、そういう点もあると思いますんで、その点、確認しておきたいと思います。
- 議長(松尾千代一君) ただいま山田議員さんより、和泉病院の問題につきましてご発言がございましたが、この点についてどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。全部今日中に、この日程を終わらしていただきたいことにしますか。
- 16番(横田憲治郎君) 事務局長からの見解を答弁さしなはれ。
- 28番(坂上国治君) 関連=常任委員会の委員の選挙をどういうふうにするのかということについては、私も異議がありますけれども、いま、山田議員から発言があったわけで、私もそれに同感で、現在までは、和泉病院という名のもとに、当市からも派遣議員として出ておったわけです。しかし、今度は市立病院として経営していくことになった以上、常任委員会のどこに属するんかということ等も、まず決めていくのが本当やないか、あるいは産衛委員会の中に含めるものか、あるいは特別にそうした委員会を、今までのように継続していくものもあるか、まず、私はそれを承って、その後、いろいろと今後の常任委員会の選任に当たってほしい。現在の状態では、どうしていくのやら、われわれとしてははっきりわかりませんので、その点、ひとつ明確にしていただきたいと思います。
- 25番(藤原要馬君) この常任委員会とか、特別委員をつくるまでに、一応、協議会に切り替えて、そして協議してやったたらどうですか。
- 議長(松尾千代一君) ただいま藤原議員さんからご発言がございましたが、これを一応議員総会に切り替えて審議したりえて、この問題について取り決めていったらどうかと、このようにお聞きしたんですけれども、その点について皆さん、ご異議ございませんか。
- 17番(山田清二君) その点結構ですが、もう一つ。これはだれに聞いていいかわかりませんが、公園墓地設置特別委員会が今度、省かれているわけです。火葬場ができるばかりましたが、公園墓地というのはできていないわけです。この点について理事者のほうで、自分の間墓地はつくらないという意思をはっきりして、これが省かれたものか、それとも、火葬場ができたから、これが必要がないということで、これを省かれているのか、この点につ

いて聞かしていただきたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 23番（貝淵博治君） さっき藤原議員が言われたように、そういうもろもろの問題を議員総会に切り替えて、そうして協議したらどうですか。
- 17番（山田清二君） 議員総会をやってもらうのは結構ですが、いま言うた墓地火葬場火葬場は済んだけれども、墓地については、当分の間計画とか、そういうものがないということで省かれたのか、それとも、火葬場ができたから、要らぬやろうということで、それを省かれたのか、その点言うてほしいんです。
- 18番（直村靜二君） 正副の議長の選挙が終わったんで、役選に入られるかどうかということになって、今日やるとすれば、先に時間延長だけはやってもらうと。そして、いま言っていますように、議員総会に切り替えてやって、山田議員、その他若干言つておりますように、いま、理事者答弁ということがありましたけれども、そうではなくて、これは議会案件ですから、その中ではっきりとして、場合によっては、本会議で理事者の答弁というふうにせんと、混乱しますから、直ちに議員総会に切り替えていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） ただいま直村議員から発言がありましたので、一応、時間延長いたしまして、そうして議員総会に切り替え、そしてもろもろの問題を解決したりえで再開し、そしてその問題を一つ一つ片づけてまいりたい、かように存じますが、いかがでござりますか。

（「異議」なしと呼ぶ者あり）

それでは時間延長をまず決めさせていただきます。時間延長についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようでございますので、時間延長させていただきます。

それでは議員総会に一応、切り替えさせていただきたいと存じます。

（午後4時22分休憩）

（午後4時49分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
おはかりいたします。本日は議会運営委員の選任についてのみ上程することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないと思いますので、それでは日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(議会事務局長朗誦)

議会議案第5号

議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員を運営委員会規則第4条の規定により選任するものとする。

昭和47年10月30日提出

和泉市議会議長 松尾千代一

○議長(松尾千代一君) 本件については、先ほど議員総会において、委員さんを決めていただいたと思いますので、局長より氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。順不同でございます。

関戸正一 議員	中塚辰之助 議員
竹内修一 議員	成田秀益 議員
藤原利一 議員	柏音三郎 議員
吉川伊与一 議員	田中包治 議員
木下甲子三 議員	三井正光 議員
直村静二 議員	竹下義章 議員

以上、12名でございます。

○議長(松尾千代一君) ただいま朗読させていただいた方々には、まことにご苦労でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは本日はこれにて散会することにご異議ございませんか。

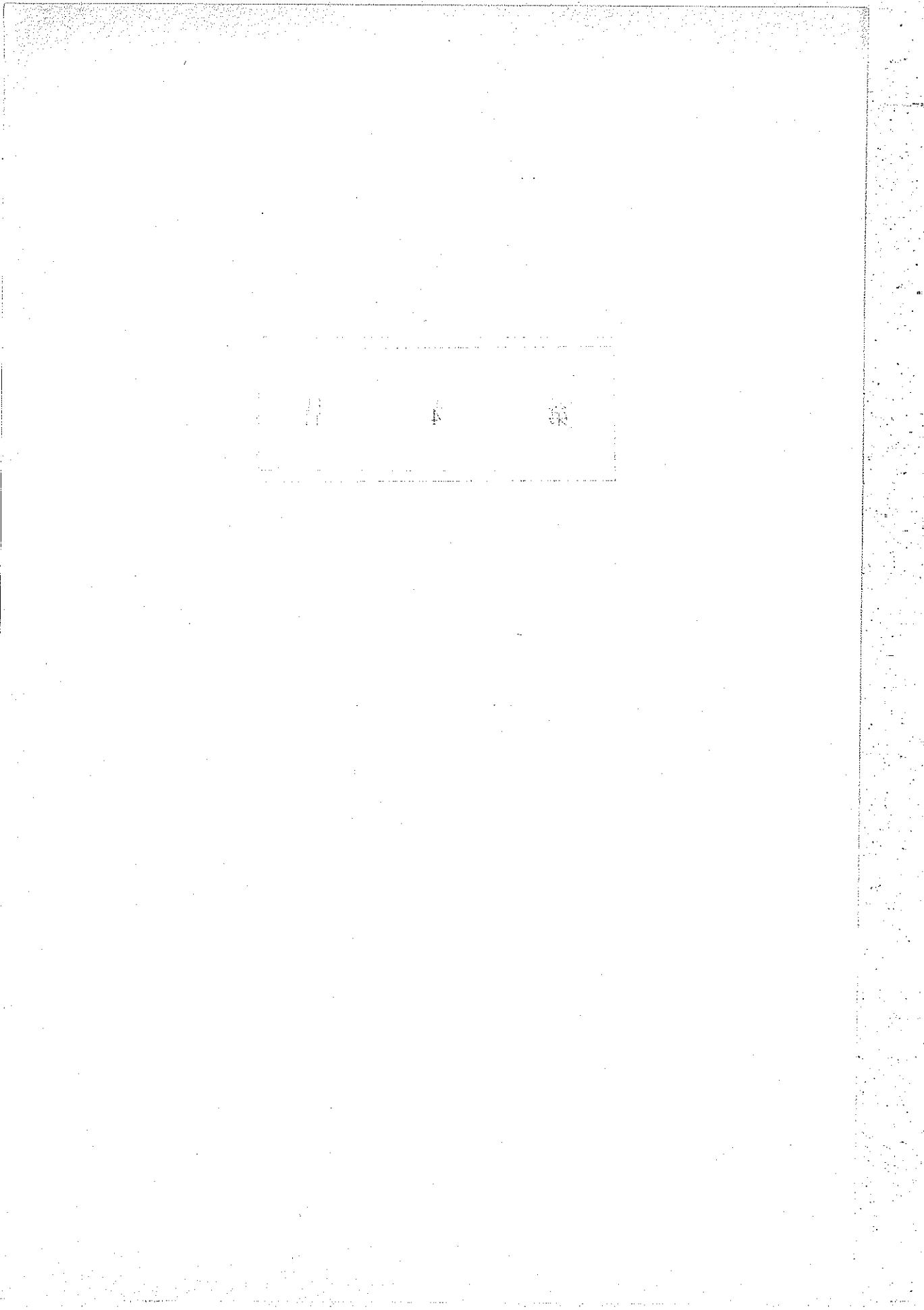
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。明日は10時から開会いたします。

(午後4時52分散会)

第 4 日



昭和47年10月31日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第4日 出席議員(24名)

1番	田中幸一君	15番	上代卯之松君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	閔戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塙辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

17番	山田清二君	27番	成田秀益君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	助役	藤田利
助役	辻忠夫	収入役	橋本炳

本会の議事を速記法により、記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囁託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次長 北野丈夫
調査係長 大塙俊昭
議事係 西垣宏高

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月31日)

日 程	種別及び番号	件 名
1	選 挙 第 3 号	泉北環境整備施設組合議員の選挙について
2	" 第 4 号	泉北水道企業団議員の選挙について
3	議会議案第 4 号	議会常任委員会委員の選任について
4	" 第 6 号	交通・公害対策委員会委員の選任について
5	" 第 7 号	開発事業対策委員会委員の選任について
6	" 第 8 号	第2阪和国道特別委員会委員の選任について
7	" 第 9 号	和泉市立病院特別委員会委員の選任について
8	" 第 10 号	同和対策特別委員会委員の選任について
追 加	" 第 11 号	公園墓地設置委員会設置並びに委員の選任について
追 加		会期延長について

昭和47年10月31日

和泉市議会第3回定例会会議録(第4日)

(午後3時55分開議)

- 議長(松尾千代一君) たいへん長らくお待たせいたしました。議員皆様にとっては連日お忙しいにもかかわりませざご出席賜わり、まことにありがとうございます。それではただいまより開会させていただきます。

開議に先立ちまして出席議員数を報告いたします。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、出席されている議員さんは23名でございます。他の方につきましては、間もなく

お見えになる予定でございます。現在、23名でございます。

開 議

○ 議長(松尾千代一君) 報告のとおり、23名をもちまして議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくご了承願います。

○ 議長(松尾千代一君) それではこれより日程審議に入ります。日程第1「泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について」、日程第2「泉北水道企業団議会議員の選挙について」、日程第3「議会常任委員会委員の選任について」、日程第4「交通公害対策委員会委員の選任について」、日程第5「開発事業対策委員会委員の選任について」、日程第6「第2阪和国道特別委員会委員の選任について」、日程第7「和泉市立病院特別委員会委員の選任について」、日程第8「同和対策特別委員会委員の選任について」と、先ほど議員総会においてご協議賜わりました「公園墓地設置委員会設置並びに委員の選任について」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第5条の規定により、議会議員5名を選挙するものとする。

昭和47年10月31日提出

和泉市議会議長 松 尾 千代一

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条の規定に基づき、同企業団議会議員5名を選挙するものとする。

昭和47年10月31日提出

和泉市議会議長 松 尾 千代一

開発事業対策委員会=木下議員、柳瀬議員、直村議員、竹下議員、柏議員、成田議員、藤原要馬議員、坂上議員、関戸議員、中塚議員、竹内議員、三井議員。以上12名でございます。

第2阪和国道対策委員会=山田議員、竹下議員、三井議員、藤原要馬議員、坂上議員、中塚議員、松尾議員、成田議員。

同和対策特別委員会=木下議員、田中包治議員、池辺議員、竹内議員、関戸議員、直村議員、坂上議員、竹下議員。

和泉市立病院特別委員会=寺田議員、田中包治議員、成田議員、金沢議員、横田議員、竹内議員、勝部議員、出原議員、藤原利一議員、吉川議員、関戸議員、坂上議員、三井議員、山田議員。

公園墓地設置委員会=山田議員、田中包治議員、勝部議員、竹下議員、柏議員、坂上議員、中塚議員、竹内議員、出原議員。

泉北環境整備施設組合議会議員=木下議員、池辺議員、柳瀬議員、直村議員、竹下議員。

泉北水道企業団議会議員=由中幸一議員、貝淵議員、柏議員、中塚議員、藤原要馬議員。

以上でございます。

○ 議長(松尾千代一君) ただいま朗読のとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認め、ただいまの朗読どおり選任いたします。各委員さんにはご苦労さんでございますが、よろしくお願ひいたします。

各常任委員会の正副委員長さんの互選がされましたので、この際、ごあいさつ願いたいと思います。

まず委員長さんからお願ひいたします。総務委員会委員長田中議員さん、厚生文教委員会委員長金沢議員さん、産業衛生委員会委員長柏議員さん、建設委員会委員長藤原要馬議員さん、お願ひいたします。

(常任委員長代表あいさつ)

○ 総務委員長(田中幸一君) 私ら4人は各常任委員会の委員長を仰せつかりました。一生県命にやりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力をお願ひいたします。(拍手)

○ 議長(松尾千代一君) それでは副委員長さんお願ひいたします。総務委員会副委員長木下議員さん、厚生文教委員会副委員長横田議員さん、建設委員会副委員長坂上議員さん、産業衛生委員会副委員長吉川議員さん、お願ひいたします。

(常任副委員長代表あいさつ)

○ 産業衛生委員会副委員長(吉川伊与一君) 今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○ 議長(松尾千代一君) どうもありがとうございました。

○ 議長(松尾千代一君) それではこの際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたい
と思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決し
ます。

会期の延長を議題といたします。

おけりいいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を11月9日まで9
日間延長いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認め、これを決定いたします。

それでは5日まで休会とし、6日より再開させていただきたいと存じます。

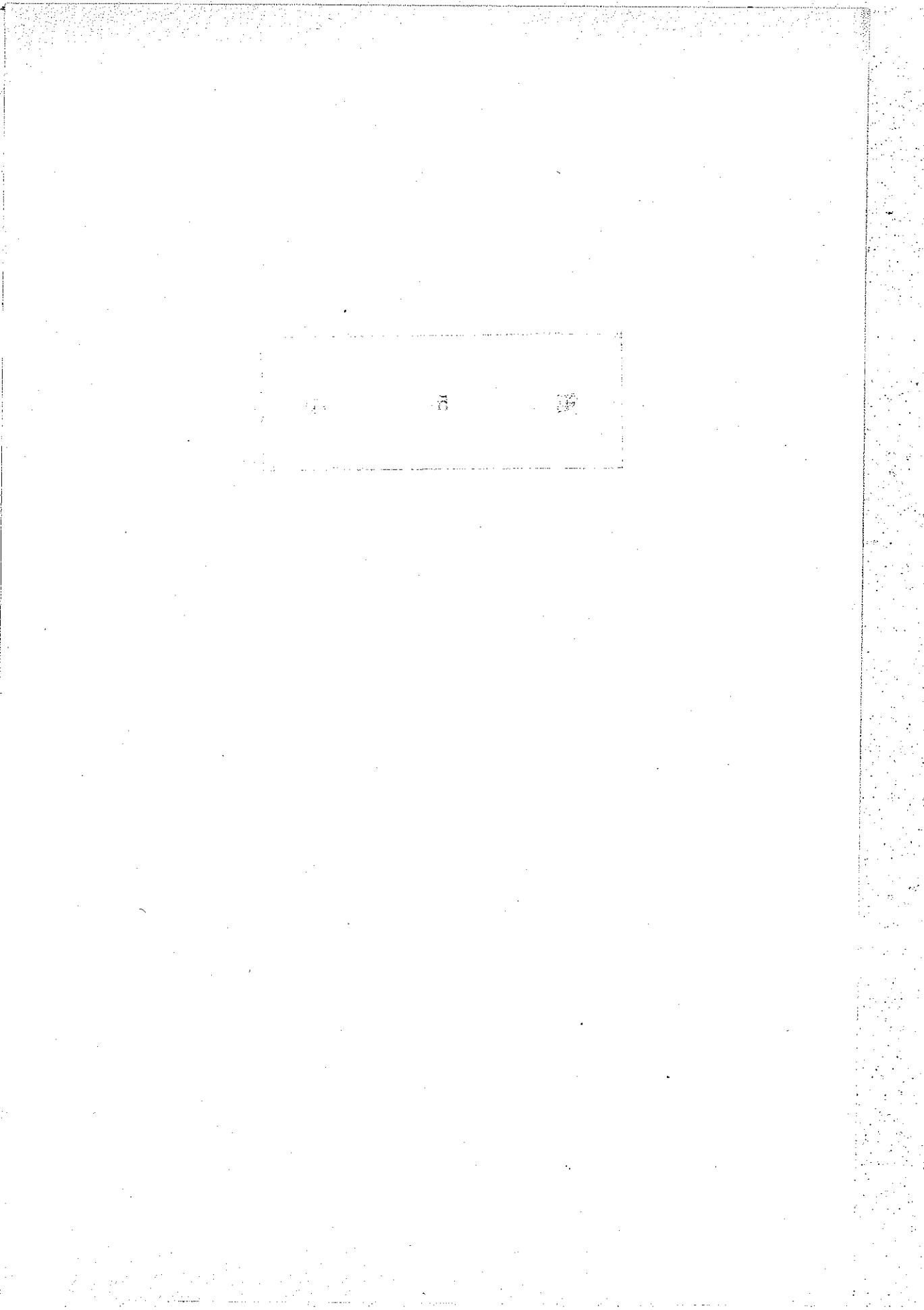
それでは以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本日はこれで散会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後4時10分散会)

第 5 日



昭和47年11月6日午前10時和泉市議会議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第5日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	病院長	岩崎靖
助役	藤田利	病院事務局長	竹内潔
収入役	橋本炳	障保館長	高橋正弘
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和対策部長	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川喜久
産業衛生部長	宇沢清	福祉事務所長	山本武雄
建設部長	中塚白	建設部次長	林徳次

職名	氏名	職名	氏名
水道部次長	田中 慎	区画整理事務所長	淳富 西中
病院事務局次長兼庶務課長	平野 誠蔵	開発課長	保川 白
庶務課長	杉本 弘文	会計課長	雄桐 片
企画課長	橋本 昭夫	営業課長	新平 橋高
人事課長	門林 六男	工務課長	久喬 本福
財政課長	北野 敦雄	経理課長	勇田 守
資産税課長	吉田 日出男	業務課長	光夫 原藤
市民税課長	吉田 利秀	隣保館事務長	之宏 田富
納稅課長	吉田 種義	消防署長兼次長	雄主 口南
庶務課参考事 (広報担当)	竹田 明郎	監査委員	治德 田姫
推進調整課長	萩本 啓介	監査事務局長	志正 岡西
"	生田 慎	選管委員長	吉日 谷味
"	浅井 隆介	選管事務局長	之喬 木青
市民課長	田中 二三夫	教育委員長	延由 内堀
社会児童課長	森 保	教育長	一宗 城葛
福祉課長	山村 昇	教育次長	信重 阪東
商工課長	岩井 益一	総務課長	俊武 乾
農林課長	吉岡 昭男	学校教育課長	茂藤 定紀
保険衛生課長	大宅 清臣	指導課長	治幸 咲
交通公害課長	内田 潔	社会教育課長	豊見 吉
計画課長	大浦 行雄	学校教育課長	郎史 岡廣
土木課長	中尾 宏	参考事務局長	夫泰 谷角
建築課長	逢野 一郎	農業委員會事務局長	堯吉 村松

職名	氏名	職名	氏名
開発協会事務局長	西川武雄	開発協会参事(総務担当)	藤原永一
開発協会事務局次長	山本俊兼	(用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長および職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

和泉市第3回定例会（第5日）

11月6日

（午前の部）

（午前10時38分開議）

- 議長（松尾千代一君） たいへんお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとご多忙中のところ、多数ご出席賜わりましたことを心から厚く御礼申し上げます。
- それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長不在のため、次長より報告させます。

（事務局次長報告）

- 事務局次長（北野丈夫君） ご報告申し上げます。
- 現在、出席されております議員さんは22名でございます。欠席届のある議員さんは柳瀬議員さん1名でございます。その他の方につきましては間もなくおみえになると思ひます。
- 現在、22名でございます。

開 議

- 議長（松尾千代一君） ただいま報告の通り、出席議員数22名をもちまして会議は成立了いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（松尾千代一君） これより一般質問に入ります。26番勝部津喜枝君

- 26番（勝部津喜枝君） 保育所行政、福祉行政、衛生行政についてお尋ねいたします。

一番、保育所行政について。かっては子供を生み放して保育所を建てろ、勝手なことを言うなどと言われてきました保育所要求も、物価高や住宅問題、子供を取り巻く環境の悪化など、どうしても働き続けなければならない経済的な理由と、子供の成長と発達を保証する集団の場所として、保育所の必要性が認められてきております。また保育所を事実上の貧困者対策と慈惠的な施設にどめておいてよいという意見も影をひそめて参りました。とりわけ、幼児をすこやかに育てるということのほかに、婦人が自ら築き上げてきた働く権利を守るということ、働く母親の立場を保護する役割を持ってきていると思います。働く婦人の今後ともますます増加する中で、労働婦人の社会的役割もいっそう増大すると思います。

こうした観点から、現在の和泉市の保育所行政を具体的にみますとき、財政問題等困難な事情があるとは言いながらも、理事者や担当係官の憲法と、それに基づく児童福祉法に保障された権利としての保育にはほど遠い現状だと思います。

まず、そうしたことから第1番目、保育内容を問題としまして、保育所の教育的 requirementについてどのように対処されておるか。

第2番目に、働き続ける母親がふえてきている現在、保育時間の延長と零歳児保育実施についてどのように対処されているか。

3番目に、保育料をはじめとするいわゆる最低基準を超えるよう、常に運営と向上させる努力をされているかどうか。

この3点についてお尋ねいたします。

第2番目に、老人福祉と生活保護問題について。今年の6月議会で老人福祉に関する3つの要望が議会の請願で採択され、委員会の付託になっております。その後、来年度予算に入れるなど、具体的な仕事が進められているかどうか、お尋ねいたします。

また今年の大坂府議会の9月の補正予算では、67歳からの老人医療費の無料化の実施を取り組んでおりますけれども、和泉市もこの体制に応じて直ちに実施できるような具体的な措置がされているかどうかお尋ねいたします。

また生活保護問題につきましては、現在、和泉市では級地が2級地となっております。

隣接の高石、忠岡等でもすでに1級地の指定がされておりますが、この点について、級地引き上げの実施をするべきではないかと思います。

第3番目に、ごみ、くみ取りをはじめとする衛生行政についてお尋ねいたします。現在、この問題について、市民の間で非常に苦情が多い現状でございます。タバコを出したり、また盆、暮に金品を贈与するなど、いろんな苦情が聞かれております。こうした問題について速やかに処理できるような体制になっているのかどうか。住民の苦情や不満がすぐに聞けるような体制になっているのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。また憲法で保障された快適な生活を維持する権利として、ごみの週2回、くみ取りの月2回実施を早急に要求したいと思います。

以上の点についてお聞きいたします。

○ 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。

○ 市民部長(小林一三君) ただいま勝部議員のご質問に対してもお答え申し上げます。

第1番の保育所行政の保育内容でございますが、議員さんおっしゃいましたように、近年の保育所行政につきましては、就学前幼児教育を目的とした内容で、国あるいは府等の指導も得、そういう方向で現在、父母会とも協議してカリキュラムを組んで運用しておるつもりでございます。

第2点の時間と零歳児保育でございますが、時間につきましては、可能な限り、要員計画もありますが、当該父兄と協議いたしまして、保母の時差出勤等、あるいはパートタイマー等を含め、できるだけ対応して父兄の期待にそいたい考え方でございます。

なお零歳児保育につきましては議員さんご承知の通り、それ相応の必要な施設がなければできません。したがって、近代的な施設あるいは新しい施設を建設する中で、そういう住民のニードも十分勘案のうえ、近年、建設しております保育所につきましては、零歳児保育からやっておるのが現状でございます。したがいまして、直ちに全市ということになりますれば、それ相応の施設、いわゆる子供の安全あるいはそれに必要な看護婦とか、いろんな要員計画も必要でございますので、一気に要員計画のみを満たしたからといって零歳児保育はできないのであります。計画的に今後ともそういう基本的な体制はくさないで零歳児保育を進めていきたいということを確認しております。

なお保育料につきましては、国・府の基準通りやっておりまして、現在、それらに基づいて国・府等の指導を仰いで、あるいは通達に基づいて算定しておるわけでございます。

第2点の福祉行政のうちの老人福祉でございますが、これにつきましては、去る6月26日の議会で請願が採択されまして、その後、具体的に厚生文教委員会に付託されましてから

審議はまだ行なわれてませんが、その内容に基づく第1点の65歳以上の老人医療費無料化につきましては、国においては70歳、府においては67歳から1月実施ということでございますので、そういう内容も踏まえて現在、本請願の趣旨に沿うべく対処してございます。

第2点につきましては、所管が違いますので、主管課から答弁いたすことにしてしまして第3点の老人の孤独感より起こる不幸から解放されるため、老人が集まられる憩いの家を地域ごとにつくって下さいということでございますが、これにつきましては、大阪府においても老人常設集会所制度がございます。したがいまして、遅ればせながら、本市におきましても、各校区に年次的に昭和48年度から実施していくべく、現在上司とも協議中あるいは府とも協議中でございますが、48年度からは、せひとも各校区に1カ所を原則として、全市にそういう老人保養施設を計画していきたいということでございますので、昭和48年度当初予算において、あらためてご審議をわざわざすることになろうかと思います。

なお67歳の老人医療無料化につきましては、ご承知の通り、国が70歳、府が67歳という非常に複雑なことになりますが、なおそのうえに所得制限等のいろんな問題がございますが、現在鋭意、福祉課の老人医療係において、関係者の把握等について日夜作業しております、1月1日からの実施につきましては、万遺憾なきよう対処してございます。

第2点の生活保護級地の問題についてでございますが、これについては、厚生省のほうで総合的に判断して級地が決定されてございます。ご承知だと思いますが、地方交付税の普通交付税算定においても、全国の各自治体が級地に位置付けられてございます。これらの問題は、都市の構造、位置等から総合的な資料によって国が位置付けておるものでございます。かといって、われわれ放置しておりません。府を経由して、国等へその都度働きかけておるものでございますが、そういう地方交付税の種地の決定等に類似した位置付けがされておる現状でございますので、本市のみが直ちに1級地に変更といつてもなかなか困難な情勢ではございますが、今後とも府を通じて根強く、いわゆる住民福祉につながる生活保護基準アップを目標として国に当たるべく措置したい、かように存じてございます。

はなはだ簡単でございますが、所管の事項につきまして答弁に代えさせていただきます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 具体的にお尋ねしていきます。

保育所の教育的要求について、最近、父母の間から非常にたくさん出ております、いわゆる従来の託児所的な保育所の内容では、大切な子供さんを預る保育所の現状としては不備であるということから、たくさんのお母さん方から子供たちの保育参観を要求されておりますが、最近、市の福祉課の回答は、そういうものはやれないということでございます。そういう点から、十分聞き入れて検討していくことの答えと合わせてどういう関連があるの

か、お聞きしたいと思います。決して教育的な父母の要求を聞き入れ、十分にやっているとはいえないと思います。また零歳児、長時間保育等、可能な限り父母と話し合って対処していくという話でしたが、今までの経過から具体的にはどうしても考えられないと思います。いま、3時までに引き揚げさせるということが和泉市の保育所の現状でございます。5時まで預けることすら、非常に気兼ねしながら預けておる現状でございます。このようなかで、長時間保育を可能な限り、父母と話し合って対処されているのか、もう少し突っ込んでお聞かせいただきたいと思います。

- 社会児童課長（森保君） まず零歳児保育、長時間保育で父兄と十分の話し合いをしているかということでございますが、ご承知だと思いますが、毎年、保育の受け付けが1月ごろですが、そのころになりますと、大体のお母さん方の時間的なご要望なりがキャッチできます。その受け付けの範囲内で十分お母さんたちとも保育時間、もちろん外勤等の問題もケースが違いますが、そういった中で十分お話し申し上げ、対処している現状でございます。それから3時までというご質問ですが、やはりご家庭によりましては、早く家に帰ってほしいというご希望の家庭もございましょうし、種々さまざままでございます。

第2点の問題でございますが、父兄と十分話し合いする中で今後対処していきたい、かように考えております。

- 26番（勝部津喜枝君） 長時間保育につきまして、早く帰りたい希望の父兄もあるかわりに、6時、6時半まで預ってほしいという父兄もある中で、話し合いでそれを実現させていくおつもりですか。
- 社会児童課長（森保君） 実現可能な範囲で十分検討して参りたい、かよう考えます。
- 26番（勝部津喜枝君） 実現可能な、とはどういうことですか。保母さんが足りないとか。
- 社会児童課長（森保君） もちろん保母の問題もあります。特に私、担当課長として心配いたしますのは、やはりパートタイマー、保母の勤務時間が、私たちの勤務時間と全く同じ9時から5時までが原則でございます。そういった中で6時、7時の長時間保育になりますと当然パートといった形での保育、もちろん土曜日の時間もそのようになります。その中でもし子供さんにけががあった場合、その他諸々のことを考えると、非常にむずかしい配慮が出てきます。もちろん議員さんのご要望に対しては、2交代保育といった点で可能だと思いますが、そうすれば、保母の定数も倍以上必要になります。可能な範囲というのは、私たちのほうで可能な範囲で検討できる限りと考えております。

- 26番（勝部津喜枝君） 父母の長時間保育を要求する声というものは、保母さんへのしわ

施したのに伴って、和泉市でもやっていく体制として、対象人員とか、どれぐらいの予算措置をしなければならんとか、1月1日から実施される体制が本当にとれているのかどうか、もう一度はっきり確認したいと思います。

- 市民部長（小林一三君） 現在、福祉係で3名、人員の把握並びに国の70歳以上等の関連も含め作業を進めております。予算云々等につきましては、5分の4が府補助、5分の1が市負担で、それらの予算措置を12月議会に向かって提案いたすべく現在、日夜作業をしておりますので、追っつけ、12月議会ではご審議を煩わすことになろうかと思います。
- 26番（勝部津喜枝君） それでは生活保護の級地問題については、やはり高石、忠岡、岸和田、貝塚等、泉州地域周辺がほとんど1級地になっておりますので、やはりこちらでも1級地になれるよう努力されるよう希望しておきます。
- 保険衛生課長（大宅清臣君） ごみの収集につきまして週2回にせよという議員さんのご質問ですが、現在、和泉市では週1回しか収集しておりません。全国平均をとりますと、大体1人当たり1日8百グラム、30日で2.4キロ、1カ月に4回収集いたしますと22.2キロ、大体ボリバケツ1杯の量が出てくるわけでございます。和泉市の平均は大体5百グラム30日で1.5キロ3百グラム、ボリバケツで、一杯ぐらいの平均値しか出ておりません。現在通り、週1回で行なっていきたいと考えております。今後、量がふえるにつきましてはあらゆる資料を調査いたしまして委員会にかけ、考へていきたいと考えております。
くみ取りにつきましては現在、おおむね20日に1回、くんでおります。これも全国平均で1人当たり1日1.2リットル、それで30リットルのつぼで2.5人で20日に1ペンドでいける状態でございます。和泉市平均は大体1.7リットル、3百リットルのつぼで9人がいける状態でございますので、現状でいけると思ひますので、ご了承願いたいと思います。
- 26番（勝部津喜枝君） 数字をいろいろお聞きしたんですが、実感としてわいてこないんです。35日ぐらい、それ以上は苦情が非常に多い。またタバコを出したりとか、いろいろ聞いておりますが、こういう問題について、衛生課として実態を把握されてるかどうか、お聞きしたいと思います。
- 保険衛生課長（大宅清臣君） 大体、うちのほうでつかんでおりますのは、とにかく20日以上越えて苦情のあるところは、ホースを百メートル引かなければならぬとか、山間部であるとか、とにかく、くみにくいところが多いわけです。今後、業者に徹底して、なるべくそういうことのないようにはからっていきたいと考えております。
- 26番（勝部津喜枝君） 20日に1回、必ずくみ取りにいくことを確実に約束できるわけですか。

- 保険衛生課長(大宅清臣君) 今後、業者に徹底させていきたいと思います。
- 26番(勝部津喜枝君) それからごみの問題につきましては、8百グラムで30日で幾らということですが、町中にいろんな不法投棄がたくさんあります、ああいった問題はどういうふうに考えておられますか。家庭のごみが少ないということですけど。
- 保険衛生課長(大宅清臣君) 現在、不法投棄されているごみにつきましては、信太山とか、ああいったところを調査したところ、大体、市外から持ってくるごみがたくさんあるわけです。それでわれわれの係りのものが行って、その中のものを調べ、これはどこの業者のものかを追及して、業者を呼んで質すようにやっておる次第でございます。
- 26番(勝部津喜枝君) 私たち、実際に生活しているものにとって、ごみが少ないという衛生課のお答えは納得できない。特に夏場などは、週1回の収集では不衛生、またアパートなどの密集した住宅地域では、とてもそんなことでは間に合わない。差し当たりの要求としては、年末と夏場だけでも、週2回のごみ取りを強く要望したいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- 保険衛生課長(大宅清臣君) 今後、量につきましては一応、各市町村のデータを集め、そのうえで検討してみたいと思います。
- 26番(勝部津喜枝君) いま言いました暮と夏場だけでも週2回を実施していく方向というのにはいかがでしょうか。たくさん汚いものが集まらんと取りに来てくれないという衛生行政は間違っていると思います。
- 保険衛生課長(大宅清臣君) 今後、産衛委員会とでも相談して考えていくたいと思います。
- 26番(勝部津喜枝君) それでは今年の年末、差し当たって週2回取りを産衛委員会で検討してもらうわけですか。
- 保険衛生課長(大宅清臣君) 検討してみたいと思います。
- 26番(勝部津喜枝君) それでは26番、これで終わらせていただきます。
-
- 議長(松尾千代一君) 次は25番藤原要馬君、お願いします。
- 25番(藤原要馬君) それでは皆さんにひとつお願いしておきたいんですが、理事者の答弁のいかんによっては長時間を要するかもわかりませんので、あらかじめ皆さんにお断りしておきたいと思います。どうぞよろしくご協力お願いいたします。
- 今回の9月の改選に市民からご支持を得まして3度、市政に参画させていただいたわけでございますが、市長にひとつ今後の市政ということについて質していきたいと思いますので、

さんは自動車で走っていくから苦痛がないでしょうが、皆自家用車を持っておりません。三井石油とか、そういう企業の方はバスを持っておりますが、そのバスの運行にしても、非常に狭いなる道路をもって、交通の危険を感じて通ってるわけでございます。このバスの運行をどのように考えてるのか。

そしてもう一つは鶴山台のバス問題でございますが、これについては、2年前に13号線寄りにバスの場所を買つたるわけですが、これもいまだに運行していません。公団のほうは皆さんに入居するまでに買つたると思うが、いまだに運行していない。これも合わせてご説明願いたいと思います。

ここで質問を終わらせていただきますが、その他の問題について一言、聞いておきます。

過日、職員組合において廊下に座り込みをしておりました。そしてこれは妥結したようですが、妥結した内容をわれわれ議会が知りたいと思いますので、明確なるご説明を市長からご答弁下さい。

それと公園についてでございますが、公園が計画されて長期間放置しておる。これは市民の財産を無断で計画しておきながら長期に放置しておくことは、地主は家を建てたい、ほかに売りたいというてきたときに、それは公園計画になってるからダメですよというて何もさせない。それで直ちに市に買い上げするかというたら、それもしない。へびの生殺しのようにしているが、どういうわけですか。人の財産を無断で自分たちの計画に基づいてやっておいて、その所有権を奪ってる、何事だということです。だから、公園の計画をしたら、その時点で直ちに購入して市民から買い上げするならまだいいが、それもしない。足洗のところなんか、特にそうです。31年に公園の指定をしておいて、いまだに購入もしなければ、何もしない。2、3年ほど前にほかに売りたいというてきて初めてわかった。だから、市で購入してもらえんかと私にも、議長にも申し入れてきたのですが、いまだに何の回答もない。何事だということです。それでひとつ市長の今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

それと公団住宅のごみ収集について補助をいただけるように話し合ははしてあるわけでございますが、その結果も何ら報告もなし、もらったのがどうか、そのこともひとつ合わせてご答弁願いたいと思います。

ここで私の質問を終わります。答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長(松尾千代一君) それでは1時まで休憩したいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは1時まで休憩いたします。

(午前11時30分休憩)

和泉市議会第3回定例会(第5日)

11月6日

(午後の部)①

(午後1時7分再開)

- 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

理事者の答弁に先き立ちまして、一言お願ひいたします。非常に今日までの例をみますと理事者の答弁がどうも聞きにくいということで、そのため時間がかかります。ですから、明確にご答弁していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。理事者答弁。

- 総務部理事(庄司清君) 財政問題といふことでございますので、私からご説明させていただきます。

和泉市の財政事情につきましては、44年に財政再建を脱却いたしまして、それ以後、順調に歩んできたわけでございますが、46年度後半から経済事情等の関係もございまして、悪化をたどって今日に参っております。46年度の決算の見込みにつきましては、12月定例会に決算が認定に付されることと思いますが、決算の内容を申し上げますと、46年度で5千30万4千円という繰越金をみたような結果でございます。これは一般会計でござります。国保会計につきましても、2千百万円程度の繰越決算ということになってございます。土地区画整理事業の関係につきましては、千150万程度の赤字決算ということになりまして、3会計総合いたしまして、決算としては、まず順調な決算をみたわけでございます。

47年度の問題でございますが、現計予算61億円程度、この執行につきましては年度半ばでございますので、あくまで推計ということでお聞き及びいただきたいと思います。

47年度の財政事情につきましては、非常に滑り出しそのものも悪うございます。と申しますのは、地方財政全般の問題でございますが、国の三税の伸びが非常に悪いということで、地方交付税の伸びが非常に悪い。これは臨時特別交付金を千五十億円、一般会計から地方交付税特別会計に繰り入れする。それから大蔵省の資金運用部資金から千六百億円を借り入れるという事情で、かろうじて、ほぼ20%台の地方交付税の伸びを確保したという状況でございます。

そういうところへ加えまして、経済界が非常に円対策の関係で不況になったという事情もございまして、市税も思わしくないわけでございます。端的に申し上げますと、収入面で市税の状況におきましては、45年、46年度では23%伸びましたが、これが47年度では、

政が苦しいにもかかわらず、それをなぜ減らすかということです。なぜ減らされてのうのうとしているか。それをなぜもっと議会に訴えなかったか。だから理事者だけでいかない場合は、やはり議会にも協力を求めて、ともども中央に行って市民に恩恵を与える施策をしなければいけないので、それに欠けておる、努力が足りないと思う。努力しておれば、もっと議会に訴えてあるだろうと思うのに、やっておらない。

それと答弁の中で、地方交付税においても、岸和田、泉大津、高石等と比較して問題も出ておりましたが、これについても私は納得できない。岸和田、大津においては相当ギャンブル収益がある。それを交付税に算定せられず、1人前の交付税をもらうのはなぜかということです。ギャンブルというのは、戦争の被害の大きいところにおいてやらずべく、終戦当初やったわけですが、それをいまだに存続している。ところが和泉市のほうは財源が非常に乏しいのに何の恩恵もない。高石は臨海にたくさん工場を持って相当なる利益をあげてる。その公害を和泉市はいただいて金はもらっていない。そこらのことをもっと国、府に訴えて、特別なる扱いをしてもらわなければダメだと思う。しかしそれをやられていない。

それと岸和田、高石、大津よりか和泉市は46年度から百億円になんなんとする債務負担債務保証等を組んでるわけですが、その見返りの財源はどこにあるか、これも全然われわれの聞いてるところでは、その見返りの工作をしておらないということです。これではどうしてやっていくか。ただ数字的、計算的には出てるけれども、実際、何も出でていないじゃないですか、やってないじゃないですか。議会に訴えもしましたか、やってない。これは細かく言ったってしようがないことなんですから一応、目標だけを市長からお聞きしておきたい。百億の裏付け、財源についてはどうするのか。

それから交付税が昨年より11%も少なくなってきた。経費が35%だから、これも1.0%増ぐらい、比較したらどんだけ赤が出るか。六十億に対して11%何ぼの赤字が出てくるか、言わなくてもわかってる。46年度は赤字転落ははっきりしてる。赤字に転落となれば国に頼らざるをえない。われわれは定められた税収入しか取れないが、国においては財源を得ようとしたら、新税は設置できるわけです。私たちの知るところにおいては、重量税等あらゆるものに課せられて、国民が過重なる税金をおつかぶされようとしている。交付税が少なくなるというのに、なぜのうのうとしてみているのか、黙っておるのか。なぜもっと議会にも訴えて、ともにわれわれに訴えないのか。あえて強力を運動を展開しないのか聞いてる。数字を聞いたってしようがない。赤字が出るのは決まってる。説明は十分聞きましたので、財政問題についても、市長は今後、どういう形でやっていくのかということだけ、詳しい方針をお示し願いたいと思います。

- 市長(藤木秀夫君) 藤原議員さんにご答弁申し上げます。

財政面につきまして、昨年よりも本年の交付金が減ったというわけではないんで、大阪府下に何多か総括してきたのが、和泉市が19%しか伸びなかつたということを財政はお話しでござります。昨年は8億7千万円、今年は10億3千万円、收支がいささか心配であるということです。そうすれば何に頼るべきか、国、府にいままで議員さんに頼んでないといふお叱りはございますが、これは国にも府にも何回も行っておりますけれども、結局、落ち着いたところは、10億3千万円何ぼというはっきりした数字がわかりました。そうすると、あとは47年度は特別交付税に頼る以外に何もございません。この交付金は来年1月から一杯の運動をして、国、府にすがって求めたい、かように思っております。その点われわれの微力では非常にむづかしい面もございますので、和泉市の皆さんの選挙もありましたし、議員さんに申し上げても無理なことでもありましたので、その点ひとつご了解賜わりまして今後、この特別交付金をより多くいただけるようにご尽力賜わりたいと思います。

それ以外にいろいろと税務のほうでも非常にこぼれておる、調査が行き届いておらないといふ面についても努力いたしておるわけでございますので、その点ひとつご了解賜わりたいと思います。

- 25番(藤原要馬君) あんたの答弁はおかしい。私は金額は言ひてない。パーセンテージはどこから出でますか。そんな子供だましの説明はおかしい。昨年よりパーセンテージが下がってるということは、予算面においてそれだけこっちが余計に支出しなければいけない。国、府の援助が少なくなったわけでしょう。支出は多くなる。税の伸びは少なく、交付税も少ないのに、いるものは余計いっててるということです。だから、それでは財政的に持ていかないということです。金額は関係ない。市長はそんなこと考えてるから完全に市民の要望に応えられないと思うんです。だから、35%になつたら本年は何ぼもらえるんですか。交付税は19%でしよう。だから、今後はやはり市民の利益代表者としてやらないけないのですから、もっと根本的に考えを新たにして、そしてともどもに国、府に行って援助を仰がなければ、和泉市は何にもできなくなるんでしょう。その点を言ひてるんです。だから、いまの市長の答弁ではわれわれは納得できません。百億の裏付けの財源はどこで得るんですか。それ一べん聞かせて下さい。

- 市長(藤木秀夫君) 債務負担の関係でご質問の点は、これは一応、金融機関からかった金で求めておりますが、これは起債をいたしておる半面、物で持つてることあります。その点協会のほうははっきり申し上げられると思います。先ほどの19%という問題についても、これは基本財政需用額というもので算出されますので、決して和泉だけがこれだ

けということではございません。他市がええというのは、議員さんも申されたようにギャンブル収入があるということで、われわれの残念なところでございます。それを考慮に入れず交付金をもらえることについては、私も相当地方課へ参ってやかましく言つたんであります。決して国がそういうものを問題にしておらんという点が遺憾なわけですが、これはひとつ皆さんにもど尽力願つて働きかけていきたい、かよう考えるわけでございます。

○ 25番(藤原要馬君) あのね、百億の財源についても、貰うたやつは財産だ、協会が持つてゐる、そんなことはわかってる。聞いてない。それについて、1日も早く裏付けの財源を得るような方法をしなければいけないんじゃないかと言うてる。置けばそれだけ金利がいる。だから、事業等も合わせてやらなければならぬんか、単独で先行取得した場合は、国、府においてどれだけの援助をしてくれるのか、やってるのかどうか聞いてる。そんあんたの説明はわかってる。だから、その裏付けについては、全部国と府において、先行取得した部分は無利子で貸してもらえるような形で運動してるとどうか聞いてる。いまの説明やったら聞かんでもよろしい。私のほうが先に知ってる。その説明をもらえばいい。

○ 助役(藤田利君) その点について、私からご説明申し上げます。

先行取得した土地とか等の財源といたしまして、いま直ちにその裏付けとしての財源はございませんが、これは事業実施の段階におきまして、その事業に見合ひ補助並びに起債、これはそれに要した金利も全部含めて市が買い取る値段においての補助金、そして起債をみていただき、その時点において財源ができるということで、いま直ちにそれだけに見合ひ財源があるかということになりましたら、ございません。

なお、現在われわれは国、府に対して強く要求しているものに、先行取得資金を貸し付けていただくよう働きかけておりまして、全国市長会においてもこれを取り上げ、府下の各市長会においても非常に熱望し、国、府に働きかけております。現在のところは、府の同和貸付資金において先行取得資金というものを認められており、私どもは事業実施においてこれに頼っていくことに懸命の努力をしております。そういうことでございます。

○ 25番(藤原要馬君) 藤田助役さん、あんたの説明も聞かんでもわかってる。事業実施と同時に市に買い上げるというが、買い上げのできんものを私は言つてる。起債、補助の付いたものは買い上げができる。付かない場合に先行取得してあるものについて、どういう方法でこれを国、府に助けを願うかということです。どんどん先行取得していくなければ事業はできない。まだまだ百億やそこらでは足りないと思う。しかしそれについても、和泉市の一般会計から金利を払っていくのでは困る。いつ買い上げられるかわからないということでは困る。やはりめどの付く期間、金利のいらない金を国、府に対して借りるようになぜ努力

してゐるというが、実現しない。実現しなければ、どういう方法で目的が達成できるか、やらなければいけないと思うが、私がいくら聞いても平行線だと思います。

しかし市長にひとつここで決意を聞いておきたいのですが、和泉市は他市よりも余計に費用がかかる。あんたは国、府が認めないといわれておりますが、それでは困るじゃないですか。認めてもらって事業を推進する、すべての行政をやることに万全を期さなければいけないんじゃないのですか。ただ府が認めてくれませんからといって、一般会計から出してやっていかれるわけですか。それでは困ると思うんです。ここで尽すべき手段はいろいろあると思うが、その手段を一つもやっておらない。これでもう10ヶ月になんなんとしておるので、その期間、まだあなたが前の池辺市長がやられておったことは議員として知つておるはずですが、それを執行しておらないダメですといひます。どうしてもやらなければならぬ。あんたのいまの答弁では、国が認めてくれませんから仕方ありませんという答弁ですが、それでやれるんですか、あんた、自信あるんですか。

議長ね、これは何を言うても的確な答弁ができないと思いますから、財政問題はこれで終わりますけれども、十分議員の皆さんも考えといてもらわんことには、和泉市はただ表面の数字だけではなく、どんどん疲弊して追い込まれていく形が出てくると思いますので、市長がああいう形では、とうていこれを救う道はないと思う。わしはこれは終わります。次の部落解放事業について。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 2点目の質問に対しまして、総括的にお答えいたします。

現在、本事業はご指摘のごとく、时限立法で相当遅延しておりますにつきましては深くお詫びいたしますとともに、今までの事業計画につきまして、総括してお答えしたいと思います。

まず実施計画を策定しようとしている段階におきまして、現在、最優先いたそりとしているものは道路事業でございます。本計画対象地域につきましては、非常に劣悪な道路事情だということは、議員の方々もご承知のことと思います。したがって、道路を改善するのが最優先計画でございます。

第2点といいたしましては、住宅問題でございます。先の道路計画を推進するうえにおいても、改良住宅の建設を推進して参りたいと存じますが、なお持家対策についても本市の本地域の実情に合わせ、十分留意すべきことと存じます。この点につきまして現在、府及び府同様と長期低利の融資制度について協議中でございます。したがって、これがまとまった時点で明らかにしていきたいと思います。

そのほかに施設計画といいたしましては、診療所、保育園が2園ございます。その他消防出

張所、それから現在の小学校拡張計画、老人センターの建設並びに現に実施しておるものをお含め、今後、年次計画の中で必要に応じて施設計画を張り付けていきたい、かように考えておる次第でございます。

○ 25番(藤原要馬君) 部長ね、道路計画とか、持ち家政策は早うから言うてるわけやな。現在に至っても何にもできてない、計画だけ、そうでしょう。それではあかんと言うてる。いま聞かんでも、池辺市長当時から質問してる。それが一つも進行していない。進行しないのはどこに原因があるかを聞いてる。道路計画をするにしても、やはりこの移転先はどうするのか。空閑地に道路付けるんやない。密集した過密住宅のところに道路付けるんですから相当な軒数が移動しなければならないが、その移転先はどこに計画してるのであるのか。その中にはアパートに居住してゐる人もあり、持ち家もあるが、その対策はどこに講じてるのであるのか。それは部長、あんたが説明するまでもなくそれでええわけですが、次はひとつ三役の市長、助役にお聞きしていきたい。これは部長が言うたように早くから計画してやってるわけでございますけれども、現在、これをどうしてやっていくんだと聞いてる。持ち家に対しても、これを移転してもらう場合はどうするんだということです。完全解放しようとするならば、持ち家の人に負担をかけては完全解放にならんですね、違いますか。私はどこかへ行きたいといふんじゃない。解放するために移転をし、そして現在の地域においてはブルドーザーも入れて開発していく形でしょう。そうするなれば、やはりその人らに移転をしてもらって損失を与えることは完全解放にならない。だから、損失を与えないで移転をしてもらえる施策をやってるのか、やってないのか聞きたい。持ち家にしても、国、府からどれだけの援助をもらえるのか、もらえないのか。援助をもらえなければどういう対策でいくのかを聞いてる。あなたは道路をつくります、持ち家政策、保育園もやりますとか、やらなければならないが、国、府からどんどん補助をくれるが、むずかしい問題を先に解決していかなければならぬと言つてゐる。そのむずかしい問題に対する解決はどういう方法でやっていくこうとするのか、ひとつ市長、助役でご答弁願ひます。

○ 助役(藤田利君) 私より答弁いたします。

むずかしいのは持ち家対策でございます。改良住宅は道路と併行して、いわゆる入居希望者を募り、それに入れていいけばいいということでございますが、持ち家対策は非常にむずかしい問題でございまして、かりに現在、30坪の建物が建っておっても密集しておるところに建つておる。次に移すということになれば、建ぺい率をみると50坪のところでないと30坪は建たない。30坪の土地が同価格としても、20坪に対しては非常に値ザヤができるというかっこうになつて参ります。

こういうことにおきまして、この前の対市交渉において、大阪府の市長会並びに同和の各ブロックが、皆一齊にこの持ち家対策の土地の取得に対する補助について猛烈な運動を起こしております。当市におきましては、西川局長も大分声を大にして陳情したわけでござりますが、これをひとつ強力に押し進めていきたい。どうあっても、それをやらなければ、大阪府附下衛星都市の各同和地区の持ち家対策は成り立たんのじゃないかと、必死に陳情を続けております。しかし現在、それに対するはっきりとした補助の率あるいは具体的な回答はまだ得ておりません。しかしこれはなお引き続いて強力な要請をし、運動をいたすつもりでございます。現段階ではやはり建ぺい率の問題等もあり、現在の土地を買って持ち家へ移していくだけたいといつても、その土地の取得のためには、現在持っている土地を売っただけではなかなか及ばない。かえって、対策事業のために持ち家の人は大きな損失を被むらなければいけないという矛盾が出てくることについて、市長会等においても意見を統一して現在、国、府に働きかけておる状況でございます。

- 25番(藤原要馬君) いま、国、府に働きかけてるが、まだ回答がないということだけ終わるわけですか、それではダメだと思う。これは日参しなければいけない。私は和泉市のいまの体制においては、やはり東京に出張所でも置いて日夜陳情しなければならないと思う。いまの形では、たまたま行って「お願いたします」、「さようなら」、そんなことでこの大きな金がどないしていただけるか。そういう体制は幾ら言ってもとつてない。あんたら、やろうとする意思がない。やろうとする意思があれば、そのぐらいのことはすぐにできるはずです。たまたま東京へ行ってお願いする、われわれでもそうですが。やはり日参してこられたら、聞きたくないことでも聞いてやらないかん、せないかんというのが人情です。しかしそういうことはやってない。五百億、一千億の資金を要する和泉市が、そんな他市と同じようなのんべんだらだらで何ができるんですか。市長、あんたやる意思がないのでしょうか。やる意思があれば、そういうことはやってるはずですよ。地元からの要求も少ないので見えといふことですか。それではこの時限立法はとてもできませんよ。

私、今日質問することは、この4年間で完全に実施しなければダメだということです。あとの1年、2年は整理なんですよ。こんなことをしておって、時限立法もうあと何年あるんですか。市長、のんべんだらりとやってるうちに自分の任期がくると思うてるんですか。市長になった限りは、必ず自分の所信はやらなければいけない。市長となった限りは、信念実行、度胸の三つを持たなければできませんよ。国、府に行ってもただ「頼みまっさ」、「ああ、そうですか」と帰ってどないなりますか。けつまくりなさい。「手ぶらで帰れるかどないかしてくれ」と度胸を出さなければ絶対にダメだと思います。わしはきめ付けときま

す。いまの状態では絶対できませんよ。できたらお目にかかりたい。

市長ね、この部落解放をするためには事業を起こさなければならぬ。向こうをきれいに開発しなければいけない。それに地元の方々も全部、やらなければいけないという意欲に燃えてるのに、あんたの毎日のやり方、行動が悪いから個々ばらばらの線が出てくる もっと大局的にやれば、すべてがそれに集中してくるのに、あんたがぐらぐらしてから集中しない。皆ばらばらなんですよ。あんたがやらさないようにしてる。その点なんです。あんたが本当にやろうとするならば、これとこれをこういう方法でやるんだというご意見だけひとつ発表して下さい。

- 市長(藤木秀夫君) “言うは易く行なうは難し” という言葉は、ちょうどこの問題でございまして、早くしたくてしようがないわけでございますが、なかなか現実にはそりではないわけです。非常にむずかしい問題がございまして、皆さんにもご理解を得て、75億円の債務負担行為の議決もしていただきしております。しかしながら、その金とても使えない。使えないということはなぜかというと、認可を得た事業の部分はどうしても遂行していくますが遂行するにしても、また地元、支部との話し合いの面に時間がかかるて参りまして、三拍子そろってさあっとわれわれ個人の事業をやるというわけには参りませんので、至らんところは議員さんのご援助を願いまして、私もあと3年の期限内に何とか、ちょうど1年足らずの日でございますが、プールなり、保育所なりがどうにかできそうになっております。その点何もできんというお叱りじゃなく、どうぞひとつご援助のほどをお願いいたします。
- 25番(藤原要馬君) 終わろうと思うたが、終われまへんな。何ちゅう答弁や市長、やりたくてもやれないとは。やりたくてもやれないのなら、市長辞めたらええやないか、何のためにそこに座ってる。やりたくてもやれんというのは何ちゅう言葉だ。やりたくてもやれない、やれないものをやろうとするのが市長の職務じゃないか。何や、その答弁は。市民を侮辱した言葉やないか。議会で質問してるのは市民の声、その市民にそういう侮辱的な言葉を与えてええのか。やりたくてもやれないといいうのは何ちゅうことだ。君はどんなことでもそうだ。議員が質問しても、いつでもその言葉が出てくる。やれないからやむをえないという答弁だ。それでええんだな。議長、これで終わります。
- 議長(松尾千代一君) 市長、はっきり答弁しなさい。
- 市長(藤木秀夫君) やるべく努力いたします。
- 25番(藤原要馬君) 何だその言葉。それで市長の答弁となってるんですか。われわれは何も君を追及して窮屈に陥れるんじゃない。あんたの方針を聞いてる。それに基づいて全議員が協力してこの難局を切り抜けなければいけないということです。皆口角に泡を飛ばし

てしゃべってる。市長はただ議会さえ、その日さえすめばそれでええと思うのは大きな間違いでですよ。そんなことで市民に満足な市政はできない、市民に利益を与えることはできない。それを言うてる。あんたはできないものはやらないという答弁で、議長から言われてやりますということですけど、そんな人に言われてやりますということで何ができますか。己の身をすり減らして、力を全部注ぎ込んでものができるんですよ、違いますか。あんたがただ議会の答弁さえすめばそれでええと思うたらあてが違いますよ。よろしい、これで結構です。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 建設部長(中塚白君) 道路問題、下水問題、それから公園の3点につきまして、一括してお答え申し上げます。

第1点の中央線の問題でございますけれども、ご指摘のように、かなりの年数がかかることとは事実でございます。なおこの促進につきましては、本年度に横尾川の橋の架設工事をやる所存でございますけれども、たまたま川向こうに残ってる部分がございます。これの取得が中央線の今後の進捗のカギになってございます。この用地買収の早期完了によって、中央線の貫通が1日も早くできることは必定でございます。そういうことで少なくとも、本年度中に残る未買収地を買収をする所存で、現在やってございます。これが買収できれば一応、私のほう目途といたしましては、48年度中に何とかして貫通したい。いずれにしても今まで難航しておりました用地でございますので、いろいろ諸問題があろうかと存じますけれども、少なくとも、本年度中に買収に向かって鋭意、努力する所存でございます。

なお遅くとも49年度中には、舗装も含めて中央線の全線開通をやる所存でございます。それから第2点の府中駅前北通り線でございますけれども、これは非常に工事が遅れてございます。と申しますのは、これは言いわけになりますけれども、42年度から始めましてこれは府の補助工事でございます。年間の認められる事業費はほんのわずかで、その事業費のウク内でやっておる関係上、遅々として進んでないのが現状でございます。これは当初の事業計画において、いささか私のほうにも手落ちがあったんじゃなかろうかということでございますが、これについても、1日も早く工事を完成したいということで努力しておるのでございますけれども、先ほど仰せのように、年々用地単価が上がっております。まして府中駅前を控えたあの地域は、土地価格の暴騰は非常に大きな障害になっておるわけでございまして、先行取得を当初にやっておけばこういうことはなかったのでございますけれども一応、事業予算に合わせて単年度買収をやっておったのがこの事業の欠陥でございます。

なお次に第3点目の唐国、池田線の状況でございますけれども、これにつきましては、8月下旬に地元説明をやってございます。現在一応、買収の坪数の確定はできてございます。

なお今まで用地買収に入れないのは、民民境界である程度問題がございまして遅延した
のであります、現在問題のあるところは置きまして、来週早々からでも用地買収にかかり
たいと思います。

参考までに一応、本年度中にできるならば、全線の買収をします。事業としては、粉河線
から泰成橋まで完成したいと考えております。

4点目の北信太駅前線でございますが、これは過日の市議会でも私、申し上げましたが、
現実、貝吹山の古墳の関係で先日来より府と協議したのでございますが、現在の計画線では
できないという結論が出たわけでございます。計画線の変更をしなければならないという事
態が発生いたしまして、現在のところから南へ寄せることになりますと当然、今まで計画
路線内に入らっておったところが抜け、新たに問題が生じてくるわけでございます。

そういうことになりました関係上、この計画決定の本線を変えるということにつきまし
ては当然、地元説明もやらなければならないし、過日の審議会でも申し上げましたけれども、
短兵急に本年度中に事業決定を打ってやりたいという意向は、必ならずも変更せざるをえな
いというのが実態でございます。

なおご指摘のように、泉南線と北信太駅前線との連絡はございません。だから、この計画
路線を変更して事業実施に移ることは諸般のむずかしさがある関係上、一応、暫定的に現有
の既設の道路と泉南線を結びたい。

なおあとでバスの問題が出て参りますが、バスのターミナルまではいかなくても、バスの
駐車場を設けなければならない。現実、泉南線沿いに一部買収をすませてございます。駅前
までの乗り入れは不可能であっても、少なくとも、泉南線までの形に持っていきたい。

なお先ほどご指摘の議員さんから公団がらみの話がございましたが、一応、公団関連事業
ということでは時期を失してございます。また特別委員会等の設置をみますればご審議をお
願いするかと思いますが、鶴山台団地内の池の処分も考えなければ、これについての助成は
不可能だと存じます。

それから下水排水の問題でございますけれども、これにつきましてはご承知のように、和
泉市は残念ながら、公共下水道の完備がほとんど零でございまして、一部鶴山台の部分がで
きている程度でございます。これを根本的に解決するためには処理場を設置しなければなら
ないのでですが、これは海岸線を持たない内陸部に占める和泉市の実情から、やはり広域下水
道ということで現在、泉大津、高石、和泉の3市で協議を進めておるわけでございますが、
処理場の位置がまだ折衝の段階で、了解は得てございません。何とか1日も早く下水処理場
の位置を決定して、広域下水の事業着手にかかりたいということで、その折衝をやってる段

階でございます。

なお広域下水ができましても、汚水は解決できますが、雨水、排水は問題がございます。これにつきましては、私のほうで年次計画を考え、年々かんがい面積が減る関係上、かんがい水路の管理は皆さんになってきております。それに反比例して、排水問題が大きく浮かび上がるのでございますが、市街地の中の排水路については年次計画を立ててございます。これも残念ながら、単費で全部救うわけには参りませんので、やはり国、府の助成を仰いでいきたいということでございます。

それから公園問題でございますが、ご指摘のように現在までの都市計画事業につきましては、計画決定してより長年月がたってゐる関係上、そういう問題が起ることとはわれわれも痛切に感じてあり、まして私権制限に対する措置をやるのが当然、行政に与えられた責務でございます。私のほうは公園、道路が少ないので、市街化区域内の都市施設につきましては、できるだけ用地取得の考え方を持っておりますが、財政的な面もございます。

なおご指摘の足洗公園については、一部は現実に買収しておりますが、残存地についても買収する所存でございます。

以上、簡単でございますが、私の所管する事項につきましてご答弁申し上げます。

- 25番(藤原要馬君) 中央線については48年度に完全にできるということですが、ただ盛土は置いたるが、なぜ川までいかなかつたのか。橋を早くかけなかつたのか。橋を早くかけておれば、両側からすればいいんじゃないかと思う。

それから府中駅前北通り線についても、早期にやらんとますます地価が上がり、市財政ではやれない形、また国、府にも援助を仰げない形が出てくる懸念がある。うちはずべてそうです。しかし土地の値上がりは待ってくれない。住宅を建てたくても、土地が高くて建てられない現状ですので、そこをもっと考えて早期に金利がいってもええ、国、府の援助がなければ買収もできない形はおかしい。もっと国、府に対して努力すべきだ。そうやないと、どんどん土地が上がるばかりです。

それから池田・箕形線はやれるわけですか。

- 建設部長(中塚白君) はい。

- 25番(藤原要馬君) 北信太駅前線については、なぜできないのかということです。都市計画していくできないというのはおかしい。やはり公団が出納閉鎖するまでに補助、援助をもらえるような時期になぜやれなかつたか。いま、部長も言いましたが、公団が住宅に指定した三大池の開発はいつやるのか。これを早期にやらないと、道路の援助もなにもないんじゃないかと思う。その三大池の開発については、市の相当な協力がなくてはできないと思

う。これはあとに出てくる排水問題にもからむ。やはり王子川の排水が完備し、そして排水管の敷設が完全にできた場所は、あの池も宅地として造成できると思うが、そのもろもろのものを解決しなければできないと思う。そこらの問題について、なぜ計画したものができるないのか、合わせてご説明願いたいと思います。

排水については非常に遅れているが、この予算は今度はどれほど計画しているのか、当初予算にどれほどしようとするのか。国が重点施策として5カ年計画でやることが新聞にも載ってましたが、それらに基づいて地方課に全を交付してくれるというのですが、和泉市は先がけて計画を出してあるのか、私は出してないと思う。出せない原因はどこにあるか。計画する人が足らんのか、職員が足らんのか。そこらをひとつ合わせてお願ひしたいが、先ほど申し上げましたように、鶴山台の問題が大きく出てくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 建設部長（中塚白君） お答え申し上げます。

中央線の問題でございますけれども、現在、やっておりますのは、楓尾川までの下部工事だけでございます。実は橋梁もかなりの金額がかかります。それと橋梁の場合、施行の日時が限定されるわけでございまして、いつでも橋梁をやることではなく、渇水期に下部工事の施行をやらなければならないという条件がございます。そういうこともにらみ合わせ本年度の冬場に下部工事、橋台、橋脚、合わせてやりたい。上部につきましては、別に渇水期であろうと、増水期であろうと問題はございません。そういう工法上の問題から、先ほど申し上げましたように分けたわけでございます。

それで都市計画上現在、躊躇しておるのを解決するために、両方から詰めるといつ一つの方法もございます。これも合わせて検討したのでございますが、篠音寺側の築造はあまりかかりませんので、舗装と同時にやるつもりはしてございます。

なお事業につきましては、舗装と築造工事は、都市計画道路の場合分けられます。だからこれは未買収地が買収した時点でないと、国、府にそれをやかましく、われわれの努力の足りない点もございますが、未買収地を抱えてる中において、もっと事業費を認めろということは、あくまでも、今までネックになっておりましたのは、未買収地が残ってるじゃないかということで、ある程度押さえられてきたのが実態でございます。そういうことを踏まえて、少なくとも、48年度に完成しようとするなら、現在の未買収地は47年度中に何らかの形で解決を付けなければ、またぞう、延びる可能性はございます。

そういうことでございまして、なぜ両方から舗装を完成しないのかということでございますが、これは工事施行のテクニックでございますので、その点ひとつご了承いただきたいと

思います

それから北信太駅前線の件でございますが、ご承知のように、当然、駅前まで結んでこそ北信太駅前線でございます。泉南線で切るということは、苦肉の策でございます。ところがたまたま、あそこで文化財に指定された古墳があった関係上、なかなかそれができなかった。しかしそれを待った日には、公団関連ということで泉南線からの進入も不可能ということで一応、暫定的に泉南線から公団まではやったのでございます。

実はかなりのむずかしさがあるということは、文化財保護課も交えていろいろ協議したのであります。原線の計画路線では文化財保護課として承認するわけにはいかん、計画変更せよということになりましたので、心ならずも変更しなければならない。そうすると、計画路線外にかかるくることになると、いろいろの問題がございます。少なくとも、この問題を解決しようとすると、かなりの日時がかかると懸念いたしましたので、とにかく、暫定的に泉南線と現有道路とを結んではどうかとお答え申し上げたわけでございます。

なお排水問題でございますけれども、ご指摘のように、公共下水道の完備までいってない関係上、遅れてることは事実でございます。これの抜本的な計画についても、残念ながら持ち合わせがない。人員の面もございます。これは当事者としてお答え申し上げるのはどうかと思いますが、下水道の専門課を設けなければ、とうてい、この公共下水道について、和泉市が主導権を握る形ではないというのが現実問題でございます。3市組合といつても、一番のウエイトを占めるのが和泉市でございます。だから、これを早期に実施するためには、やはり私のほうはそれだけの積極的な態度を示さなければならないと考えてございます。なお先ほど、年次計画を立てておると申し上げましたのは浸水対策で、局部改修でございます。抜本的な雨水、汚水対策計画については、現在のところございません。

- 25番(藤原要馬君) 中央線はできる、道路についてはほとんどできるだらうと思うんですが一番むずかしいのは北信太駅前線ですね。古墳があってできないということになれば府の土木部との関係は緊密にやられてるのかどうか。古墳についても調査をやれないのですか。

- 建設部長(中塚白君) 遺跡と違い、私、古墳とか、文化財のほうはあまり専門家じゃございませんので、これはむずかしいと思うんですけど、現実、発掘調査してやるものじゃなく、現況は前方後円型の理想的な古墳なので、泉南線も実は古墳の壇の中を通ることになります。発掘調査してできるなら、私のほうは工法的に考えましょう、橋を架けるなり、何らかの方法を考えたいということですが、それもダメ、あくまでも原型を保存しなければならない問題だということで、当然、土木部も入ってございます。とても現有の路線ではダ

メだということで、変更せなければならないという結論になりました。

- 25番（藤原要馬君） 今日は確答は得られないと思いますが、これがなくては、鶴山台の住宅の方々は非常に困る。駅前に広場もちゃんとつくる、完全にやるよう計画してから、公団事業として負担するということだったと思う。だから、それがほとんどのままでしもうたら市の経費でやらないかんことになるから、早くやらんと、公団が事業主体の間にやらんといかんと思います。次回の12月までに確たるご答弁をしていただきたいと思います。

それから排水はこの道路に関連してきます。なぜ土管の敷設ができないか。早くやらないと、過日の大雨にも王子川が浸水したのですが、早く対策を立てなければならない。王子川の拡張工事にしても、公団から金を借りて用地買収を早く8メートルにやるようしないとまだやってない。3市の環境になりますが、市からも督励して、うちからの派遣議員さんにもお願いして、早く敷設できる形にしてもらわなければダメだと思います。その点よろしくお願いしておきます。

- 議長（松尾千代一君） 交通公害課長。
- 交通公害課長（内田繁君） バス運行について、私のほうの所管で2、3点問題提起をいただいたのでございますが、まず1番目の三井団地の広域的な住宅開発に伴う団地バス輸送についてどのように考えているのか。2点目は、鶴山台のバス運行はどうなってるかでございます。

まず第1点の問題でございますが、ご承知のように、広大な住宅開発がされますと、必然的に足の確保が必要になって参ります。同時にこれらの交通事業に対する多額な経費が必要になってくると思います。そこで市といたしましては、そういう計画ではなく、輸送需要に対応するため、あらかじめ、開発業者、交通事業者に対しまして、運輸行政上指導的な立場に立って、これらの必要経費を各々に負担してもらうように考えております。したがって、市といたしましても、用地交渉等、関連事業を遂行していきたいと考えております。市は直接バス運営をやっておりませんので、開発業者、交通事業者の方に協力を要請するより仕方がないと考えております。強く要請いたしまして、団地住民の方の利便を図るように、行政指導的な立場でやっていきたいと考えております。

2番目の鶴山台のバス運行の問題でございます。これは現在、開発業者である日本住宅公団と、運輸業者の南海電鉄の間において協議が進められておるわけでございます。市といたしましては、先般来、双方に対しまして、団地入居者の通勤通学等の実態に沿った輸送計画を早期に行なうよう再三、申し入れておったわけでございます。その間、地元団地住民の方

々からも、双方に対しまして要望なり、陳情もされておるところでございますし、また市あるいは議会においても、この問題についての請願もございまして、議員諸氏の皆さん方のお力も得、ようやく見通しがついてきたという段階に至っております。

現在、私のほうの知る範囲内での状況等を申し上げましてご了解賜わりたいと思うわけでございます。この団地内の輸送計画については、いろいろございますが、これは省略させていただきまして、いわゆる団地内と泉南線を U ターンする経路になっておりますが、双方で問題になっておるバスの購入費、それから赤字補てんの問題で難航したわけでございますが、ようやく先週、一応、基本的に整って参りまして、今週に入り双方のトップ会談を開かれ、これらの協定書に調印するという段階に至っているように聞いております。したがって、この協定が成立しますと、直ちに監督官庁である運輸省に対し、この免許なり、認可の申請が必要でございますので、直ちに南海が申請するということに至っております。輸送の認可が参りますと、さっそく運行すると聞いておりますので、ご了承賜わりたいと存じます。

- 25番(藤原要馬君) 三井のほうは、道路が付かなければどうできないと思う。道路は 48 年度に付くわけですから、それまでにバス運行については、南海バスと十分協議してもらって、道路が付くと同時に運行できるような計画に基づいてやっていただきたい。鶴山台のほうは、それでやってもらって、今後は地元も協力して 1 日も早く運行できるよう、駅前まで早くいけるような形をつくっていただくよう要望しておきます。

- 議長(松尾千代一君) 次の答弁、人事課長。

- 人事課長(門林六男君) 組合の要求に対する妥結内容の説明につきまして、人事課長からお答えいたします。

過日、職員組合から質上げに対する要求書が提出されまして、これらの内容を検討し、また阪南各市の実情等も考慮して、当市職員組合と妥結に至ったわけでございます。これにつきましては、1・2 月市会に改正点のご審議をわざらわすところでございますが、簡単にご説明申し上げます。

1 といたしましては、人事院が国に勧告した内容を当市においても実施していくということです。

2 番目におきましては、初任給を来年 1 月より 6 カ月短縮するということでございます。

3 番目は、普通退職金について、周辺の実情をみて検討していく。

以上の 3 点につきまして、1・2 月市会に細部につきましてご説明いたしまして、ご審議をわざらわすところでございます。その点よろしくお願ひしておきます。

- 25番(藤原要馬君) これは人事院勧告とか、初任給とかはよくわかるわけですが、い

いろいろ予算に出てくるのでそのときにお聞きすればよいと思いますが、予算には人事院勧告とか、初任給以外には出ないですね。予算の増額は出てこないですね。当初予算等に出てきたときには強力に私はやっていきますよ。だから、私は議長当時から言うてるように、とにかく給料は余計払えというんです。その代り十二分に仕事をしてもらえ、これが私の方針なんです。私はあのときにも申し上げたように、いつも旗立てるから、44年12月にはどうするんだと言うた。市長にも助役にも、当時の総務部長にも申し上げたが、逆さにしても鼻血も出ないほど出してしまいかねといふことで出してしまったのですが、すぐに妥結し、赤旗も出なかった。今度は赤旗が出た。赤旗を立てるまでに、なぜもっと十分協議して妥結しようとしないのか、意欲がない。市民の市役所ですから、市民に不快を与えたということはいけないし、やはり消極的となる。その人もつらいだろうから、そういうことのないよう早く妥結できなかつたかと申し上げたい。あんなところに座つたら市民さんも気持悪いと思う。われわれも気持悪いんだから、市民も恐怖を抱いてますよ。なぜ市の理事者はそんなことをさせたのか、それを私は申し上げたい。やはり市民のサービス機関ですからやつと考えなさい。これは大いにあんた方、考える余地があると思う。

それから公園について先ほど、部長から答弁がありましたが、わしが言わながつたことは、企画課長には再三言つてあるのに、何ら回答もなく今日まできたわけだから、それを聞きたいわけです。なぜ放つて置いたか。なぜわれわれが仲介の労をとつてゐるのに何の回答もできない。そして2年も3年もきつてゐる。地価が相当暴騰してゐる。当初は24、5万円、現在は以前は150万円といふことになつてゐる。6、70万円かけて公園によつとするのか、それをお聞かせ願いたい。

○ 企画課長（橋本昭夫君） お答え申し上げます。

足洗池の事業化につきましては、議員さんはじめ、土地所有者の方々から、非常に長い間計画決定して放置しておつた。そういう立場の中から、公園の事業化について、やるんだったら、1日も早くやるべきでないかという強いお叱りと同時に、土地買収に必要な予算措置をとるべきであるというご提案をいただき、市街化区域の都区計画公園の重要性から先行取得について財政当局あるいは開発協会にご相談申し上げ、早急な事業化を促進せるということで一致いたしたわけでございます。

その経過につきまして逐一、議員さんに都市計画業務が所管外になつたとはいひ、私のほうからご報告が欠けておつた点は、担当課長として深くお詫びするしたいでござります。今後とも議員さんのご趣旨を踏まえ、事業化の促進につきまして関係部課と十分に協議をされ、建設部長の答弁がございましたように、1日も早く事業化を促進せるという立場を今

後も続けて参ります。

合わせまして、お叱りを受け公団のごみ焼却場の負担金の問題ですが、本件につきましては、議員さんはじめ産業衛生委員あるいは開発事業対策特別委員さんの強力な陳情活動がございまして、住宅公団の畠地開発にとっては、全く前例のない負担金対象事業として道をお聞き願ったわけでございます。

その間、事務レベルでの折衝を中断していく点についても、企画担当課長としての不手際でございます。総額につきましても、ようやく一応、満足のいけるよう線ではございませんけれども、住宅公団として、全国的に前例のないことを鶴山台並びに光明池でやっていくという立場の中から、今回のごみ焼却場の事業に対する負担金額の内示が先月20日過ぎにございました。その件をご報告申し上げるのが筋でございますが、所管の対策委員会におきまして額の確定並びに納入の手法について十分ご審議賜わりまして、本年度内にこの問題の完結を図りたい、かように考えております。

他の2、3点につきまして、企画課長として不手際がございましたことを合わせてお詫び申し上げ、今後はひとつよろしくお願ひいたします。

○ 25番(藤原要馬君) これは所管外になったというが、それではそういう諸問題の申し送りはしなかったということでございます。これは早期に解決をしなければいけない時点にきてると思うが、現時点ではどういうお考えを持ってるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 建設部長(中塚白君) 先ほどお答え申し上げましたように、一部買収、当然、残地についても買収していく所存でございます。率直に申し上げまして、まだ協会へ先行取得の依頼はしてございません。しかしこ指摘のように、遅れれば遅れるほど地価が上がって参りますので、早急に措置したいと考えております。

○ 25番(藤原要馬君) 早急と言われますが、これは所有者の立場も考えてもらいたい。何もできないんですよ。自分の土地でありながら何の計画も立かない。特に市街化区域なんですからね。それを放置しておくのは、あまりにも市民に対して不親切だと思う。市長、この問題、早期に解決できますか。

○ 市長(藤木秀夫君) 何とかして買収に努力したいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) なぜ市長に聞くか、やはり部長段階では判断できないと思う。やはりそのへんの土地を買おうとするなれば相当な金を要するので、とても部長段階ではいかないと思う。市長は早期にやるというのですが、いつの予算に計上するのか。それともいつ開発協会に依頼をするのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 市長(藤木秀夫君) できるだけ4・8年度に計上できるように努力いたしたいと思います。

- 25番(藤原要馬君) やれますな。
- 区長(藤木秀夫君) 全額とは申し上げませんが……。
- 25番(藤原要馬君) 全額やらなかつたら、1人1人持つてゐるから甲乙ができるわけです。
- 市長(藤木秀夫君) 十分検討いたします。
- 25番(藤原要馬君) 相当時間も要しましたので、私はこれで終わります。ありがとうございました。
-
- 議長(松尾千代一君) お詫びいたします。
十五分ほど休憩させていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- それでは15分間休憩いたします。
- (午後2時47分休憩)

(午後の部)②

- (午後3時20分再開)
- 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き再開いたします。
それでは16番横田憲治郎君、お願ひいたします。
- 16番(横田憲治郎君) 一般質問をさせていただきます。質問の要旨はきわめて簡略に個条的に申し上げますので、答弁のほうは責任のあるご答弁をお願い申し上げます。最初に教育行政関係の問題につきまして質問いたします。
- 昨年第2回定例会の席上、一般質問で学童等災害見舞い金制度あるいは救済制度の実施を提唱し、要求いたしましたけれども、本件について具体的な検討がなされているのかどうかご報告を願いたいと思います。特に見舞い金制度のほうをとっているのか、救済制度の方向を目指しているのか、その点明らかにお示し願いたいと思います。
- さらに第2点といいたしまして、1校区、1幼稚園の計画は、常に教育長、次長が答弁で甲されてゐるところでありますけれども、先ほども保育行政に鑑みてそのような答弁がありました。私はここで新設小学校におけるところの幼稚園の併設をどのように実施されようとしているのか。具体的に鶴山台南小学校あるいは来年4月1日から開校を目標に計画を進められている仮称国府第2小学校の両校についての幼稚園の併設設計画は、事業計画に盛り込まれようとしているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

さらに三井団地における丘陵開発計画の当初、幼稚園計画が各方面であつたよううかがいましたが、その後の状態はどのようにになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

さらに来年度からの幼稚園児の募集については、就学前1年のみを対象にしているようありますけれども、常々、就学前2年を目標に幼児教育の必要性を唱えられる教育長として定員関係の問題もございましょうけれども、あくまでも就学前1年を敵守していくのか。その点についても再度、お考えを承っておきたいのであります。

さらに広報いすみで幼稚園教諭の募集をされておりますけれども、これら新規採用につきましては、来年4月1日から開設、新設されるであろう幼稚園を含めての採用であるのか、あるいはまた今後の目標として、当然、行かなければならぬ就学前2年保育を踏まえての幼稚園教諭の募集であるのか、その点についてもお答えをいただきたいのであります。

さらに幼稚園関係で第4点といかしましては、現在、14の保育所があるといわれておりますが、そのうち11保育所は幼稚園を兼用する形で、特に山間部では幼稚園がないわけであります。これらについてこの併設計画をどのようにめぐらしているのか。常々、提唱しております1校区、1幼稚園の必要性も認めていらっしゃる教育委員会として、具体的に来年度以降、どのようなプログラムでいかれるのか、合わせておうかがいをしきいのであります。

次に道路問題についておうかがいをしきいのであります。和泉中央線につきましては前からの質問で出たのですが、私は角度を変えた立場から2、3点おうかがいをしきいのであります。

まず第1点といかしまして、幅員20メートル、延長186キロでございますが、3万平方メートルになんなんとする膨大な用地が、先ほどの答弁でうかがう限りは、49年舗装完了するまで供用開始も何もできない今まで放置されるということありますけれども、街路計画にある岸和田南海線ですか、それら等々との連絡等をも考えて、和氣・父鬼線等へ抜ける路線等の開設も含めて現在、築造なっている部分を供用開始できる具体的な検討はできぬのかどうか、その点についてまず第1点におうかがいをしきいのと、第2点におきましては当初予算でしか3千万円の眞尾川の橋梁等造費あるいは2千万円のそれらに関する用地買収費が計上され、予算決定されているわけですが、当初予算で計上されか分が、先ほどの答弁では渇水期に工事をしなければいけないので— ということで、丸々1年、予算計上そのまで経過するわけですが、少なくとも、当初予算に計上されかものが、渇水期を待って執行するというようなことはどうもいかないと思いますが、当初予算に計上しき際、そのような目標で計画しておったのかどうか。この点については、はっきりとご答弁をいかだきたいのであります。

3点目に、協会すでに用地買収を先行されているわけありますけれども、これらの買収はどの程度進んでいますか。またそれに伴う事務費、利子等々の関係はどうなっていますか、この際、明確にご答弁を願いかたいと思うのでございます。

さらに何らかの形で供用開始できるまでの間、いわゆる占有者である市が、あの道路をどのように維持管理しようとするのか。現在、不法駐車という言葉が当たらないかもしませんが、いわゆる市民さんの駐車に供しているような状態でありますけれども、それらの中でもし事故が起こった場合、“そうですか”と責任をどのような立場でとろうとするのか。管理体制の問題についても合わせておうかがいしておきたいと思います。

さらに道路関係で災害対策の問題点からおうかがいをしたいと思います。本年は7月に大雨あるいは9月には20号台風等の襲来がありまして、相当道路河川に被害をもたらしていくわけでありますけれども、この災害復旧の査定が2年ないし3年後になると聞いています。本年度に予算化されたものは、2、3年以前の台風あるいは災害の被害であると聞いておりますが、本年度の20号台風あるいは7月大雨の災害復旧については、どのような経過と、どのような時点でこの復旧を目指しているのか、この際、はっきりとお答えを願いたいのであります。

さらに災害対策で救えない、捨えない、市単費でもって災害対策をしなければならない部分については、今次の予算あるいは部分計上されているやに聞いておりますが、いわゆる災害復旧で捨えない部分の何多くらい、今回の予算で執行できるのか。さらに残余の部分についてばどのような目標を持っているのか、合わせておうかがいをしたいのであります。

衛生問題についておうかがいたしました。

下水清掃の処理能力について、衛生課からおうかがいをいたしたいと思います。特に先ほどの質問にもあったわけでありますけれども、かんがい用水路に下水排水を頼っている本市の実態からいたしまして、日常茶飯事に埋没するわけでありますけれども、これの対応能力がはなはだ貧弱であります。特に具体的におうかがいしたい第1点としては、府道関係の側溝の下水清掃、これは全面的に市衛生課として責任を持って対処せられているのかどうか。廃土木等々との話し合いはどうなっているのか、この際、はっきりお聞かせ願いたいと思います。

さらに市道、農道あるいは一般下水等々の清掃について、土木関係あるいは建設関係等々と多方面にわたるわけでありますけれども、衛生課で一手にこれらの処理能力があるのかどうか。ないとするならば、総合的な立場から理事者として、どのように快適な市民生活を約束する下水清掃については抜本的に対応策を考えているのかどうか、おうかがいをしたいと

思ります。

さらに塵芥の収集問題でありますけれども、先刻、勝部さんの方から質問がございましたけれども、まず第1点といたしましては、アパート、マンション等々は1カ所に集積しなければ収集してもらえない、このような問題があるわけであります。当然、技術的に2階、3階等々にわたると大変なことだと思いますけれども、市民と具体的にそのような詰めが現場でできないということでございます。基本的には1戸個別収集が原則であろうと存じます。それを原則として、現場でそのような1カ所集積の問題については、主管責任担当課として、衛生課長として逐一検討し、市民あるいは業者間にトラブルのないようにして、ごみ収集行政が円滑にいくようにしなければならないと思いますが、これら1カ所の集積問題についてはどのような手を打たれているか。ご答弁によつては、再度、この件についてはお聞きいたしたいと考えております。

第2点としては、計数的にはじめて1週間に一度で十分だという答弁だったように思います。さらに一時的に週2回も検討の用意があるというような体制の答弁だったように拝聴しましたけれども、現在、これら塵芥収集体制の中で、検討して、それが実施できる基本的な体制があるのかどうか、この際、はっきりとお答えいただきたい。ただ「検討します」という無責任な答弁ではいけないと思いますので、ひとつ責任のある考え方の基礎をおうかがいしたいのであります。検討すればできるのか、検討してもダメなのか、ダメとすれば、なぜダメなのか、その点についておうかがいしたいのであります。

さらにその他といたしまして2、3点、おうかがいいたします。

まず本市域の中で現存する国有地あるいは府有地あるいは他の地方公共団体所有地等々を所管財政課ではどの程度掌握されているのか。市長はじめ理事者におうかがいしたいのは、国有地あるいは府有地に対して、貧困な本市の財政事情の中で、払い下げあるいは福利厚生施設への多角的な活用の目的をもって検討を加えているであろうと思いますけれども、加えているならば、この際、その実態をお聞かせ願いたいし、その用意がないとするならば、今後、これらの課題をどのように取り組んでいこうとするのか、考え方をお聞かせ願いたいのであります。

その他の2点目といたしまして、既存の本市の公共施設の問題でございますが、1つは府中町にある青少年会館、肥子町にある母子寮の充実した活用、これらの施設は全くその内容に乏しい実態でございます。私は機会あるごとにいろいろ申し上げてきたわけでございますけれども、これらの活用の実態と今後の方策をどのように考えていかれるのか、お聞かせ願いたいのであります。

合わせまして、先刻からの定例会で、今日は休んでいらっしゃいますけれども、総務部長から答弁のありました福祉総合センター建設計画について、その後、どのような検討が進んでいるのか、この際、おうかがいをいたします。

最後に国民健康保険の加入の問題であります。会社を辞めた場合、社会保険の資格を喪失いたしまして国民健康保険に加入していくだけではありますけれども、何といっても、市民さんの立場から、日常生活の感覚からいきますと、どうしても有事の場合でなければ保険というものが想起できないという考え方方がございます。したがって、国民健康保険に加入する場合の多くは、病院あるいは医療機関に何らかの形でからなければならないという差し迫った事態が惹起され、この健康保険の加入ということになるわけではありますけれども、本市の潜在的な未加入者は全市民の約1割いるんじゃないかという統計的な数字もあります。これら未加入者の国保加入の促進について具体的な考え方を持っているのかどうか。

現在、6ヶ月の料金さか上りがあるわけでございますけれども、これも容易に国保加入に踏み切れない一つの要因になっているわけですが、これらのタイムリミットを4月なら4月というふうに決定する、あるいは4月、10月と年間2回ぐらいの期日を設け、その相前後する期間等々というような考え方にして、さか上り分の実質的な排除、そのような具体的な内容のこれら未加入者の加入促進を考えるべきであろう、このように思うわけでありますけれども、市民部長でございますか、考え方をおうかがいしたいであります。

以上、諸点にわたって質問申し上げましたが、責任と誠意のあるご答弁を要求いたしまして終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げたいと思います。

第1点の学童災害共済制度の件でございますが、ご指摘の通り、今日の悪い交通事情の中で当然、学童災害に対する制度があつてしかるべきであると考え、先進都市の状況を調査研究のうえ、48年度より実施したい考えでございます。その内容とするものは、交通事故以外の災害を受けた学童に対して、市の共済制度を設け、全小学校、中学校の児童生徒を対象として、市も保護者もそれぞれの負担に応じて基金を設けるという考え方が一つでございます。

もう一つは現行、学校の事故に対する学校安全会制度を利用していくという考え方でございます。

もう一つは、さらに交通事故に対する補償制度については、現在の交通公害課で扱っている市の交通傷害補償制度を活用するようPRしていく考え方でございます。

お尋ねのそしした災害削減のうちで見舞い金制度がいいか、あるいは共済制度かということと、私たちとしては一応、そしした基金をもって見舞い金制度のほうがいいんじゃないかなという考え方を進めてきたわけですが、ご指摘のような、本当に賠償の責任を伴う共済制度にすべてを持っていくか、あるいは見舞い金がいいかにつきまして、もうひとつ検討の余地をいただきたいと思います。いずれにしても、内容について十二分に検討のうえ発足したいと考えてあります。

第2点に幼稚園の件で4、5点ご質問をいただきましたが、1校区1幼稚園設置についての教育委員会の考え方の構想には変更ございません。ただ現行補助金制度の中で非常にきびしいものがありまして、財政上の負担があまりにも大きく、中央教育審議会の答申でも、これを義務化していく中でもわれわれとして不満なものがあります。それぞれ市長会、議会、教育長会で政治的な活動を進めています。これらの結果と相まって早期に計画を進めていきたいと考えます。

したがって、ご質問の新設小学校に併設していくかというお尋ねでございますが、あながち、現在の公立幼稚園の中では施設を離しておりますので、1校区1幼稚園の考えの中で、幼稚園の用地確保を前提として建設計画は進め工おりますが、あながち、併設していくかについては検討中でございます。いずれにしても、1校区の中で1幼稚園を設置する計画の用地確保を前提としてこの計画を進めています。

三井団地における幼稚園の用地確保ができていたではないかということでございますが、観音寺団地の中では現在、和泉カトリック幼稚園が建設されており、私立の幼稚園によって運営されております。

それから第3点については、ご承知の中央教育審議会の答申にもあるように、就学前2年教育というものをむろん提唱しております。本市における施設状況とか、先ほど申し上げました補助金制度と相まって、この検討を進めたいと思います。

幼稚園教諭の募集については、現行施設の中では、1年前というものを収容する前提の中で、これらの2年前という考え方では募集してございません。

最後に保育園と幼稚園との全体計画の問題ですが、非常にむずかしいご質問でございます。われわれとしては、幼稚園と保育所の一文化につきましては、将来の展望として、市では当然、福祉とともに考えるべきだと、なるほど、中央教育審議会あたりの答申では一文化を言われておりますが、児童福祉といつ一つの立場からは、やはり中教審等においては批判もあるわけです。したがって、現行法では、幼稚園はやはり学校教育法に基づく施設であり、保育所は児童福祉施設として厚生省に所管しております。目的と機能を異なる経過の中で

将来、どう調整していくかがわれわれの課題だと考えております。

いずれにしても、窮屈の目的は、幼児の望ましい人間形成の中でどうしていくかが課題であります。福祉とともにその問題を検討する中で現在、ここでこのようにいたしますということは、福祉としても、私たちとしてもお答えすることはできない実態でございますのでよろしくお願ひいたします。

なおその他の件の中で、教育委員会に所管する公共施設の活用については不十分じゃないかというご指摘につきましては、現在の青少年会館についても、図書館がない中で図書を充実をして利用するように努めております。ご指摘の活用が不十分だということにつきましては謙虚に反省し今後、十分努力したいと思います。

- 16番(横田憲治郎君) 学童災害共済制度の問題ですけど、これからまだまだ煮詰めていく段階だと思いますが、ポイントになる点については、はっきりと要望しておきたいと思うし、またその要望をそぞにしないようお願いしたい。

まず第1点としては、共済制度ということは現実的な救済制度、その方向を目指していくといふことで結構かと思います。ただしその場合、児童1人に対する掛け金、基金制度の運用も言われましたが、その点はどうなるかということと、学童は義務教育就学中の小学校1年から中学3年までということになります。学童等といふいわゆる考え方の中で、零歳から義務教育終了時までと範囲を広めるべきだと思いますが、その点についてはどうなのかこれは検討に値する課題であろうと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

それと各小中学校における管理下あるいは管理外、24時間という方向を目指すべきであろうと思うんですけど、そうする中での先ほどの答弁の安全会云々、管理下では安全会があるんだから、管理外だけを対象にしたものじゃないかという見解になるのですが、そうじゃなく、安全会と管理外を併用する形の中で、交通災害保険とも併用する形の中で何とか検討できないか、これもお願いしたい。特に検討に値しないというのであれば、あえて答弁して下さい。

検討できるというものであれば、そのままだけこうです。あくまでも共済制度の方向を目指していただくということです。それでこの件は結構です。

幼稚園問題ですが、前期あるいは前々期を通じて8年間、幼稚園と小学校併設問題について取り上げ、ご意見を申し上げ、見解を承りながら今日まで参ってゐるんですが、教育長はじめ教育次長の答弁も、ここ8年来いっしょです。むずかしい問題で検討に値する、検討していくが、前へ進んでないというのが実態です。私は具体的には全小学校に併設計画を唱え

ておりますが、まず新設小学校については、幼稚園用地の確保はできなければとも云々という答弁があったのですが、それでは用地が確保できることは間違いないわけですね。それではなぜ建てられないのか。中央教育審議会等々と出でますが、就学前2年を示唆している。これは行政能力的な範囲で、新設校への併設は絶対に可能だと思う。一言に申し上げて努力が足りない。何らかの突破口を見出していかなければ、併設々々といっておって、1年に1つぐらいでは、この人口急増の本市では20年も30年もかかる。全体的な計画ができるないのは遺憾ですけど、この新設校についての併設問題、もっとはっきりと突っ込んだ責任ある答弁を願いたいです。

幼稚園教諭の募集ですが、現存する4つの幼稚園教諭の不足を補うためだけですな。来年新設する幼稚園、鶴山台のほうの教諭も確保できるわけですか、その点もうちょっと。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

一つの小学校の校区を限定した場合、幼稚園用地はどうしても確保しておくという考え方には持っておりますが、ただこれを公立でするか、私立の幼稚園の運営に期待するかにいろいろ問題があるわけなんです。議員さんの再度のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、公立幼稚園として、現在の幼稚園の補助金制度の中で、あまりにも義務教育である小中学校と異なって非常にきびしいものがあるといいますのは、たとえは最近、最も新しい幼稚園2つ建てておりますが、幸と北松尾の幼稚園ですが、これら的一般財源の持ち出しをみまして、全体の事業費の62%、特に補助率がよくなつて、起債で思い切つて買ったところで81%、こうした一般財源があまりにも大きい中で、われわれも非常に財政上困つてゐるわけです。したがつて、片方で文部省が中央教育審議会の答申を尊重してこうやらないかんと言ひながら、現行補助金制度がこれでいいのか、政治的な活動と相まってこの動きをじっとみているのが現状でございまして、やはり小学校に併設するとなれば、必ず公立幼稚園が付くということになりますが、その点についてもいろいろ検討を要すべき問題がありますので、今後の政治的な動きとも相まってこの計画をひとつ進めて参りたいと考えております。

幼稚園教諭の問題ですが、そういう中で、やはり来年度においても、どうしても幼稚園1園の計画は進めなければならんというので、財政とも協議を進めたいと思いますが、そうした新設幼稚園の教諭も含め、また現在の不足も含めて、泉北一円において幼稚園の教諭募集を行なつており、和泉市単独ではなく、泉北3市1町の中でのスカウトという考え方で、改めて市としての採用試験じゃなく、大阪府教育委員会へ委託を行なつて、その中からスカウトするという考え方で、就学前1年の児童を対象とした人員計画であるということをご報告申し上げたいと思います。

○ 16番(横田憲治郎君) 幼稚園は幼稚園の問題だけというんじゃないんですよ。ご存知のように、特に山手へ行けば、幼稚園がなく、保育所が幼稚園の代りをしている。当然、幼稚園があったら幼稚園へやれるお子たちも、幼稚園がないから保育所へ行かして。これは幼稚園の問題だけじゃなく、保育所の内容も含めて、長時間働いてるお母さんたちのためにあるいは小さい子供まで預かれる保育所を、また幼稚園は幼児教育で必要なんだと国が認めてるから、なかなか現下の一般財源の持ち出し云々でできないなら、せめて新しい公立小学校については、何らかの政治行政能力の中で目ざしていくべきだし、実現の運びに持って行っていただきたいとお願いしてる。

私のお願いしてる意味はわかっていたけどと思ひますが、結論的に市長から市の方針として積極的に保育所は教育も補完しての問題ですから、大いに努力してもらいたい。こんど、国府第2小学校を予定していますが、幼稚園の用地は確保できるというが、これらについて、何とか実現の目標を持ってやってやろうという意思ありやなしや、おうかがいいたします。

○ 市長(藤木秀夫君) ご指摘はよくわかります、ご存知のように、新設小学校に併設したら一挙両得というご趣旨はよくわかります。しかしながら、既設校区に幼稚園のないところが多く、保育所やら幼稚園やら、ごたごたで利用して今まで参っております。その点教育委員会ともよく検討し、何とか善処したいと思います。いましばらくのご猶予を願いたい、かように思います。

○ 16番(横田憲治郎君) 最後にたしかめておきますが、来年4月開設予定の鶴山台南では、あの校区はできてるんですね。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたしますが、鶴山台南小学校の校区の中には学校の前に私立幼稚園ができております。したがって、この地域では、いまのところ幼稚園は考えておりません。

○ 16番(横田憲治郎君) 私立で公立は考えない。

○ 教育次長(阪東重信君) はい、

○ 16番(横田憲治郎君) 古い学校もできてないので、新しい学校に建てることはできへんという答弁だとすると、いただけないんじゃないかな。古い学校にすら、用地の問題でできないから、せめて新しい小学校に用地を確保して、最初から幼稚園用地も確保しながら併設していくという考え方を持てという発想なんです。できないことはないんです。委員会と違うから具体的なことは言いたくありませんが、善処するという言葉だけでは不本意なんです。市長の去年の市政方針にもあったんです。教育問題については……とね。あえて言いませんが、善処するという、靴の上から足をかけてるようなことでは、仮称国府第2小学校につい

ては真剣に考えていただきたい、よろしいですな。また12月にご返答をおうかがいいたします。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。建設部長。
- 建設部長（中塚白君） 中央線の問題ですけれども、これの供用開始につきましては、現在築造中の道路は、まだ構造的にかなりの欠陥がございます。完成はしてございませんのでこれを供用開始するわけには参りません。先ほどの藤原議員さんとの質問にお答え申し上げましたように、いずれにしても、この事業の早期完成を図らなければならないのですが、問題は、いわゆる残存の未買収地の買収と、それから橋梁の架橋でございます。橋梁架設につきましては、現在、予算にも計上してございます。

なお中央線は当初から開発協会の先行取得ということで現実、まだ買い戻しの部分は残っておりますが、買い戻しはあと回しにしても、早い時点で未買収地の買収をやり、工事の進捗を図らなければならぬとやつておるわけでございます。問題は、大阪岸和田南海線とのからみ合わせもございますけれども、実は大阪岸和田南海線を早期に一部供用開始ができるかというと、それはならないでございます。ご承知のように現実、直接の買収には入っておりません。そういう関係上、供用開始の時点をいつに設けるか、完全に舗装され、歩道も完備されてるならば、梅尾川まででも供用開始はできますが、現状ではとうてい車を通行させる供用開始はできないでございます。

なおあとに残る管理体制の問題でございますが、一応、車は遮断はしてございます。ワイヤロープを張ってございますが、問題はあの前に自動巻とかがあり、車を籠いてあります。これの管理体制につきましては、少なくとも、供用開始する時点まで、何らかの管理体制を置いて、そういう不測の事故の起らぬないように体制はとっていきたい、かように存じます。

なお災害復旧の問題でございますが、細かい数字的な問題につきましては、所管の土木課長からお答えするといたしまして、ご承知のように7月、20号台風と連続2回の災害を被ってございます。これの応急対策は、後の追加予算でご審議をわざらわすと思いますが、本格的な復旧工事になりますと、財源の問題でとうてい市の単費で全部が全部救うことできません。この査定が11月下旬にございますが、その査定を受けるべく現在、準備している個所が20数カ所ございます。これは道路、河川ですが、それからご指摘のその中に入らない部分については一応、予算の許すかぎり、私のほうも当然、緊急を要するところは予算化していくたいと思ひます。

なおご承知のように、災害復旧はかなり年次が遅れております。災害復旧の趣旨からいって当然、できるだけ早い時点で原型に復するのが趣旨でございます。これは和泉市の財政を

る感じがするんです。協会の買い戻し云々は操作できるでしょう。しかしそれらを含めでも僕は48年度で和泉中央線がすべての面に完結するということはどうしてもうなづけない。特に現場の築造工事そのものについても、それら諸般の実態からみて理解に苦しむわけです。それでも48年度でできれば結構です。そういう諸般の実態の中で48年度にできるのかどうか、舗装部分を残してできるのかどうか、さらに部長に確認したい。

○ 建設部長（中塚白君） 私の申し上げましたのは、48年度に未買収地がございますが、これが一つのキーポイントになるわけでございます。問題は買い戻し、前の問題は別でございます。実は大阪府との在来の協議の段階において、それがネックになっておるものですから、予算増額等もあまり大きなものはやれない、率直に申し上げて、それが実態でございます。少なくとも、この用地買収が完了するなら、ある程度48年度を目標にやれるんじゃなかろうかということでございます。ただ、私、先ほど藤原議員さんとの質問にお答え申し上げましたように、もしこれが遅れるならば、こういうことは好まないこととござりますけれども、最終的には収用法の適用もやむをえないという時点で差しかかるならば、これは収用といえども、かなりの期間がかかります。最悪、そういう事態になると仮定した場合、その間は遅れるわけでございます。たまたま47年度中にいまの未買収地の問題が解決付いた時点においては、48年度の完成もむずかしくない。当然、この橋の架設につきましては、予算の関係もあり、上部と下部に分けてございます。かりに当初に認可をもらっても、工事の着手は10月1日からでございます。少なくとも、河川の築造をする場合には、10月1日以後でないと工事にかかるのが実態でございます。それで問題は下部工事を本年度中に完了、来年度に舗装築造を合わせて、未買収地のところを除いて、観音寺側は築造と舗装を合わせてできます。これはご承知のように、土地の高低ができませんのでできます。問題はそれと上部と、現在築造中の横尾川までの舗装工事が残るわけでございます。何回も申し上げますように、未買収地の部分がキーポイントになるわけでございます。これの進め方いかんによって、あるいは49年度にかかる、何も煙幕を張って申し上げるのではありません。私たちの目標としては、できることなら48年度中に完成させたい。またそういう客観的な情勢がございますので、49年度にかかる可能性は多分にあるということでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 最後にこの件について要望しておきます。何回も申し上げますが、これの供用開始の早期実現を図るために、残余の用買の問題が一番のネックのことですが、これに対して鋭意努力と行政執行上の責任をお願いしておきたいと思います。特に先刻聞きませんでしたが、おそらくや、調査費とか事務費等々を含めて金利だけでも1億からかかるって思う。私は技術的なことはわかりませんが、そこま

でできて、あと橋さえできたらある程度いけるんじゃないかというままで、あと何ヵ月間、何年間か放っとかれようとしている。ましてや、莫大な利子がかかってる。これについてはこれまで以上申し上げませんが、部長の答弁のように、48年に残余の用賃を全部完了するという目標のもとに供用開始を実現せられるように、責任と誠意をもってひとつ事に当たっていただきたい。

○ 土木課長（中尾宏君） 災害復旧でございますが、先に申し上げました個所数においては市の責任でやる分は、市の失業対策事業の手によって施行する予定でございます。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 衛生問題についてお答えいたします。

下水清掃の処理能力についてのお尋ねでございますが、現状は用水路を下水排水路として利用しておるのはご指摘の通りでございます。現在の清掃法の規定では、占有者が維持管理するのが当然であるということで、ご質問の府道関係の側溝清掃については府が行なうのが当然でございますが、私のほうで窓口といたしまして、苦情を受けた場合は、府関係のサイドでやっていただくように私のほうで申し入れいたしております。

市道関係につきましては、窓口が土木課でございますので、われわれともども清掃に当たっているのが現状でございます。ただ衛生課が重点的に行なってるのは、人家に介在する市道でございます。

なお農耕地の水路につきましては、水利関係者が清掃をやって維持管理、清掃をやっていただいているわけでございます。

第2点の廓芥収集対策の収集個所の問題でございます。ご指摘の通り、われわれが清掃業者に指導しておりますのは、清掃車が入る範囲の道路であれば当然、個別収集を行なうよう指導いたしておりますが、たまたま、交通停滞等の問題がございまして、1カ所に収集させておるのが現状でございますが、この点につきましては、十分衛生課の担当職員に対して調査させ、スムーズに収集できるよう体制をとるとともに、距離的に付近地に迷惑のかからないように処理したい、かよう考える次第でございます。

第3点の週1回を現状通り行なうのか、あるいは2回収集を行なうのかという点につきまして、朝からの勝部議員さんからのご質問のあった通りでございますが、この点につきましては一応、泉北環境の投入量等も算定している最中でございまして、これを週2回に持っていくというお答えはいま、即答しかねるのでございます。われわれ、十分検討いたしましてそのデータが出た時点において、所管の議員さん方にご検討していただきたいということですざいますので、現在、週2回を実施する計画は持っておりません。

以上の通りでございます。

に関係いたしますが、総括して私のほうからお答えさせていただきます。

まず国有地でございますが、これは自衛隊の演習場あるいは河川敷というものがあります。自衛隊演習場の全面的払い下げといふ問題はございますが、これは相当困難な問題でございます。この中で現在やっておりますのは、演習場地内における介在農地を集約し、市の希望する場所、面積との交換方法によって活用いたしたいと考え現在、取り組んでおる状態でございます。

それから河川敷の問題でございますが、これにつきましては、相当和泉市内の横尾川、松尾川の改修部分がございまして、この箇所が現在、河川敷として放置されてございます。この払い下げについては、非常に川が侵食され、蛇行した関係上、明示等が非常に困難でございます。そういう中で、市として現在、二カ所の払い下げの申請をしてございます。追つづけその当否については、府のほうから通知がくることと期待しております。その他にも払い下げ等の申請をしていない、そして和泉市で可及的に必要だというものにつきましては、占用願いという手続きをとり、これの利用を考えてあるようなわけでございます。

あと府有地の関係でございますけれども、府有地も種々雑多でございますけれども、この中で企業局用地というものが約5万坪以上持ってるわけでございます。これにつきましては現在、不燃焼物の捨て場の交換用地ということで府に話を持ち込んでございまして、現在、申請書作成までとりかかってございます。

そういう関係で國、府あるいは河川敷を含めた財産につきまして現在、いろいろ進めておるわけでございますけれども、現在の行政需要の中では、これらの用地確保が非常に大きな問題でございますので、われわれとしても今後、国有地、府有地の活用計画につきましては積極的に取り組んで参りたい、かように考えてございます。

- 市民部長（小林一三君） 第2点の公共施設の活用状況に母子寮が出ておりましたのでお答えいたしますが、この母子寮には現在、7世帯しか入っておりません。非常に老朽しており、災害の都度補修するのが実態でございます。したがって現在、総務当局に話を持ち込みまして、多角的な運用あるいは本年10月12日に社会福祉法人としての社協の大会が持たれ、その中でも総合福祉会館の建設の第5回の決議もなされており、要望書も提出されております。したがって、多角的な福祉施設への高度利用が必要でございますので、そういうふうに今後の活用状況も含め、総務当局とも協議中でございますので、早晚、現在の施設については有効な活用に持っていきたいと存じております。

次に総合福祉センターの検討ということでございましたが、労働会館を含めた総合会館のことだと思いますので、私の担当が違いますので、第4点の国保問題についてご回答申し上

げます。

議員さんご指摘の通り、社会保険脱退後、いわゆる病気になってから国保の窓口に飛んできて健康保険証を作成する方が非常に多くございます。この問題につきましては、鋭意、われわれも他市等のPRの方法等について多角的に検討して参つておるわけでございますが、現在はご指摘の通り、6ヶ月遅延で国保適用をやつての状況でございます。したがつて、具体的に基準月を4月と10月とか定めてという貴重なご意見も出ておりますので、当該国民健康保険の協議会でこういった基本的事項につきましては十分ご審議をわざわざすることいたしまして、それまでにわれわれとしても、根強い広報活動、その他具体的な方法をもつて市民にPRしたいと、当該国民健康保険運営協議会にご提案申し上げ、現在の6ヶ月遅延の問題等についても抜本的な前進的措置をとりたいということでございますので、もうしばらくのご猶予をいただきたいと思います。

- 企画課長（橋本貽夫君） 3点目の総合会館の問題でございますが、現在、大阪市立大学の多胡研究室に将来の住民の増減あるいはいろいろの機能の分担がございますので、それらを含めて調査研究を委託しております。それに基づきまして将来、人口20万の段階あるいはその経過の中で、どういうコミュニティセンターをつくったらいいかの答申案としていただくこととなっております。
- 16番（横田憲治郎君） 第1点の国有地の問題ですが、自衛隊演習場に介在する農地をどうするんですか、ちょっと理解に苦しんだんですが、演習場の中にある農地を、ほかのところで用地を確保してもらうということは、演習場の中にある民有地を全部撤去させて国有地にしてしまうということなんですか。
- 総務部理事（庄司清君） 演習場地内にある民有地を市が一部買い上げ、それを国有地のこちらの希望する場所で、希望する面積をひとつ交換していただくということでございます。
- 16番（横田憲治郎君） 払い下げじゃないわけですね。
- 総務部理事（庄司清君） はい。
- 16番（横田憲治郎君） そういう消極的じゃなく、民有地を積極的に買い取つて一つの拠点として、その周辺の国有地を大幅に払い下げしてもらうような方法でやっていただきたい。私がなぜこれを聞くか、財政貧困の折りから言わざるをえない実態ですが、依存財源等あらゆる可能性を追及すべきだと思います。現下の地方自治財政にメスを入れることも大事だが、現状のワクの中で努力しなければならないが、その一端として理事者の考え方を聞いてるわけですが、積極的にやりなさいと要望しておきます。
- 総務部理事（庄司清君） とにかく交換は等積じゃなく、3倍ぐらいの土地を交換する、

こういうねらいを持っております。

- 16番(横田憲治郎君) とにかく、全部調査していただいて、それに対して一つ一つの目標、目的を持って努力していただくよう、市長、これは大事な問題だと思いますので、強く要望しておきます。

それから母子寮は7世帯しか入ってない、高度な有効利用を考えるというが、具体的に何を自ざしてるんですか。ちょっとあとで言うて下さい。

それと同じ意味で総合福祉会館、何か大学の先生に依頼して研究していただいているらしいが、内容的には何もないわけですか。これも概要で結構ですから確認しておきたいと思います。

- 市民部長(小林一三君) 先ほど、ほぼ申し上げましたが、第1点の総務当局と協議してあるというのは、現在の施設をもっと有効に活用しようということで、一部職員の宿舎等にもという話もございますので、その点も検討してることでございます。

社会福祉協議会につきましては、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会の本年10月12日の第5回の決議もなされておりませんために、立体的な高度利用を図っていきたいと現在、関係者と協議中でございます。

- 企画課長(橋本昭夫君) 総合的な会館という形一本やりではなく、本市の中でどのような機能の会館が、どういう場所にどれだけ必要かという3点を含め研究を委託してることでございます。したがって、市民部長もおっしゃっております総合福祉センターも踏まえ、全体的な計画の案を市大の教授に委託しております。

- 16番(横田憲治郎君) それは労働会館等も含めてですか。

- 企画課長(橋本昭夫君) そういうことでございます。

- 16番(横田憲治郎君) ありがとうございました。これで終わります。

-
- 議長(松尾千代一君) お諮りいたします。

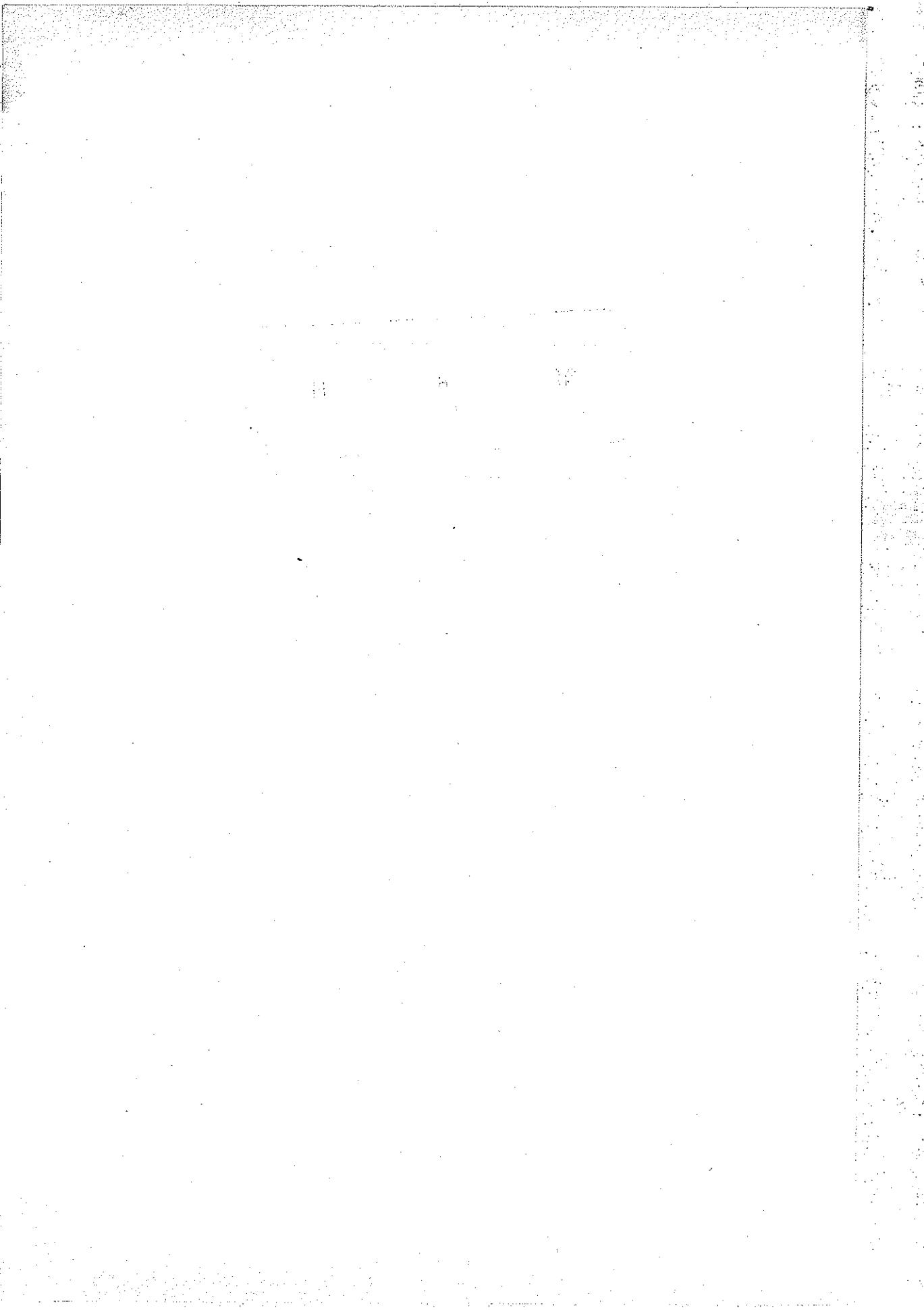
本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、これをもって散会いたします。明日は定刻10時でございますので、よろしくお願ひいたします。

(午後4時46分散会)

第 6 日



昭和47年11月7日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第6日 出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

3番 金沢勝君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	水道部長	神田平吉
収入役	橋本炳	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内潔
同和対策部長	佐原行雄	障保館長	高橋正弘
市民部長	小林一三	消防長	和田増義

職名	氏名	職名	氏名
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	計画課長	大浦 行雄
総務部次長	西川 喜久	土木課長	中尾 宏
福祉事務所長	山本 武雄	建築課長	逢野 一郎
建設部次長	林 德次	区画整理事務所長	中西 淳富
水道部次長	田中 稔	開発課長	白川 保
病院事務局次長兼庶務課長	平野 誠蔵	会計課長	片桐 武雄
庶務課長	杉本 弘文	営業課長	高橋 新平
企画課長	橋本 昭夫	工務課長	福本 幸久
人事課長	門林 六男	経理課長	守田 勇
財政課長	北野 敦雄	業務課長	藤原 光夫
資産税課長	吉田 日出男	監察委員長	富田 宏之
市民税課長	吉田 利秀	監査事務局長	南口 主雄
納稅課長	吉田 種義	選管委員長	堀田 德治
庶務課参事 (広報担当)	竹田 明郎	選管事務局長	西岡 邦志
推進調整課長	萩本 啓介	教育委員長	味谷 吉日
"	生田 稔	教育次長	青木 喬之
"	浅井 隆介	"	堀内 由延
市民課長	田中 二三夫	教育長	葛城 宗一
社会児童課長	森 保	教育次長	阪東 重信
福祉課長	山村 昇	総務課長	乾 武俊
商工課長	岩井 益一	学校教育課長	紀之定 藤与茂
農林課長	吉岡 昭男	指導課長	唄治 幸豊
保険衛生課長	大宅 清臣	社会教育課長	吉見 豊
交通公害課長	内田 深	大浦 行雄	廣岡 史郎

職名	氏名	職名	氏名
学校教育課 参事官	角谷 泰夫	開発協会 事務局次長	山本 俊兼
農業委員会 事務局長	松村 吉堯	開発協会参事官 (総務担当)	藤原 永一
開発協会事務 局長	西川 武雄	" (用地担当)	宮本 福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 满男

本会の事務局長および職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

和泉市議会第3回定例会会議録(第6号)

昭和47年1月7日(火)

(午前10時40分開議)

- 議長(松尾千代一君) たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さまには、たいへんお忙しい中、遠日にわたりご出席賜わり、まことにありがとうございます。
- それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは14名でございます。欠席届けの議員さんは金沢議員さん、出原議員さん、その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、14名でございます。

開議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告のとおり、出席議員数14名をもちまして、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

快にお答えを願いたい。さらにそういう計画自体が問題であろうかと思う。たとえば、きのうの市長の答弁では、政府の約束、政府との補助金の関係を付けないかんし、それについても、支部へ行って相談せないかんと。やろうと思ってもなかなかできない、そういう答弁があった。そこで私は聞きたい。では、支部とだけ話をして、その問題を進めていくことによって、果して全住民が納得することになるんかどうか、その点はひとつ明快にお答え願いたい。たとえば、百億円の場合には、かなり大きな地区住民全体に影響を及ぼすということから、当然、これは支部だけではなくて、他の団体ともよく相談したほうが前進するのではないかという立場でお聞きするんでございます。金利につきましては、金額、その他について、明確にお答え願いたいんですが、この前からお聞きしましたのは30億でございますので、その後、いかほど借っているか、合計は何ほかといふ点についてご答弁願いたい。

以上です。

次は文化遺跡について、これにつきましては、和泉市が非常にたくさんの文化遺跡がございます。きのうも北信太駅前線のことと、貝吹山、これは和泉市史にも載っております非常に大事な古墳でございますが、これのために、道路の位置変更ということになっております。これは大阪府としては認めておるんですね。当然、また和泉市としても、10万市民に対し、郷土を誇る文化遺跡として大切にしなけりゃいかぬ、こういうことを市民憲章にうたっておりります。そういう立場から、ひとつこれは教育委員会のほうにお尋ねいたします。

日本でも有数といわれております池上遺跡の保存、これをどのようにお考えか、これが第1点。

第2点は、この和泉市の郷土を誇る遺跡、これはほかにもたくさんあります。これをまとめて1冊の本にして、住民に十分PRをするということをするのかどうか。私の聞き及んでおるのは、京都のデパート、そういうことで、和泉市のそういう出土品をPRしていると。これが肝心の地元で十分それをしていない、そういう声を市民から聞いておりますので、その点、教育委員会は、そのPRについてどのように考えておられるのか、お答えを願いたい。

次は公害についての対策。これは私のお尋ねしたいのは、国際空港という問題でござりますが、この前のときに、請願の案件として委員会付託になっております。さらに市長は泉州の経済基盤を上げていく立場から賛成だと、こういう答弁がありました。私はそのあとで、そうではない、公害その他心配があるが、この点についてはどうするんかと。そのときに、十分検討させていただきますというようなお答えがあったかと思います。そこでこの国際空港につきましては、あらためて市長がどのようにお考えか、この点をお尋ねしたい。

次は市内の公害の問題でございますが、ここで公害の問題につきましては、和泉市として

一体、どの程度権限があるのか。たとえば、騒音、悪臭、いろんな公害のことで陳情がござります。ところが、それがなかなか市民に対して十分、応えておられないという声が非常に多い。そこで市としてはいかほどの権限があるのか。たとえば、騒音については、立入り検査その他一定の権限があるのかないのか、これをひとつ明快にお答え願わないと、これから市民がいかほど市に陳情に来ても、あいまいになるというおそれがございます。そこで本当はそれを明快にしてもらつたあとで申し上げたいんでございますけれども、あらためて申し上げますと、これは信太校区の上町の西井、それから上代町の清水化学、これは悪臭、ばい煙という問題がございますが、これもひとつ明快にお答え願いたいと思います。さらに上代町の方と公害防止協定ができるのかどうか。これは火葬場の問題でございますが、すでに操業開始して煙が出ているということで、そこで苦情が出ているんでございますが、その後実態をどの程度に把握しているか、こいつをお答え願いたいと思います。言い忘れましたがこれはかなり進んでいると思いますけれども、内田養鷄場、その後どうするんか。それから昭和製鋼についてもどうするのか、この点をつけ加えてお答えのほどお願いします。

次は下水排水、特に私の住んでおりますのは府中地区でございますが、この府中地区は和泉市の玄関口、人間で言えば顔だということで、きれいでせないかぬということが絶えず言われますが、特に下水排水につきましては、ひとつ明快にお答え願いたい。たとえば、國府小学校の前の下水、それからニチイ、中央商店道路、それから日通の前、おもに府中としては和泉市の一一番中心地で商業地である。ところが、ここは雨が降れば溢れていますので、どうしてもこれをやってもらいたい。昨日の答弁では、年事計画を立てると、ただし、和泉市は下水計画がないと、これからは係もないくらいだと。私は、そうではなくて、実際にこれをきれいに掃除をすること、また場合によっては、市の権限をもってできる体制をとること、こういうこと。果してこういうことで、私が申し上げた地域ができるのか、できないのか、このことを明快にお答え願いたいと思います。そうしないと、昨日の答弁では、府道の処置については府だと、そうするとニチイの前にについては府道かどうか、こういう点で、官僚的な答弁で逃げないようにして、要は、私の申し上げた点は、市としてできるのかどうか、これをひとつ明快にお答え願いたいと思います。

次はその他でございますが、その他には市新の企業再開、こういうふうに書いてますが、皆さんご承知のように、市新は和泉市にとっても重要な財源の基礎だということを、これは皆おっしゃっております。私もそのとおりだと思います。同時に、やはり優秀な機械も入っている。さらに通産省もテコ入れして、1億8千万の政府資金を通じてもという問題、公害防止の融資も受けたるということ、その他等々含めて、やはりどうしても市新の企業再開は、

それから7.2万坪の問題、これについては、この前とちっとも変わりませんという中塚部長の答弁ですが、これは住居地域だということについては変わりはないということですか。

○建設部長(中塚 白君) はい。

○総務部理事(庄司 清君) 池の売却について申し上げます。

第1番目のご質問につきましては、業者に市がどの程度タッチしているのかというご質問であったかと思います。この点につきましては、従来、市以外の業者に売る場合、地元の意向につきまして、十分尊重的態度をとってきております。そういう方法で処分をいたしてきましたが、われわれといたしましては、やはりその事業の計画、あるいはその業者の経歴、こういうようなものをいろいろと調査をいたしてまいったようなわけでございます。そこで、こういう計画上の問題につきましての市としてのいろいろの条件を示して、それを聞き入れてもらうというような方法をとってまいったようなわけでございます。次の池の問題の公害の点でございますが、この点につきましては、その公害のかからないように最大の努力を払って、迷惑のかからないよう努めていきたい、このように考えております。

それから水利権の問題でございますけれども、ため池の場合の水利権、今までため池の場合、水利権の代表者に、そういう遺憾のないよう、同意の把握につとめておるというようなことでございまして、一部ご指摘のように、辻林誠貞さんの例をあげられましたが、今後はこういうことのないように、報告書をもちまして、さらに徹底した方法を考えまいりたい、このように考えてございます。

あと町会の同意という点でございますけれども、町会の同意につきましては、これは部落有財産の処分につきましては、部落住民個々の同意は、法律上の要件ではございません。そういうことで、市といたしまして、住民の意向を聞くということで、現在、町の代表の方、あるいは町のご意向というものを聞いてまいりておるようなわけでございます。そういうことで、これにつきましても、やはり法律上の要件ではございませんけれども、問題を少なくしていくという考え方によりまして、地域住民に周知徹底を図るように処置をとっていきたい、このように考えておるようなわけでございます。相前後しましたけれども、ため池等を業者に売って、そしてまた、さらに市が買い上げておると、都市計画上のあるようなものについては、そういうようなことがないんかという点につきましては、今後、これらにつきましての都市計画のうえにある物件につきましては、市においてその時点で買い上げていきたい、このように考えておるようなわけでございます。

以上、ため池についてお答えさせていただきます。

○ 18番(直村静二君) 結局、いままでの例として、辻林議員の例をあげたんで言いますけれども、議案書が出た場合に、私どもよく知らないために、大体、議決に賛成するわけですね、これが通例だと思うんですよ。だから、そのときには、議案書にすべて書いてある手続はOKとして、ここで私の注文しておきたいのは、今度から、これは何に使うんだというふうに、議会において説明してもらわぬと、ただ議会で通ったからいいわいということで、ため池の場合は、たまたま辻林議員がおったからいいものの、それでなかつたらどうないもしない。今後は絶対そういうことのないようにしてもらいたい。だから、これは議案が出た場合には、何に使うんだ、どうするんだ、そこまで明白にしてもらいたい、こう思います。それとちょっとお聞きしたいのは、議決をされて、これを売ってもよろしいと、ところが問題があるというようになった場合に、議決し放しで売らないということもありうるのか。また、それが長く続いた場合には、変更という場合もありますね。その点についてはどういうふうになっているのか。たとえば、この大池の問題につきましても、住民が納得して、そりして町会単位で相談するなれば、これは売ってもらっては困るという声も当然じゃないかと思いますがね。そして最後に、あらためて処分の内容が変更だという点で、議会の了承を得るのが一つの便法ではないか、私はそう思います。もう少し言いますと、これは昭和43年に、あんたから私たちがもらったんです。財産の処分に伴う取扱い事項、部落有財産、昭和44年3月議員総会と。地元公有廃止が決定されたものに限り、処分を行なうものが、ここで町会長その他すべての同意を得るという一項目を入れてあるわけですね。今回の場合は不手ぎわがあったと、市が不手ぎわがあったと私は申しませんよ。しかし、責任はあるんですね。おそらくこのため池については、全部市が指導していると思うんですね。だから、この際私の申し上げたいのは、議決があっても、内容に問題があれば、納得するまで待っていただくと同時に、場合によっては変更してもよいんじゃない。この議決は売ってもよろしいというだけの議決であって、これは議会ですから、裁判所と違います。その点を含めて、どのように処理しようとするのか、再度、ご答弁願いたいと思います。

○ 総務部理事(庄司 清君) 取り扱い方法が出てきたわけでございますけれども、そこですべての住民の同意という点につきまして見解を申し上げたいと思います。この同意そのものが、先ほど申し上げましたように、住民個々のすべての同意という意味をさしておるのでございません。その財産というんですか、部落有財産を持っておる町会、これがその町会の意思決定機関で、売るという処分をするとかいうことについての同意を得るということになるわけでございますけれども、そういう意味のものでございますが、これを売るとか、あるいは売却処分にするということの話等を、やはり住民に対しても周知をしておく必要があ

円ですか、これをお払いすると、こうなっているんですね。ところが、それが別に入院助産制度があるんですから、同和対策でなしに、それを地区のほうから利用させてくれと乗っている。そうすると、これは国、府の補助と、そして市が非常に軽い負担で、しかもお産ができる、はっきり言ったら併用するわけですね。その場合には、今度はお金を8万円もらって、それをお医者さんに払ったらゼロとしますね。ところが、その入院助産制度を利用しますと、あとで4万円なり5万円なりのお金をもらえると、併用すれば。それについては、いま大宅課長が、阪南でも問題になったと、それはそれでよろしい。しかし、指定病院は泉大津しかないんです。この入院助産制度を利用すると大津しかないから、非常にワクが小さい。大津の場合は年間百人も利用していると、そこが矛盾していますよ。

- 助役（藤田 利君） その件については、事務当局でご回答いたします。
- 議長（松尾千代一君） 担当課長。
- 社会児童課長（森 保君） 議員さんご指摘の点につきましては、大宅課長としても十分認識してございます。ご指摘の助産施設は児童福祉法の22条の適用だと思います。もちろん、これにつきましては、前々から泉大津病院で、現在5ベッドしかございません。ベッドの不足分等については、和泉の分院と申しましようか、今度は和泉市の市立病院等で、今後何ベッドかふやしていただくというふうな措置も考えていくと同時に、市立病院等々についても、以前から助産制度の適用のベッドの増設といった点でも再三話し合いは持っておりますが、そう簡単には現在まだ増産施設の、その制度の病院の承認はいただいておりません。今後考えていくとすれば、やはり和泉市民病院で一応、お考を願いたいという以外に方法はありません。
- 18番（直村静二君） あのね、併用するんかどうか、それはためじゃないか、しないようにしてもらいたいと私言っているんで、その答えをしてもらいたい。
- 議長（松尾千代一君） 理事者の答弁については非常に不明確さを欠いているように思うのです。もっと勉強して明確に答弁をしていただきませんと、時間ばかり食うて一向に向かって進みません。だから明確に答弁してください。担当課長答弁。
- 社会児童課長（森 保君） お答え申し上げます。
これにつきましては、妊産婦の方のほうは衛生でやってございますので、助産施設22条の適用の児童補償は私のほうでやってございます。そういう折り合いの問題、係の問題で、その差額についての調整は今後、十分、検討した中で考慮していかなければならないと思います。
- 議長（松尾千代一君） ちょっと焦点がぼやけていると思うんです。だから、もっとはっ

きりと質問されている方の質問を十分聞いて、そしてその答弁にあたっていただきたい、でないと、焦点が狂ってるから、十分な答弁ができないと思うんです。

- 助役（藤田 利君） いまおっしゃっている、余ってくるじゃないかということですが…。
- 18番（直村静二君） たとえば、支部を通じて、そういう制度については併用しているから、しないようにしてもらいたいと私は言ってるんです。それで、それは併用しませんとそれでいいんです。それが言えないんですか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

- 議長（松尾千代一君） ただいまの理事者側の答弁は、非常に先ほど申し上げましたように、焦点が違う。それで、質問者に対することは聞き分けていない、そういうところにあるんじゃないのかと思うんです。だから、もっと十分それを聞き分けて、そしてその答弁をしない限り、一步も進まないじゃないか。だから、十分、皆はその専門ですから、われわれは議会人はアマ、あなた方はプロですよ。だから、もっとはっきりしたことをやっていただけませんとね。プロとアマの相違、その点をもっと今日までに十分検討しておく必要があったんじゃないのか。だから、そういうことくらいは、十分勉強しておくべきではないかと思うんです。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 妊産婦対策につきましては、児童福祉法に基づく問題、あるいは現在の同和対策の一環といたしまして、妊産婦対策は衛生課で所管しているわけでございます。まあ、福祉法に基づく妊産婦対策、あるいは衛生課に所属する同和対策の妊産婦対策は関連した問題で、議員さんのご指摘はよくわかるわけです。助産施設でした場合に、あらゆる問題については、先ほど衛生課長がお答えしたとおりでございまして、この点につきましては、福祉、衛生とも今後十分検討いたしまして、後日、回答させていただくようになります。かように思つておる次第でございますので、あしからず、ご了承願いたいと思います。
- 18番（直村静二君） 助産制度についての併用はやめてもらいたい、それについて答えるがないということです。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） はい、わかりました。いまの直村議員さんの点は、併用の問題が一番問題でございますので、この点につきましては、私のほうで検討いたしまして、後日、回答させていただきたいというふうにご了承願いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 18番（直村静二君） 結局、支部の推せんで併用化されておる、認めておるということなんです。和泉市の施策、地方自治法138条2項に基づく、みずからの責任と判断じゃな

り、その点を意見として申し上げておきます。

なお開発について、もう少し金利についてメモにしてほしいと思います。この前はちゃんともらっております。

以上です。

- 議長(松尾千代一君) それではおはかりいたします。ちょうど昼食の時間になりましたので、ここで一応休憩させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、1時10分まで休憩させていただきたいと思います。議員の皆さんには、非常にご迷惑だと思いますけれども、一応運営委員会を持っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(午前11時59分休憩)

(午後1時49分再開)

- 議長(松尾千代一君) たいへん長らくお待たせいたしました。午前に引き続き一般質問を行ないます。

直村議員の質問に対し、理車者より答弁。

- 教育次長(阪東重信君) 教育次長よりお答えいたします。

池上遺跡の保存対策については、基本的な考え方として50万平米に伴う埋蔵区域の中ですべてを残すということでなしに、特に学問上重要とみなされる区域を、学者等を含めた意見を徴しまして、その一部の買収に取りかかりたいと思います。

従来、それほど重要なすばらしいものなら、国なり、府の責任で万全策を講じてほしいという旨を陳情してまいりましたのですが、市の公有地を国の方うが全額補助を出すということについては、いい返事が出なかつたのでございまして、今回、重要区域のうち、約2万平米の土地について、国の2分の1の補助金と、府が残りの2分の1の2分の1、すなわち府の補助金、市の持ち出し分については、超過負担のないよう、また起債としての財源措置を講ぜられるよう、文化庁に対し、文化財保護課長とともに要請してまいったところ、一応の内定を得ましたので、国も市の方針を受けて助成せよということにいたしております。

全地域につきまして、赤線、青線と申しますか、特に重要な区域については、その赤線の区域での線引きを決めるということで、48年度においても、若干の助成措置を講じてまいりたい。そして国としてもその道を開いていきたいということでございます。

なお、第2阪和国道遺跡調査会の発掘による未解決のままのあの始末につきましては、現状の状態ではいけないということから、調査費についても助成しようという意向をつかがつ

ているのが現状でございます。

第2点の京都の文化財遺跡等の印刷物の件でございます。これはご指摘をいただいたおりでございまして、市内のそれらをまとめてPRいたしたい考え方でございます
以上です。

○ 18番(直村静二君) いまの答弁で大体アウト・ラインはわかりましたが、愈のために申し上げておきますと、50万平米という膨大な地域が、ことばとしてもわかつておるんですから、やはりできるだけいろんな用途地域、あるいは開発という点について、努めてさらに計画し、協議会なりで重要視して処理していくその姿勢がなかつたら、あとでえらいことになつたと思う。その点はひとつ、いまの青線、赤線といいましても、そのへんは科学者、文化人がありますから十分に協議してやってもらわう。これは当然、予算編成になると思いますんで、要望しておきます。

それからPRの問題につきましても、これはだいぶ予算が残っておりますんで、この前のときは30万くらいしか組んでいませんでしたな、これでは足らないと思います。和泉市の誇りを京都のどこかで見せて、和泉市内あんまり見せない、これでは何をしてるんかわからない。もちろん、よそに持つていって宣伝も大いに結構ですけれども、やはり地元の住民に文化財について市民憲章どおりに示していく、だからPRが必要です。その点要望しておきます。

○ 市長(藤木秀夫君) 公告についての対策という面で、直村議員さんがご質問でございますが、これは最初のときに、国際空港について、私は賛成であるということをはっきりと申し上げたわけでございますが、その後、いろいろと近隣都市の状況も泉南に参りました、調査いたしましたところ、半分賛成、半分反対というようなことで、そのときの市の様相では反対の声が大きくなってきて、賛成者が声をひそめているような状況というようなことから、わが市といたしましても、検討中で今日まできましたわけで、最初に私は賛成だと申し上げました。理由はここで申し上げたとおもうんでございますが、わが市の産業といたしましては、綿維業と、それから人造真珠でございますが、これは人造真珠の面につきましては、80%まで海外へ輸出しているということから賛成やということで申し上げたわけでございます。かような意味で、いざれにいたしましても、この国際空港というのは必要であろうかと私は思つておるわけでございますが、この間の10月24日に何回とならず、国・府のほうが調査した結果、まず基本といたしまして、75フォンを下回っていることは皆さんも新聞紙上でご存じかと思います。

まずわが市といたしましては、海の上に出ている関係上、関係が薄いという見地から、い

努力したいと思っております。技術的な関係につきましては、府関係の公害技術関係の技術提携をいただいているような現状でございます。

- 18番(直村静二君) 一応、公害についてはその程度で結構です。次は下水排水。
- 土木課長(中尾 宏君) 第1点の国府小学校前の下水でございますが、水路の断面に限界が来ております。そういう点から、肥子池から国府小学校前まで重点的に検討いたしまして、何らかの形で手を加えたいと思います。
第2点の中央通り、これの直接の原因については、塵芥の不法投棄が原因でございます。そういう点でございますので、衛生課等と協議して、それらの点を排除したいと考えております。
それから第3点の日通前ですけれども、これはその都度やっておりますが、今後は国鉄または日通と協議して、抜本的な方法で何らかの形に改めたいと考えております。
- 18番(直村静二君) 国府小学校の前ですが、何らかの形といいますけれども、どんな手をつけるんですか。
- 土木課長(中尾 宏君) 具体的に申し上げますと、ガスが発生する関係上、これは人力ではだめなんで、機械に頼らなければならぬんです。そういう点で現在業者とも検討しているところなんです。
- 18番(直村静二君) たとえば、コンクリートをめくってやるのかね。それとも人力でもぐってあげていくというようなことをするのかね。
- 土木課長(中尾 宏君) これは府道粉河線がございますので、府道の占有にもなるわけなんです。したがって、占有物件をこわすということについては、和泉市の手でできないと思います。市の手でやる場合は機械に頼らざるを得ないと思います。
- 18番(直村静二君) そうすると、その機械力に頼ってできるんですか。できたらいいですよ、できないんじゃないですか。
- 土木課長(中尾 宏君) それは府関係者とも私たちのほうで現在、研究しているところなんです。
- 18番(直村静二君) 研究は結構です。できるんですな。何を研究しても、できなかつたら、被害が出ますから。
- 土木課長(中尾 宏君) 現在まで私たちのほうで槇尾川へ放水する水路がございますが私たちのとってきた措置といたしましては、過去、何回か大雨が降ったときに、それを防ぐために調節しているわけなんです。
- 18番(直村静二君) 先ほど何とか手を付けるというのは、雨が降って水がついた場合

によそに流す、そして調節するということが一番解決ですか。

○ 土木課長(中尾 宏君) それは消極的な答えであって、前進的な答えといたしましては、何らかの形で、機械力に頼ってでもしゅんせつしたいと思っております。

○ 18番(直村静二君) 私の聞きたいのは、やってくれますか。それも今まで何べんも陳情が出てわかっているんですね。私が今日初めて言うたわけじゃなしに、だんだん聞いていくと、水を横に流そうかと、これはもう年末を控えてくるしね、次の議会まで明快な答えを出してくれますか。いま課長の答弁では、検討してしゅんせつしたいと言うておりますけれども、具体的には次の議会までに明快な答えが出ますか。

○ 建設部長(中塚 白君) 先ほどの土木課長から答弁いたしましたけれども、現実、実際問題として、私のほう傍観しておったわけじゃないんです。ただ問題は、ご承知のように、水路の上が占有されておりますので、これを軒並みにぶちこわしてやるということにつきましては、非常に問題がございますので、何らかの形でしゅんせつをしたいということで、過日からもその検討を加えておるのでございますけれども、いずれにいたしましても、これはしゅんせつしなければいけないような状況になっていることは事実でございます。これにつきましても、何らかの方法を講じてしゅんせつするよういたします。

○ 18番(直村静二君) 次に駅の前の、何か不法投棄があるからつまっているとか。

○ 土木課長(中尾 宏君) 過去のしゅんせつした結果が不法投棄の原因になったと申し上げておるんです。これはそのつど土木課のほうでやっております。

○ 18番(直村静二君) 浸水して迷惑こうむって、私あそこを通るたんびに言われます、何とかしてくれよ。いま、やってくれますかと言われても答えができない。ですから、明快にご答弁願いたいと思います。

○ 土木課長(中尾 宏君) 土木課のほうで今後、発生した場合はやります。

○ 18番(直村静二君) 日通の前のあれは、国鉄の下を通っていかなければいかんじゃないですか。それは国鉄と話し合いはすぐやりますか。

○ 土木課長(中尾 宏君) 改修する場合は国鉄、日通の関係もございますので、日通とも協議いたします。

○ 18番(直村静二君) 近いうちにやりますか。あそこも苦情が多いんですよ。

○ 土木課長(中尾 宏君) この点については国鉄とも近いうちにやります。

○ 18番(直村静二君) 以上で下水排水のやつを終わります。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 市新の企業再開についての問題でございますが、市新問題につきましては、産業行政の担当の私どもといたしましても、きわめて憂慮するとともに、

ですね。その点では、もう正月が来ますから、この点は強く要望しておきます。

以上、一般質問を終わりたいと思うんですけれども、全般の質問を通じて、まだまだ不明瞭な点が多いと思います。市民から言いますと乱脈な市政だということ、そこでもう一つ心配なことは、再建団体に再び入るんではないかという財産上の心配、たとえば、質問してもなかなか答えられない不明瞭な点、こういう点はやはり正していないと、今後、大きな事業、厳正な行政ができない、そういうことを全般を通じて強く感じたわけであります。共産党の議員団としては、今後も不備な点については追及いたします。

以上、意見だけを申し上げて一般質問を終わります。

○

- 議長（松尾千代一君） 次に17番、山田清二君、お願ひします。
- 17番（山田清二君） 最近といいますか、事務分掌がだんだん細分化されて、市民が役所に来て、どこへ行つていいかわからないという状況が起こっております。なお、これは市民だけじゃなしに、われわれ議員であっても、これはどこへ言うていいかわからないというようなことが実情です。したがつて、これから質問することについても、どこが答弁するかをはっきりして、2回、3回にわたつて答弁するものは、事前に協議をして答弁をしていただきたい。

まず教育問題からまいります。小中学校の老朽校舎と申しますか、あるいは危険校舎というのか、いずれにしても結構ですが、改築あるいは修理を要しなければならないところが何ヵ所掌握しておられるか、まず返事をしていただきたい、と同時に、これにどのように対処していくか、この処置についてご答弁をしていただきたい、と同時に、のことによつて起つた、いわゆる事故があつた場合に、だれがどのように責任を持っていくか、答弁をしていただきたい。

次に通学安全の問題ですが、学童の通学に対して、最近、スクール・ゾーンというのが何ヵ所かできておりますが、これはほんの学校の門の近くだけでございます。ほんとうに危いところで、どういう処置を講じてあるのか。また通学路として正式には決められていないかもわかりませんが、ほとんど通学のために使つてゐるといつやうな道路がたくさんあります。これの補修等について、一体、教育委員会が悪いんか、あるいは土木関係が悪いんかされませんが、全然やつもらえない。また、たまたま、そういう個所で要望すれば、そこは車が入らないとか、あるいはローラーが入らないとかいうことで、これができない。しかも、これが通学路として、はつきりした道路があるにもかかわらず、狭い道とか、そういう道を通つてゐるならばいたし方ないとして、学校へ通おうとすれば、命がけで通わなければならな

い。低学年については、親がついていかなければ、危なくて行けないというような状態のところが多々あるわけです。そういうものに対して、どのような処置をしようとしているか。教育委員会に行けばやります。土木のほうはできません。こういう問題をどう処置していくこうとするのか、この点明快に返事をしていただきたい。

さらに、これも同じく通学路に含みますが、仮称第2和泉中学校が、来年4月から開校されるというふうになっているはずなんですが、現状は敷地ができたという状態で、これが4月に開校できるのか。また、黒鳥小学校のように、ただカンバンを二つかけただけで開校しましたということをいこうとするのか、この点については、開校とかなんとかいう技術的な問題じゃなしに、新しい学校で、いつから授業が開始できるかの見通しを発表していただきたい。と同時に、そのために、現在の和泉中学の生徒の収容をどうしようとしていくのか、この点についても一緒に返事をしていただきと同時に、今度、新しくできる第2国府小学校等に対する通学路をどう考えておるのか、通学路に対して以上の答弁をお願いします。

それと次には、児童の安全のために小公園とか、あるいはチビッ子広場なり、あるいは学童遊園地とかいうような、そういうものらしいものがあるところもありますけれども、遊園地とか、あるいは子供の遊び場としてはとうてい耐えられないような状態のまま放っておくところが何カ所かあると思います。教育委員会あるいはそれらの福祉事務所になるかもわかりませんが、自信を持って、ここにありますという個所が何カ所あるか、一べん考えて返事をしていただきたい。

次には、福祉といいますか、福祉事務所だけでなしに、いろいろなところが入ってくるかもわかりませんが、まあ、老人対策として、無料診療が行なわれているわけです。この点については、年齢等については、まだだんだん年齢の引き下げというのが行なわれているということですし、また大阪府は年齢引き下げをするということも聞いておりますが、実際に医者にかかりうる場合に、この人たちが非常にかかりにくいという現状を知っているかどうか。入院をしたくても入院できない、あるいはお年よりが病気といつても医者まで出て行かなければ、老人医療はほとんど往診をしてくれないと実情をどう見ておられるのか。また、それに対してどのように対策をしていこうとするのか。病気だけじゃなしに、療養年金といいますか、福祉年金、これの年齢の引き下げと金額の引き上げについて、どのように考えておられるか。

もう一つは、1人暮らしの老人に対する対策といいますか、回っていろいろお世話をしているわけですが、この実情を1回発表していただきたい。

もう一つは、夜間、休日に病人ができたときに、診療をしてくれるところがないというの

ような状態の中で構築物を建てている。しかも、その家が分譲の家であったり、あるいは借家であったりするわけです。そこへ入居した人は、1回雨が降れば、すぐ水がつくんだ、こういうものを一体だれが許可をするのか。また、こういうものは許可の時点とめることができないのかどうか。はなはだしいのは、川のすぐ横へ家を建てて、水面より低い家がある。オランダみたいに風車でも付けておかなければならぬところへ家を建てて、しかも、これが分譲ですと。そういうものを市がだまって見過してきたのか、あるいはそういう家を建てる場合は、許可とか、そういうものが全然要らないのかどうか。ときによつては、ひさしが10センチ道路地域にかかっているから、取りこわしを命ぜられた人もあるわけです。にもかかわらず、このような状態の中で、あるいは道路すらない、道路すらない、軽四輪も入れないどころへ、ようけ家を建てて、しかも、それが分譲の家であったりしているところがある。こういうもののときには、だまって許可をするにもかかわらず、正直にやつた人は、たった10センチのひさしすら取り去らなければ許可にならないというような状況は、一体どこから起つてくるのか、どこに不備があるのか。許可の条件、検査のあり方、業者に対する告知、立ち退きの条件等、そういうものを一切含めて、はっきりわかるように答弁をしていただきたい。

それから、先ほどから、側溝とか、排水路の問題が幾つか出ておりますが、同じことになるかもわかりませんが、ここでもう1回返事をしていただきたいのは、側溝の掃除を、これは一体どこがやるのか、土木課に行けば、衛生課だと、衛生課に行けば土木課やと、そのあげくは、本人がやりなさい。それはつき詰めていけば、道路上の排水が主体となっているのはどこやとか、何がどこやとか言って、一応はやりますとは言ってくれますが、やりますと言うただけで、一向にやらない。3カ月も4カ月もだって、そのまま放りはなし、もうしびれを切らして、そのへんの人があれにか土を上げた。ところが、その土を取りにも来てくれない。また雨が降ったら、元に戻ってしまう、というようなことを繰り返している。これは一体、どこがやるべきことなのか、引き受けたら、なぜやれないのか。うるさいから返事をしておればよろしいという態度でいいんだったら、そのように返事をしておいてください。それから、もう一つ問題があります。これは用水路ですが、いま和泉市には排水路というはっきりしたものはほとんどないといったほうが至当だと思います。ほとんど用水路が排水路に代わっておる。用水路は上ほど広くなつて、下に行くほど狭くなつておる。そこへ流すわけです。いままでは緩衝地帯というのがなくなつておるわけです。しかも、たまたま貯水池をしておったため池が次から次へと売られていつた。雨水に対しては完全な無防備の状態の中で、この排水について一体、どれだけの努力をしてきたのか。雨が降れば水がつくこと

は決まっている。その中でさらに問題は、その水のために市有地が侵かされているという個所、もう一つは排水路のない市有地なり、皆侵入してきている場合とか、家を建てしない、そこをきわまでコンクリートでやってしまう。したがって、水面ではそこだけうんと出ばつておるわけです。雨が降ると、そこを乗り越えて、そこからダーッっと外に水が出てしまう。この建築物は道路でやってもらっては困るといえば、検査を受けてやっておるんだから、文句があるようだったら、市に言うてみなさい、と言うんで、市に言うてみたら、あの水路は市には関係ありませんから、府へ行きなさい。府は、許可したのは市なんやから市があかなんだら、水利権者に言いなさい、ということで、そのままになっている個所がありますが、一体、これに対して市は責任があるのかないのか。あるいは、そういうものを直しなさいといふことが、権利といふんですか、それがないのかどうか。権利はないにしても義務はあると思うんです。市民が何10軒浸水されたとすれば、それを直すだけの義務があると私は思うんです。その義務をどう履行しようとするのか、もし権利がないとするならば、義務の問題。権利があるとするならば、その権利をどう行使しようとするのか、返事をしていただきたい。

ついでですから言いますが、ため池が売られることによって、ため池がどんどん、どんどんなくなっていくわけですから、再建団体になってから、特に売るのが好きになって、次から次へと池を売っていくんです。そのことによって起こる被害、水害ですね、これは一体、だれが補償しようとするのか。ため池が二つなくなった。そのために、雨が降ると、いままで水がつかなかつたところへ、どんどん水がつくわけです。また、そのために市有地がどんどん浸害されていっている。これはだれが責任を持つのか、その点を明快にしていただきたい。と同時に、現在起っているそういう場所に対して、どう対処していくかとするのか、返事をしていただきたい。

それから次は窓口の問題ですが、最近、窓口の応対が非常に悪いといふ声がだんだん高くなっています。特に電話の応対などは丸っきり、むちゃくちゃだというのだ。たとえば、一つのことを電話で問い合わせると、あなたの名前は、お名前といふんならいいが、名前は何といふか、住んでいるところは、年は幾つですかと、警察で尋問されているよりも激しいそうです。その結果、それやったら係が違うんだと、そしてまた次に出てきた人が、おんなじことを聞く。そしてまた、それやったら、今日は係がおりませんのでと。それで、しかたがないから、じゃ係長さんか課長さん出してくださいと、課長は留守ですと、そんなんで困っているんだと。じゃ一べんかわりましようと言つて、電話を一べん切つてかけ直してみると、課長が、はいはいと出てくるんですね。忍者使いの課長がいるんです。課長が悪い

んか、係員が悪いんかは知りませんが、そういうことはもってのほかだと思うんです。しかも、これは窓口に行っても、ことと違います、どこですか、あっちや、あっちという方向はないはずなんですが、そういう国があるかもわかりませんが、そういう面で、どのように指導しているのか。ある市では、窓口に人が来ると、係員が「いらっしゃいませ」と言うそうです。和泉市で、いらっしゃいませ、という窓口の人で、だれかおるでしょうか。それだけでも来人の心証というのは違うと思うんですがね、そういう面、藤田助役がこの前、ことは云々ということで、いろいろ講義をしていただきたいんですが、この席上で。職員にもそういう講義をしていただきたい。ここで、ひとつ提唱といいますか、窓口にある人は、ほとんどの人は名札をつけております。一時はなかった時代もあるけど、これはちょっと目の悪い人にわからぬ字です。行って、こんなことを言わされましたと、何ちゅう人やった、名札についておったのを知らなんだ、ちょっと横を向いておったんで見えなかった、わざわざ手をあげて、こんなふうに言うてあったと。そこで、だれが見てもわかるような大きな名札にかえる意思がないかどうか、同時に、電話に出たときには、まず何々課の何係の何々でございます、ということをまず最初に言うようにしていただきたい。人には住所、氏名、年齢を聞くくせに、自分の名前すらも言わない。そして係が違うと放りばなしにする。それでは役所の職員が市民に対してとる態度とは言えないんです。そういう面をあらためていただきたいと思うんですが、この点についても、これはいつも市民課長あたりが返事をしておったんですが、そういうことは、市長がはっきり返事をしていただきたい。

それと、これはもういまに始まることではありませんが、市民サービスの一環として、月に1回、1週間に1日の日曜の業務と、夜間業務をやっていただきたいので、これはやる意思がないとか、あるとか、そのときによって答弁が違うわけですが、実現可能まで言い通していきます。また、場合によっては、これを一つの市民運動として展開していくかもわかりませんが、そういう面についても、ひとつまだ考え方新たにして返事をしていただきたい。いろいろ問題はあろうかと思います。人員の問題とか、組合との関係、いろいろあるとは思いますが、これは責任者のほうで、いわゆる理事者の責任者たる市長が、どうしてもやらなければいけないことがあります。市長の真意のほどを聞きたい。

それと、電話で受け付けをいたしますということで、いかにもこれで問題が解決したようなことで安心をしておられるようなことが、ちょっとかがえるんですが、電話で申し込まれて時間外に処理をしたというのが、過去3カ月間に、月ごとに何件あったかを返事をしていただきたい。

それから今度は公審になりますが、これも係はそちらで自由に決めてください。

それから路上駐車か、青空駐車といいますか、道の上に車がとめられるために、歩行者が非常に困難をする、あるいは車が交差できない、交通マヒを起こしているところがよりけあるわけです。しかも、これは時間によっては、小中学生が車の間をぬいながら通学している、というのが実情です。しかも、交通量の激しいところに限って駐車が多いという、あんまり人の通らぬところはとめてないんですわ。人が通る車が通るところに限って置いている。こういう面について交通対策として、どう対処してきたのか、また、これからどうしていこうとするのか、ひとつ返事をしていただきたい。

それからもう一つは、これからしばらくはあまりないと思いますが、いわゆる光化学公害というやつ、これについては、前回の議会でオキシダントの測定器を小中学校の屋上にでも置いて、先生を中心に、一つの研究課題にもなるんだから、そういうことができないかということに対して、何とかそういうふうにしてやっていきたい、また、その方向で考えていくますという返事をもらっておるわけですが、それから今までの間には期間的な問題がありますが、今度は来年の夏までにはできるものと確信はしておりますが、今まで約束したことが、ほとんど実行されていないという実情の中では、少し気がかりになりますので、この点もどのように考えておられるのか、ひとつ返事をしていただきたい。

さらに公害に対する告発モニター制というのを次の議会でつくってはどうかということであつたんですが、これに対しても今後、積極的に取り組み、実現を図りたいという答弁を受けております。積極的に実現の方向に向かって、どのへんまで進んでいるか教えていただきたい。と同時に、いま、交通問題というのが非常に大きな市民問題になっております。交通事故の防止あるいは事故の対策、いま、交通事故が起った場合には、もちろん法律というものがもあるでしょうし、裁判というものもあるでしょうけれども、ほとんどが裁判所まで行つて争うというようなことはない、示談で終わっているわけです。この示談というのは、強いて争うというようなことではない、警察に行つて怒られたらから払わねどというので、医者に行った。そして医者代こんだけいっと、ところが、おまえとこが悪いんやからおまえとこ払えと。しかたがないから警察に言つていったら、こっちが罰金取られるから、もう払わねどということで、どうとう最後に調停に出して裁判所で裁定をもらつたような問題もあります。これは加害者の場合でも、それこそ不当に要求されて、それこそ夜逃げをしなければならないというような場合も何人か聞いております。こういう問題を相談する場合、場所は幾つかはあります、ほとんどが、じょうまへんな、という形になっている。ほんとうに相談に乗ってくれるのは弁護士なんだと、しかし、それを頼めば

弁護士料が要るので、裁判したその費用でなくなってしまうというようなことで、かえって損だということで、泣寝入れという交通事故が最近、ひんびんとして起こっております。あるいは医者の問題にしてもそのとおりです。そういうことも含めて、いわゆる交通災害総合センターとでも言うか、交通事故一切の相談と政治的処置、そういうものに応する機関をつくってはどうかと思うんですが、これについて、市の考え方をひとつ披露していただきたい。

あと衛生の問題ですが、これも昨日、今日からいろいろ言われておりますが、ごみ、し尿処理の問題について一つだけお聞きしたい。ごみの収集は、昔は全体としてではなかつたけれども、市の直営でやっておりました。それがまず請負制度にかわっている。そのかわった当初は、路地の中まで小さな車のついたのを持ってきて、かごで運んでくれて収集しておった。それがだんだん広域になるに従って、路地から出せということ、その次は自動車のとなりやすいところまで出せと、最近は町内会で1カ所に集めなければ取らないというところが起こってきておる。これは不燃焼物と違いますよ。不燃焼物は町内会なんかで指定する個所へ、指定の日に取りにくるということで、これも日がときどき狂いますけれども、それじゃなしに、1週間に1回収集に来るごみを1カ所に集めなければ取ってくれないんだ。しかも車の入らないところだといふんだったら、何とか考えようもあるけれども、車は堂々と入れるところへ、そのごみを積んだために車が道らなくなるところがようけあります。しかも、ところによっては、道路の真中に積むわけにはいかんと言うて、ガード・レールの中側に積んであるために、歩行者が車道を歩かなければならぬ。しかも、片方は車がとめてある。対面交通とはいえ、それこそ車が来たら、ガード・レールをまたいで入らなければ危のうじやあないという通り方をしているところがある。そのガード・レールの中に入ろうとすれば、ごみが積んであるために行けないんだ。しかも、そのごみの収集が、必ず何日に来ますというふうに決まっているんじゃないので、夕方来たり、あくる日になったりして、出すほうは、明日は留守だからというで、前から出しておる。たとえば、火曜日にどっかに行くというような人は、月曜に、それに収集に来るのは水曜日や。水曜日に来るので、月曜日から積んだる。そこを通る人は通られへん。衛生課のほうでは、これをどう指導しているのか、路地のやうとか、アパートの2階の人の下まで出せと、これはしかたがないと思います。2階まで、3階まで10何階までとごみを集めに行くというわけにはいかないと思いますけれども、少なくとも、下で車の通る範囲くらいは、ごみを集めてくれていただけるようになりますかどうか。

次はし尿のくみ取りです。月に1回、2回、もしくは20日に1回ということで値上げができるわけです。これが実行されておる、おらないは、昨日、今日にかけて、何回か論議が

されましたので、来を限りは全部持っていっていただきたい。一ぱいたまっているのを8分
目持っていく、あるいは半分持っていく。次に来ると一ぱい以上になっておる。お前と水
を入れたんだから、今月は高いんだ、それで2人、3人家族で6百円も7百円も取られたと
いうのがあります。領収書も何枚かは用意してあります。一般家庭の場合は、たとえ月に2
回になろうが3回になろうが、料金は同じはずだと思っておったんですが、月に1回、ある
いは、ある人は来るたんびに金を持っていくんだ。ところが、たまたま留守があったので、
2回分を払わされた。それは結構ですが、次は2月ほど来なかった。彼ら言うても来てくれ
ないんで、自分とこの畠をつくっている関係で、人に頼んで取ってもらった。そしたら、
その次に来て、あんたとこ3カ月分たまっているんだからと、くみとりに来ないで、料金だけ
取りに来たというところもあります。こういう面、もう少し目を届かしていただきたい。
こういう面の苦情も、昨日やおととい始まったわけではありません。これは市が独自でやっ
ている、直営でやっているときからの苦情です。こういうものに対して、各町内会のだれか
にお願いして、そういう意見を聞く人をつくってはどうかということで、これに対しても検
討したい、と言ってからもう相当年数になるけれども、この点についても明快な返事をお願
いしたい。

それから前回の議会で飛び地対策として、46年に実態調査をし、47年には家屋の問題
住民の問題、権利の問題等についてはかるため、48年4月、審議会を結成するように運び
たいと思いますという答弁を得ているわけですが、その後、どのような方向まで進んでおる
か、答弁をひとつお願いしたい。

さらに今度は水道ですが、和泉市の水道は、圧力が高いことから値段が高いんだというこ
とで、今まで納得してきたんですが、最近、水圧が非常に減ってきた。この前、消防署の
人が来たときに、消火栓の決定をしてもらうときにはかってもらったところが、まあ、ボヤ
を消すくらいやつたらいいけれども、一軒家が焼けたら、この水圧では消火はできない、水
量が足らないというところがあります。それと、一般家庭でも、ピーク時になればほとんど
ちよろちよしか出ないという個所が何カ所かあるよう聞いております。そういうものの
解決策をどう考えておられるのか、返事をしていただきたいのと、同時に、将来の水源確保
いまのままでいいければ、あと何年かすれば、需要に満たないことになってくるんではなかろう
かと、これは取り越し苦労であれば結構ですが、将来の水資源の確保について、どのような
対策を立て、またどのような方向で解決をしようとするのか、合わせて答弁をしていただき
たい。

以上です。

○ 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。この際、暫時休憩したいと思いますので、いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようでございますので、暫時休憩させていただきます。

（午後3時13分休憩）

（午後3時50分再開）

○ 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。山田議員の質問に對し、理事者答弁。

なお、理事者の答弁の場合、簡単明瞭に、かつまた敏速に、的確なる答弁をお願いいたします。

○ 教育次長（阪東重信君） 改築しなければならない箇所が4カ所でございます。伯太小学校、校、北池田小学校、幸小学校、横山小学校で、どのように対処するか。幸小学校、横山小学校につきましては、8月の議会で補正をお願いしたいところでございます。他の2校につきましては、改築事業として助成の手続をとって、財政といろいろと内部的にも協議を進めたいと考えます。のことにより起とりうる事故の責任については、当然、市でございます。したがって、そういう責任をとるようなことが起こらない内容で、改築事業の積極的な姿勢管理上に対する配慮をいたしたいと考えます。

通学路につきましては、補修を要するところは、当然、予算措置は教育委員会で行ないたいと考えまして、それぞれの所管課へ依頼いたしたいと思います。

付き添い人を付けながら通学させねばならないことがあるのは、まことにお恥しいことと深く反省いたしたいと思います。ご指摘の点につきましては、実情を調査して善処いたしたいと思います。

仮称第2和泉中学校の開校につきましては、来年4月を予定いたしております。工期的には実際むずかしいのでございますが、建築課とも横の連絡を密にしながら全力をあげてまいりたいと思います。

なお、本構築議案につきましては、追加議案としてご審議いただく手配となっております。

通学路につきましては、開校までに指定を急ぎまして、安全対策とその整備につとめたいと思います。いずれ、地元への説明会におきましては、本日、議員さんからご指摘いただいた点につきましては、問われることとは間違いなく、これについても善処してまいりたいと思います。

以上。

○ 17番（山田清二君） 一つずつお願ひします。

危険校舎のほうですが、市の責任と言いますけどね、これは事故の責任というのとれないとんでも、死んだものは生き返らないもんね。どんだけ責任をとると言うたかて。事故があって金で解決できるという考え方は、もうすでに昔の考え方であって、いまは生命を大事にしなければならないという時代です。自民党の総理大臣さん、生命の尊厳と言うておるんですわ。その中で、和泉市やて日本の中にあるんですからね。まして、義務教育課程の学校で、そのような問題が起こるということは絶対あってはならないと思うんです。しかも、それが予測されるような状態のままで放っておくということはいかんと思うんです。まあ、金の都合やとか、いろいろあると思うんです。金で解決できない問題やったら、金で解決のできる間にやっておく、そういうことで積極的にやっていきますと言うけれども、手続中とか、いろいろ言うてまっけどな、これも急いで安全確保に全力をあげてもらいたい。

それと、通学路というのは、各所管課にお願いしてといりんですが、これは質問のときにも言いましたけれども、教育委員会では、こうしたい、ああしたいと言うけれども、教育委員会は直接やらぬわけですな。それで付き添いのしなければならない場所があるんだけれども、そういうところを避けて行けば行けるわけです。ところが、それが子供が通るにはあまりにもお粗末というか、通ること自体が危険な状態のままで放置されて、ちょっと横に入ったらひっくり返るような、雨が降って、溝が流れて、じま模様みたいになつたような、そういうものがあって、教育委員会のほうで、所管課が土木課になると思ひますが、そこへ言ひと、そこではできないわけです。車が入らない、材料の搬入ができない、あるいはこれが市道に認定されていないとか、そういうふうな面でできない。のために回り道をしていこうとすれば、今度は交通ひんぱんのために危険だということになっているわけです。当然、学童が通らなければならぬ道は、これはほかの道に優先して、またほかの企業に優先して、安全を保つべきだと思うんです。そういう面が、うちの場合はほとんど実行されていないということです。これは5メーター、1.0メーターの問題じゃないんですね。長い問題になるわけです。そういう面で、どうするんだということが開きたかったわけです。教育委員会はこうしたい、ああしたいというのは、それで結構です。それを各所管に連絡をとって、所管のほうから返事がほしい。その場合にどうするか、所管のほうできなければ、両方を管轄できる人から答弁がほしいというふうに思います。

それから、小中学校の新しいやつですが、4月開校目ざして、これは工期的な問題で、まず4月には授業ができないという返事なんですがね、これは急いでもらわなければいけまへ

んのや、そのためにいまの和泉中学校の場合は、いまの教室では足らんでしょう。それをまたプレハブか、講堂でやるのが、だから、こういう面ももう少し早く手を打つておけば済んだわけです。どろぼりをつかまえて繩といいのは、こういうことなんです。たとえ半年でも1年でも早くかかれは、フレハブを建てんでもできるわけです。小学校の場合は、これは特にふえましたということがわかるかもわからぬけれども、調査が困難であったという場合があるかもわかりませんが、中学校の場合は、小学校の生徒数を見れば、一べんにわかるようになっているんです、そういうことでしょう。急激な社会増でそうなったという場合もあるけれども、和泉中学の場合は、そういうことよりも、むしろ自然増といいんですか、少なくとも、2年や3年前からこういう状態だということはわかっておった。その抜本的な対策として、新設校といいのは、そういう方向に来ただんだろうとは思いますけれども、こういう場合も、もう少し急いで、おんなじつくるんやったら、プレハブで勉強せんでも済むような時期にやってもらいたい。黒鳥小学校のときにも、やるんやからといって、だんだんおくれていって、半年以上も、大かた1年近くもプレハブでやらなければならぬ。1回、そういう経験があるんだから、看板問題でだいぶ論議したんですけども、たとえ1日でも早く勉強できるように、全力をあげてやっていただきたい、と同時に、通学路の問題、新設校については、地元と相談してやるのは、これは結構です。これから学校とか、公共物を建てる場合には、進学路といい問題が大きな問題になってくると思いますんで、新しいところは、ちゃんとしていくだけのは結構ですが、と同時に、既設の学校で、そういうところが何カ所かあります。教育委員会自身が、ここをこうしろ、ここを直してほしいということを所管課へお願いをしたけれども、まだ通されないというところが相当あると思うけれども、所管課のほうは、どう受けとめて実行しようとしているのか、おうかがいしたいと思います。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、補修を要するところについては、教育委員会のほうで、実際に合わしまして予算措置をし、それぞれ所管課へ、たとえば、農道のことなれば農林課、あるいは道路なれば土木課のほうへ、それぞれお願ひするということで、ともに横の連絡をとりながら、そうした整備にとりかかっていきたいと考えておりますので、よろしくご了解願いたいと思います。

○ 1・7番(山田清二君) 教育委員会でよろしますと言うんですが、念のためにと言うたら悪いんですけども、今度は土木がやるから土木に行くと、教育委員会のほうから言うたらできるかというと、車が入れへん、あるいは材料の搬入ができないからをかんのやと言うていたところが何カ所があるんです。だから、これを道路問題としてとり上げずに、教育問題

としてとり上げたわけです。でなければ、道路問題として取り上げるわけですけれども、実際、事業をするほうの態度、それを一べんはっきり言うてください。

- 教育次長(乾 武俊君) 先ほどもお答え申し上げておりますように、基本的な一つの通学路につきましては、補修を要する予算については教育委員会で予算措置をして、そして所管課のほうにお願いして、技術者を抱えている所管のほうへお願いし、横の連絡をし、心よく引き受けておりますので、その点、ご了解いただきたいと思います。
- 17番(山田清二君) この問題については一般質問でなくて、所管課の課とちょっと話し合いをすれば済むような問題も幾つか出てくるわけです。この問題は一般質問でせんかで課長と話をすればできるやないかというような問題が幾つかあったと思うんです。聞きながら、そう思いあたる人もおると思います。こちとしてはやりたいけれども、次の段階でストップしてしまう。所管が半々になっているというか、あるいは4分6といいうか、両方に責任があるといいうような、そんなところは、ほとんどやっていない。そういう問題があるから、わざわざ一般質問で聞いてるわけです。それをいまの言う、農道やったら農林課に、普通の道路やったら土木課へ、もしそういうことがあつたら、それを実行するのか、せんのか、それを一べんはっきり言うてください。
- 農林課長(吉岡昭男君) 農道は受益者の関係でございますが、そういう教育委員会から受けた場合は、農林受益の代表者とも話し合いをし、善処いたしたい、かように考えております。
- 土木課長(中尾 宏君) 予算措置ができ上がり、事務委託を受けた場合に、私のほうでやります。
- 17番(山田清二君) 予算措置ができたらね。いま予算措置ということが起こってきたわけです。予算措置をするということは、それまでに測量もせないかんでしょうが、そして調査もして、予算をして、それを議会に出して議決する。少なくとも3ヶ月や半年はかかります。中学校であるとするならば、通りのに3年行くわけです。そのうちの3分の1内外が検討の時期であったといいうこと。やっとでき上がる時分には、困った人は学校に通わんといいといいう時期になるわけです。だから、特に通学道路とか、通学に使われているものについては、もう少し特別な方法があるか、ないかは知りませんけれども、打てば響くような処置をやっていただきたい。その点、市長さんのほうから。あちこちから幾つか要望が出てるはずです。教育委員会のほうへ。そういう点について、教育委員会かて、やはり金がないとか、何とか言われる中で、遠慮して予算措置を出されるだらうと思いますし、出しても、これがあと回しや言つて削られることもあったとは聞いてまへんけれども、あるいはそういう

ことも予測もされますんで、こういう面については特別の措置を講じていくというふうにして、ひとつお願ひしたいんですが、このへん、どんなもんでしょう。

○ 市長(藤木秀夫君) 通学路の分に限って交通上安全であるというような個所を優先的に執行しなければいかんと、かよりに考えております。児童を守る意味からもやります。

○ 17番(山田清二君) それと同じ教育関係で、小公園、チビッ子広場、そういうところが車庫になっている。無料駐車場ではないけれども、車の置場になっている。かえって、そういう広場があるために危険だというところも中にはあるわけです。そういう面の管理といいますか、不法占拠、そういうものの排除というものについても考えていただきたいんで、き然たる態度で臨んでいただきたい。こういう場合の決意のほどをお願いいたします。

○ 市民部長(小林一三君) 市民部の所管の事項につきまして申し上げます。

まず第1点は児童遊園でございますが、現在、児童遊園は市内に7カ所ございます。先般来、全部総点検いたしましたところ、使用不能な個所が8カ所ございます。いま議員さんおっしゃいましたように、修理が必要であるという個所が13カ所ございます。したがいまして、現在21カ所については、措置が必要であるということでございます。したがいましていま、議員さんからご指摘がございましたように、管理体制の確立につきましては、過般の部長会において、昭和48年度以降、抜本的に管理体制を確立するということで、決定いたしておりますので、地元の方々との管理運営等について的確な管理契約等を結びまして、いま申し上げましたように、車の入らないような対策、あるいは水上げ等がいたんだ等については、直ちに手直しをするというような具体的な委託契約等に添って、この47カ所あるいは新設されるだろう児童遊園につきましては、今後、的確な管理体制を確立したいということで、協議決定をみておりますので、昭和48年度当初予算から、これに着手いたしたいということでございますので、48年度予算において執行すべく、これらの関連する資料につきましては整備し、予算折衝の段階で48年度計上に向かって努力したい、かように考えております。

それから第2点の老人医療の問題でありますが、医師にかかる場合に、入院あるいは老人検診等でございますが、おそらく医師におきましても、老人であるから入院拒否するとかいうようなことはないと思います。したがいまして、最近ご承知のように、医師につきましては、住居と診察場所というんですか、違う医師の方もございますので、私も本年担当いたしましてから、再三医師会にもいろいろ市民の方への診療云々につきまして、特に老人検診等につきまして協力をお願いしてまいっておるわけでございますので、老人であるからやらないうとか、あるいは入院できないということではないんでございます。しかし、そういった風

潮がありますれば、再度、医師会にも協力ををおかつ強めて、一そり、この老人医療化の周知徹底を図るために一そり努力をしていく所存でございます。

それから第3点ですが、福祉年金の年齢の引き下げと、金額の引き上げということでございましたが、議員さんご承知のとおり、老齢福祉年金につきましては、明治44年4月1日以前に生まれた方につきましては、70歳になりますれば、老齢福祉年金が付くわけでございますが、これにつきましても、年々アップがございます。一例でございますが、本年9月までは年額2万7千6百円が、本年10月から3万9千6百円というように、1万2千円のアップを見ております。そのうえになおかつ、所得制限がございますが、これも大幅に伸びてございます。なお、明治44年4月2日以降の福祉年金は、65歳から受取資格があるわけでございますが、必要に応じ、60歳以上の方であれば、繰り上げ支給の手続きもございます。若干は減額されますが、そういった年金の繰り上げ支給の制度もございますがこれらの点も活用していただきたいと、かように思います。

それから次は第4点の1人暮らしの老人の方は何人か、その対策はということでございますが、現在、私のほうの福祉課で把握してございます1人暮らしの老人の方は、現在で約百7名というように把握してございます。これらにつきましては、現在、ホーム・ヘルパー、老人福祉対策といたしましての寝たきり老人の家庭の方針といたしまして、12ケース担当いたしまして、いわゆる身の回りのお世話をいろいろやっておるわけでございます。

それからいま、言いました1人暮らしの老人対策でございますが、本年度過半の議会におきましてご議決をいただいておりますように、いわゆる隣りの家との連絡ということで、イヤホーンの設置の予算を議決いただいております。これは30台でございます。現在、これが取り組みにつきましては、各校区の民生委員さんにご協力をお願ひいたしまして、ご近所の方で、そういった老人を引き受けてくれる方のあっせんをお願いいたしまして、そういった条件の整ったところから、現在3業者あるわけでございますが、それらの3業者の競争入札といいますか、事業の話のついたところから着手するということで、現在、具体化しつつございます。なお、これが方向につきましては、ご承知のように8分の1の府補助がございますので、来年度以降につきましても、民生委員あるいは地区の方々とも十分協議しまして、そういった事業計画等をあげまして、48年度以降も引き続き実施していきたいと思います。本年は年度途中でございましたので、とりあえず30ということで予算補正をお願いして、現在、対処しているわけでございます。

次は第5点になろうかと思いますが、国民健康保険の減免のお話が出たわけでございますが、議員さんおっしゃいますとおり、国民健康保険料は前々年所得を使ってございます。と

いいますのは、前年の市民税額を使っておるわけでございます。ただし、いまおうしゃいましたように、年度途中におきまして社会保険を離脱しまして、国民健康保険に加入する場合いわゆる年度途中でございますので、減免申請等が出てまいります。その場合におきましては、必ずわれわれ担当者の方におきましては実態調査をいたしてございます。一つの調査票の様式をつくってございまして、いわゆる家庭訪問をいたしまして、あるいは家族の方がおりますれば、それらも勘案さしまして、また退職の理由等によりまして病気あるいは定年退職等によって再度、就職ができないとかいう場合につきましての考慮、そりといったいろいろの離脱等の理由、あるいは家庭の生活状態等を十分勘案したりえて決定しておるというのが実情でございます。

それからその他の窓口の問題が出ましたが、最近3カ月の電話による受付件数はということでございますが、8月、9月、10月の3カ月を参考に申し上げます。8月におきましては、申込数が20件でございます。うち時間外に、いわゆる5時以降にお見えになった方が13名でございます。それから、5時までに来られた方が5名、他の2名につきましては取り消しの電話がありました。

それから9月については、申込件数が19件でございます。時間外が13件でございます。時間内が6件でございます。10月は、申込件数が25件でございます。時間外が22件、時間内が2件、取り消しが1件、こういう数字が出ております。

なおこれらの数字は、たとえば午前中に電話がありまして、午後から5時までに取りに寄せてもらいますという電話の件数は入っておりません。あくまでも時間外を前提とした件数でありますので、時間内の件数もかなりあるように担当者から聞いております。

なお、このようなことにつきましては、先ほど議員さんからご指摘がありましたけれども、本年の3月の広報、7月の広報及び11月の広報にも、これらの制度についてPRといいますか、ご利用いかだくように広報に記載してございます。

以上でございます。

- 17番(山田清二君) 老人無料検診の場合ですがね、老人やから入院を拒否したと、そういうことはありません。そのとおりだと思います。たとえば、夜中に電話して医者がおったとしても、夜中やからいややと言うて断わられることは1回もないんです。全部おりませんと。とにかく開業医は夜中には全然おりまへんわ。男の人、たった1人しかおらんはずなのに、男の声でありませんと言ふんやから、お客さん来ておったのかしらんけど、電話というのは見えまへんからね、便利いいんです。一番困るのは1人暮しの老人で、病気のときに困るんです。医者が往診してくれまへんのや。回ってくる人がありませんな。この人に頼んだ

頼んだら、そんなせいかく言うなと言われた。年も7.0幾つもなれば、病気でなかっかてしんどいんや。それなのに、少々しんどいくらいせいをくやと言われた。しかしがないから近所の人に助けてもらうて医者に連れて行ってもらうた。ところがあんなのの病気はうちでは見られへんから、公立病院に行って入院しなさいと。入院しようと思うたら、手続きせないかんので、また連れていってもらうか。そしたら、ここまで来れるんやつたら、入院する必要はないと言われるような実態です。この人は特別かもわかりません。それでいまの答弁とだいぶ違いますんで、そういうことがあるんだといふことを認識したうえで、もう1回この運営について考えていただきたい。

それから去年、おとどしへ夫婦で別々の健康保険を持っておった。ところが奥さんのほうからだが弱い、まか子供もあることで、ちょいちょい休まないけない。しかも勤め先が公的なところであるがために退職したわけです。それで主人が3月にやめた。それで最高の8万円分、月が足らぬのでも6万円、2万何ぼ払いなさいということで通知があつたわけです。失業保険をもらっているそうですが、その失業保険の額ほど一ぺんに払わんといかんということで、そういうことで行つたら、減免の申請を出せということで、減免の申請を出した。確かに調査には来たそうです。奥さんが何かの都合で外に出ておった。主人はたまたま失業保険のことと安定所に行って、その留守中に来たということを近所の人間に聞いた。それで却下されたという例があります。

それともう一つは退職の原因、この退職の理由をどういうふうに、どんな場合に適用されどんな場合に適用されないので、もし退職の理由というならば、少なくとも生活の中心者が退職をする場合は、よほどの理由がなければならぬと思うんです。これだけの収入では生活がやっていけない、あるいはこの仕事では健康が保てない、生命の危機を感じながらやらなければならない仕事であるとか、年もとり、もしけがでもすることがあつたら困るというような形でやめる場合もあるでしょう。そのため、どういうときには減免が適用され、どのときに適用されないので、これもできれば教えていただきたい。係に聞けば、退職の理由云々ということも言ってました。これはその人の感じで決めるということはないはずです。一応の基準とか、そういうものがあるて却下したんだろうと思いますんで、この点ひとつお願いしたいと思います。

それともう一つは、退職の理由によっては、再就職という答弁があったわけですが、再就職すれば国保はなくなるわけです。そしてその月から、その収入に応じて保険料が払わされるわけです。おとどしへおとどしの収入で払わされておる。その中間にあって、国保だけがおとどしもりけておったんやから言ってようけ取る。この再就職の意思は当然あるわけです

から、そういう面も含めて、退職の理由ということならば、その理由がどういう場合かということを一ぺん明快にしていただきたい。

○ 市民部長（小林一三君） ただいまの第1点の老人の1人暮らしの往診の問題でございますが、往診員の方がそういう言動がありますれば、まことに私どもの指導が至らぬということでおざいますので、深くおわび申し上げます。したがって、今後はそういうことのないよりもしそういったケースがあれば、われわれ上司に報告させる制度をつくりまして、万遺憾なきを期したい、かように存じますので、ご容赦のほどをお願いいたします。

それから第2点の国民健康保険の退職の理由の区分でございますが、これは法律上、決める区分はございません。私が申し上げましたのは、たとえば病気等によって勤労が不能だとそういった形でやめられた方々につきましては、直ちに再就職するということは無理であろうということから、減免対象にせざるを得ないんじゃないのか。

それから高齢者の方で、定年等によってやめられた方は、万一、再就職されましても、所得に格差が出てまいります。したがいまして、そういう場合につきましては、先ほど申し上げましたように、前々年所得と再就職いたしましても格差がござりますので、その場合につきましては是正しておる、減免といいますか、そういうのが実態でございます。したがいまして、いま議員さんご指摘のように、再就職可能といいますのは、健康状態とか、年齢とか、そういうといったもろもろの条件あるいは家族の方の収入、当時の退職金等も勘案いたしまして、判定しておるということでございますんで、この場合、何歳だからどうということではなく、たとえば30歳でありますても、病気の方は病気でございますので、そういう実情を十分実態調査したうえで、対処しておるというのが現実でございますので、もし私の現在の答弁で、議員さんが質問されておる事項と食い違いがござりますれば、再調査のうえ対処したい、かように思っております。国民健康保険につきましては、そういう実態調査あるいは理由等、あるいは現在の家族の所得状況、そういうもろもろの状況を勘案して判定しておるというのが実態でございます。

○ 17番（山田清二君） これはまあ、地方税法に基づいてということになるといふかし方ない、市民税の賦課自身が不公平きわまるもんです。申告納税の人と、特別徴収の人と全然違うわけです。収入なんて、まるきり生活様式とは全然かけ離れておって、勤労者というのは源泉で引かれて、理由のいかんを問わず、総収入において税金をばかんといわれるわけや。しかも、保険もそれに応じて掛けてきかんです。すでに45年度の収入に応じて、45年度の保険料を払うておるわけです。それがまた主やめか。それで国民健康保険に切り替えた后、もう1回、45年度の収入でやらなければならぬ。しかもこれ1銭のごまかしもな

いというか、しかも、この人が4月にやめかけれども、いままで届け出ずに放つとけば、そのままで済むんです。正直に届けをために、そうやられると。これは国民皆保険の趣旨からいえは届けないものは悪いんだというけれども、届けぬ人は届けんなりに済んでいるわけです。地方税法に基づくというけれども、申告の場合に、本当に洗いざらいの収入を申告する人が和泉市に何人あるだろうか。ところが、勤労者の場合はそうじゃなしに、場合によっては交通費だと思ってもらった分まで、家族手当まで税金を取られているわけです。その税金を基準にして、失業者から最高額取らなきゃならないというの、しかも、それが減免の申請をした結果却下される。実態調査というけれども、実態調査は本人に会うてまへん。近所の人が、だれかが言うたことばで帰っております。それで、なぜいけないんだということを開きに言ったら、退職の理由によってあきまへんという答弁をもううてるわけです。窓口ではそういうことがいまでも幾つかあったし、今日、特にそういう問題があつたと聞いてるわけです。だから、そういう面を含めて、もう少し減免といふ制度があるならば、実情に応じた減免をやっていただきたい。実際は仕事に行っておつたって、病気と書いて、それに対する証拠になるようなものにつくれば減免できるんでしょう。正直な人はあかん。ある程度正直でない人が何らかの形で減免をもらって、場合によっては放りばなしで、保険料を1銭もなしでいってる、そういう矛盾がありながら、それがどうにもならないということがおかしいんじゃないかといふんです。現に仕事に行って、それだけの収入を確保しているんやつから、しかたがないが、これは当然、基減免するわけや。そのときの収入が10万あれば、10万に応じた保険料を払わされるわけです。そういう点を含めて、もう少し被保険者といふか、市民の生活が確保されるような方法といふんが、調査ができるものかどうか。調査に行っても、ここどないやと、ああ、さよか、はい結構です。人のうわさや、そんなものだったら何でもできる。もう少しそういう面で、せっかく役所まで相談に来て、そして減免の手続きまでしたんですから、留守に行って隣で聞いて、さよか、といって却下という形は、あまりにも市民に対して親切だっかとは言えんと思うんです。その点もう1回、再考慮の余地がないかどうかといふことです。

- 市民部長（小林一三君） いまど質問でございますが、留守の場合におきましては、調査票の実態調査ができないということになってござります。しかがいまして、私が確認した調査票が、もし留守の場合、職員がそれをつくったことになりますれば、うその書類といふことになりますので、といいますのは、調査票は税務と同じように、その家の家財道具とか家庭内の状況等を書くようになってござります。ですから、必ず家庭の中に入らなければ、調査票ができ上がらないようになっておるわけでござります。したがいまして、いまご指摘

のように、もし本人が留守で、当人と、ご主人なり、奥さんと会わずに調査を行なつたといふことになれば、これは非常に私どもの不手ぎわでござりますので、しかがいまして、本件につきましては再調査さしていくだきます。

○ 17番(山田清二君) それで結論です。

○ 市長(藤木秀夫君) 産婦人科の設置についてのご質問にお答えいたしかいと思います。

本年はご存じのように、小児科を十分な建物ではありませんが、設置いたしました。前にも委員長のお話がありましたが、これで産婦人科を設置すれば、ますますというところのご意見も承ったんでございます。ところが、何を申しましても金が必要な問題でございますので本年は小児科の設置で、幸にも過日、病院の委員さんを多数選任していただきましたので、の方々にもご協力願ってご相談申し上げて、この48年度にでき得ることなら何とかやりたい、こういうふうに考えておりますので、ご了解賜わりたい。

それから市民サービスの問題でございますが、先ほど、小林部長からもお話を申し上げましたように、この市民サービスの面につきまして、まだ十分のところまでまいりませんけれども、まあ、お勧めの方には、この広報によって、いささか緩和してきたかのように思っておりますが、この休日の職員の面については、まだ欠けた点がございますが、この点は非常にむずかしい面もございますんで、これは追っつけ検討いたしたい、かように思います。また名札の問題につきましても、ご指摘がございましたが、これは私といたしましては非常に喜ばしいことで、私は昨年と本年の4月に、事務職員236名内外おったときに、やはりこの職員さんを、議員さんに出会われたときにも敬意を表し、またわれわれに対しても、そのとき、そのときのあいさつもしていただきようしつけたいという気持ちから、名札をつけるようにやかましく言っておるわけでございますが、いまだに名札をつけてくれない職員もございます。これは強制的にどうこうということもむずかしいわけでございますけれども、実は、私はそういうことでなしに、市民さんに対するサービスの一環として名札をつける。先ほどご指摘のように、名刺型の名札では、山田議員さんおっしゃっていたように、なかなかわかりません。ひとつ皆さんもそういう名札をつけていない職員には、特にご指摘をお願い申し上げたいと思います。私もつけてもらわぬ人には、「おまえバイトか」、こういうぐあいに言ひております。この点どうかひとつご了解賜わりまして、市民サービスに極力努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 17番(山田清二君) 開業医の当番制というのは、これは病院に関係なしに。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 山田議員さんの休日診療の医療問題でございますが、実はこれまでに私ども力不足というんですか、45年度に予算計上をさしたにもかかわらず、

医師会との話し合いが非常にスムーズにいかず、結局、予算を流してしまったような結果になつたわけでございますが、再三再四にわたりまして、医師会等の役員さんと協議をいたしておりますが、一番重要な時期といいますのは、夜間診療の問題でございます。市といたしましては、休日、祭日等につきましては、24時間勤務の抱束制度を打ち立てて申し出をいたしておるんでございますけれども、医師といたしましても、やはり個人開業医の依頼の何ものもございませんし、24時間抱束をやることにおいて、これはあくる日の診療に差しつかえるという問題がございまして、できましたら、三交代でもというような意見もいま、とりあげておりますんで、近く医師の総会がございますんで、その時期に積極的に医師会ともお話し合いを申し上げて、なるべく早く休日診療の実施に移りたい、かように思っておる次第でございますんで、いましばらくご猶余願いたいと思います。

- 17番(山田清二君) 全部市民サービスに通じますけれども、名札の問題、これは全部付けてもらうように。そっちに並んでいる人の名札は見えません。それと市長は名札のことを言われたが、電話なんちゅ言うのははなはだし。市長、あんたちょっと声を変えて、ややこしい問題を言うてみなはれ、たいてい変わります。絶対前の人に聞いたと言うてくれへん。それでわからんまで課長か、だれかにかわってくれと言うたら、たいていわからぬといいます。最初から議員やとか、市長やと言うたら、それこそ懇切丁寧に言うてくれま。規則がこうなつていまして、ああなつていまして、1ヵ月前の答弁のように、わかり切ったことを言うて、肝心なことはなかなか言うてくれまへん。電話の場合は、まず自分の名前を先に言いなさい。いま、警察で調べられても、裁判所であっても、私は警察部長の何々ですと先に言うて質問にかかる。そして言いたくないことは言わんでもよろしいと言うて調べまんのや。ところが役所では、相手の住所や名前、年まで聞いて、用事を全部聞いて、係りが違うと隣に渡す。隣の人はまた同じことをやっている。係が違うんだったら、名前なんか聞かんでもいいんや。窓口には部課長、係長が出るようにと、ずうっといままで言うてきたわけですが、とうていそういうことができないとすればしかたがないけれども、窓口におる人は徹底的に市民に対する態度というのは変えてもらいたい。そうでなければ、これは役所というのは、相談に来れんようになる。いろんな問題で役所に来て下さいという通知があつて来るけれども、こわいと言うんです、ほろくそに言われるから。わざわざ議員のところに言うてくる。議員が行って話が付くことやつたら、本人だったらもっと早く付くはずや。本人が行って話が付かず、議員が行つたら話が付く、そういう役所の事務扱いというのは、ほくは気にいらぬ。議員では話にならなかつたけれども、本人が行つたらちゃんと話がつきましたというのが、これは本当やと思う。全部逆なんです。市役所というのは、市民を取り締まる

ところではないはずです。市民にサービスするところだ。何でも役所に行けば相談に乗ってくれる役所に一変する考え方、それでこそ市民の市役所だ。そういう面をうんと改めていただきたい。これについては、できるまで言うていきま。

それと夜間、日曜の問題でも、電話で月に20件ないし25件の用事があったわけです。これは必ずしも、本人でなくてもできると思うんです。しかし、本人でなきやできんことがようけあるんです。たとえば保険の問題でも、もし仕事をしておれば休まな来れぬわけです。税金が払われなかつたら呼び出しがくる。そうすると昼に来なしようがない。それを電話では話になりません。本人が来てはんこを押したり、何かせないきまへん。そういう場合でも代理で済む問題は結構ですが、代理で済まぬ問題を処理するために、月に1日くらいはあってもいいんじゃないかと思うんです。それは人間の問題、終業の問題、組合との問題もあるでしょう。組合や言うたって、市役所の外にあるもんと違いま、和泉市の職員の組合です。市民サービスをせんところというとを綱領に定めたんじゃないんです。綱領にしろ、規約にしろ、ちゃんと市民サービスをやっていこうと掲げてあるんです。それをできない状態をつくり出したのは、一体だれなんだということを深く反省してもらいたい。職員だけが悪いんじゃなしに、組合だけが問題じゃなしに、組合をそり方向へ持っていった、あるいはそういう方向へいく理由をちゃんとつくり上げた人、その人に問題がある。うちの子供はちっとも言うことを聞かぬといつても、親に責任がないとは言われない。そういう面も含めてこれは市長以下もう1回姿勢を正して、特に窓口、市民に対する応対といいのは、完全にえていっていただきたい。そのことを特にお願いしておきます。それができないとするならば、部課長さん、係長さんに窓口へ出ていただきたい。それで、こうしなさい、これはこうするんだと。場合によつては、市民課では専門にやる人を1人や2人置いてもいいんじゃないか、そういう面も含めて、ちゃんと研究といいか、話し合いを進めていただきたい。その点、ひとつお願いしておきます。

- 議長(松尾千代一君) 山田さん、まだだいぶ時間がかかるように思うんで、この際、おはかりいたします。

本日はこれにて散会いたし、残りは明日にしたいと思うんですが、いかがでしようか。

- 28番(坂上国治君) 山田さんの一般質問が現に出されておりますけれども、時間が少々で済むことやつたら、今日、時間延長をやつていただきたいと思うんですけれども。

- 議長(松尾千代一君) 最初はその予定をいたしておりましたけれども、だいぶん時間がかかるようだと思いますので。

- 25番(藤原要馬君) 今日で一般質問が済むなれば、それは時間延長をやってもいいん

ですけれども、今までそんな一般質問を時間延長をやった例がないと思うんです。今日は5時で終わっていただきたいと思います。

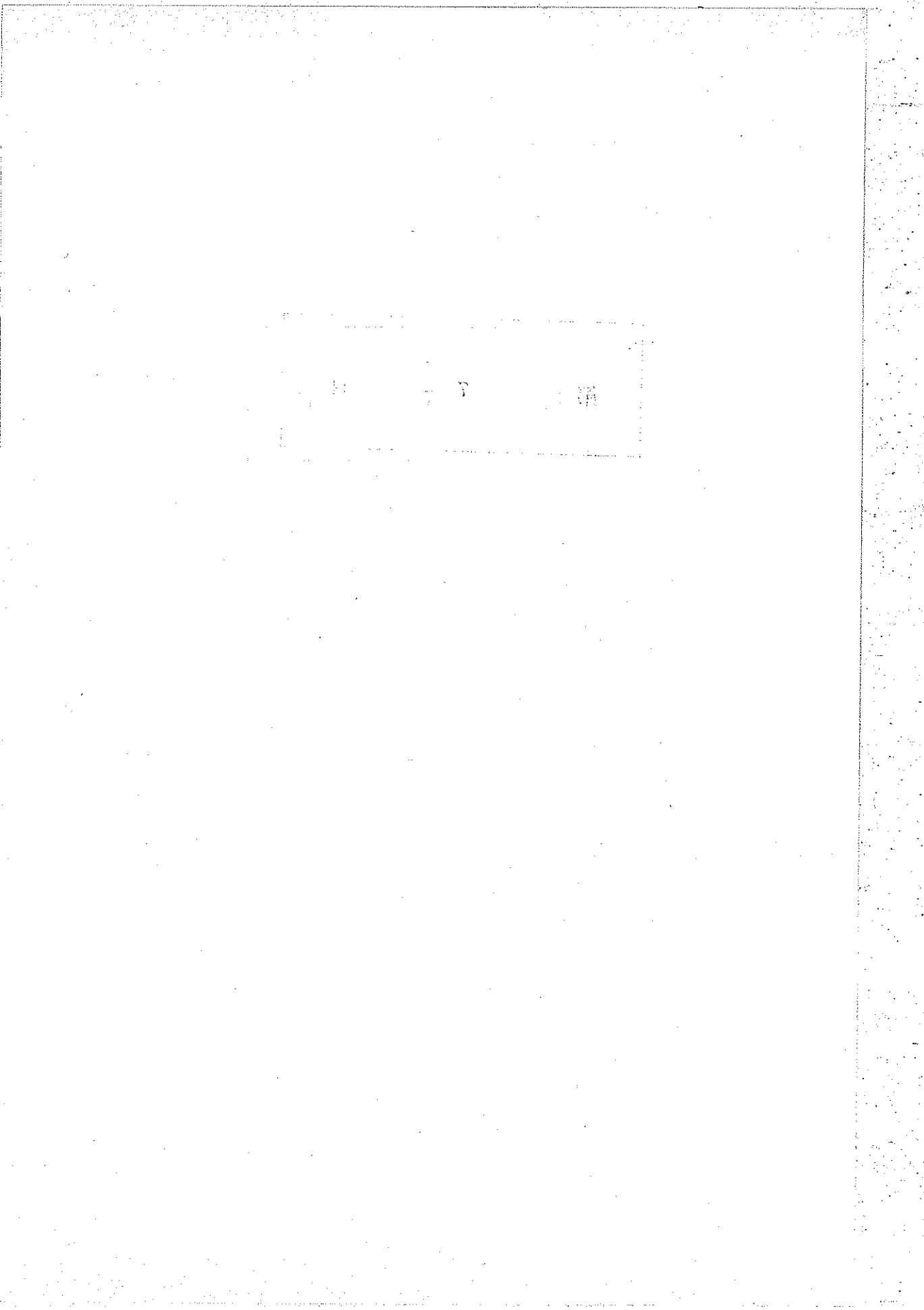
○ 議長（松尾千代一君） ただいま藤原議員さんのご意見がございましたので、いかが取りはからいましょうか。ここで散会させていただきましてよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないところでございますので、本日はこれにて散会いたします。明日はまことにおそれりますが、時間を厳守していただくよりお願ひいたします。

（午後4時55分散会）

第 7 日



昭和47年11月8日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第7日 出席議員(25名)

1番	田 中 幸 一 君	17番	山 田 清 二 君
2番	木 下 甲子三 君	18番	直 村 静 二 君
3番	金 沢 勝 君	19番	松 尾 千代一 君
5番	竹 下 義 章 君	20番	寺 田 茂 君
6番	柏 音三郎 君	21番	柳 濱 美 樹 君
7番	田 中 包 治 君	22番	関 戸 正 一 君
8番	吉 川 伊与一 君	23番	貝 淵 博 治 君
9番	出 原 武 司 君	25番	藤 原 要 馬 君
10番	池 辺 秀 夫 君	26番	勝 部 津 喜 枝 君
11番	三 井 正 光 君	27番	成 田 秀 益 君
12番	中 塚 辰之助 君	28番	坂 上 国 治 君
15番	上 代 卵之松 君	29番	竹 内 修 一 君
16番	横 田 憲 治 郎 君		

欠席議員(1名)

13番 藤 原 利 一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	藤 木 秀 夫	産業衛生部長	宇 沢 清
助 役	辻 忠 夫	建設部長	中 塚 白
助 役	藤 田 利	水道部長	神 田 平 吉
収 入 役	橋 本 炳	病 院 長	岩 崎 嶠
総 務 部 長	坂 口 札之助	病院事務局長	竹 内 潔
同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄	隣 保 館 長	高 橋 正 弘
市 民 部 長	小 林 一 三	消 防 長	和 田 増 義

職名	氏名	職名	氏名
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	計画課長	大浦 行雄
総務部次長	西川 喜久	土木課長	中尾 宏
福祉事務所長	山本 武雄	建築課長	逢野 一郎
建設部次長	林 德次	区画整理事務所長	西中 淳富
水道部次長	田 中 稔	開発課長	白川 保
病院事務局次長兼庶務課長	平野 誠藏	会計課長	片桐 武雄
庶務課長	杉本 弘文	営業課長	高橋 新平
企画課長	橋本 昭夫	工務課長	福本 喬久
人事課長	門林 六男	経理課長	守田 勇
財政課長	北野 敦雄	業務課長	藤原 光夫
資産税課長	吉田 日出男	隣保館事務長	富田 宏之
市民税課長	吉田 利秀	消防署長兼次	南口 主雄
納税課長	吉田 稔義	監査委員	堀田 德治
庶務課参考事 (広報担当)	竹田 明郎	監査事務局長	西岡 正志
推進調整課長	萩本 啓介	選管委員長	味谷 日吉
"	生田 稔	選管事務局長	青木 喬之
"	浅井 隆介	教育委員長	堀内 由延
市民課長	田中 二三夫	教育長	葛城 宗一
社会児童課長	森 保	教育次長	阪東 重信
福祉課長	山村 昇	"	乾 武俊
商工課長	岩井 益一	総務課長	紀之定 藤与茂
農林課長	吉岡 昭男	学校教育課長	唄 幸治
保険衛生課長	大宅 清臣	指導課長	吉見 豊
交通公害課長	内田 潔	社会教育課長	広岡 史郎

職名	氏名	職名	氏名
学校教育課 参考人	角谷 泰夫	開発協会 事務局次長	山本 俊兼
農業委員会 事務局長	松村 吉堯	開発協会参事 (総務担当)	藤原 永一
開発協会事務 局長	西川 武雄	" (用地担当)	宮本 福秀

○ 本会の議事を速記法により、記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 满男

○ 本会の事務局長および職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

昭和47年11月8日

和泉市議会第3回定例会会議録(第7日)

(午前10時34分開議)

- 議長(松尾千代一君) たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆様にはたいへんお忙しい中、連日にわたりご出席賜わりまことにありがとうございます。
- それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。
- 現在、ご出席の議員さんは15名でございます。欠席届けのある議員さんは藤原利一議員さん。遅刻届けのある議員さんは直村議員さんと出原議員さん、その他の方につきましては間もなくお見えになると思います。現在、15名でございます。

開 議

○ 議長(松尾千代一君) 15名をもちまして議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

それではきのうより引き続き一般質問を行ないます。昨日の山田議員の質問に対し、理事者より答弁させます。

○ 病院事務局長(竹内 潔君) それでは昨日の山田議員さんのご質問に対しまして、病院の事務局長から概要をお答え申し上げます。

1点の老人福祉に関連いたしまして、一般的に老人の入院が実際にむつかしいのではないか、そういう実例もあるということのご指摘でございましたが、当市立病院の実態についてご参考までに申し上げたいと思います。

老人の医療が無料になることは結構なことでございます。しかも最近、その年令を引き下げようという動きがございますが、端的に申し上げまして、制度だけが先走りまして、実際の施設の面がそれに追いつかないというのが現状でございます。つまり、それを受け入れる、病院の病床が、それに追ついていかないというような現状でございます。

・ 最近の例で申し上げますと、吹田市民病院でございますが、ここは早くから老人医療無料化の年令を引き下げておりますが、その統計によりますと、現在、老人の病床の占める割合は34%になっております。そして、その在院日数(入院しておる日数)を一般患者と比較いたしますと、老人で平均しまして約50日、一般の患者では27日となっております。

・ こういうふうに老人の方々の入院は非常に長くなります。半面、治療につきましては、そう大した治療がいらないという現状でございますので、ご指摘ありましたように、一般的に申し上げまして入院がむずかしくなっておるという面があろうかと思いますが、市立病院といいたしましては、別に老人だから、そうでないから、ということで区別はいたしておりません。あくまでも、医師の判断に基づきまして、入院の必要な方は入院してもらってあります。さて、市立病院につきましては、現在の病床数が120床しかございませんが、そのうち約20床、大体17%の割合をもって占めております。しかも、昨日来ご質問の中でお話がありましたことですが、この年令を引き下げようという傾向の中で、ますます老人の占める割合がふえてくるんだろうと思います。

これは市だけの問題ではございません。そういう制度を行なうについては、やはりこれらの施設の整備ということも合わせて考えていただきなければならぬと存じております。したがって、公立病院といいたしましては、連名いたしまして國なり、府なりにこの施設の完備について申請しておるようなわけでございますが、現状のまままいりますと、公立病院が

老人ホーム化する傾向があるやに思いますので、非常に嘆かわしいことだと存じております。
それが実態でございます。

それから第2点に、医師の交代時に、つまり常勤の医者から当直の医者にかわる場合に不在がちであるんではないかといふご指摘とご質問でございました。

ご承知いただいていますように、市立病院になりましてから約半年余りになりましたが、本年度につきましては、医師の確保とともに内部の整備に力を入れております。そういう点で、人的の面は何とか院長の努力で充実いたしてまいりましたが、勤務内容、勤務条件等を十分検討いたしまして、これからは医師が定着できるように何とか手を打っていきたいということで努力いたしておる途上でございますので、内科につきましてはともかくといたしまして、外科の医者につきましては、当直にかけつけてくれる時間がややおそくなることが現在ございますので、あるいはご指摘ありましたようなこともあったかとは存じておりますが今後、こういうことのないように努力いたしまして、市民の皆さんにご迷惑のかからぬようにないたしたいと存じております。

なお、まだ創立間もないおりでございますので、その他いろんな面でご迷惑がかかるかと存じますが、医療部間と事務部間と十分な連絡をとりまして、あくまでも、市民のための病院であるということを念頭に置きまして、皆さまのお役に立つための努力をいたしたいと存じております。

それから第3点に、病院の独立採算制ということでご指摘もございましたが、ご指掲いただきましたように、実際、特に公立病院につきましては、独立採算を行なうことが困難でございます。現在の医療制度の中におきましては、とうてい無理な面がございますので、独立採算を主にするか、市民の医療行政を主にするかとの観点にあろうかと思いますがやはり公立病院である以上、市民の立場に立って考えなければならないと思います。この点和泉市といたしましては、独自の病院を持つということは、非常に大きな財政負担になるとすることを覚悟しなければならないと存じております。

最近の例を申し上げますと、公立病院、約26ほどございますが、46年度の決算でまいりますと、病床数は5千721床、純赤字額が30億7千8百万円になっております。どの病院も軒並みに赤字になっておりまして、これを平均いたしますと、病床数1床当たり53万8千円ということになります。ですから和泉市は、これに120倍していただきますと、大体6千万円からの赤字があるということになるわけでございます。これは平均しての話です。

この傾向が、人件費の増大とともに年々ふえる傾向にございます。考慮すべきことだと存

じておりますので、これも公立病院を持っておる市が相寄りまして、府に対して、府下の公立病院は府立病院の肩がわりをしておるんではないか、並びに府民の医療行政の一端を担っておるんではないかという観点から、援助措置を要請いたしております。何とか本年度の9月の追加予算でめどがついたのでございますが、要望1床当たり50万円に対して、わずか3万5千円の補助金が付くことになりました。なお今後、これを増額するため運動しなければならないと存じております。これが公立病院の実態でございますので、ご参考にしていただきたいと存じます。

それから診療科目の増設につきまして、すなわち産婦人科をいつごろ設置するんかということにつきましては、昨日、市長からお答え申し上げましたが、ご存じのように、病院施設につきましては、他の施設と異なりまして相当経費がかさみます。合わせて医師、看護婦の確保をせねばなりませんので、そう早急にはまいりませんが、市長が申されましたように、いま、諸般の準備をいたしておりますが、今後、議員の皆様方のお力添えをいただきましてなるべく早く実現できるように、いわゆる全科診療ができますように努力いたしたいと存じております。その中で、産婦人科と小児科の充実に特に重点を置きまして、医師につきましては、院長の話ではある程度めどがついてるようでございます。看護婦対策につきましても年度当初から努力いたしておりますので、この点も何とかめどがつくだろうと存じます。現状、そのようなことでございます。

市立病院のあり方につきましては、委員会も理事者部間でつくってあります。過去2回ほど会合いたしておりますが、現状の今までいいのかどうか、将来の市の発展というものとかみ合わせまして、どの程度のものをどこに設置したらいいのかということも大きな問題だと存じます。そのうえに、ご承知とは存じますが、法的に病床規制という問題がございましてやたらに大きくすることもできない面がございます。すなわち、人口10万当たり61床というものが設置する基準になってございます。和泉市内の個人の病院もございますから、それらの病院の現状をにらみ合わせますと、あと188床ですか、約2百床しか現状では増設する余裕がございません。しかし、やはり将来の人口増計画とにらみ合わせながらやっていかなければならぬと存じますので、これもご参考にしていただきたいと存じます。

以上、現状を報告申し上げまして、お答えに代えさせていただきたいと思います。

- 17番（山田清二君） 非観的な条件をどちらと並べられたわけですけど、公害企業の独立採算制ということについては非常に問題があると思うんです。水道等についてもそうですが、水道等の場合は、赤字とかあるいは経費増を利用者に転嫁していくという制度でどうにかやっておる。水なんかの場合は1日も絶やすわけにいかんのだから、命の綱だということ

で、みんな不足ながらがまんをしてきたという状態ですが、病院の場合、特にこれを独立採算制でやっていこうという制度自体に問題があると思う。ところが、別にこれを独立採算制でしなきゃならないという規則はないと思うんです。一般会計から補給したらいけないというような問題はないと思いますので、こういう面について、もっと市民の健康維持のため、いわゆる生命を守るという意味でうんと力を入れていただきたい。

公立和泉病院が分離するときには、少なくとも10年以内には全科が装備された、いわゆる総合病院にしていくんだということで発足したわけですが、その後、小児科についても、これは病院側の要請でしぶしぶ認めたというような状態で来たわけです。産婦人科についても、小児科よりも先に産婦人科をという声が多かった中で、医師の都合とかいうようなことで小児科が先にできた。これは小児科ができたことがいけないと言ってるんじゃないんです。結構なことですが、そのために産婦人科の開設がうんとおくれておる。いまの事務長の答弁を聞けば、施設の問題にかかっているということなんですね。いくら産婦人科をつくりようといたって、これから産婦人科を開設しようとすれば、それだけの施設をつくらなければならぬ。

そこで、そういう面について、市の理事者としての市長はうんと力を入れていこうというお考えがあるのか。市長は、分離のときには病院の議長でもあり、また最終的には市長としてそれを引き受けたですから、いまもその考え方方が変わっているとは思いませんけれども、さらにこれに力を入れて、1日も早く市民に不便をかけない病院にしていくということを考えておられるとは思いますが、その考え方を一べん披瀝していただきたい。あと、こまかい問題等については、当然、病院の特別委員会があるんですから、それは特別委員会にゆだねたいと思いますが、一応、ここでは病院の今後の発展といいますか、運営に関する考え方というものを市長から披瀝していただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） 市長、答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご質問に対して、医療施設の面につきましてお答え申し上げます。

むろん、ご推察いただきますように、考え方方は私といたしまして少しも変わってはおりません。1日も早く全科を整えて、そして市民の医療行政に事欠かないようにという考え方を持っておりますけれども、泉大津とのなかには大体、整理はできておりますが、まだ完成いたしておりませんし、ご存じのように、本年は小児科だけを建設いたしまして、何とかして産婦人科を、昨日ご質問いただいた面についても努力いたしたいということで、徐々に、と申しますと皆さんにご満足していただけませんかと思ひますけれども、何を申しましても

施設には巨額の費用を要しますので、その点について検討しながらやらざるを得ん現状にござりますので、その点よろしくご了解賜わりたいと思います。決してこれをいつまでもこのまま放置しておくというわけではございません。しかし、分かれましてまだ1年足らぬ今日でございます。その点、昨日も申し上げましたように、みなさんにご協力賜わる以外に何もございませんので、どうぞその点よろしくお願ひ申し上げます。

- 17番（山田清二君） 結構です。
- 議長（松尾千代一君） 次。
- 土木課長（中尾 宏君） 質問事項中、土木課所管事項をお答えいたします。土木課の所管は、先日のご質問中、側溝及び水路の維持・管理です。

第1点の側溝の清掃については、窓口を土木課にして、衛生課と協議しながらやっていきます。なお、維持・管理の責任の所在ですけれども、これは一応、窓口担当の土木課で責任処理をいたします。

第2点の水路の流水による私有地への浸蝕対策ですが、現在の水路保安は天然護岸にゆだねております。したがって、三面コンクリート等による対策が最近の都市開発のテンポに追つつけないのが実情です。こういう点からして、近いうちにも悪水路の改修等の抜本的な対策の検討に入りたいと思います。

これ2点が土木課の所管事項です。

- 17番（山田清二君） 窓口を土木課として、衛生課と相談して側溝の整備をやっていくということですね。それともう一つは、用悪水路については三面護岸ができない。天然護岸のままやってるんで、これも抜本的な対策をこれから立てていくという土木の人の話ですが、水路が私有地を浸蝕してる、あるいは私有地が水路の敷地へみ出してる、こういう面についてはどう処理をしていくのか、処置をしていくのか。これは土木とは関係ないけれどこの課ですか。

分掌というか、機構が非常に複雑化しておって、これほどどこへ言つていいのかということが議員ですらわからん場合がある。ほく、ほやっとしてるからかもわかりまへんけども、12年間議員やっていまだにわからない。前はここでやってくれたけど、今度行ったら、変わりましたんやということで一向にわからない。まして市民のひとりひとりがそれがわかってる道理がない。答弁にしてもそりなんです。同じことを言つたって、うちの課と違いますということで答弁こぼっとけずれる。次にそれを担当している者がぼつと立って答弁してくれればええけど、それで終わりだ。議会の質問の答弁すらこんな状態なんです。まして市民の方からいろいろ要望があり、こうしてほしい、ああしてほしいという苦情が来たときに、親切

に答えましたと、たとえ言おうとしても、親切でなかったということがいまここではっきりしているわけです。少なくとも、ここで質問した面については一べんに答えてほしい。うちの分はこんだけです。この次はこんだけです、といふようなことでなしに、もし所管が違うんなら違うほうと連絡して、この分は私のほうで言います。この分はこちらのほうでと、その連携はとっておくべきである。しかも、いま質問して、いま答弁するんと違う。きのう質問して、きょう答弁をいただくんです。その点もう1回答弁やり直していただきたい。

このことで昨日聞いたのは、維持管理はどこがするのか。したがって処置もどこでするのかということを含むと同時に、水路が浸食されている場合、あるいは土地が浸食されている場合、どういうふうに処置をし、どこが処置をしていくのかという質問。それから、雨が降れば必ず水がつくという場所がある。これは構築のときにすでにわかっているはずなんです。たとえばたんぼがある。たんぼの土地を取って、築造も何もせずにそのまま家を建てている。いままでたんぼやから、普通の状態で水があったわけです。その上の一部分の土を取って、そのままで家を建てて、それを借家なり分譲住宅として売ってしまってゐるわけです。入った人はしおり水がついて困ってる。こういう面についても、許可の段階でどうすることもできないのか。また、そういう場合、買ひ人に、「ここは水がつきますよ」という告示ができるのかどうか。前の計画路線の上の建築と同じように、この点の質問も合わせてしたはずなんです。常時浸水地帯等については、建築時においてどういう対策を立てているのか、あるいはそういうことは全然権限外になっているのか。そういうこともあわせて聞きたかったわけです。

- 建設部長（中塚 白君） ただいま土木課長から答弁いたしました件につきまして、非常に問題の的確性を欠いておるということについては私からおわび申し上げます。昨日、ご質問のありました一連の建築物の問題、それから水路の管理体制の問題、すべて建設部の所管でございます。私、一括してお答え申し上げます。

まず、都市計画施設内構築物建築許可の権限でございますけれども、これはご承知のように大阪府でございます。たまたま、都市計画は和泉市の都市計画ということで決定はされてございますけれども、少なくともその中に建てられる建物については、市長村の復申を添えて、いわゆる意見をつけて提出することになってございます。これの許可権限は大阪府知事でございます。

なお、先ほどおっしゃられております建て売り住宅の排水路の問題、それから道路の問題等につきましては、ご指摘のように開発許可を伴うものについては当然、市のほうで十分チェックができるわけでございますけれども、最近、問題を起こしておるのはいわゆる道路位

置指定、これが法の盲点でございます。道路位置指定のみでやられる場合、十分なチェックができないといいうのが実態でございます。4平米未満の開発をやるといいう場合には、そういう現象が生じてくるわけでございます。たまたま、その建て売り住宅に入られた住民の方が入ってみて、下水排水の完備がない、道路の整備がなされてない、といいうのが実態でございます。

それにつきましては、われわれも現在まで、少なくとも、開発に準じた形で何とか公的制約が加えられないものかといいうことで、担当部局でもいろいろ話し合ってはおるのでございますけれども、残念ながら現在の状況では、抜本的な法の改正がない限り、強制権をもって臨むわけにはいかないといいうのが実態でございます。

なお、それにつきましても、いずれにしましても、入られる方は住民でございます。この方々に対して、やはり措置は考えなければならないんじゃないのか。今後、そういう面も合わせまして、少なくとも、道路位置指定に基づく住宅の開発については、十分現地調査のうえ行政指導をやっていきたい。残念ながら、法的なバックがない関係上強制はできないにしろ何とかの形で、困るのは住民であり、市であるわけでございますから、その面につきましては今後、行政指導のうえで配慮いたいたい、かようて存じます。

なお先ほど担当課長が申し上げておりました、少なくとも、道路施設内の側溝の管理責任は私どもの土木課でございます。それから水路の維持管理でございますけれども、これは条例に普通河川等管理条例といいうものが制定されてございます。当然、これの管理も私のほうの土木課でございます。その中に水利権の伴う光明池のかんがい用水路もありますけれどもこれは水利権を持っているだけでございまして、当然、これの維持管理等についての責任はございます。そういうことで、管理がはっきりしている関係上、少なくともその浸食、廃棄に伴う責任は当然、私のほうにあるわけでございます。

以上、はなはだ要領を得ない答弁でございますけれども、昨日のご質問の趣旨は以上のとことかと存じますので、これで終わらしていただきます。

- 17番（山田清二君） たとえば建て売り住宅が30軒なり5.0軒建った。この許可等は府がやるんで、市はチェックできない。といつても、税金は取ってるわけです。そうでしょう。税金は市が取ってるんですから、見にいってるはずなんです。少なくとも。それから、許可の申請の場合に具申をするといいうんですから、すでにそのときにも現地は見てるはずなんです。ここは當時水がつくからこのままでは住宅として不適当だといいうような復申をつけても府が許可するのかどうか。おそらくはこの復申の段階で見間違いがあったんだろうと思うんです。それから届けも何もせずに建ててるのがあるかもわかりません。これについても

税金は一応取りにいきよる。入が入れば、全部市民なんです。この人たちを水害から守っていかなければならないというのは、市の責任のはずなんです。建て方が悪いんやからうちは知りませんと言うておられんはずなんです。ところが、対策を考えていきますと言うけれども、何の対策もできない。雨が降れば水つくことにきまっている。昨日言うたように、緩衝地帯というものがなくなってしまうんだから、雨が降れば川もだんだん水量が多くなってくる。この前の台風のときだって、ある地域では、土俵を持っていってあげますということですの入っておらないビニールの袋を持って来てくれた。勤め人の密集した団地があって、そこへ水がついて、土俵持つていって何とか浸水を防ぎましょういうて持ってきたら、袋だけであった。これで対策だと思っておったのかどうか。これは言いたくなかったけれども、いまの答弁ではそこまで聞かなしゃあないことになる。だから、買ひ前に、売りに出た状態のときに、買ひ人に、ここは水がつきますよということを公示することができないのか。あるいは、ここは家は建っておりますけれども、ここ何年間の間にここは道路になりますから、何年間しかここにはおれませんよということを言えないのかどうか。こういうことをやつたら営業妨害か何かになるのかどうか。少なくとも、いま一番困っているのは、政府あるいは国も、府も、市も、住宅対策というのは、ほとんどおざりにしてあるような状態の中で、長年かかって何とかの頭金をつくってその家を買ひて、それからまた何年間かあるいは何十年間か月賦を払つていかなければならぬというような状態で、市民のひとりひとりがそして何とか住宅を確保しようとしているわけです。その中で、せっかくそうして買ひたら、月賦も終わらんうちに立ち退かなきゃならないようになってくる。あるいは入つてきたら、翌日から水がどんどん床下浸水とかいうことが起こつてくるといふんでは、市民を守るというか、市民のための市役所ということは言えない。そういう面で、市民のためにそういうことを公示することができないのか。当然、許可の段階で直しておけばええ。正直にいろいろ指導を受ける人は皆それをやらされるわけです。個人が家を建てようとする場合に、正直に届ければ、このままじゃいかんから地上げをせないかんとか、道路からこれだけ下がらなきゃいかんとか、せっかく棟上げが終わつてからまたへつられたという人すらあるわけです。にもかかわらず、業者がやる分については、野放し状態であるんじゃなかろうかということなんですね。そういう面をもう少し詳しく説明をしていただきて、これからあと、こういうために苦しむ人がないようにしたい。そういう面について方法がないのかどうか。

それともう一つ、窓口ですが、いま言うように、この分は土木の関係ですと。この分は衛生課の関係ですと。またほかの関係があるのかもわかりまへんけども、そうじゃなくて、たとえば道路、側溝、下水、用排水路、河川等の問題についてはここへ来れば全部受け付けま

前に使っておった水利権者の責任にならぬのか。あるいは、ため池の堤防が非常に危険な状態になつてゐるのを直すのは一体だれの責任なのか。もし、そこで被害が起つたとすれば、被害者は市民なんです。机のうえで、あるいは文字のうえで、数字のうえでの責任だけじゃなしに、現実に起つた責任を持たなければならぬのは市なんです。そういう面から、窓口等も1カ所で受けたら、全部が解決できるような方向に進んでいただきたい。

それともう一つは、私のところで受け付けて、非常に結構なことです。ただ、処置の問題です。側溝の問題でも、がんがんがんがんうそそり言うたら早うやってくれるんですが、お願ひします、お願ひしますというて言うとったんじゃ、3ヶ月や半年平氣で放つといいて、しまいには忘れてしもうて、何でしたかいなあというようなことになりかねない。よそでは、すぐやる課とか、その日に解決する課なんていうのがつくってあります。それを直ちにつくれというわけじゃないけれども、側溝の掃除ぐらいは、受け付けたら、少なくとも1週間や10ぐらいの間にはやってもらいたい。8月にお願ひしたのがいまだにできないところがある。もう言うたときと状態が変わってますよ。あるいはこれは府の管轄だということで、2年も3年も放つておかれで何の処置もしていないところもようけあります。そういう面も含めて、今後、こういう問題をどう解決し、処置していくこうとするのかという考え方ぐらいの披瀝していただきたい。

- 建設部長（中塚 白君）ご承知のように、行政が多種多様にわたつてございます。何をかも、全部が全部、私、一建設部長の段階ですぐやる課というようなことで受け付けるというわけにはまいりません。少なくとも、いま申し上げました範囲内のこととてござりますれば私のほうが窓口になりますて、府の仕事であれ、何であれ、当然、私のほうで努力いたしたいと存じます。在来、私のほうの部内の指導としては、そういう方針で臨んできつておつたんではございますけども、最近、行政の需要がふえておる関係上、ときたまそういうことがあったやに思ひうんでございますが、今後、その点は十分配慮していきたい。かように存じます。
以上でございます。

- 17番（山田清二君） はい、結構です。

- 議長（松尾千代一君） 次。

- 交通公害課長（内田 繁君） 私のほうの所管の問題で4点ほどあったと思ひますので、お答えいたしたいと思ひます。

まず第1点の路上駐車について今までどのように対処してきたか。また今後、どのように対処していくべきかということの問題でございます。

路上駐車につきましては、ご指摘の点、痛み入るわけでございます。これにつきましては

道路交通法の45条の規定に指定されております無用地の場所における駐車及び駐車規制されております道路上の駐車、これらの違法駐車の場所を、所管の警察署と連絡調整を密にいたしまして、現在まで対処しておったわけでございます。ご指摘の点につきましては、これが徹底していかなかったようにも思いますが、今後、これらについて十分注意をいたしたいと考えております。

今後におきましては、秩序ある駐車を推進するために、2、3の施策をとっていきたい。もちろんこれらは所管の警察と連絡を密にいたしましたうえでございます。

その1つといいたしましては、いま申し上げました違法駐車の排除の強化をお願いしたい。通勤通学路あるいは買い物道路等を重点に考えまして、無用地駐車場の排除、それから、道側帯といいます、最近、白い白線で引いておりますが、そういう道側帯の駐車の排除を徹底していくということをまず第1点。

それから第2点は、自動車の保管場所の確保の徹底化でございます。これはいわゆる青空駐車の排除でございます。つまり、自動車の保管場所の確保等に関する法律がございましてこれを適用すればいいわけなんですが、残念ながら、本市はその適用地域ではございません。したがいまして、これらの法の改正を早急に要求いたしたいと考えておるわけでございます。聞くところによりますと、この法の改正を現在、検討準備中のよう聞いておりまして、本市もこの適用地域に入るように聞いておりますので、これらの改正をされた時点におきまして、いわゆる違法行為については、積極的に取り締まりをしていただくようにしたいと考えております。

それから3つ目は、最近よく大阪市、堺市でやっておられますパーキングメーターの設置でございます。これはいわゆる短時間の駐車場所を指定いたしまして、メーターをつけて駐車をさしているような実態でございます。これを本市においても適用していただくように、所管警察とも連絡いたしましてやっていきたいと思っております。

それから最後にノーパーキング運動の展開でございます。これはPRになるわけでございます。地域住民の協力を得まして、違法駐車（青空駐車を含む）をさせない、しないという市民運動の展開をしていきたいと考えております。

以上を今後、市の施策としてとっていきたいと考えておりますので、ひとつご了承賜わりたいと思います。

それから2点目でございますが、オキシダントの測定器を各小中学校に設置するという問題で、現在、どのようになっておるかという問題でございます。これにつきましては、前回各小中学校の設置について教育委員会から答弁いたしたわけでございますが、今回、私のほう

に対しまして調査をしていただきまして今後の対策を講じていきたい、かように考え方しないでございます。

以上でございます。

- 17番（山田清二君） 結構です。
- 議長（松尾千代一君） 次。
- 企画課長（橋本昭夫君） 企画課長からお答え申し上げます。

ご質問の要旨は、対泉大津市との飛び地整理を含む行政境界の適正化の取り組みがその後どういうふうに進展しているかというふうなご趣旨でございました。

本件につきましては、一連の手法なりを摸索いたしまして、それに関連する実態的な調査は、基本的な点でもって完了いたしました。

今後の取り組みでございますが、本件につきましては、両市の議会の議員さん並びに理事者でもちまして、十分方針につきましてご研究、ご検討を願える内容でございます。そういう意味もございまして、両市におきまして、行政境界適正化への協議会というものの設立を準備いたしております。したがいまして、できるだけ早期に本協議会が設立されまして、実態的な方針のご検討なりをして、来年度、住民のサービスにさらに支障のないような行政境界の適正化を実施いたしたい、かような運びでございます。以上でございますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

- 17番（山田清二君） その点は、48年4月に一応、完了したいという考え方でいまで来たわけですね。協議会を設立して協議をしていくんだということですけど、その協議会はいつごろつくる予定ですか。あんまりゆっくりしとったら、やっとでき上がった時分に4月になりますよ。
- 企画課長（橋本昭夫君） 前回の総務委員会でもご審議をわざわざしたわけでございますが、両市の議会の関係もございまして、理事者のほうの立場からいいますと、できれば今月がらでも発足をしていただきたいというのが願望でございます。よろしくお願ひいたしたいと思います。
- 17番（山田清二君） そのようにちゃんとどっかへ言ってある。
- 企画課長（橋本昭夫君） 市長から議長さんにひとつそのご配慮方をお願い申し上げたい所存でございます。
- 17番（山田清二君） 言うてはりますか。
- 市長（藤木秀夫君） それがまだ、選挙のために、議長さんもはっきりしませんので、その連絡はしておりませんけれども、早々やりたいと思います。

- 17番(山田清二君) はい、結構です。
- 議長(松尾千代一君) 次。
- 水道部長(神田平吉君) 水道行政についてお答え申し上げます。

第1点の水圧低下につきましては、水圧の低い地区につきましては、毎年、計画的に新管と取り替えをやっております。それによって増強をはかっておりまして、前年度におきましては、約3千5百メートルの取り替えをやっております。

第2点目の将来の水道についてでございますが、現在実施中の第3回拡張事業は、昭和50年度を目標といたしまして、給水人口16万5千人に給水すべく現在、拡張事業を行なっておりますわけでございます。これが完了いたしますと、16万5千人の給水が可能となります。

以上でございます。

- 17番(山田清二君) 三拡でも四拡でもけっこうですが、それは給水施設でしょう。水源の確保の問題を聞いてるわけです。給水施設は何十万だって、やろうと思えばやれます。
- 水道部長(神田平吉君) 水源のほうは、自己水を1万3千トン、泉北水道から7千5百トン、残りの3万9千、合計5万9千4百トン見込んでおります。
- 17番(山田清二君) それはいつ。
- 水道部長(神田平吉君) 50年度で。これで16万5千人の給水ができるわけです。
- 17番(山田清二君) 確保できるの。
- 水道部長(神田平吉君) はい、できます。
- 17番(山田清二君) できるんならけっこうです。あとでできんなんて言わんといいてや。

○

- 議長(松尾千代一君) それでは次、28番坂上国治議員お願ひいたします。
- 28番(坂上国治君) 本日、一般質問の機会を得ましたことをまことに光榮に存じております。まず一般質問の要旨から申し上げます

その前にみなさん方にお断わりをしておきます。みなさん方のお手元にあります発言順の要旨とちょっと入れかわっておりますので、その点のご了解を得ておきます。

第1点、老人問題について。第2点、消防行政について。第3点、市長、助役の政治姿勢について。以上の3点についてご質問を申し上げます。

理事者の方々に特に申し上げておきますが、明快なるご答弁をお願い申し上げます。

それでは第1点、老人問題についてをうかがいたします。

先日の勝部議員の質問と重複した点が非常に多いのでございまして、重複した点はできる

か、決定をみておりますので、その内容を簡単にご説明させていただきます。

まず第1点が土地でございますが、土地につきましては、地元より市に対して無償貸与をしていただきたい。この場合、所有者からその旨を明記する書類を提出してもらいまして、いわゆる無償の賃貸契約をさせていただきます。地積は、建ぺい率の関係上、おおむね2百40平米(約70坪になろうかと思いますが)。といいますのは、建物は府の要綱でおおむね30平米以上(約40坪以上)という規定がございますので、おおむね240平米以上お借りしたい。

それから第2点は、調度・常備品等につきましては地元負担としてお願いしたい。

第3点は、本市は当分の間、老人集会所本体のみ建設するものであって、付帯工事は地元で負担していただきたい。

上記3項目について地元より調整なりいろんな話し合いがついたという提示がありますれば、市街化区域、市街化調整区域等の開発許可等の問題もありますので、専門担当技術者、専門主管課等の意向をただし、適地であるか、否かを市のほうで調査させていただきましてこれらの要件の具備されたところにつきましてはやりたい、ということで決定を見ておるわけでございます。

すでに1、2校区話し合いがついているということで、老人クラブを通じまして、社会福祉協議会の事務局を通じて私のほうへ話がございます。これは48年度予算でございますので、48年度予算談決後、具体的にまた再度、話し合いしたいということで現在進めておるわけでございます。

以上、簡単でございますが説明させていただきます。

- 28番(坂上国治君) ただいま部長から細にわたっての説明をいただいたのでありますけれども、老人問題については、過般、勝部議員からもご質問があって、そのときも答弁がなされておろけれども、約70坪の土地をまず地元のだれかから提供してもらわなければ老人の憩いの場所ができないというふうな状態のように聞き受けております。しかし現在、和泉市がここまで発展してきたのも年寄りがあればこそというお気持ちで、ひとつ市のほうでもっと何とか方法を考えられんのかどうか。本問題については、ただ一口に、土地は地元のどなたかから提供してもらってということは、言うは非常に易いんですけれども、地区によって土地の安いところもあれば高いところもある。これらについて、もし寄附してもらうということになれば、やはりそれ相当の市から補助を出すなり、なんなり考えていただきと、あまりにも、それでは市のやり方が楽すぎるんじゃないかというふうな感じもするわけなんです。

これはいま、私が申し上げて、一挙にこれをこうするんだという決め手もなかろうと私は思いますが、今後、肝に銘じて、1年に2カ所とかいうことでなしに、一齊に各地区の老人の方々に安心してもらえる施設をつくるというぐらいの気で前進していくという気持ちになつてほしい。一般質問ももう3日目に入つておりますので、私はできるだけ簡単に質問していくきたいと思っております。ひとつ、私がいま申し上げたように、そういう気持ちでいくんだということを肝に銘じてほしいということを要望して、老人問題については終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 次。

○ 消防長（和田増義君） 先ほど、坂上議員さんからご指摘いただきました、過般の台風時における消防職員の殉職の問題につきましてお答え申し上げます。

この事故は不可抗力的な事故であったとはいえ、有為な将来ある人材をなくしてしまいましたことにつきまして、深く反省をしておるところでございます。また、かようなことでなくなりましたご本人の冥福をお祈りいたしますとともに、それに当たりまして、みなさま方のご理解あるご援助をいただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げるわけでございます。私けかような、かって経験のない苦い経験を受けました消防長といたしまして、この問題を肝に銘じまして、今後、かようなことのないように努力しておるところでございますので、よろしくご賢察を賜わりたいと思います。

このことをさっそく実行に移したいと思いまして、現在、署の中に対策委員会を設け、特にこの殉職の問題の一番の争点であります有毒ガス対策につきまして、これを焦点にいたしました対策を進めたいということで各種対策を進めてございまして、よろしくご了承願いたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） 第2点の消防行政について消防長から答弁があつたんです。これもくどくど申し上げたところで石橋君が帰ってくるわけでもない。今後、消防行政の中で絶対にこういうことの繰り返しのないように万全を期してやるんだということを肝に銘じてもらいたい。先ほども私、申し上げましたように、市民の財産を守る重要な消防行政ですから肝に銘じて、今後、絶対こんなことの繰り返しのないようにやっていきますということばをいただいて、今後、そういうふうにひとつ姿勢を改めてやっていただきたい。要望で終わらいたいと思いますが、一言。

○ 消防長（和田増義君） たいへんご理解のあるおことばでございます。ただいまのおことばを拳々服膺いたしまして、今後、再びかような事故のないように努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしくご了承賜わりたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 助役（藤田 利君） 特別委員会をつくっていただいたのに、なぜ特別委員会を開かなかつたのかといふご指摘についてご回答申し上げます。坂上議員さんのご指摘、いちいちどもっともでございます。6月の定例議会で特別委員会をつくっていただきました。がしかし、たまたまその当時、同和対策事業の基本計画において、道路を優先したいという行政の意向に対し、支部との調整中でございましたので、ご説明申し上げるためには資料不足であり、開催をお願いするお階ではないと、かように判断しておったからでございます。

次に信太支部を結成した際に、市の理事者が1人も出なかったじゃないかということについてお答えいたします。8月20日に結成大会を開くということは、案内状もいただき、私どもは重く存じておりました。しかしながら、19日の日に府連の組織局次長から、信太支部の結成大会は延期するから行政は参加しないようにといふご連絡をいただきましたので、私ども理事者は参加しなかったというわけでございます。

○ 28番（坂上国治君） いま助役から答弁をいただいたんですけども、そんな簡単な答弁ですむと思うておったらあてが違いますよ。一体、あんた方は何を考えてこの同和行政に取り組んでいるのか。人をめたらあかんよ、人をめたら、委員会の結成にしろ、理事者からの要請があって議会でつくったんじゃないんですか。ところが委員会を1回も開いてもらえんような状態のままで、どんなつらをして議会にそれを要請したんだ。それともう一つ、この信太支部結成について、こういうふうにして案内状を出しなさい、こうしなさいということをあなた方がアドバイスしたんじゃないですか。この支部を結成するのにあんた方、全然関係なかったんかどうか。その案内状をもううて、行こうと思うたけれども、19日の日に本部から延期になつたんだから行かんとおいといてくださいというあれがあったと。ただそれだけですか。はっきりしささい。先ほどから、私は一般質問の中でくれぐれも、あんた方が何ほほんやりしとってもわかるように言うてあるやないか。和泉市の中に部というものは幾つあるか、各いろいろの部間でそれ相当に大きな仕事をやっております。同和対策部が今まで何をやつたか。担当の助役まで置いて、市民の血税をむだ使いしてゐるということはこのことだと言いたいんだ、僕は、同和担当の助役がてきて、何をしてるんだ。どっちを向いてもこっちを向いても、あんたの足の向く先はみな市民。あんた寝るとこないで、市民に申しわけないから、私は市民のほうへ足向けて寝ません、とは言えんわけや。市民が四方八方にある。そんな情けない行政のあり方であるといふことを私は非難している。口ぐせに、この事業はどうしてもやらなければならない事業だと、声を大にして叫んでおりながら、口で言うのとすることと相反したやり方じゃないですか。一体、同和部ができて何をしてきたか、ひとつも前進してないじゃないか。

さらに深く申し上げますと、支部結成のときには、本部のほうからも来ておりましたよ。私はちゃんと名刺ももらっています。国會議員の先生方も来ておりました。ちゃんと水道の部長が列席しておりましたよ。それであれば、市長よりも助役よりも、水道の部長が和泉市の行政で一番えらいんかということを私はお尋ねしたい。こういうことのあり方で、この事業がスムーズに進めていくかと思うのかどうか。絶対にそういうことのアドバイスはしていいといふのか。そこらもつとはっきりしなさい。

招待状をもううて、20日に行こうと思うたった。ところが19日の日に突如として府連のほうからそういうことがあったからやめたのか。事前にこうしなさいというふうなことをあんた方が教えてやって、そうして進んで来たんか。その前日、市長さんの宅へ、あるいはどっかへ、何十人の方々が行たためにそうちったのか。それをはっきりせえいうんだ。はっきりしなさい。なめたらあかんぞ、なめたら。

- 助役（藤田 利君） 案内状を出したのは、信太支部が発送その他について府連からの指導を受けてやったものでございまして、ほんとうにどこどこへ発送したかということは私は存じておりません。

次に、水道部長が出席したということについては、これは私どもの連絡の不十分のためにございました。その点お答えいたします。

- 28番（坂上国治君） いかにもしかしカンにさわる答弁するね。そんな簡単な答弁ですむと思ってるんか。私はあんたにどこどこへ招待状出したんかなんて尋ねてないよ。どこへ出したんかわしゃ知りませんよ。そんなことは私け尋ねてません。私の質問したことによろくなよう答えるような助役が、尋ねてんことまで答弁する必要ないやないか。

府連がそのアドバイスをしたというんなら、あんた方は絶対何もアドバイスしてないのか。その日、結成式を延期するということかどうか私は知らんけどね、完全に結成式やりましたよ。あんたとこより遅い国會議員の人たちが来てましたよ。それを延期したんだと思って私は行かなんだというのか。そこらへん、一べんはっきりしなさい。

あんたがようせんのなら、市長しなさい。そこへずらっと並んで座ってるだけが能やないんだ。答弁するときには、はっきりと明快な答弁をしなさいと私は壇上で言うてまっしゃろ。それをわかってしてるのか、わかつてしてないのか。ただ、いたずらに時間をかせてこの議会の場だけ切り抜けたら、それで月々月給もらえるんだというふうな気持ちでは困るんですよ、わかったか。もう一般質問は今日でしまいやと。だから、きょう1日耳詰めて辛抱しちゃったら月々月給もらえるんだというふうな気持ちじゃ困りますよ。そやから、肝に銘じてもう和泉市の市民のためにようやっていかんのならばはっきりとしたらよろしい。いつまでも

ダニのようにならえついて市民の生き血吸うようなことせんと、そうでしょう。あまりにも悪すぎろよ、悪すぎろよ。

私に言わせれば、前市長のときには、そらあの人は女房の運が悪かった。助役なしの時期のほうが長かった。ところが、どうにかこうにかあの赤字再選団体の指定を受けた和泉市のあれを切りくずして、そして完全に立ち上がった。ところが、今度の藤木市政になってから、この人は女房運の見え人で、りっぱな助役を2人抱えてしてるんやけど、あまりにもいまのやり方では心もとない。私は市民に対して申しわけない。これは市民全体がそう思つてると私は思つんです。

私は何もあんた方はりっぱな人やとは思つてないよ。市長が、「おい、あしたから来てくれ」言うたら、「はい、さよか」いうあんたら来られる人間や。ここに座ってる26名の議員というものは、千票、2千票という市民の信任がなかったら出てこられん。あんたら助役というものは楽なもんです。ほかに仕事ないし、何とか市長にならえついて月給もらおうと思うたら、市長に上手して雇つてもろうたらそれでええ。そやからはっきりせえいうんです。ただ単に茶に酔うたような答弁するな。

いま言うこと、午前中に私が言うたこと含めて、もっと納得のいけるような答弁しなさい。ようせんのなら、市長答弁しなさい。私はいままであんたの答弁聞いて、私の満足できるような答弁はあんたようせんと思うてる。しかし、そこそこの答弁はしてくると思うたけれども、みんな筋違いの、何もならん答弁だったと思う。だから、ほんとうに今度こそ一発私の答弁によって納得できろんだという答弁をする自信があったらしなさい。ようせんのやったら、市長もおれば、助役はあんた1人と違うで、おるんやから、してもらひなさい。そんな今までのような茶に酔うたような答弁やったら、私はあんたの答弁聞きたくない。私は冒頭ではっきり言うてあるやろ。明快なる答弁を願いたいということを私は言うてある。そんなん明快か。うそ八分も九分も混ったような答弁は明快ではありません。そやから明快な答弁しなさい。

○ 助役（藤田 利君） お答えします。

ただいま、当日の結成大会には府連も出とったんじゃないか。私は名刺もらったあるというご指摘でございます。しかし、私どもは出席できなかつたので、そのへんは存じませんが、いずれにしても、どの問題は解放同盟の組織の問題でございまして、われわれは組織を通じて、府連の組織局から、しかも次長から、こうこうで府連も参加しないから行政は参加するなどいうふうな通知を受けたので参加しなかつたわけでございます。

○ 28番（坂上国治君） あのね、あんたにもの言うのはもうもったいない。実際、しかし

ね、私の質問ではあんたはひとつも答えてないで。19日の日に、府連かどうかしらんけど、30人ほどの人がどっかへ行って——あんたら3人のうちやないかい。その圧力によって引込んだんか。今後、この事業を促進していくために、この事業をやっていくために、あんたらどうない思うてろんや。それがプラスになってると思うてるのか、マイナスやと思うてるのか。何がために出席できなかったのか。何がために各部課長にまであんたら出席したらいかんと指示を与えてせないかん問題か。われわれも議会の末席をけがしておりますけども、私たちは何も、あんたら行つたらいかんとか、そんな指示受けてませんよ。私は出席しました。かりに本格的に市で行かないもんであれば、理事者から議会に対しても、各議員議員にですよ、そういうことの話、合いがあってしかるべきでしょう。だから、あんた方はこの十年の時限立法の特別措置法によるとこの事業を何とかしてやらんようにしてようと思うてろために講じた策やないかい。あんたらする気ないよ。絶対、ほげただけ一人前や。はっきり言うたるけど。今日、わしは何べんも言わんつもりでおったけども、最初に壇上で言うてある、必要なことはみんなやってのけますと。議事録一ぺん見てみ。何やってのけられる手腕があるんじゃ、助役。大きなつらさらして、ほげただけ一人前吐くちゅうのはそのことじゃ、わかったか。この問題については、私はいま言うたやろう。明確な答弁ができなんだらしなさんなと。ほかの人にしてもらひなさいと。でけんにもかかわらず、立ってごまかそりとするその姿勢、頼んで変わつてももらひなさい。ろくな答弁もでけんくせに、大きな顔して手をあげて立つだけが能やない、わかったか。だれか答弁せえ。

- 議長(松尾千代一君) 助役答弁。……。助役答弁。……。市長答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 坂上議員さんのご指摘の面につきましては、市長といたしましてもお気に入る明快など回答は申し上げられんと思ひますが、何を申しましても、事業ができるおらんことをまずおわび申し上げるわけでござります。

この王子町の結成につきましては、先ほど助役からも言うたように、われわれとしては、組織に対する介入はいたしかねまする関係上、府連のほうからただいま言われたような命がありましたので、私どもといたしまして、心ならずもそれにご出席できなかった。

それにもかかわらず神田部長ただひとりのみ出席したという面につきましては、19日に府連からそういう通知をいただきて、各部長に、こういう通知やから行政としては出席できないと言ったときに、連絡の不十分と申しますか、その場に神田君も来られておらなかつた。また、欠席であったというのを見つめた者がおれば、神田君がおらんやないかということを知つてゐるわけでございますが、それを見つける者がなかつた。こういうところに連絡の落ち度があったわけで、それを知らずして神田君は出席した。特に休日の日がゆえにそういう

ことになったわけでございまして、その点おわかり願いたいと思います。

この同和事業につきましては、やる気はないんやろうと言われますると、できておらんことは事実でございますので、そんなことはないということは申し上げられませんけれども、いろいろと支部なり、または地元の人たちなりの意見がございまして、その調節についていろいろとお話を申し上げ、ご了解を得るうえにおきまして日時もかかるわけでございますので、その点もひとつご了解賜わりたい。

何を申しましても至らん私でございまするが、これから何とかこれを、たとえ一つの事業でもやりたい。こういうことで、いろいろやらなきゃならん問題はたくさんございますけれども、本年は道路という面を優先さして、道路をやっていくかということで地元の方々にも了解を求めて、ここで施策の方向を変えましたようなわけでございます。

皆さんにいろいろとご無理をお願いいたしまして、この同和事業の特別委員をこさせていただいておりながら、1回の招集もせない、また問題も提起しなかったというお叱りはどもっともでございまするが、この特別委員を結成していただきましたのは6月の議会でございます。それから、これは言いわけになるかのように思いますので非常に申し上げにくいくんでございますけれども、その後、この特別委員さんの正副委員長さんをこしらえていただくのにはいささか日時も要したかと思います。さて、そのうえに皆さんの改選期がまいりましたので、ご相談申し上げましてもいろいろご支障をあろうかと思いまして、実は遠慮いたして今日に至ったわけでございますので、これから皆さんにひとつ格別のご協力願って、計画の変更なり、また今後の進むべき道についてはご協議願いたいと、かように存じておるわけでございます。どうかよろしくご了解賜わりたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) イズれの方から聞いても、納得のいけるような答弁じゃない。それでね、基本的なところから突っ込んでひとつお尋ねいたしますけれども、この同和事業という問題は、これは理事者のほうがよくおわかりやと思うんですけど、国民的課題であるということになってるんです。それを府連の本部だけの言うことを聞いておったら、この事業をスムーズにやっていけるというのがあんたの方の考えですね。そうすると、私たちがいままで理事者の方にお願いしてきたことは全部間違うであったと。私は地域住民の了解を得なかつたら、この事業はけんもんと解決して今日まで来たわけです。後々もその姿勢でいかなければできないと、私は私なりに思うんです。あんた方が府連に頼っておったらこの事業ができると思うてると、そこに大きな相違があると思うんです。今まで、担当の助役あたりが私たちに必要な事業は皆やってのけてますと言って軽くあしろうたというのも、お前ら言うことはわかるかい、おれたちはこうして府連の言うことさえ聞きゃできるんだという自

信を持っておったと思うんです。もし、この事業を本格的に進めようとしたならば、土地を持つてる人、家を持つてる人の了解なしに、いかに府連がこうだときめつけても、その方々の納得がなかったらこの事業はできないと思うんですよ。それをあえて押し切ってやろうとするところに、はっきりとやる気がないということがうかがえろんます。われわれのような学も教育もない人間でも、そういうことはわかってるんです。しかば現在、同対部という部までつくり、完全に部長までつくって、一体何をしてるんか。仕事は全然進んでない。十萬市民の血税によってやってるんですよ。だから、これらに従事している職員諸氏も、やはり一生懸命に能率をあげてはじめて月給もろうてこそ、それで満足してもらえると思うんですけど、上司のやり方が悪いために、右へも左へも行けんような状態に追い込んでしまって職員は実際につらいだろうと思います。その責任が果してだれにあるのか。これは言わざも知れた、市長あるいは担当の助役に重大な責任があると思う。今日、午前中に私は質問の要旨を述べて、そうして議長が気をきかして休憩に入って、せめて食事してて間に答弁ぐらい考えろやろなあということで、私は「ああ議長は気イきかした」と思うた。ところが、うっかり考えておるから、答弁もできないんです。それからね、はっきりと、やる気がなかつたらやる気がないんやと正直に言いなさいよ。やる気があるんだ言うて、事業をやるほうへ進んでいかんと、停滞どころか後じりしててることでは、実際市民はたまつたもんじゃないですわ。しかし、自分、おのれということ——私は、おのれ、坂上自身、おのれということは、自分の才能もわかってます。あんた方もわかってるはずやと思うんです。おれにはこれをやっていくだけの手腕があるかないかということはわかってると思う。物事をやるについては、おそらく自信がなかつたら何事もできんのです。ところがじっと考えてみると、あんた方、自信がないのにやってるような気がする。そやから私は言いたくはなかつたけれども、いま、助役に言うたようなことばが出るんです。この大きな特別措置法、时限立法で十年、もう三年も四年も越えてきてるんです。から振りしてきた。これから残る时限でこの事業はなかなかつかしいと思う。いわゆる足踏みどころか、後退している。市民感情を悪くし。

あんたらわからなんだら私から教えてあげますけどね、和泉支部という支部がはっきりあります。ところがその支部のうえに町というのがあるんです。この町があつてはじめて、各種団体ということができてくるのが至当です。青年団もあり、婦人会もあり、いろいろ各種団体というものがあるわけです。和泉支部があつて町会が生まれてくるんと違うんですよ。幸枝区というものがあつて、初めて和泉支部というのが生まれたんでしよう。ところがいままでからその町民の意向を聞いたこともなければ、町民からの要望に応えたことはないでし

よう。それでこの事業ができるかっちゅうんです。できないでしよう。私はできないと思うてます。

そういう見解は、言うてはかかるかもわからんけれども、市長、助役、あんた方より私のほうがはるかにわかってます。ということは、なぜわかってるのか、私は、こうして市会議員にしていただいた。和泉市十万市民のためにやらないかんという信念にわれわれは燃えとるわけです。だからこそわかってる。あんた方、そんな信念ないでしよう。恨めしそうに私の顔をじっと見てるけど、あんたらそんな信念がないでしよう。

あんたら、私たちが言うてることを忠実に受けて、全町民の納得していくような線に持っていくのが妥当やと私は思う。それすらせんと、ただうたい文句にして、この事業やります。やりますと、あんたらのおかげで、それに関係した職員が何人苦労してるか、あんたらわかってるですか。各関係の、ここにおられる各部課長、あらゆる面においてみんなが関連があるんですよ。その人たちがみんな困ってると思うんです。困らしてるのは誰かというと、あんたらや。おれらの部下やから、困るやつは勝手に困れというような顔しておったら大間違いですよ。私がこうして何ぼ声を枯らしてしゃべっても、あんた方は一向にそれを反省しようとする気持ちが毛頭見受けられんわけです。

そうすると、私はあんた方にこの責任の追及をせざるをほかないんです。一体、どないしてくれるんや。これだけの大きな事業を抱えて、皆が何とかスムーズに事業に着手できるようにと思うてやっきになってるけども、あんた方は、人の言うことは、節の悪い文句で歌歌うてるわということで聞いてるだけや。今後、どないしよういうんや。支部の結成式に出席云々、そんなことは別問題として、そういう気持ちであんた方が行かなんだことが今後の交渉のうえにどれだけプラスになってるか、マイナスになってるか、あんたらわかるてると思う。わざわざ支部長からちゃんと招待状出して、出席してくださいということであんた方にいつたわけや。ところがそれを踏みにじって行ってない。府連のほうから行くな言うたから行かずや。それで割り切っていけろんならけっこうです。しかし、あとあと、それがためにどれだけプラスになったのかあるいはマイナスになったのかということは、私が申し上げるまでもなく、あんた方よくわかるてると思う。わかりながらやってるということは、事業をやる気がないからやったということにしか私は解釈できませんので、これが10年の間にできなんたら、この責任をあんたらどないするねん。市長はいつでも、市長の任期は4年間です、この間の一般質問でも、藤原議員の質問のときか、もう3年ですと。そんなことは教えてもらわんでもみんな知ってるんです、任期は何年かぐらい。しかし、一たんその職についたら、和泉市百年の計を立てて誰でもやってるんです。そやけど、気持ちがそういう気持ち

やからおのずから口に出てくる。全然あんたらやる気ない。やる気がなかったら、しかばこの責任をどないすろ、はっきりせえ。

- 議長（松尾千代一君） 理事者、明確なる回答を願います。市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 何べんご答弁申し上げましても、もうお叱りに対しては何とお申し上げられませんが、やる気があると言うても、ないと見られりゃ、これはやむを得ません。しかしその点は、今回皆さんで特別委員さんもこしらえてくれておりますので、これをひとつ早く正副委員長さんをこしらえていただきまして、至らんところをどうぞご協力賜わりたい。これにおすがりするほかございませんので、どうぞその点お願ひ申し上げますとともに、これから微力ではありまするが一生懸命やりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 28番（坂口国治君） 市長、あのね、特別委員会ができたら特別委員会があんたとこの資料に基づいて動くのが当然ですよ、そら動きます。しかしね、あんた方行政のやり方を改めん限り、こんな状態で特別委員会に任してあんた方、樂しようというような解釈やと私は思うんです。特別委員会は、特別委員会なりにそらやりますよ、みんな一生懸命に。私が聞いてるのは、市長、助役の姿勢を聞いてる。特別委員会は、委員長もできてなければ何もないんやから。できてるつもりでも、何の相談もなしにのんべんぶらりとやってきたんやからね。できたらできたりで、また活発に動いてもらうようにあんたらがしたらいいんですけども。現在までのあんた方がやってきたことに対して、今後それを進めていこうとしたときに、大きなマイナス点ができるんじゃなかろうか。私は前進していないと思うてるんです。あんたら誤解してもらわんようにしてもらわんと。あんたら前進してると思うてるのかわかりませんけど、ただ前進してるのは、十年間という時限立法の日がだんだん過ぎて、あと短くなつてると、日だけは進んでますわ。ところが、ほかの内容からいろいろな面について、私は進んでない、後退してる。確かに後退しています。その後退した責任をあんたらどないすんかいうて私は追及している。確かに後退していますよ。
- 議長（松尾千代一君） 坂上議員さん、おそらくご満足していただけるような答弁は、現在のところ理事者ではできないだろうと思うんです。15分間休憩する間に、理事者のほうで意見をまとめ、ご了解を得られるような回答をしていただくように、ここで15分間休憩させていただきたいと思いますが、皆さんいかがでございましょうか。
- 18番（直村静二君） 15分間休憩して明快な答えができるという確信を議長はお持ちですか。またそれに対して理事者のほうではっきりとしてもらえば、15分で結構ですけどね。その点はっきりしとかんと、また同じことになるんじゃないか。

○ 議長(松尾千代一君) おそらく現在の時点ではここで1時間たっても、2時間たってもおそらく納得していただけるようなど回答は不可能であろうという判断のもとに、私は少なくとも15分間ぐらい、理事者が集まって、そして回答のいい方法を考えさせていただく以外に進めろ方法はないんじゃないかな、おそらく現状では不可能に近いと、私はこのように推察いたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは15分間休憩いたします。その15分間の間に理事者では的確なる回答のできるよう協議願います。

(午後2時5分休憩)

(午後3時25分再開)

○ 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き一般質問を行ないます。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいままで事業の進展せなかつことにつきまして皆さんにご了解賜わりたいと思うのでございますが、大体、地元住民の感情の調整に苦慮いたしておったわけでございます。市の至らん点多々あったのでございますが、その点われわれとしましても反省いたしております。今後におきましては、地元の住民の皆さん方に対して計画の説明を十分いたしまして、1日も早くこの事業を遂行していきたい。かように存じておりますので、その点どうかよろしくご了解お願いたしたと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○ 28番(坂上国治君) 何回聞いても同じような要領を得ない答弁でいささか不満に思っております。いま市長から後日、いろいろと検討して、そしてこの事業を1日も早くやつていきたいということありますけれども、過日の藤原議員の一般質問の際、私は事業やりたくてもやれませんと言ったのが、ここ1日か2日の間に心境の変化がてきたといったことは非常に疑わしい。私は藤田助役にも、こうこうしてこういうふうにせんとこの事業はできませんよというアドバイスを何回かやったつもりです。ところが、あくまでも窓口一本化のために支部との話し合いによって進めていきます。そして事業実施の段階で町会に協力を求めますというご回答があったわけなんです。そしてそのうえに、まだそれに加えて、必要な事業は全部やってのけますという、自信満々とした回答を私はいただいたんです。その後情勢が変わっているのかと思えば、やはり同じようなことで進展がひとつもない。そしてまた、過日の藤原議員の質問に対する答弁と、いま市長の言われた答弁とは大きに変化してきているという点で、私はそのあいまいな態度、本当にやる気がないようにうかがえるわけなんです。それと私が申し上げているのは、今まで過去、そして何回かアドバイスも

してきたにもかかわらず、ひとつも聞き入れなかつて、そうしてわれわれはやつていきます
というだけの口をきいておいて実際は進んでないんだから、今後のことはそら、いろいろと
特別委員会にもご相談をさつたらけつとうやと思いますけど、やはり、市会議員をつかまえ
てはっきりと答弁されたことは、現在までにはっきりしてもらわんと困るんです。やっての
けますって、何をやってのけたんですか。その責任を私は追及してろんですよ。ただいたず
らに、その場のがれの答弁では困るということです。地に着実な態度でもつて答弁していただ
かんと。われわれ 26 人だけじゃないんですよ。この 26 人という議員は、十万市民から
選ばれた、これは十万市民の代表なんですよ。その十万市民の代表にうそをついてるんが。
私、解説したら、だまされてるような感がするわけです。その責任を私は追及していふんで
す。これ追及せざるをえないでしよう。同対部といひ大きな部を持って、私、同じことを繰
り返しますけど、市民の血税ですよ。市長、助役が金持つてきて月給払うてろんならともか
く、市長、助役が金持ってきて月給払うてろんにしても、この事業があくれていろることは大
きなマイナスやと思う。それにもかかわらず一銭の月給をあんたら出していい。みんな汗水
たらして働いてる市民の方々からかけていただく税金によってやってろんでしょう、私はそ
れを言うんです。だから、もっと地についた着実な行政をやってほしいということを私は言
うてゐるわけです。私は今まで過去何回か同じことを繰り返して、この事業をやることに
ついては、地元の町民の方々の了解を得なかつたら絶対できませんよということを、私は声
をからして申し上げてきたはずなんです。ところが拳旬の果てに、「やってのけます」と、
よけいなことしゃべるなと言わんばかりの答弁を私はいただいた。言うだけやつたら誰でも
言うんですよ。このままの状態で過ごそうとするならば、あまりにも無責任すぎますよ。私
もこんなこと言いたくないんです。しかし、市民の代表として送つていただいた以上は、市
民の側に立つてわれわれ考えていかなきゃならない義務があるわけです。そやから、いま市
長さんからご答弁いただいて、今後は……ということですが、これは非常に結構です。今後
はそういう方針で進んでいただいたら結構なんです。しかし、現在までの責任をどうしてくれ
るんか。これ一本にしほってますご回答いただきたい。そのご回答をいただいて、私がそ
れで納得できたら、またあとあといろいろと質問したいことはあるんですけど、まず、一足
飛びにということにはまいりませんので、現在、私が質問してゐることに沿つたご答弁をい
ただきたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。休憩中に何を考えてたんですか、理事者は。迅速に
答弁。

理事者はここで、確たる答弁ができないように私は思いますので、本日はこれにて散会し、

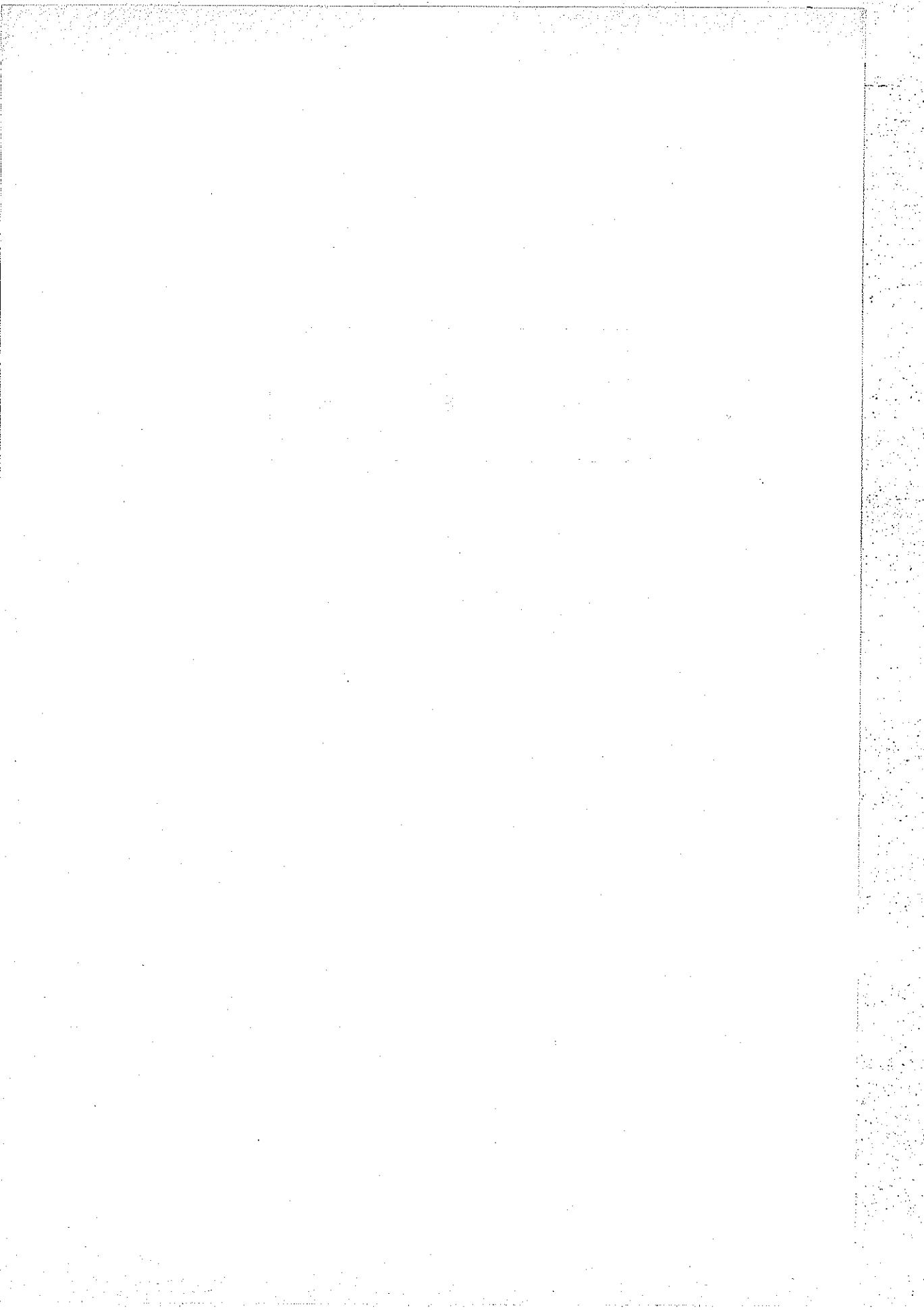
明日再度、この質問に答えていただく、こういふうにしたいと私は思うんですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。皆様方には長時間ご苦労をお願いしてまことに恐縮に存じます。明日はよろしくお願ひいたします。

(午後3時35分散会)

第 8 日



昭和47年11月9日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第8日出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝渕博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	病院事務局長	竹内潔
助役	辻忠夫	磷保館長	高橋正弘
助役	藤田利	消防長	和田増義
収入役	橋本炳	総務部理事 (財務担当)	庄司清久
総務部長	坂口礼之助	総務部次長	西川喜雄
同和対策部長	佐原行雄	福祉事務所長	山本武雄
市民部長	小林一三	建設部次長	林徳次
産業衛生部長	宇沢清	水道部次長	田中稔
建設部長	中塚白	病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠弘
水道部長	神田平吉	庶務課長	杉本昭夫
病院長	岩崎靖	企画課長	橋本潔

人事課長	門林六郎	男雄	工務課長	喬守	久勇夫
財政課長	北敦吉	日出男	課理課長	本原田	之雄治
資産課長	吉田	利秀	業務課長	口藤富	志吉
市民税課長	吉田	種義	障保館事務長	田口南	延正
納稅課長	吉田	郎介	消防署長兼次長	堀西	日喬
庶務課長 (広報担当)	竹井	啓穂	監查委員長	西味	主德
推進調整課長	萩生	隆	監查事務局長	青堀	正日
"	浅田	二三夫	選管委員長	葛乾	喬由
市民課長	田中	保昇	選管事務局長	吸紀	宗重
社会児童課長	森山	一男	教育委員長	葛之定	武俊
福祉社課長	山村	臣潔	教育次長	吸紀	藤与
商工農課長	岩井	益昭	"課務	乾	幸治
保険衛生課長	大田	清行	学校教育課長	見唄	豊郎
交通公害課長	内浦	雄宏	指導課長	吉吉	夫泰
計画課長	大中	郎富	社会教育課長	広角	吉永
土木課長	逢尾	一淳	学校教育課參事	松西	豊泰
建築課長	野西	川桐	農業委員會長	山村	吉秀
区画整理課長	中高	高橋	開発協会事務局長	川本	堯雄
開発課長	白片	武新	開発協局長	原本	堯雄
会計課長	高	平	開発協次參事	藤宮	兼一
營業課長			(総務担当)		秀

(用地担当)

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次長 北野丈夫
調査係長 大塚俊昭
議事係 西垣宏高

昭和47年和泉市議会第3回定例会議事日程

(11月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第22号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱 昭和47年7月分)	
2	監査報告第23号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱 昭和47年7月分)	
3	監査報告第24号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱 昭和47年6月分)	
4	監査報告第25号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱 昭和47年8月分)	
5	監査報告第26号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱 昭和47年8月分)	
6	監査報告第27号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱 昭和47年7月分)	
7	監査報告第28号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱 昭和47年9月分)	
8	監査報告第29号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱 昭和47年9月分)	

ましたので、この際、本日をもってこの質問に対する答弁を12月の議会まで保留としていたたくことにならざりして、その間、理事者においては十分回答の用意をしておいていただくことを要望いたしまして、……。

○ 28番(坂上国治君) もうちょっと。

12月まで私に対する答弁を考える冷却期間を与えておきますから、12月に的確な答弁がなされないということであれば、ひとつ相当な覚悟をしていただけてほしいと思います。覚悟をね。市長、助役の中でそれだけの覚悟をしておいてほしいということをさらにつけ加えておきます。

○ 議長(松尾千代一君) はい、わかりました。理事者はただいまの坂上議員のあっしゃられるおり、十分検討した上で回答されるようお願いしておきます。それではこれをもって一般質問を本日は打ち切ります。

~~~~~ ○ ○ ~~~~~

○ 議長(松尾千代一君) 次に、お手元に配布してありますところの議案審議に直ちに移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは日程第1より日程第9までは「例月出納検査の結果報告について」でありますので、一括議題といいたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第22号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年7月分収入役扱の出納について

検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年8月30日

監査委員・堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年8月30日

2. 検査の対象 昭和47年7月分の出納状況

3. 検査の結果

7月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合し

たところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、7月末日における收支の状況は別表のとおりである。

## 收 支 計

| 区分        | 收入                                                                                        |                                                | 支                                                            |            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------|
|           | 前月末累計                                                                                     | 本月分計                                           | 前月末累計                                                        | 本月分        |
| 一般会計      | 1,277,732,258<br>△ 1,198,081<br>225,294,807                                               | 1,501,828,984                                  | 1,272,477,008<br>△ 436,737<br>361,700,833                    |            |
| 才入才出外現金   | 30,763,351<br>10,490,872                                                                  | 41,254,223                                     | 9,181,569<br>27,538,274                                      |            |
| 特別才入才出外現金 | 155,554,035<br>230,164,242                                                                | 385,718,277                                    | 128,991,232<br>229,014,881                                   |            |
| 府 稅       | 22,065,478<br>63,888,783                                                                  | 85,454,211                                     | 12,187,229<br>10,204,285                                     |            |
| 特別会計      | 国民健康保険<br>170,242,132<br>△ 65,189<br>106,798,330                                          | 276,975,273                                    | 68,315,541<br>△ 126,346<br>59,672,596                        |            |
| 土 地 区 画 業 | 0<br>0                                                                                    | 0                                              | 11,540,225<br>0                                              |            |
| 合 計       | 1,656,357,254<br>△ 1,263,270<br>636,136,984                                               | 2,291,230,968                                  | 1,502,642,804<br>△ 563,083<br>688,130,869                    |            |
| 基 金       | 用 品 調 達<br>2,608,449<br>同 和 更 生 資 金 貸 付<br>17,638,173<br>財 政 調 整<br>土 地 開 発<br>52,812,829 | 718,434<br>683,860<br>18,322,083<br>52,812,829 | 3,326,883<br>272,233<br>2,137,851<br>23,697,846<br>2,750,070 | 776,869    |
| 合 計       | 73,059,451                                                                                | 1,402,294                                      | 74,461,745                                                   | 26,107,930 |
|           |                                                                                           |                                                |                                                              | 3,526,939  |

## 算　　書

昭和47年7月31日現在(単位円)

| 出<br>取支差引残高   |              | 一時借入金       | 他会計との<br>相互流用 | 差引残高        | 摘要                |
|---------------|--------------|-------------|---------------|-------------|-------------------|
| 計             |              | 一時貸入金       |               |             |                   |
| 1,633,741,104 | △131,912,120 | 250,000,000 | △11,540,225   | 106,547,655 | 郵政<br>250,000,000 |
| 36,669,843    | 4,584,380    |             |               | 4,584,380   |                   |
| 358,006,113   | 27,712,164   |             |               | 27,712,164  |                   |
| 22,391,514    | 63,062,697   |             |               | 63,062,697  |                   |
| 127,861,791   | 149,113,482  |             |               | 149,113,482 |                   |
| 11,540,225    | △11,540,225  |             | 11,540,225    | 0           |                   |
|               |              |             |               |             |                   |
|               |              |             |               |             |                   |
| 2,190,210,590 | 101,020,378  | 250,000,000 |               | 0           | 351,020,378       |
| 2,914,720     | 412,163      |             |               | 412,163     |                   |
| 272,233       | 18,049,800   |             |               | 18,049,800  |                   |
|               |              |             |               |             |                   |
| 26,447,916    | 26,364,913   |             |               | 26,364,913  |                   |
|               |              |             |               |             |                   |
| 29,634,869    | 44,826,876   |             |               | 44,826,876  |                   |

## 現金の保

| 区分        |          | 現在高         | 内           |         |           |
|-----------|----------|-------------|-------------|---------|-----------|
|           |          |             | 普通預金        | 当座      | 定期預金      |
| 一般会計      |          | 106,547,655 | 93,247,655  |         |           |
| 特別会計      | 国保事業     | 149,113,482 | 148,813,482 |         |           |
|           | 土地整理事業   | 0           |             |         |           |
|           |          |             |             |         |           |
| 基金        | 用品調達     | 412,163     | 196,452     | 215,711 |           |
|           | 同和更生資金貸付 | 18,049,800  | 18,049,800  |         |           |
|           | 財政調整     |             |             |         |           |
|           | 土地開発     | 26,364,913  | 26,364,913  |         |           |
| 特別才入才出外現金 |          | 59,045,553  | 27,712,164  |         |           |
| 才入才出外現金   |          | 45,843,80   | 45,843,80   |         |           |
| 府税        |          | 63,062,697  | 63,062,697  |         |           |
| 住宅敷金      |          | 4,475,888   | 560,708     |         | 30,666,41 |
|           |          |             |             |         |           |
|           |          |             |             |         |           |
| 合計        |          | 431,656,531 | 382,592,251 | 215,711 | 30,666,41 |

## 管 方 法

昭和47年7月31日現在(単位円)

| 記        |           |         |                      | 備 考                             |
|----------|-----------|---------|----------------------|---------------------------------|
| 農 协      | 郵 便 局     | 追 加 信 託 | 電 話 自 動 扱<br>釣 錢     |                                 |
|          | 11500,000 |         | 800,000<br>1,000,000 |                                 |
|          |           |         | 300,000              |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
| 31075301 | 258.088   |         |                      | 大阪公 137 257,316<br>大阪24.223 772 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
|          |           |         |                      |                                 |
| 31075301 | 11758.088 | 848.539 | 210,0000             |                                 |

## 歳人

| 科 目                                  | 予 算 領         | 収 入           |                            |
|--------------------------------------|---------------|---------------|----------------------------|
|                                      |               | 前月末累計         | 本 月 分                      |
| 市 稅                                  | 1,403,940,000 | 363,752,026   | △ 490,271<br>175,919,719   |
| 国 有 提 供 施 設 等<br>所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 8,811,000     | 7,000,000     | 0                          |
| 地 方 交 付 稅                            | 1,096,138,000 | 510,400,000   |                            |
| 分 担 金 及 負 担 金                        | 37,488,000    | 7,378,475     | △ 17,750<br>2,446,850      |
| 使 用 料 及 手 数 料                        | 5,858,2000    | 9,425,894     | △ 6,200<br>8,409,752       |
| 国 庫 支 出 金                            | 1,186,704,000 | 68,999,000    | 10,240,000                 |
| 府 支 出 金                              | 1,217,084,000 | 1,407,237     | 19,077,550                 |
| 財 産 収 入                              | 90,635,000    | 36,029,036    | 7,004,805                  |
| 寄 附 金                                | 117,431,000   | 28,247,171    |                            |
| 繰 入 金                                | 600,000       | 0             | 0                          |
| 繰 越 金                                | 208,958,000   | 222,262,946   |                            |
| 諸 収 入                                | 258,418,000   | 22,830,473    | △ 68,860<br>7,196,131      |
| 市 債                                  | 1,154,958,000 | 0             | 0                          |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金                    | 51,000,000    | 0             | 0                          |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金                | 3,450,000     | 0             | 0                          |
| 地 方 譲 与 税                            | 22,000,000    | 0             | 0                          |
| 合 計                                  | 6,911,137,000 | 1,277,732,258 | △ 1,198,081<br>225,294,807 |

調  
　　書

昭和 47 年 7 月 31 日現在

| 済額            | 収入済額の予算額に対する差 |               | 予算に対する収入割合 |
|---------------|---------------|---------------|------------|
|               | 過             | 不足            |            |
| 539,181,474   |               | 864,758,526   | 38.40      |
| 0             |               | 8,811,000     |            |
| 510,400,000   |               | 585,738,000   | 46.56      |
| 9,807,575     |               | 27,680,425    | 26.16      |
| 12,829,446    |               | 40,702,554    | 23.96      |
| 79,239,000    |               | 1,107,465,000 | 6.67       |
| 20,484,787    |               | 1,196,599,213 | 1.68       |
| 42,603,756    |               | 48,031,244    | 47.00      |
| 28,247,171    |               | 89,183,829    | 24.05      |
| 0             |               | 600,000       |            |
| 22,226,2946   | 13,304,946    |               | 106.36     |
| 36,772,829    |               | 221,640,171   | 1423       |
| 0             |               | 1,154,953,000 |            |
| 0             |               | 51,000,000    |            |
| 0             |               | 3,450,000     |            |
| 0             |               | 22,000,000    |            |
| 1,501,828,984 |               | 5,409,308,016 | 2173       |

## 歲 出

| 科 目         | 予 算 額         | 支 出 濟        |                         |
|-------------|---------------|--------------|-------------------------|
|             |               | 前 月 末 累 計    | 本 月 分                   |
| 議 會 費       | 63,516,000    | 19,797,195   | 5,027,521               |
| 總 務 費       | 873,181,000   | 300,968,889  | △ 12,420<br>105,071,638 |
| 民 生 費       | 1,440,266,000 | 215,615,188  | △ 146,518<br>84,932,640 |
| 衛 生 費       | 453,490,000   | 163,403,428  | △ 73,500<br>32,819,229  |
| 勞 動 費       | 43,337,000    | 7,531,984    | △ 142,710<br>4,770,046  |
| 農 林 水 產 業 費 | 95,747,000    | 8,142,707    | △ 950<br>1,753,003      |
| 商 工 費       | 81,382,000    | 43,641,918   | △ 700<br>2,796,533      |
| 土 木 費       | 2,070,587,000 | 64,878,718   | △ 4,920<br>54,668,982   |
| 消 防 費       | 290,520,000   | 32,857,858   | 8,276,096               |
| 教 育 費       | 1,080,042,000 | 373,292,690  | △ 55,019<br>44,298,174  |
| 公 債 費       | 414,069,000   | 42,346,433   | 17,286,971              |
| 諸 支 出 金     |               |              |                         |
| 予 備 費       | 5,000,000     | 0            | 0                       |
| 今 計         | 691,113,7000  | 12,724,77008 | △436,787<br>361,700,833 |

## 調書

昭和47年7月31日現在

| 額             | 予算残額          | 予算に対する支出割合 |
|---------------|---------------|------------|
| 計             |               |            |
| 24824.7161    | 38,691,284    | 39.08      |
| 406028.107    | 467152,893    | 46.49      |
| 300,401,310   | 1,139,864.690 | 20.85      |
| 196,149,157   | 257,340,843   | 43.25      |
| 121,59,820    | 31,177,680    | 28.05      |
| 9,894,760     | 85,852,240    | 10.33      |
| 46,437,751    | 34,944,249    | 57.06      |
| 119,542,780   | 1,951,044,220 | 5.77       |
| 41,138,954    | 249,386,046   | 14.15      |
| 417,535,845   | 662,506,155   | 38.65      |
| 59,633,404    | 354,435,596   | 14.40      |
| 0             | 5,000,000     |            |
| 1,633,741,104 | 527,739,5896  | 23.63      |



監査報告書 23号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年8月30日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年8月30日

2. 検査の対象 昭和47年7月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、7月末日における収支の状況は別表のとおりである。

昭和47年7月31日

表 算 試 高 殘 計 合 次 月 分 7

|               |              |         |              |               |               |
|---------------|--------------|---------|--------------|---------------|---------------|
|               |              | 感価償却引当金 |              | 161,317,627   | 161,317,627   |
|               | 退職給与引当金      |         |              | 62,8960       | 62,8960       |
|               |              | 資本の部    |              |               |               |
|               | 自己資本金        |         | 11,870,335   | 11,871,3235   |               |
| 83,4794       | 借入資本金        |         | 1,259,643,97 | 1,258,829,603 |               |
| 46,301,007    | 資本剰余金        |         | 24,304,500   | 44,740,2,383  |               |
|               | 利益剰余金        |         |              |               |               |
|               | 費用の部         |         |              |               |               |
| 55,669,304    | 原水及淨水費       |         |              |               |               |
| 18,329,445    | 配水及給水費       |         |              |               |               |
| 1,081,230     | 受託工事費        |         |              |               |               |
| 13,590,994    | 業務費          |         |              |               |               |
| 9,306,061     | 経理係員費        |         |              |               |               |
|               | 減価償耗費        |         |              |               |               |
| 3,625,746     | 支払利息及企業債取扱諸費 |         |              |               |               |
| 18,660,655    | その他営業費用      |         |              |               |               |
| 6,240         | 過年度損益修正      |         |              |               |               |
|               | 収益の部         |         |              |               |               |
| 4,200         | 水収益          |         | 4,241,2,792  | 15,024,0,382  | 15,023,6,182  |
|               | 補償金          |         |              |               |               |
|               | 受託工事収益       |         | 6,474,000    | 27,033,730    | 27,033,730    |
|               | その他の営業収益     |         | 1,947,390    | 16,217,506    | 16,217,506    |
|               | 受取利息         |         |              | 22,9,708      | 22,9,708      |
|               | 雑収益          |         | 15,9,850     | 42,5,177      | 42,5,177      |
|               | 固定資産売却益      |         |              |               | 20,150        |
|               | 過年度損益修正      |         |              |               | 20,150        |
| 2,395,728,361 | 合計           |         | 30,505,6,302 | 40,41,38,9520 | 2,395,728,361 |

昭和47年7月31日現在

7月分予算執行報告書 乙  
(支出)

| 款項目            | 予算額         | 実績          |             |              | 予算額 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----|
|                |             | 7月          | 累計          | 7月           |     |
| ① 水道車業費用       | 565,717,000 | 2,888,201,0 | 120,263,435 | 4,454,535,65 |     |
| 1 営業費用         | 462,880,000 | 25,640,915  | 116,637,689 | 34,624,2311  |     |
| 1 原水及淨水費       | 170,476,000 | 12,636,604  | 55,669,304  | 114,806,696  |     |
| 2 配水及給水費       | 63,900,000  | 3,888,772   | 18,329,445  | 45,570,555   |     |
| 3 受託工事費        | 27,000,000  | 4,650,000   | 1,081,230   | 25,918,770   |     |
| 4 業務費          | 41,841,000  | 2,516,218   | 13,590,994  | 28,250,006   |     |
| 5 総係費          | 25,546,000  | 1,664,201   | 9,306,061   | 16,239,939   |     |
| 6 減価償却費        | 34,057,000  | 0           | 0           | 34,057,000   |     |
| 7 賃産消耗費        | 6,000,000   | 0           | 0           | 6,000,000    |     |
| 8 その他の営業費用     | 100,000,000 | 4,470,120   | 18,660,655  | 81,339,345   |     |
|                |             |             |             |              |     |
| 2 営業外費用        | 102,737,000 | 3,241,095   | 3,625,746   | 9,911,1254   |     |
| 1 支払利息及企業償取扱諸費 | 102,727,000 | 3,241,095   | 3,625,746   | 9,910,1254   |     |
| 2 種支出          | 10,000      | 0           | 0           | 10,000       |     |

|   |   |   |   |                     |                 |                   |                   |
|---|---|---|---|---------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 3 | 予 | 賄 | 營 | 1 0 0 0 0 0         | 0               | 0                 | 1 0 0 0 0 0       |
| 1 | 予 | 備 | 費 | 1 0 0 0 0 0         | 0               | 0                 | 1 0 0 0 0 0       |
|   |   |   |   |                     |                 |                   |                   |
| ① | 資 | 本 | 的 | 支                   | 出               | 5 6 4 6 8 8 2 3 6 | 1 1 3 6 7 8 4 4   |
| 1 | 建 | 設 | 改 | 良                   | 實               | 5 2 7 2 4 8 2 3 6 | 1 1 3 6 7 8 4 4   |
| 1 | 事 | 務 | 營 | 費                   | 資               | 8 0 0 0 0 0 0     | 4 4 4 7 7 0       |
| 2 | 拏 | 張 | 工 | 軍                   | 費               | 4 1 4 5 9 3 6 5 1 | 1 0 0 2 1 0 0 0   |
| 3 | 改 | 良 | 工 | 事                   | 費               | 5 0 0 0 0 0 0     | 4 0 7 9 2 4       |
| 4 | 環 | 境 | 改 | 善                   | 事業              | 3 0 0 0 0 0 0     | 0                 |
| 5 | 管 | 業 | 設 | 備                   | 營               | 1 5 9 7 4 0 0 0   | 4 9 4 1 5 0       |
| 6 | 鵝 | 山 | 台 | 水                   | 道               | 施設整良費             | 8 7 8 0 5 8 5     |
| 2 | 企 | 業 | 賃 | 償                   | 還               | 金                 | 3 7 4 4 0 0 0     |
| 1 | 企 | 業 | 賃 | 償                   | 償               | 還                 | 金                 |
|   |   |   |   |                     |                 |                   |                   |
| 支 | 出 | 合 | 計 | 1 1 3 0 4 0 5 2 3 6 | 4 0 2 4 9 8 5 4 | 2 0 0 4 4 5 9 4 0 | 9 2 9 9 5 9 2 9 6 |

和泉市水道事業損益計算書（7月分）

(昭和47年7月1日から昭和47年7月31日まで)

1. 営業収益

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| (1) 給水収益     | 42,410,272円            |
| (2) 受託工事収益   | 6,474,000円             |
| (3) その他の営業収益 | 1,947,390円 50,831,662円 |

2. 営業費用

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| (1) 原水及浄水費   | 12,636,604円            |
| (2) 配水及給水費   | 3,888,772円             |
| (3) 受託工事費    | 465,000円               |
| (4) 業務費      | 2,516,218円             |
| (5) 総係費      | 1,664,201円             |
| (6) その他の営業費用 | 4,470,120円 25,640,915円 |

営業利益 25,190,747円

3. 営業外収益

|         |                   |
|---------|-------------------|
| (1) 雜収益 | 15,9850円 15,9850円 |
| 当月分総利益  | 25,350,597円       |

4. 営業外費用

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 支払利息及企業債取扱諸費 | 3,241,095円 3,241,095円 |
| 当月分純利益           | 22,109,502円           |

## 資 金 予 算 表

昭和47年8月10日

| 月 次                   |  | 7月執行額      | 8月予定額   | 9月予定額  | 10月予定額 |
|-----------------------|--|------------|---------|--------|--------|
| 科 目                   |  |            |         |        |        |
| 前 月 繰 越 金             |  | 85164,918  | 63,275  | 29,756 | 15,566 |
| 収 営 業 収 益             |  | 39,661,194 | 43,000  | 44,000 | 43,000 |
| 営 業 外 収 益             |  | 159,850    | 200     | 200    | 200    |
| 前 年 度 未 収 金           |  | 1,069,077  | 8,521   | 4,255  | 2,127  |
| 企 業 債                 |  | 0          | 0       | 0      | 0      |
| 工 事 負 担 金             |  | 24304,500  | 16,000  | 30,000 | 8,000  |
| 一 時 借 入 金             |  | 0          | 0       | 0      | 0      |
| 預 り 金                 |  | 762,000    | 500     | 500    | 500    |
| 入 前 年 度 繰 越 金         |  | 0          | 0       | 0      | 0      |
| 前 受 金                 |  | 2,318,000  | 500     | 500    | 500    |
| 計                     |  | 68,274,621 | 68,721  | 79,455 | 54,327 |
| 支 営 業 費 用             |  | 19,897,430 | 45,000  | 46,000 | 45,000 |
| 営 業 外 費 用             |  | 3,241,095  | 10,124  | 31,155 | 243    |
| 前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金 |  | 0          | 28,820  | 0      | 0      |
| 建 設 改 良 費             |  | 10,873,694 | 8,593   | 1,000  | 4,260  |
| 貯 藏 品                 |  | 4,621,770  | 4297    | 800    | 2,340  |
| 企 業 債 預 金             |  | 0          | 4,906   | 13,690 | 0      |
| 一 時 借 入 金 返 還         |  | 5,000,000  | 0       | 0      | 0      |
| 出 預 り 金 返 還           |  | 45,2200    | 500     | 500    | 500    |
| 前 受 金                 |  | 1,078,380  | 500     | 500    | 500    |
| 計                     |  | 90,164,569 | 102,240 | 93,645 | 52,843 |
| 収 支 差 引 額             |  | 68,274,970 | 29,756  | 15,566 | 17,050 |



監査報告第24号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年6月分和泉市立病院企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年8月30日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和47年8月30日

2. 検査の対象 昭和47年6月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳等及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、6月末日における收支の状況は別表のとおりである。

和泉市立病院事業試算表

昭和47年6月30日現在

| 借<br>方     | 合<br>計       | 當<br>月           | 勘<br>定<br>科<br>目      | 資<br>金      |             | 高<br>度<br>方 |
|------------|--------------|------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|
|            |              |                  |                       | 當<br>月      | 累<br>計      |             |
| 残<br>高     |              |                  | 資<br>産<br>の<br>部      |             |             |             |
|            |              |                  | 土<br>地                |             |             |             |
|            |              |                  | 建<br>物                |             |             |             |
|            |              |                  | 構<br>築<br>物           |             |             |             |
|            |              |                  | 車<br>輛                |             |             |             |
| 726,420    | 726,420      | 186,000          | 器<br>械<br>及<br>備<br>品 |             |             |             |
|            |              |                  | 有<br>価<br>証<br>券      |             |             |             |
| 1,000,000  | 1,000,000    | 1,000,000        | 定<br>期<br>預<br>金      | 155,469,042 | 191,535,137 |             |
| 889,112,23 | 2,804,463,60 | 236,847,158      | 普<br>通<br>預<br>金      | 194,86,653  | 196,36,895  |             |
| 487,614,36 | 6,839,8331   | 241,48,857       | 未<br>收<br>金           | 1,21,96,496 | 3,67,07,848 | 2,346,7     |
|            | 3,668,4381   | 1,21,82,411      | 貯<br>蔵<br>品           |             |             |             |
| 1,132,000  | 1,813,080    | 2,200,00         | 前<br>払<br>金           | 651,080     | 681,080     |             |
|            |              |                  |                       |             |             |             |
|            |              |                  | 資<br>産<br>の<br>部      |             |             |             |
| 10,500,000 | 10,500,000   | —                | 時<br>借<br>入<br>金      | 15,500,000  | 15,500,000  | 50,000,000  |
| 6,384,400  | 4,463,377    | 未                | 私<br>人<br>金           | 12,820,391  | 42,548,729  | 36,164,329  |
| 2,111,7341 | 19,506,375   | 仮<br>受<br>金      |                       | 19,852,061  | 48,467,272  | 27,349,931  |
| 501,5058   | 2,197,402    | 預<br>り<br>金      |                       | 42,52,877   | 8,142,982   | 3,127,924   |
| 55,000     | 325,000      | 予<br>納<br>金      |                       | 25,500      | 1,10,500    | 55,500      |
| 308,034    | 308,034      | 固<br>定<br>負<br>債 |                       |             |             |             |

| 資 本 の 部       |           | 資 本 の 部       |                       | 資 本 の 部         |           |
|---------------|-----------|---------------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 自 己 資 本 金     | 18107000  | 自 己 資 本 金     | 18107000              | 自 己 資 本 金       | 18107000  |
| 借 入 資 本 金     |           | 借 入 資 本 金     |                       | 借 入 資 本 金       |           |
| 繰 越 欠 損 金     |           | 繰 越 欠 損 金     |                       | 繰 越 欠 損 金       |           |
|               |           |               |                       |                 |           |
| 収 益 の 部       |           | 収 益 の 部       |                       | 収 益 の 部         |           |
| 入 院 収 益       | 16468.201 | 外 来 収 益       | 13330.968             | 会 計 捨 金         | 31893.000 |
|               |           |               |                       |                 |           |
| そ の 他 医 業 収 益 | 11211.890 | そ の 他 医 業 収 益 | 11211.890             | 患 者 外 給 食 収 益   | 22542.5   |
|               |           |               |                       |                 |           |
| 受 取 利 息 配 当 金 |           |               |                       | そ の 他 医 業 外 収 益 | 33875     |
|               |           |               |                       |                 |           |
|               |           |               |                       |                 |           |
| 費 用 の 部       |           | 費 用 の 部       |                       | 費 用 の 部         |           |
| 60009706      | 60009706  | 83179.754     | 給 与 費                 | 60009706        | 60009706  |
| 36091447      | 36091447  | 11,895.047    | 材 料 費                 | 36091447        | 36091447  |
| 10071935      | 10071935  | 5129.452      | 経 經 費                 | 10071935        | 10071935  |
|               |           |               | 減 値 償 却 費             |                 |           |
|               |           |               | 資 產 極 耗 費             |                 |           |
| 575355        | 575355    | 224.790       | 研 究 研 修 費             | 575355          | 575355    |
| 4208623       | 4208623   | 4,208.623     | 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 費 | 4208623         | 4208623   |
| 1,067,691     | 1,067,691 | 3,891.79      | 患 者 外 給 食 材 料 費       | 1,067,691       | 1,067,691 |
|               |           |               |                       |                 |           |
| 252,863,870   | 639468162 | 461,163,459   | 合 計                   | 461,163,459     | 639468162 |
|               |           |               |                       |                 |           |
|               |           |               |                       |                 |           |

昭和 47 年 6 月 30 日

## 6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和 泉 市 立 病 院

| 款項項目     | 予算額         | 執          |             | 累計<br>額     | 予算残額 |
|----------|-------------|------------|-------------|-------------|------|
|          |             | 6.         | 月           |             |      |
| 病院事業収益   | 393,732,000 | 63,073,359 | 117,536,219 | 276,195,781 |      |
| 医業収益     | 357,762,000 | 30,921,059 | 84,980,276  | 272,781,724 |      |
| 入院収益     | 181,13,000  | 16,468,201 | 46,733,045  | 134,379,955 |      |
| 外来収益     | 164,450,000 | 13,330,968 | 35,402,741  | 129,047,259 |      |
| その他医業収益  | 1,219,9,000 | 1,121,890  | 2,844,490   | 9,354,510   |      |
| 医業外収益    | 35,970,000  | 32,152,300 | 32,555,943  | 3,414,057   |      |
| 受取利息記当金  | 854,000     |            | 14,400      | 71,000      |      |
| 患者外給食収益  | 2,767,000   | 225,425    | 434,585     | 2,332,415   |      |
| その他医業外収益 | 456,000     | 33,875     | 84,358      | 371,642     |      |
| 他会計補助金   | 31,893,000  | 31,893,000 | 31,893,000  | 0           |      |
|          |             |            |             |             |      |
| 病院事業費用   | 437,393,000 | 54,976,845 | 112,024,757 | 325,368,243 |      |
| 医業費用     | 403,657,000 | 50,429,043 | 106,748,443 | 296,908,557 |      |
| 給与費      | 221,249,000 | 33,179,754 | 60,009,706  | 161,239,294 |      |

|                              |                    |                 |                 |                 |
|------------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 材 料 費                        | 1 2' 3 4 2 7 0 0 0 | 1 1 8 9 5 0 4 7 | 3 6 0 9 1 4 4 7 | 8 7 3 3 5 5 5 3 |
| 經 營 費                        | 4 4.9 0 9.0 0 0    | 5 1 2 9.4 5 2   | 1 0 0 7 1.9 3 5 | 3 4.8 3 7.0 6 5 |
| 減 值 償 費                      | .1 2.7 2 1.0 0 0   |                 | 0               | 1 2.7 2 1.0 0 0 |
| 資 產 減 耗 費                    | 1.0 0 0            |                 | 0               | 1.0 0 0         |
| 研 究 研 修 費                    | 1.3 5 0.0 0 0      | 2 2 4.7 9 0     | 5 7 5.3 5 5     | 7 7 4.6 4 5     |
| 医 療 外 費 用                    | 3 3.4 3 6.0 0 0    | 4.6 4 7.8 0 2   | 5.2 7.6.3 1 4   | 2 8.1 5 9.6 8 6 |
| 支 扎 利 息 及 び<br>企 業 債 債 取 扱 費 | 2 9.1 1 3.0 0 0    | 4.2 0 8.6 2 3   | 4.2 0 8.6 2 3   | 2 4.9 0 4.3 7 7 |
| 患 者 外 給 食 材 料 費              | 4.3 2 3.0 0 0      | 3 3 9.1 7 9     | 1.0 6 7.6 9 1   | 3.2 5 5.3 0 9   |
| 予 備 資                        | 3 0 0 0 0          |                 | 0               | 3 0 0 0 0       |
| 資 本 的 収 入                    |                    |                 |                 |                 |
| 他 會 計 出 資 金                  | 1 8.1 0 7.0 0 0    | 1 8.1 0 7.0 0 0 | 1 8.1 0 7.0 0 0 | 0               |
| 資 本 的 支 出                    | 2 5.8 2 8.0 0 0    | 4 9 4.0 3 4     | 1.0 3 4.4 5 4   | 2 4.7 9 3.5 4 6 |
| 建 設 改 良 費                    | 2 1.5 0 0.0 0 0    | 1 8 6.0 0 0     | 7 2 6.4 2 0     | 2 0.7 7 3.5 8 0 |
| 建 設 費                        | 1 4.5 0 0.0 0 0    |                 | 0               | 1 4.5 0 0.0 0 0 |
| 器 械 備 品 購 入 費                | 7 0 0 0 0 0 0      | 1 8 6.0 0 0     | 7 2 6.4 2 0     | 6 2 7 3.5 8 0   |
| 企 業 債 債 償 滯 金                | 3.7 1 1.0 0 0      |                 | 0               | 3.7 1 1.0 0 0   |
| 看 護 姦 宿 割 賦 金                | 6 1 7.0 0 0        | 3 0 8.0 3 4     | 3 0 8.0 3 4     | 3 0 8.9 6 6     |

## 病院事業会計月次損益計算書

昭和47年6月30日

和泉市立病院

| 借 方               |             | 貸 方           |                 | 累 計        |            |
|-------------------|-------------|---------------|-----------------|------------|------------|
| 科 目               | 当 月         | 科 目           | 当 月             | 金 額        | 計          |
| 1 医 業 費 用         | 50,429,043  | 1,067,484,443 | 1 医 療 収 益       | 30,921,059 | 84,980,276 |
| 4、給 与 費           | 3,817,975.4 | 60,009,706    | 4、入 院 収 益       | 16,468,201 | 46,733,045 |
| 口、材 料 費           | 1,189,504.7 | 360,914,447   | 口、外 来 収 益       | 13,330,968 | 35,402,741 |
| 八、經 費             | 5,129,452   | 1,007,1,935   | 八、其 他 医 業 収 益   | 1,121,890  | 2,844,490  |
| 二、減 価 损 費         |             | 0             |                 |            |            |
| 水、資 產 減 消 費       |             | 0             |                 |            |            |
| 八、研 究 施 工 費       | 224,790     | 575,355       |                 |            |            |
|                   |             |               |                 |            |            |
|                   |             |               |                 |            |            |
| 2 医 業 外 費 用       | 454,780.2   | 5,276,314     | 2 医 療 外 収 益     | 321,52,300 | 325,55,943 |
| 4、取 款 及 び 企 業 債 負 | 4,208,623   | 4,208,623     | 4、受 取 利 息 配 当 金 |            | 14,400     |
| 口、患 者 外 給 食 材 料 費 | 3,891,79    | 1,067,691     | 口、他 会 計 补 助 金   | 31,893,000 | 31,893,000 |
| 八、雜 損 失           |             |               | 八、補 助 金         |            |            |

|        |            |                |            |             |
|--------|------------|----------------|------------|-------------|
|        |            | 二、患者外給食収益      | 225425     | 434585      |
|        |            | ホ、その他医業外収益     | 33875      | 84358       |
|        |            | ヘ 固定資産売却益      |            |             |
|        |            |                |            |             |
|        |            |                |            |             |
|        |            |                |            |             |
| 前月迄の利益 |            | 前月迄の損失         |            | 2585052     |
| 当月分の利益 | 8096514    | 当月分の損失         |            |             |
| 当月迄の利益 | 5511462    | 当月迄の損失         |            |             |
| 合計     | 63,073,359 | 117,536,219 合計 | 63,073,359 | 117,536,219 |

上記収益中、健保未収金……………24148857円

上記費用中、未払金……………12,700,391円

## 病院事業会計資金予算表

昭和47年6月末

和泉市立病院

| 区分 | 科 目      | 6月末迄の執行済額   | 7月予定        | 8月予定        |
|----|----------|-------------|-------------|-------------|
| 收  | 事業収益     | 26,688,701円 | 30,554,000円 | 30,000,000円 |
|    | 固定資産売却代金 |             |             |             |
|    | 企業債      |             |             |             |
|    | 過年度未収金   |             |             |             |
|    | 一時借入金    | 15,500,000  |             | 5,000,000   |
|    | 預り金      | 4,252,377   | 2,395,000   | 2,367,000   |
|    | 他会計繰入金   | 5,000,000   |             |             |
|    | 前払金戻入    | 651,080     |             | 22,000      |
|    | 期間外収益    |             |             |             |
|    | 予納金      | 25,500      | 275,000     | 250,000     |
| 入  | 仮受金      |             |             |             |
|    | 合計       | 236,847,158 | 33,224,000  | 82,639,000  |

|   |                       |                   |                   |                     |
|---|-----------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
|   | 事 業 費 用               | 4 4.8 7 2 9 0 9 円 | 2 1.5 9 7 0 0 0 冪 | 1 7.0 0 0 0 0 0 0 冪 |
| 支 | 建 設 改 良 費             | 5 8 1.4 2 0       | 6.6 2 0 0 0 0     | 2.1 3 2.0 0 0       |
|   | 企 業 債 債 還 金           | 3 0 8.0 3 4       | 1.1 8 3.0 0 0     | 1.3 0 6.0 0 0       |
|   | 貯 品 購 入 費             | 1,1 5 8.0 3 2     | 1 0.2 1 1.0 0 0   | 1 4.3 0 0 0 0       |
|   | 過 年 度 未 払 金           |                   | 1 0.5 2 1.0 0 0   | 1 8.1 5 9.0 0 0     |
|   | 一 時 借 入 金 返 還 金       | 1 0 5.0 0 0 0 0 0 | 5 5.0 0 0 0 0 0   |                     |
|   | 預り 金 還 付              | 2,1 9 7 4 0 2     | 4.2 2 9.0 0 0     | 2.4 0 0 0 0 0       |
|   | 前 払 金                 | 2 2 0 0 0         |                   |                     |
|   | 期 間 外 費 用             |                   |                   |                     |
|   | 予 納 金 還 付             | 3 2 5.0 0 0       | 1 7 0.0 0 0       | 2 5 0.0 0 0         |
|   | 仮 受 金 還 付             | 4.2 4 5           |                   |                     |
| 出 |                       |                   |                   |                     |
|   | 合 計                   | 1 5 4.4 6 9.0 4 2 | 1 0 9.5 3 1.0 0 0 | 5 5.5 4 7.0 0 0     |
| 差 | 收 引                   | 8 2.8 7 8.1 1 6   | △ 7 6.3 0 7.0 0 0 | 2 7.0 9 2.0 0 0     |
|   | 前 年 度 及 び 前 月 よ り 繰 越 | 7.5 3 3.1 0 7     | 8 9.9 1 1.2 2 3   | 1 3.6 0 4.2 2 3     |
| 引 | 翌 年 度 又 は 塗 月 よ り 繰 越 | 8 9.9 1 1.2 2 3   | 1 3.6 0 4.2 2 3   | 4 0.6 9 6.2 2 3     |



監査報告第25号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年8月分収入投扱の出納について

検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年9月22日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年9月22日

2. 検査の対象 昭和47年8月分の出納状況

3. 検査の結果

8月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、8月末日における収支の状況は別表のとおりである。

## 收 支 計

| 区 分       | 收 入           |                            |               | 支             |                          |
|-----------|---------------|----------------------------|---------------|---------------|--------------------------|
|           | 前月末累計         | 本 月 分                      | 計             | 前月末累計         | 本 月 分                    |
| 一般会計      | 1,501,828,984 | △ 1,884,303<br>469,339,244 | 1,969,283,925 | 1,633,741,104 | △ 838,020<br>636,842,588 |
| 才入才出外現金   | 41,254,223    | 22,271,034                 | 63,525,257    | 36,669,843    | 16,256,662               |
| 特別才入才出外現金 | 385,718,277   | 179,406,550                | 565,124,827   | 358,006,113   | 190,926,750              |
| 府 税       | 85,454,211    | 22,184,720                 | 107,638,931   | 22,391,514    | 63,539,873               |
| 國民健康保険    | 276,975,273   | △ 49,432<br>15,986,268     | 272,912,109   | 127,861,791   | △ 38,713<br>63,346,330   |
| 土地区画整理事業  | 0             | 0                          | 0             | 11,540,225    | 0                        |
| 合 计       | 2,291,230,968 | △ 1,933,735<br>709,187,816 | 2,098,485,049 | 2,190,210,500 | △ 876,733<br>970,912,203 |
| 基 金       | 用品調達          | 3,326,883                  | 259,924       | 3,586,807     | 2,914,720                |
|           | 同和更生資金貸付      | 18,322,033                 | 815,130       | 19,137,163    | 272,233                  |
|           | 財政調整          |                            |               |               |                          |
| 金         | 土地開発          | 52,812,829                 | 0             | 52,812,829    | 26,447,916               |
|           | 合 计           | 74,461,745                 | 1,075,054     | 75,536,799    | 28,967,582               |

## 算 帳

昭和 47 年 8 月 31 日現在 ( 単位 円 )

| 出             | 収支差引残高       | 一時借入金       | 他会計との<br>相互流用 | 差引 残高      | 摘要                                                                                                               |
|---------------|--------------|-------------|---------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計             |              | 一時貸付金       |               |            |                                                                                                                  |
| 2,269,745,672 | △300,461,747 | 345,000,000 | 38,459,775    | 82,998,028 | 郵政省より<br>250,000,000<br>横立金<br>70,000,000<br>土地基金会計<br>25,000,000<br>国保会計より<br>50,000,000<br>土区整へ<br>△11,540,225 |
| 52,926,505    | 10,598,752   |             |               | 10,598,752 |                                                                                                                  |
| 548,932,863   | 16,191,964   |             |               | 16,191,964 |                                                                                                                  |
| 85,931,387    | 21,707,544   |             |               | 21,707,544 |                                                                                                                  |
| 191,169,408   | 101,742,701  |             | △50,000,000   | 51,742,701 | 一般会計へ                                                                                                            |
| 11,540,225    | △11,540,225  |             | 11,540,225    | 0          | 一般会計より                                                                                                           |
| 3,160,246,060 | △161,761,011 | 345,000,000 |               | 0          | 188,238,989                                                                                                      |
| 3,152,302     | 434,505      |             |               | 434,505    |                                                                                                                  |
| 3,872,233     | 15,264,930   |             |               | 15,264,930 |                                                                                                                  |
| 51,577,916    | 1,234,913    |             |               | 1,234,913  |                                                                                                                  |
| 58,602,451    | 16,934,348   |             |               | 16,934,348 |                                                                                                                  |

## 現金の保

| 区分   |           | 現在高         | 内           |         |           |
|------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------|
|      |           |             | 普通預金        | 当座      | 定期預金      |
| 一般会計 |           | 82,998,028  | 69,698,028  |         |           |
| 特別会計 | 国保事業      | 51,742,701  | 51,442,701  |         |           |
| 特別会計 | 土地区画事業    | 0           |             |         |           |
| 基金   | 用品調達      | 434,505     | 196,452     | 238,053 |           |
| 基金   | 同和更生貸付    | 15,264,930  | 15,264,930  |         |           |
| 基金   | 財政調整      |             |             |         |           |
|      | 土地開発      | 1,234,913   | 1,234,913   |         |           |
|      | 特別才入才出外現金 | 58,496,419  | 16,191,964  |         |           |
|      | 才入才出外現金   | 10,598,752  | 10,598,752  |         |           |
| 府    | 税         | 21,707,544  | 21,707,544  |         |           |
| 住宅敷金 |           | 4,475,888   | 560,708     |         | 3,066,641 |
|      |           |             |             |         |           |
|      |           |             |             |         |           |
| 合計   |           | 246,953,680 | 186,895,992 | 238,053 | 3,066,641 |

## 管方法

昭和47年8月31日現在(単位円)

| 記        |            |        |                      | 備<br>考                        |
|----------|------------|--------|----------------------|-------------------------------|
| 農協       | 郵便局        | 追加信賜   | 電話自動払<br>釣銭          |                               |
|          | 11,500,000 |        | 800,000<br>1,000,000 |                               |
|          |            |        | 300,000              |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
| 34006199 | 8298256    |        |                      | 大阪公37 8,297,267<br>大阪4223 987 |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
|          |            |        |                      |                               |
| 34006199 | 19,798,256 | 848539 | 2,100,000            |                               |

## 歳 人

| 科 目                         | 予 算 額         | 収 入 済         |                            |
|-----------------------------|---------------|---------------|----------------------------|
|                             |               | 前 月 末 累 計     | 本 月 分                      |
| 市 稅                         | 1,403,940,000 | 539,181,474   | △ 1,019,919<br>154,107,599 |
| 国 有 提 供 施 設 等<br>所在市町村助成交付金 | 8,811,000     | 0             | 0                          |
| 地 方 交 付 稅                   | 1,096,138,000 | 510,400,000   | 0                          |
| 分 担 金 及 負 担 金               | 37,488,000    | 9,807,575     | △ 35,800<br>988,100        |
| 使 用 料 及 手 数 料               | 51,082,000    | 12,829,446    | △ 12,910<br>2,473,390      |
| 国 庫 支 出 金                   | 1,204,733,000 | 79,289,000    | 47,560,000                 |
| 府 支 出 金                     | 1,221,884,000 | 20,484,787    | 242,86,746                 |
| 財 産 収 入                     | 235,569,000   | 42,602,756    | 99,903,159                 |
| 寄 附 金                       | 132,431,000   | 28,247,171    |                            |
| 繰 入 金                       | 600,000       |               |                            |
| 繰 越 金                       | 22,212,2000   | 22,226,2946   |                            |
| 諸 収 入                       | 328,289,000   | 36,772,829    | △ 815,674<br>11,948,250    |
| 市 債                         | 1,306,353,000 | 0             | 109,000,000                |
| 自動車取得税交付金                   | 51,000,000    | 0             | 19,072,000                 |
| 交通安全対策特別交付金                 | 9,087,000     |               |                            |
| 地 方 譲 与 稅                   | 22,000,000    |               |                            |
| 合 計                         | 7,831,527,000 | 1,501,828,984 | △ 1,884,303<br>469,339,244 |

## 調

## 書

昭和47年8月31日現在

| 額             | 収入済額の予算額に対する差 | 予算に対する収入割合 |
|---------------|---------------|------------|
| 計             | 過 不 足         |            |
| 692,269,154   | 711,670,846   | 49.30      |
| 0             | 8,811,000     |            |
| 510,400,000   | 585,738,000   | 46.56      |
| 10,759,875    | 26,728,125    | 28.70      |
| 15,293,246    | 35,788,754    | 29.93      |
| 126,799,000   | 1,077,934,000 | 10.52      |
| 44,771,533    | 117,711,246.7 | 3.66       |
| 142,541,445   | 93,027,555    | 60.50      |
| 28,247,171    | 104,183,829   | 21.32      |
|               | 600,000       |            |
| 222,262,946   | 140,946       | 100.06     |
| 47,867,555    | 280,421,445   | 14.58      |
| 109,000,000   | 1197,853,000  | 8.34       |
| 19,072,000    | 31,928,000    | 37.39      |
|               | 9,087,000     |            |
|               | 22,000,000    |            |
| 1,969,283,925 | 5,362,243,075 | 26.86      |

## 歳出

| 科 目         | 予 算 総         | 支 出 濟         |                          |
|-------------|---------------|---------------|--------------------------|
|             |               | 前月末累計         | 本 月 分                    |
| 議 会 費       | 63,516,000    | 24,824,716    | △ 86,080<br>3,746,420    |
| 総 務 費       | 906,825,000   | 406,028,107   | △ 25,720<br>68,157,528   |
| 民 生 費       | 1,460,134,000 | 300,401,810   | △ 301,437<br>85,777,795  |
| 衛 生 費       | 506,201,000   | 196,149,157   | △ 115,650<br>49,919,814  |
| 労 働 費       | 4,333,7000    | 1,215,9320    | △ 65,783<br>2,740,878    |
| 農 林 水 產 業 費 | 96,011,000    | 9,894,760     | 1,719,051                |
| 商 工 費       | 845,23,000    | 46,437,751    | 2,224,802                |
| 土 木 費       | 2,197,095,000 | 119,542,780   | 248,732,087              |
| 消 防 費       | 316,218,000   | 41,133,954    | 28,520,515               |
| 教 育 費       | 1,237,278,000 | 417,535,845   | △ 243,400<br>144,486,787 |
| 公 債 費       | 414,069,000   | 59,683,404    | 5,817,911                |
| 諸 支 出 金     |               |               |                          |
| 予 備 費       | 5,000,000     | 0             | 0                        |
| 災 害 復 旧 費   | 1,320,000     |               |                          |
| 合 計         | 733,152,7000  | 1,633,741,104 | △ 838,020<br>636,842,588 |

## 調書

昭和47年8月31日現在

| 額             | 予算残額          | 予算に対する支出割合 |
|---------------|---------------|------------|
| 計             |               |            |
| 28,485,056    | 35,030,944    | 44.84      |
| 474,159,915   | 432,665,085   | 52.28      |
| 385,877,668   | 1,074,256,838 | 26.42      |
| 245,952,821   | 260,248,179   | 48.58      |
| 14,833,965    | 28,503,035    | 34.22      |
| 11,613,811    | 84,397,189    | 12.09      |
| 48,662,553    | 35,860,447    | 57.57      |
| 363,274,867   | 1,833,820,138 | 16.53      |
| 69,654,469    | 24,656,3531   | 22.02      |
| 561,779,232   | 675,498,768   | 45.40      |
| 65,451,315    | 34,861,7685   | 15.80      |
| 0             | 5,000,000     |            |
|               | 1,320,000     |            |
| 22,697,456,72 | 5,061,781,328 | 30.95      |



監査報告第26号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年9月22日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年9月22日

2. 検査の対象 昭和47年8月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、8月末日における収支の状況は別表のとおりである

昭和47年8月31日現在

8月分月次合計残高試算表

| 借            |              | 貸             |  | 勘定科目      |  | 本月計  |  | 合計          |  | 方策高         |  |
|--------------|--------------|---------------|--|-----------|--|------|--|-------------|--|-------------|--|
| 残高           | 合計           | 本月計           |  | 資産の部      |  | 資産の部 |  | 本月計         |  | 合計          |  |
| 65,464,783   | 65,465,883   |               |  | 土地        |  |      |  | 600         |  | 600         |  |
| 8,883,7773   | 8,883,7773   | 12,3000       |  | 建物        |  |      |  |             |  |             |  |
| 86,790,8593  | 86,790,8593  |               |  | 機械及装置     |  |      |  |             |  |             |  |
| 135,375,390  | 135,375,390  | 5,5000        |  | 量水器       |  |      |  |             |  |             |  |
| 41,458,675   | 41,458,675   | 4,896,50      |  | 車輛及運搬器具   |  |      |  |             |  |             |  |
| 5,858,753    | 5,858,753    |               |  | 工具器具及備品   |  |      |  |             |  |             |  |
| 130,73,927   | 130,73,927   | 2,50000       |  | 建設設備定期借入権 |  |      |  | 5,7000      |  | 108,94,726  |  |
| 83,007,8703  | 93,907,8429  | 5,414,751     |  | 水利        |  |      |  |             |  |             |  |
| 61,0000      | 61,0000      |               |  | 電話加入権     |  |      |  |             |  |             |  |
| 4,12,00      | 4,12,00      |               |  | 現金        |  |      |  |             |  |             |  |
| 2,00,00      | 2,00,00      |               |  | 普通預金      |  |      |  | 104,550,820 |  | 675,69,7658 |  |
| 12,024,5784  | 79,594,3442  | 1,61,54,1,634 |  | 当座預金      |  |      |  | 104,550,820 |  | 589,67,8449 |  |
| 5,89,678,449 | 10,455,0,820 |               |  | 未収品       |  |      |  | 5,168,4386  |  | 181,452,736 |  |
| 7,795,4033   | 25,94,0,6769 | 4,58,935,60   |  | 貯蔵品       |  |      |  | 1,247,31,62 |  | 3,727,75,89 |  |
| 4,404,4682   | 8,132,2271   | 1,91,90,390   |  | 仮払金       |  |      |  |             |  |             |  |
| 4,19,000     | 4,19,000     |               |  | 投資有価証券    |  |      |  |             |  |             |  |
| 1,40,000     | 1,40,000     |               |  | 前払費用      |  |      |  |             |  |             |  |
| 1,300,000    | 1,30,000     |               |  | 短期貸付金     |  |      |  |             |  |             |  |
|              |              |               |  | 保管有価証券    |  |      |  |             |  |             |  |
|              |              |               |  | 負債の部      |  |      |  |             |  |             |  |
|              |              |               |  | 未払金       |  |      |  | 1,91,90,390 |  | 10,386,3231 |  |
|              |              |               |  | 未払費用      |  |      |  |             |  |             |  |
|              |              |               |  | 一時借入金     |  |      |  | 4,700,000   |  | 19,700,000  |  |
|              |              |               |  | 前受金       |  |      |  | 2,966,000   |  | 4,303,3530  |  |
|              |              |               |  | 預り担保有価証券  |  |      |  | 2,807,968   |  | 17,008,292  |  |
|              |              |               |  |           |  |      |  |             |  | 4,071,650   |  |
|              |              |               |  |           |  |      |  |             |  | 1,800,000   |  |
|              |              |               |  |           |  |      |  |             |  | 1,800,000   |  |

|               |               |               |              |               |               |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
|               |               | 減価償却引当金       |              | 161,317,627   | 161,317,627   |
|               | 退職給与引当金       |               |              | 628,960       | 628,960       |
|               |               |               |              |               |               |
|               | 資本の部          |               |              | 118,703,235   | 118,703,235   |
|               | 自己資本金         |               |              | 1,253,643,97  | 1,253,643,97  |
| 5,740,366     | 4,905,572     | 借入金           |              | 4,876,700     | 4,876,700     |
|               |               | 資本剰余金         |              | 496,169,383   | 496,169,383   |
| 46,301,007    | 46,301,007    | 利益剰余金         |              |               |               |
|               |               |               |              |               |               |
|               | 費用の部          |               |              |               |               |
| 6,8,809,897   | 6,8,809,897   | 原水及淨水費        |              |               |               |
| 2,3,922,027   | 2,3,922,027   | 配水及給水費        |              |               |               |
| 1,4,670,730   | 1,4,670,730   | 受託工事費         |              |               |               |
| 1,61,865,03   | 1,61,865,03   | 業係費           |              |               |               |
| 1,0,982,117   | 1,0,982,117   | 総係費           |              |               |               |
|               |               | 減価償却費         |              |               |               |
|               |               | 資産耗費          |              |               |               |
| 1,3,749,345   | 1,3,749,345   | 支払利息及企業販取諸費   |              |               |               |
| 2,8,872,215   | 2,8,872,215   | 雜支出           |              |               |               |
| 6,240         | 6,240         | その他 の 営 業 費 用 |              |               |               |
|               |               | 過年 度 損 益 修 正  |              |               |               |
|               |               |               |              |               |               |
|               | 収益の部          |               |              |               |               |
| 2,4,080       | 1,9,880       | 給水収益          | 4,5,826,795  | 1,960,671,77  | 1,960,43,097  |
|               |               | 補償金           |              |               |               |
|               |               | 受託工事収益        | 3,51,000     | 2,738,4730    | 2,738,4730    |
|               |               | その他の営業収益      | 1,3,437,375  | 2,965,4881    | 2,965,4881    |
|               |               | 受取利息          | 3,39,061     | 5,68,769      | 5,68,769      |
|               |               | 雜収益           | 3,97,727     | 822,904       | 822,904       |
|               |               | 固定資産売却益       |              |               |               |
|               |               | 過年度損益修正       |              | 20,150        | 20,150        |
| 2,51,632,6377 | 4,496,309,024 | 合計            | 4,54,919,504 | 4,496,309,024 | 2,51,632,6377 |

## 8月分予算執行報告書 甲

( 収入 )

昭和47年8月30日現在

| 款項項目      | 予算額          | 執行額        |            | 予算残額           |
|-----------|--------------|------------|------------|----------------|
|           |              | 8月         | 累計         |                |
| ① 水道事業収益  | 632,724,000  | 60,332,078 | 25,447,438 | 81 378,249,619 |
| 1 営業収益    | 605,780,000  | 59,595,290 | 25,308,270 | 8 352,697,292  |
| 1 給水収益    | 466,780,000  | 45,806,915 | 19,604,309 | 7 270,736,903  |
| 2 補償金     | 5,000,000    | 0          | 0          | 5,000,000      |
| 3 受託工事収益  | 33,000,000   | 35,100     | 27,384,730 | 5,615,270      |
| 4 その他営業収益 | 1,01,000,000 | 13,437,375 | 29,654,881 | 71,345,119     |
|           |              |            |            |                |
|           |              |            |            |                |
|           |              |            |            |                |
| 2 営業外収益   | 26,944,000   | 73,678     | 1,391,673  | 25,552,327     |
| 1 受取利息    | 1,000,000    | 33,906     | 56,876     | 9 43,12,31     |
| 2 雑収益     | 25,944,000   | 39,727     | 82,290     | 4 26,121,096   |
|           |              |            |            |                |
|           |              |            |            |                |
|           |              |            |            |                |

|           |                 |                   |                   |                   |
|-----------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ① 資本的收入   | 5 8.3.05.6.000  | 4 8.7.6.7.000     | 1 1.6.6.3.5.7.00  | 4 6.6.4.2.0.3.00  |
| 1 企業債     | 3 7.2.0.0.0.000 | 0                 | 0                 | 3 7.2.0.0.0.000   |
| 1 企業債     | 3 7.2.0.0.0.000 | 0                 | 0                 | 3 7.2.0.0.0.000   |
|           |                 |                   |                   |                   |
|           |                 |                   |                   |                   |
| 2 工事負担金   | 1 7.0.0.0.0.000 | 4 8.7.6.7.000     | 1 1.6.6.3.5.7.00  | 5 3.3.6.4.3.00    |
| 1 工事負担金   | 1 7.0.0.0.0.000 | 4 8.7.6.7.000     | 1 1.6.6.3.5.7.00  | 5 3.3.6.4.3.00    |
|           |                 |                   |                   |                   |
|           |                 |                   |                   |                   |
| 3補助金      | 3 0.0.0.0.0.000 | 0                 | 0                 | 3 0.0.0.0.0.000   |
| 1府補助金     | 3 0.0.0.0.0.000 | 0                 | 0                 | 3 0.0.0.0.0.000   |
|           |                 |                   |                   |                   |
|           |                 |                   |                   |                   |
| 4固定資產売却代金 | 1 1.0.5.6.0.00  | 0                 | 0                 | 1 1.0.5.6.0.00    |
| 1固定資產売却代金 | 1 1.0.5.6.0.00  | 0                 | 0                 | 1 1.0.5.6.0.00    |
|           |                 |                   |                   |                   |
|           |                 |                   |                   |                   |
| 合計        | 1.215.780.000   | 1 0.9.0.9.9.0.7.8 | 3 7.1.1.1.0.0.8.1 | 8 4.4.6.6.2.9.1.9 |

昭和47年8月31日現在

8月分予算執行報告書  
（支出）

| 款項目           | 予算額         | 実行額        |             | 予算残額        |
|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|
|               |             | 8月         | 累計          |             |
| ① 水道事業費用      | 574,590,000 | 56,929,399 | 177,192,834 | 397,397,166 |
| 1 営業費用        | 471,753,000 | 46,805,800 | 163,443,489 | 308,309,511 |
| 1 原水及淨水費      | 171,054,000 | 131,405,93 | 68,809,897  | 102,244,103 |
| 2 配水及給水管費     | 640,05,000  | 55,925,82  | 23,922,027  | 40,082,973  |
| 3 受託工事費       | 33,000,000  | 13,589,500 | 14,670,730  | 18,329,270  |
| 4 業務費         | 42,651,000  | 2,595,509  | 16,186,503  | 26,464,997  |
| 5 総係費         | 26,926,000  | 1,676,056  | 10,982,117  | 15,943,883  |
| 6 減価償却費       | 34,057,000  | 0          | 0           | 34,057,000  |
| 7 資産減耗費       | 6,000,000   | 0          | 0           | 6,000,000   |
| 8 その他の営業費用    | 100,000,000 | 10,211,560 | 28,872,215  | 71,127,785  |
|               |             |            |             |             |
| 2 営業外費用       | 102,737,000 | 10,123,599 | 13,749,345  | 88,987,655  |
| 1 支払利息及企業債取扱費 | 102,727,000 | 10,123,599 | 13,749,345  | 88,977,655  |
| 2 稽支出         | 10,000      | 0          | 0           | 10,000      |

|   |                 |                           |                     |                         |                       |
|---|-----------------|---------------------------|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| 3 | 予 傭 費           | 1 0 0 , 0 0 0             | 0                   | 0                       | 1 0 0 , 0 0 0         |
| 1 | 予 僱 費           | 1 0 0 , 0 0 0             | 0                   | 0                       | 1 0 0 , 0 0 0         |
|   |                 |                           |                     |                         |                       |
| ① | 資 本 的 支 出       | 5 9 5 , 7 7 1 , 2 3 6     | 1 1 , 2 3 7 , 9 7 8 | 9 1 , 4 2 0 , 4 7 8     | 5 0 4 , 3 5 0 , 7 6 8 |
| 1 | 建 設 改 良 費       | 5 5 8 , 4 4 8 , 2 3 6     | 6 , 3 3 2 , 4 0 1   | 8 5 , 6 8 0 , 1 1 2     | 4 7 2 , 7 6 8 , 1 2 4 |
| 1 | 事 務 費           | 8 , 0 0 0 , 0 0 0         | 5 2 1 , 0 8 3       | 3 , 0 2 0 , 5 2 0       | 4 , 9 7 9 , 4 8 0     |
| 2 | 擴 張 工 事 費       | 3 8 0 , 7 9 3 , 6 5 1     | 2 , 6 6 5 , 2 0 0   | 4 , 7 3 8 1 , 2 7 4     | 3 3 3 , 4 1 2 , 3 7 7 |
| 3 | 改 良 工 事 費       | 1 1 5 , 0 0 0 , 0 0 0     | 2 , 4 7 1 , 4 6 8   | 3 , 2 0 4 , 6 , 4 3 6   | 8 2 , 9 5 3 , 5 6 4   |
| 4 | 環 境 改 善 事 業 費   | 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0       | 0                   | 0                       | 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0   |
| 5 | 營 業 設 備 費       | 1 5 , 9 7 4 , 0 0 0       | 6 7 4 , 6 5 0       | 3 , 2 3 1 , 8 8 2       | 1 2 , 7 4 2 , 1 1 8   |
| 6 | 麟 山 台 水 道 施 設 費 | 8 , 6 8 0 , 5 8 5         | 0                   | 0                       | 8 , 6 8 0 , 5 8 5     |
|   |                 |                           |                     |                         |                       |
| 2 | 企 業 債 債 還 金     | 3 7 , 3 2 3 , 0 0 0       | 4 , 9 0 5 , 5 7 2   | 5 , 7 4 0 , 3 6 6       | 3 1 , 5 8 2 , 6 3 4   |
| 1 | 企 業 債 債 還 金     | 3 7 , 3 2 3 , 0 0 0       | 4 , 9 0 5 , 5 7 2   | 5 , 7 4 0 , 3 6 6       | 3 1 , 5 8 2 , 6 3 4   |
|   |                 |                           |                     |                         |                       |
| 支 | 出 合 計           | 1 , 1 7 0 , 3 6 1 , 2 3 6 | 6 8 , 1 6 7 , 3 7 2 | 2 6 8 , 6 1 , 3 , 3 1 2 | 9 0 1 , 7 4 7 , 9 2 4 |

和泉市水道事業損益計算書（8月分）

(昭和47年8月1日から昭和47年8月31日まで)

1. 営業収益

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 給水収益       | 45,806.915円             |
| (2) 受託工事収益     | 351,000円                |
| (3) その他 の 営業収益 | 13,437.375円 59,595,290円 |

2. 営業費用

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 原水及浄水費     | 13,140,593円             |
| (2) 配水及給水費     | 5,592,582円              |
| (3) 受託工事費      | 13,589,500円             |
| (4) 業務費        | 2,595,509円              |
| (5) 総係費        | 1,676,056円              |
| (6) その他 の 営業費用 | 10,211,560円 46,805,800円 |

営業利益 12,789,490円

3. 営業外収益

|          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) 受取利息 | 339,061円          |
| (2) 雜収益  | 397,727円 736,788円 |

当月分総利用 13,526,278円

4. 営業外費用

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (1) 支払利息及企業債取扱諸費 | 10,123,599円 10,123,599円 |
|------------------|-------------------------|

当月分純利益 3,402,679円

## 資金予算表

昭和47年9月10日

| 月 次       |                       | 8月執行済額      | 9月予定額   | 10月予定額 | 11月予定額 |
|-----------|-----------------------|-------------|---------|--------|--------|
| 科 目       |                       | 千円          | 千円      | 千円     | 千円     |
| 前 月 繰 越 金 |                       | 63,274.970  | 120,266 | 19,820 |        |
| 收         | 營 原 収 益               | 5,953,343.6 | 44,000  | 42,000 |        |
|           | 營 業 外 収 益             | 736,788     | 200     | 200    |        |
|           | 前 年 度 未 収 金           | 1,498,530   | 2,287   | 1,524  |        |
|           | 企 業 債                 | 0           | 0       | 0      |        |
|           | 工 事 負 担 金             | 48,767,000  | 16,000  | 40,000 |        |
|           | 一 時 借 入 金             | 4,700,000   | 0       | 0      |        |
|           | 預 り 金                 | 1,020,000   | 500     | 500    |        |
|           | 前 年 度 繰 越 金           | 0           | 0       | 0      |        |
|           | 前 受 金                 | 2,966,000   | 500     | 500    |        |
| 支         | 計                     | 161,521.754 | 63,487  | 84,724 |        |
|           | 營 業 費 用               | 34,822,288  | 46,000  |        |        |
|           | 營 業 外 費 用             | 10,123,599  | 31,155  |        |        |
|           | 前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金 | 27,723,000  | 0       |        |        |
|           | 建 設 改 良 費             | 5,842,751   | 42,988  |        |        |
|           | 貯 藏 品                 | 15,945,880  | 29,100  |        |        |
|           | 企 業 債 償 還 金           | 4,905,572   | 13,690  |        |        |
|           | 一 時 借 入 金 返 還         | 0           | 0       |        |        |
|           | 預 り 金 返 還             | 1,142,000   | 500     |        |        |
| 出         | 前 受 金                 | 4,025,850   | 500     |        |        |
|           | 計                     | 104,530,940 | 163,933 |        |        |
| 收 支 差 引 額 |                       | 120,225,784 | 19,820  |        |        |



監査報告第27号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年7月分和泉市立病院企業出納員  
扱の出  
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年9月22日

監査員委 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年9月22日

2. 検査の対象 昭和47年7月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、7月末日における收支の状況は別表のとおりである。

## 和泉市立病院事業試算表

昭和47年7月31日現在

| 借<br>方      | 期<br>計       |              |                   | 勘<br>定<br>科<br>目      |              |        | 貸<br>方       |             |  |
|-------------|--------------|--------------|-------------------|-----------------------|--------------|--------|--------------|-------------|--|
|             | 残<br>高       | 累<br>計       | 当<br>月            | 當<br>月                | 累<br>計       | 部<br>分 | 残<br>高       |             |  |
|             |              |              |                   | 資<br>産                | 資<br>産       | の<br>部 |              |             |  |
|             |              |              |                   | 土<br>建                | 土<br>地       | 地      |              |             |  |
| 6,500,000   | 6,500,000    | 6,500,000    |                   | 構<br>築<br>物           |              |        |              |             |  |
|             |              |              |                   | 車<br>輛                |              |        |              |             |  |
| 726,420     | 726,420      |              |                   | 器<br>械<br>及<br>備<br>品 |              |        |              |             |  |
|             |              |              |                   | 有<br>価<br>証<br>券      |              |        |              |             |  |
| 1,000,000   | 1,000,000    |              |                   | 定<br>期<br>預<br>金      |              |        |              |             |  |
| 1,260,525.9 | 3,136,708.43 | 3,322,448.3  |                   | 普<br>通<br>預<br>金      | 1,095,804.47 |        | 3,010,655.84 |             |  |
| 4,884,851.5 | 9,228,939.2  | 2,389,106.1  |                   | 未<br>收<br>金           | 2,380,398.2  |        | 4,344,087.7  |             |  |
| 3,466.8     | 4,785,970.8  | 1,111,753.27 |                   | 貯<br>蔵<br>品           | 1,111,719.2  |        | 4,782,504.0  |             |  |
| 1,132,000   | 1,813,080    |              |                   | 前<br>払<br>金           |              |        | 681,080      |             |  |
|             |              |              |                   |                       |              |        |              |             |  |
|             |              |              |                   | 負<br>債<br>の<br>部      |              |        |              |             |  |
| 5,000,000   | 16,000,000   | 65,000,000   |                   | 一<br>時<br>借<br>入<br>金 |              |        | 15,500,000   | 3,649,091.1 |  |
|             | 17,238,314.6 | 10,848,745   |                   | 未<br>払<br>金           | 11,175,327   |        | 5,372,405.6  | 2,735,394.2 |  |
|             | 2,842,984.5  | 7,812,504    |                   | 仮<br>受<br>金           | 7,816,515    |        | 5,578,378.7  | 1,293,753   |  |
|             | 9,244,196    | 4,229,138    |                   | 預<br>り<br>金           | 2,394,967    |        | 10,537,949   | 660,000     |  |
|             | 720,000      | 1,700,000    |                   | 予<br>納<br>金           | 275,000      |        | 1,380,000    |             |  |
| 808,034     | 3,080,034    |              |                   | 固<br>定<br>資<br>本      |              |        |              |             |  |
| 1,052,067.8 | 10,520,678   | 10,520,678   | (46年度)未<br>払<br>金 |                       |              |        |              |             |  |



昭和47年7月31日

## 7月分予算執行報告書

和泉市立病院

| 款項目      | 予算額         | 執行額          |               | 予算残額          |
|----------|-------------|--------------|---------------|---------------|
|          |             | 7月           | 累計            |               |
| 病院事業収益   | 393,732,000 | 3,086,4684   | 14,840,0903   | 24,533,1097   |
| 医療収益     | 357,762,000 | 3,059,1660   | 11,567,1936   | 24,219,0064   |
| 入院収益     | 181,113,000 | 1,579,0781   | 6,262,3826    | 11,858,9174   |
| 外来収益     | 164,450,000 | 1,367,8993   | 4,908,1,734   | 11,536,8266   |
| その他医業収益  | 12,199,000  | 1,121,886    | 3,966,376     | 8,232,624     |
| 医業外収益    | 35,970,000  | 2,73,024     | 3,282,8,967   | 3,14,1,033    |
| 受取利息配当金  | 854,000     |              | 1,4,000       | 7,0000        |
| 患者外給食収益  | 2,767,000   | 2,29,500     | 6,64,085      | 2,102,915     |
| その他医業外収益 | 456,000     | 4,352,4      | 1,27,882      | 32,8,118      |
| 他会計補助金   | 3,189,3,000 |              | 3,189,3,000   | 0             |
|          |             |              |               |               |
| 病院事業費用   | 437,393,000 | 3,2,42,2,940 | 14,4,44,7,697 | 29,2,945,303  |
| 医業費用     | 403,657,000 | 2,9,82,9,201 | 13,6,57,7,644 | 26,7,07,9,356 |
| 給与費      | 221,249,000 | 14,54,9,350  | 7,4,55,9,056  | 14,6,68,9,944 |
| 材料費      | 123,427,000 | 11,810,534   | 4,7,901,981   | 7,5,52,5,019  |

|                                                |                 |               |                 |                 |
|------------------------------------------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 經<br>費                                         | 4 4 9 0 9 0 0 0 | 3 3 8 6 1 4 2 | 1 3 4 5 8 0 7 7 | 3 1 4 5 0 9 2 3 |
| 減<br>值<br>耗<br>費                               | 1 2 7 2 1 0 0 0 |               | 0               | 1 2 7 2 1 0 0 0 |
| 資<br>產<br>耗<br>費                               | 1 0 0 0         |               | 0               | 1 0 0 0         |
| 研<br>究<br>修<br>費                               | 1 3 5 0 0 0 0   | 8 3 1 7 5     | 6 5 8 5 3 0     | 6 9 1 4 7 0     |
| 医<br>業<br>外<br>費<br>用                          | 3 3 4 3 6 0 0 0 | 2 5 9 3 7 3 9 | 7 8 7 0 0 5 3   | 2 5 5 6 5 9 4 7 |
| 支<br>付<br>利<br>息<br>及<br>企<br>業<br>貸<br>賃<br>費 | 2 9 1 1 3 0 0 0 | 2 2 3 6 0 5 1 | 6 4 4 4 6 7 4   | 2 2 6 6 8 3 2 6 |
| 患<br>者<br>外<br>給<br>食<br>材<br>料<br>費           | 4 3 2 3 0 0 0   | 3 5 7 6 8 8   | 1 4 2 5 3 7 9   | 2 8 9 7 6 2 1   |
| 予<br>備<br>費                                    | 3 0 0 0 0 0     |               | 0               | 3 0 0 0 0 0     |
| 資<br>本<br>的<br>收<br>入                          |                 |               |                 |                 |
| 他<br>會<br>計<br>出<br>資<br>金                     | 1 8 1 0 7 0 0 0 |               | 1 8 1 0 7 0 0 0 | 0               |
| 資<br>本<br>的<br>支<br>出                          | 2 5 8 2 3 0 0 0 | 7 6 8 3 2 3 8 | 8 7 1 7 6 9 2   | 1 7 1 1 0 3 0 8 |
| 建<br>設<br>改<br>良<br>費                          | 2 1 5 0 0 0 0 0 | 6 5 0 0 0 0 0 | 7 2 2 6 4 2 0   | 1 4 2 7 3 5 8 0 |
| 建<br>設<br>費                                    | 1 4 5 0 0 0 0 0 | 6 5 0 0 0 0 0 | 6 5 0 0 0 0 0   | 8 0 0 0 0 0 0   |
| 器<br>械<br>備<br>品<br>購<br>入<br>費                | 7 0 0 0 0 0 0 0 |               | 7 2 6 4 2 0     | 6 2 7 3 5 8 0   |
| 企<br>業<br>債<br>償<br>還<br>金                     | 3 7 1 1 0 0 0   | 1 1 8 3 2 3 8 | 1 1 8 3 2 3 8   | 2 5 2 7 7 6 2   |
| 看<br>護<br>婦<br>宿<br>舍<br>割<br>賦<br>金           | 6 1 7 0 0 0     |               | 3 0 8 0 3 4     | 3 0 8 9 6 6     |

昭和47年7月31日

## 病院事業会計月次損益計算書

和泉市立病院

| 借 方               |             |              | 貸 方             |            |             |
|-------------------|-------------|--------------|-----------------|------------|-------------|
| 科 目               | 当 月         | 累 計          | 科 目             | 当 月        | 累 計         |
| 1. 医 療 費 用        | 2,982,920.1 | 13,657,764.4 | 1. 医 療 収 益      | 30,591,660 | 115,571,936 |
| イ、給 餉             | 14,549,350  | 74,559,056   | イ、入 院 収 益       | 15,790,781 | 62,593,826  |
| ロ、材 料             | 11,810,534  | 47,901,981   | ロ、外 来 収 益       | 13,678,993 | 49,081,734  |
| ハ、経 費             | 3,386,142   | 13,458,077   | ハ、そ の 他 医 業 収 益 | 1,121,886  | 3,966,376   |
| 二、減 価 損 費         |             |              |                 |            |             |
| 水、資 産 減 耗 費       |             |              |                 |            |             |
| ヘ、研 究 修 研 費       | 83,175      | 658,530      |                 |            |             |
|                   |             |              |                 |            |             |
|                   |             |              |                 |            |             |
| 3. 医 療 外 費 用      | 2,593,739   | 7,870,053    | 2. 医 療 外 収 益    | 27,302,4   | 32,828,967  |
| イ、支 払 利 息 及 諸 費   | 2,236,051   | 6,444,674    | イ、受 取 利 息 配 当 金 |            | 14,400      |
| ロ、懸 告 外 給 食 材 料 費 | 357,688     | 1,425,379    | ロ、他 会 計 补 助 金   |            | 31,893,000  |
| ハ、維 損 費           |             |              | ハ、補 助 金         |            |             |
|                   |             |              | 二、患 者 外 給 食 収 益 | 22,950,0   | 66,408,5    |

|        |            |              |            |            |             |
|--------|------------|--------------|------------|------------|-------------|
|        |            |              | ホ、その他医業外収益 | 4,3,524    | 127,882     |
|        |            |              | ヘ、固定資産売却益  |            |             |
|        |            |              |            |            |             |
|        |            |              |            |            |             |
| 前月迄の利益 |            |              | 前月迄の損失     |            |             |
| 当月分の利益 |            |              | 前月分の損失     | 1,55,8256  |             |
| 当月迄の利益 | 3,95,3206  | 前月迄の損失       |            |            |             |
|        |            |              |            |            |             |
|        |            |              |            |            |             |
| 合計     | 32,422,940 | 14,840,0,903 | 合計         | 32,422,940 | 148,400,903 |

上記収益中、建保未収金

23,891,061円

上記費用中、未払金

11,117,5327円

## 病院事業会計資金予算表

昭和47年7月末

| 区分  | 科 目             | 7月末迄の執行済額    | 8月予定         | 9月予定        |
|-----|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 收   | 事 業 収 益         | 30,554,516 円 | 30,620,000 円 | 円           |
|     | 固定資産売却代金        |              |              |             |
|     | 企 業 債           |              |              |             |
|     | 過 年 度 未 収 金     |              |              |             |
|     | 一 時 借 入 金       |              | 50,000,000   |             |
|     | 預 り 金           | 2,394,967    | 2,504,000    | 2,350,000   |
|     | 他 会 計 繰 入 金     |              |              |             |
|     | 前 払 金 戻 入       |              | 22,000       |             |
|     | 時 間 外 収 益       |              |              |             |
| 入   | 予 納 金           | 275,000      | 315,000      | 350,000     |
|     | 仮 受 金           |              | 12,000       |             |
|     | 合 计             | 3,822,4483   | 8,347,3000   |             |
|     |                 |              |              |             |
| 支   | 事 業 費 用         | 21,596,628   | 24,577,000   | 20,000,000  |
|     | 建 設 改 良 費       | 6,620,000    | 182,000      |             |
|     | 企 業 債 償 還 金     | 1,183,238    | 642,490      | 309,000     |
|     | 貯 藏 品 購 入 費     | 10,210,765   | 14,278,000   | 12,298,000  |
|     | 過 年 度 未 払 金     | 10,520,678   | 18,158,000   | 7,211,000   |
|     | 一 時 借 入 金 返 済 金 | 55,000,000   |              |             |
|     | 預 り 金 還 付       | 422,9138     | 2,618,000    | 2,350,000   |
|     | 前 払 金           |              |              |             |
|     | 期 間 外 費 用       |              |              |             |
| 出   | 予 納 金 還 付       | 170,000      | 360,000      | 300,000     |
|     | 仮 受 金 還 付       |              |              |             |
|     | 合 计             | 109,530,447  | 60,765,490   | 42,468,000  |
|     |                 |              |              |             |
| 差 引 | 收 支 差 引         | △76,305,964  | 22,707,510   | △ 9,768,000 |
|     | 前年度及び前月より繰越     | 89,911,223   | 13,605,259   | 36,312,769  |
|     | 翌年度又は翌月へ繰越      | -13,605,259  | 36,312,769   | 26,544,769  |

監査報告第38号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年9月分収入役扱の出納について

検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年10月30日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年10月28日

2. 検査の対象 昭和47年9月分の出納状況

3. 検査の結果

9月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合し

たところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9月末日における收支の状況は別表のとおりである。

## 収支計

| 区分        |          | 収入            |                           |               | 支             |                         |
|-----------|----------|---------------|---------------------------|---------------|---------------|-------------------------|
|           |          | 前月末累計         | 本月分                       | 計             | 前月末累計         | 本月分                     |
| 一般会計      |          | 1,969,283,925 | △1,692,657<br>398,512,674 | 2,361,103,942 | 2,269,745,672 | △594,986<br>391,596,112 |
| 才入才出外現金   |          | 63,525,257    | 9,983,683                 | 73,458,940    | 52,926,505    | 10,422,658              |
| 特別才入才出外現金 |          | 565,124,827   | 126,405,223               | 691,530,050   | 548,932,863   | 111,629,426             |
| 府税        |          | 107,638,931   | 24,770,055                | 132,408,986   | 85,931,387    | 21,698,595              |
| 特別会計      | 国民健康保険   | 292,912,109   | △128,152<br>23,163,356    | 315,947,313   | 191,169,408   | △14,095<br>58,869,718   |
|           | 土地区画整理事業 | 0             | 0                         | 0             | 11,540,225    | 0                       |
|           |          |               |                           |               |               |                         |
|           |          |               |                           |               |               |                         |
| 合計        |          | 2,998,485,049 | △1,820,809<br>577,784,991 | 3,574,449,281 | 3,160,246,060 | △609,081<br>594,216,509 |
| 基金        | 用品調達     | 3,586,807     | 1,046,550                 | 4,633,357     | 3,152,302     | 546,257                 |
|           | 同和更生資金貸付 | 19,137,163    | 964,501                   | 20,101,664    | 3,872,233     | 600,000                 |
|           | 財政調整     |               |                           |               |               |                         |
|           | 土地開発     | 52,812,829    | 47,924,000                | 100,736,829   | 51,577,916    | 0                       |
| 合計        |          | 75,536,799    | 49,935,051                | 125,471,850   | 58,602,451    | 1,146,257               |

## 算　　書

昭和47年9月30日現在(単位円)

| 出             | 収支差引残高       | 一時借入金       | 他会計との<br>相互流用 | 差引残高       | 摘要                         | 要 |
|---------------|--------------|-------------|---------------|------------|----------------------------|---|
| 計             |              | 一時貸付金       |               |            |                            |   |
| 2,660,746,798 | △299,642,856 | 320,000,000 | 38,459,775    | 58,816,919 | 郵政省より<br>積立金<br>70,000,000 |   |
| 63,349,163    | 10,109,777   |             |               | 10,109,777 | 国保会計<br>50,000,000         |   |
| 660,562,289   | 30,967,761   |             |               | 30,967,761 | 土区整へ<br>△11,540,225        |   |
| 107,629,982   | 24,779,004   |             |               | 24,779,004 |                            |   |
| 250,025,031   | 65,922,282   |             | △ 50,000,000  | 15,922,282 | 一般会計へ                      |   |
| 11,540,225    | △ 11,540,225 |             | 11,540,225    | 0          | 一般会計より                     |   |
|               |              |             |               |            |                            |   |
|               |              |             |               |            |                            |   |
| 3,753,853,488 | △179,404,257 | 320,000,000 |               | 0          | 140,595,743                |   |
| 3,698,559     | 934,798      |             |               | 934,798    |                            |   |
| 4,472,233     | 15,629,431   |             |               | 15,629,431 |                            |   |
|               |              |             |               |            |                            |   |
| 51,577,916    | 49,158,913   |             |               | 49,158,913 |                            |   |
|               |              |             |               |            |                            |   |
| 59,748,708    | 65,723,142   |             |               | 65,723,142 |                            |   |

## 現 金 の 保

| 区 分       |                 | 現 在 高       | 内           |         |            |
|-----------|-----------------|-------------|-------------|---------|------------|
|           |                 |             | 普通預金        | 当 座     | 定期預金       |
| 一 般 会 計   |                 | 58,816,919  | 25,516,919  |         |            |
| 特 別 会 計   | 国 保 事 業         | 15,922,282  | 15,622,282  |         |            |
|           | 土 地 区 画 整 理 事 業 | 0           |             |         |            |
|           |                 |             |             |         |            |
| 基 金       | 用 品 調 達         | 934,798     | 196,452     | 738,346 |            |
|           | 同 和 更 生 資 金 貸 付 | 15,629,481  | 629,481     |         | 15,000,000 |
|           | 財 政 調 整         |             |             |         |            |
|           | 土 地 開 発         | 49,158,913  | 49,158,913  |         |            |
| 特別才入才出外現金 |                 | 54,465,042  | 30,967,761  |         |            |
| 才入才出外現金   |                 | 10,109,777  | 10,109,777  |         |            |
| 府 諒       |                 | 24,779,004  | 24,779,004  |         |            |
| 住 宅 敷 金   |                 | 450,5712    | 560,708     |         | 3,066,641  |
|           |                 |             |             |         |            |
|           |                 |             |             |         |            |
| 合 計       |                 | 234,321,878 | 157,541,247 | 738,346 | 18,066,641 |

## 管 方 法

昭和47年9月30日現在(単位円)

| 訳          |            |                |                      | 備 考                           |
|------------|------------|----------------|----------------------|-------------------------------|
| 農 直        | 郵 便 局      | 追加 信託<br>通知 預金 | 電話自動払<br>釣 錢         |                               |
|            | 11,500,000 | 20,000,000     | 800,000<br>1,000,000 |                               |
|            |            |                | 300,000              |                               |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
| 17,926,921 | 5570360    |                |                      | 大阪公37 5,569,818<br>24,223 542 |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
|            |            | 878,363        |                      |                               |
|            |            |                |                      |                               |
| 17,926,921 | 17070360   | 20,878,363     | 2,100,000            |                               |

## 歳 人

| 科 目                                  | 予 算 額         | 收 入           |                           |
|--------------------------------------|---------------|---------------|---------------------------|
|                                      |               | 前 月 末 累 計     | 本 月 分                     |
| 市 稅                                  | 1,403.940,000 | 692,269,154   | △844,286<br>850,784,93    |
| 國 有 提 供 施 設 等<br>所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 8,811,000     | 0             | 0                         |
| 地 方 交 付 稅                            | 1,096,138,000 | 510,400,000   | 261,460,000               |
| 分 担 金 及 負 担 金                        | 37,488,000    | 10,759,875    | △ 4,900<br>3,565,650      |
| 使 用 料 及 手 数 料                        | 51,082,000    | 15,293,246    | △ 6,780<br>4,456,590      |
| 國 庫 支 出 金                            | 1,204,733,000 | 126,799,000   | 22,072,000                |
| 府 支 出 金                              | 1,221,884,000 | 44,771,533    | 1,220,000                 |
| 財 產 収 入                              | 235,569,000   | 142,541,445   | 4,805                     |
| 寄 附 金                                | 132,431,000   | 28,247,171    | 850,000                   |
| 繰 入 金                                | 600,000       |               |                           |
| 繰 越 金                                | 222,122,000   | 222,262,946   |                           |
| 諸 収 入                                | 328,289,000   | 47,867,555    | △836,741<br>9,656,136     |
| 市 債                                  | 1,306,353,000 | 109,000,000   | 0                         |
| 自動車取得税交付金                            | 51,000,000    | 19,072,000    |                           |
| 交通安全対策特別交付金                          | 9,087,000     |               |                           |
| 地 方 譲 与 稅                            | 22,000,000    |               | 5,149,000                 |
| 合 計                                  | 733,152,7000  | 1,969,283,925 | △1,692,657<br>393,512,674 |

## 調書

昭和47年9月30日現在

| 済額            | 収入済額の予算額に対する差 |               | 予算に対する収入割合 |
|---------------|---------------|---------------|------------|
| 計             | 過             | 不足            |            |
| 776,503,361   |               | 627,436,639   | 55.30      |
| 0             |               | 8,811,000     |            |
| 771,860,000   |               | 324,278,000   | 70.41      |
| 143,206,25    |               | 23,167,875    | 38.20      |
| 19,743,106    |               | 31,338,894    | 38.64      |
| 148,871,000   |               | 1,055,862,000 | 12.35      |
| 45,991,533    |               | 1,175,892,467 | 3.76       |
| 142,582,410   |               | 92,986,590    | 60.52      |
| 29,097,171    |               | 10,833,882,9  | 21.97      |
|               |               | 600,000       |            |
| 222,262,946   | 140,946       |               | 100.06     |
| 56,650,790    |               | 271,638,210   | 17.25      |
| 109,000,000   |               | 1,197,353,000 | 8.34       |
| 19,072,000    |               | 31,928,000    | 37.39      |
|               |               | 9,087,000     |            |
| 514,9000      |               | 16,851,000    | 23.40      |
| 2,361,103,942 |               | 4,970,423,058 | 32.20      |

## 歳 出

| 科 目         | 予 算 領         | 支 出 濟         |                          |
|-------------|---------------|---------------|--------------------------|
|             |               | 前月末累計         | 本 月 分                    |
| 議 会 費       | 68,516,000    | 28,485,056    | 4,810,879                |
| 総 務 費       | 906,825,000   | 474,159,915   | △ 204,490<br>4,226,978   |
| 民 生 費       | 1,460,134,000 | 385,877,668   | △ 229,291<br>7,885,692   |
| 衛 生 費       | 506,201,000   | 245,952,821   | 282,28,962               |
| 労 働 費       | 483,370,000   | 14,833,965    | △ 83,466<br>2,876,777    |
| 農 林 水 産 業 費 | 96,011,000    | 11,613,811    | 1,775,623                |
| 商 工 費       | 84,523,000    | 48,662,553    | 3,233,285                |
| 土 木 費       | 2,197,095,000 | 363,274,867   | △ 17,431<br>3,371,6,754  |
| 消 防 費       | 316,218,000   | 69,654,469    | △ 52,408<br>8,161,007    |
| 教 育 費       | 1,237,278,000 | 561,779,232   | △ 7,900<br>121,149,640   |
| 公 債 費       | 414,069,000   | 65,451,315    | 71,442,706               |
| 諸 支 出 金     |               |               |                          |
| 予 備 費       | 5,000,000     | 0             | 0                        |
| 災 害 復 旧 費   | 1,320,000     |               | 45,000                   |
| 合 计         | 7,331,527,000 | 2,269,745,672 | △ 594,986<br>391,596,112 |

調  
書

昭和47年9月30日現在

| 額             | 予算残額          | 予算に対する支出割合 |
|---------------|---------------|------------|
| 計             |               |            |
| 33,295,935    | 30,220,065    | 52.42      |
| 51,622,5212   | 39,059,9788   | 56.92      |
| 45,953,4069   | 1,000,599,931 | 31.47      |
| 274,181,783   | 232,019,217   | 54.16      |
| 17,627,276    | 25,709,724    | 40.67      |
| 13,389,434    | 8,262,1566    | 13.94      |
| 51,895,838    | 32,627,162    | 61.39      |
| 39,6974,190   | 1,800,120,810 | 18.06      |
| 77,763,068    | 238,454,932   | 24.59      |
| 68,292,0972   | 55,435,7028   | 55.19      |
| 136,894,021   | 277,174,979   | 33.06      |
| 0             | 5,000,000     |            |
| 45,000        | 1,275,000     | 3.40       |
| 2,660,746,798 | 4,670,780,202 | 36.29      |



監査報告第29号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年10月30日

監査委員 堀田徳治

記

1. 検査実施日 昭和47年10月28日

2. 検査の対象 昭和47年9月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係

諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9月末日における収支の状況は別表のとおりである。

9月分予算執行報告書 甲  
(収入)

昭和47年9月30日現在

| 款項目        | 予算額         | 執行額        |            |               | 予算残額        |
|------------|-------------|------------|------------|---------------|-------------|
|            |             | 9月         | 累計         | 計             |             |
| ① 水道事業収益   | 632,724,000 | 65,512,712 | 31,998,709 | 3 1 2,736,907 |             |
| 1 営業収益     | 605,780,000 | 64,931,742 | 31,801,445 | 0             | 287,765,550 |
| 1 給水収益     | 466,780,000 | 43,996,067 | 24,039,164 |               | 226,740,836 |
| 2 植木償金     | 5,000,000   | 0          | 0          |               | 5,000,000   |
| 3 受託工事収益   | 33,000,000  | 7,215,480  | 34,600,210 | △             | 1,600,210   |
| ■ その他の営業収益 | 101,000,000 | 13,720,195 | 43,375,076 |               | 57,624,924  |
|            |             |            |            |               |             |
|            |             |            |            |               |             |
| 2 営業外収益    | 26,944,000  | 58,0970    | 1,972,643  |               | 24,971,357  |
| 1 受取利息     | 1,000,000   | 536,910    | 1,105,679  | △             | 105,679     |
| 2 雑収益      | 25,944,000  | 44,060     | 86,6964    |               | 25,077,036  |
|            |             |            |            |               |             |
|            |             |            |            |               |             |

|            |                     |               |                   |                   |
|------------|---------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| ① 資本的収入    | 5 8 3 0 5 6,0 0 0   | 1,1 7 3,0 0 0 | 1 1 7 8 0 8,7 0 0 | 4 6 5,2 4 7 3 0 0 |
| 1 企業債      | 3 7 2 0 0 0,0 0 0   | 0             | 0                 | 3 7 2,0 0 0,0 0 0 |
| 1 企業債      | 3 7 2 0 0 0,0 0 0   | 0             | 0                 | 3 7 2,0 0 0,0 0 0 |
|            |                     |               |                   |                   |
|            |                     |               |                   |                   |
| 2 工事負担金    | 1 7 0 0 0 0,0 0 0   | 1,1 7 3,0 0 0 | 1 1 7 8 0 8,7 0 0 | 5 2,1 9 1,3 0 0   |
| 1 工事負担金    | 1 7 0 0 0 0,0 0 0   | 1,1 7 3,0 0 0 | 1 1 7 8 0 8,7 0 0 | 5 2,1 9 1,3 0 0   |
|            |                     |               |                   |                   |
|            |                     |               |                   |                   |
| 3 补助金      | 3 0 0 0 0,0 0 0     | 0             | 0                 | 3 0,0 0 0,0 0 0   |
| 1 工事負担金    | 3 0 0 0 0,0 0 0     | 0             | 0                 | 3 0,0 0 0,0 0 0   |
|            |                     |               |                   |                   |
|            |                     |               |                   |                   |
| 4 固定資産売却代金 | 1 1,0 5 6,0 0 0     | 0             | 0                 | 1 1,0 5 6,0 0 0   |
| 1 固定資産売却代金 | 1 1,0 5 6,0 0 0     | 0             | 0                 | 1 1,0 5 6,0 0 0   |
|            |                     |               |                   |                   |
|            |                     |               |                   |                   |
| 収入合計       | 1,2 1 5,7 8 0,0 0 0 | 6,6,8 5,7 1 2 | 4 3 7,7 9 5,7 9 3 | 7 7 7,9 8 4,2 0 7 |

和泉市水道事業損益計算書（9月分）

(昭和47年9月1日から昭和47年9月30日まで)

1. 営業収益

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 給 益      | 43,996,067円             |
| (2) 益        | 7,215,480円              |
| (3) その他の営業収益 | 13,720,195円 64,931,742円 |

2. 営業費用

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 原水及浄水費   | 13,688,395円             |
| (2) 配水及給水費   | 3,495,267円              |
| (3) 受託工事費    | 25,400円                 |
| (4) 業務費      | 2,534,621円              |
| (5) 総係費      | 1,713,161円              |
| (6) その他の営業費用 | 12,172,235円 33,857,679円 |

営業利益 31,074,063円

3. 営業外収益

|          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 受取利息 | 53,6910円         |
| (2) 雜収益  | 44,060円 580,970円 |

当月分総利益 31,655,033円

4. 営業外費用

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 支払利息及<br>企業債取扱諸費 | 31,156,757円 31,156,757円 |
|----------------------|-------------------------|

当月分純利益 498,276円

## 資金予算表

昭和47年10月10日

| 月次<br>科 目 |                       | 9月執行済額      | 10月予定額  | 11月予定額 | 12月予定額 |
|-----------|-----------------------|-------------|---------|--------|--------|
| 前 月 繰 越 金 | 120,265,784           | 84,552      | 19,990  | 14,440 | 14,440 |
| 收         | 營 業 収 益               | 59,997,823  | 44,000  | 43,000 | 44,000 |
|           | 營 業 外 収 益             | 580,970     | 200     | 200    | 200    |
|           | 前 年 度 未 収 金           | 537,220     | 2,142   | 1,092  | 500    |
|           | 企 業 債                 | 0           | 0       | 0      | 0      |
|           | 工 事 負 担 金             | 117,300,000 | 40,000  | 18,000 | 45,000 |
|           | 一 時 借 入 金             | 0           | 0       | 0      | 0      |
|           | 預 り 金                 | 96,000      | 500     | 500    | 500    |
|           | 前 年 度 繰 越 金           | 0           | 0       | 0      | 0      |
|           | 前 受 金                 | 1,088,000   | 500     | 500    | 500    |
| 計         |                       | 63,473,013  | 87,342  | 63,292 | 90,700 |
| 支         | 營 業 費 用               | 20,380,009  | 46,000  | 44,000 | 46,000 |
|           | 營 業 外 費 用             | 31,156,757  | 243     | 0      | 0      |
|           | 前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金 | 0           | 0       | 0      | 0      |
|           | 建 設 改 良 費             | 24,240,143  | 6,944   | 15,840 | 27,860 |
|           | 貯 藏 品                 | 8,518,850   | 35,218  | 8,002  | 13,930 |
|           | 企 業 債 償 還 金           | 13,696,108  | 0       | 0      | 0      |
|           | 一 時 借 入 金 返 還         | 0           | 0       | 0      | 0      |
|           | 預 り 金 返 還             | 575,000     | 500     | 500    | 500    |
|           | 前 受 金                 | 620,150     | 500     | 500    | 500    |
| 計         |                       | 99,187,012  | 151,904 | 68,842 | 88,790 |
| 收 支 差 引 額 |                       | 84,551,785  | 19,990  | 14,440 | 16,850 |

## 和泉市立病院事業試算表

昭和 47 年 8 月 31 日現在

| 残高         | 借方          |           | 貸方    |            | 合計         | 当月 | 累計          | 合計 | 当月 | 累計 | 高 |
|------------|-------------|-----------|-------|------------|------------|----|-------------|----|----|----|---|
|            | 累計          | 当月        | 資産の部  | 負債の部       |            |    |             |    |    |    |   |
| 6,500,000  | 6,500,000   |           | 土地    |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 8,584,20   | 858,420     | 1,320,00  | 建物    |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 8,531,234  | 397,143,630 | 8,347,278 | 機械    |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 4,947,1272 | 116,179,351 | 2,388,995 | 車輛    |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 4,1881     | 5,920,403   | 1,134,432 | 器械及備品 |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 1,247,168  | 1,950,246   | 1,871,66  | 有価証券  |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 1,000,000  | 1,000,000   |           | 普通預金  |            | 60,765,812 |    | 361,831,396 |    |    |    |   |
|            |             |           | 未収金   |            | 23,267,202 |    | 66,708,079  |    |    |    |   |
|            |             |           | 貯蔵品   |            | 11,337,115 |    | 59,162,155  |    |    |    |   |
|            |             |           | 前払金   |            | 2,200      |    | 703,080     |    |    |    |   |
|            |             |           | 定期預金  |            |            |    |             |    |    |    |   |
|            |             |           | 負債の部  |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 1,600,000  |             | 一時借入金     |       | 50,000,000 | 20,500,000 |    | 45,000,000  |    |    |    |   |
| 3,151,0636 | 1,427,749   | 未払金       |       | 11,344,328 | 65,068,384 |    | 33,557,748  |    |    |    |   |
| 2,842,9845 |             | 仮受金       |       | 1,2250     | 55,796,037 |    | 273,661,92  |    |    |    |   |
| 11,861,393 | 2,617,197   | 預り金       |       | 2,504,391  | 13,042,340 |    | 11,809,47   |    |    |    |   |
| 1,080,000  | 3,600,000   | 予納金       |       | 315,000    | 1,695,000  |    | 615,000     |    |    |    |   |
| 2,867,8582 | 1,815,7904  | (46年度)未払金 |       |            |            |    |             |    |    |    |   |
| 3,080,34   | 3,080,34    | 固定負債      |       |            |            |    |             |    |    |    |   |

| 資本の部        |              | 自己資本金       |             | 18107000   |             | 18107000     |             |
|-------------|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|
| 1,825,728   | 1,825,728    | 642,490     | 借入資金        |            |             |              |             |
|             |              |             | 繰越欠損金       |            |             |              |             |
|             |              |             |             |            |             |              |             |
| 収益の部        |              | 益           |             | 15,825,164 |             | 78,348,990   |             |
|             |              | 入院収益        | 外來収益        | 13,872,211 | 6,295,394.5 | 6,295,394.5  |             |
|             |              |             | その他医業収益     | 11,317,43  | 5,098,119   | 5,098,119    |             |
|             |              |             | 受取利息配当金     | 2,824,88   | 42,648.8    | 42,648.8     |             |
|             |              |             | 他会計補助金      |            | 3,189,300   | 3,189,300    |             |
|             |              |             | 患者外給食収益     | 22,6,710   | 89,0,795    | 89,0,795     |             |
|             |              |             | その他医業外収益    | 4,6,947    | 17,4,829    | 17,4,829     |             |
|             |              |             |             |            |             |              |             |
| 費用の部        |              | 費           |             | 資          |             | 資            |             |
| 89101657    | 89101657     | 14,542,601  | 給与料         | 12,874,141 | 12,874,141  | 12,874,141   |             |
| 60,776,122  | 60,776,122   |             | 経常費         | 5,669,532  | 5,669,532   | 5,669,532    |             |
| 1,912,760,9 | 1,912,760,9  |             | 減価償却費       |            |             |              |             |
|             |              |             | 資産減耗費       |            |             |              |             |
| 6,798,20    | 6,798,20     | 2,12,90     | 研究修費        |            |             |              |             |
| 8,892,215   | 8,892,215    | 2,447,541   | 支払利息及企業債取扱費 |            |             |              |             |
| 1,792,313   | 1,792,313    | 3,669,84    | 患者外給食材料費    |            |             |              |             |
|             |              |             |             |            |             |              |             |
| 30,661,3053 | 102,689,9637 | 19,095,3361 | 合計          |            | 19,095,3361 | 102,689,9637 | 30,661,3053 |

## 病院事業会計月次損益計算書

昭和47年8月31日

和泉市立病院

| 借 方                               |             |              | 貸 方       |             |              | 累 計 方 |     |     |
|-----------------------------------|-------------|--------------|-----------|-------------|--------------|-------|-----|-----|
| 科 目                               | 当 月         | 累 計          | 科 目       | 当 月         | 累 計          | 科 目   | 当 月 | 累 計 |
| 1 医業費用                            | 3,810,756.4 | 16,968,520.8 | 1. 医業収益   | 3,082,911.8 | 14,640,1,054 |       |     |     |
| イ、給与費                             | 1,454,2,601 | 8,910,1,657  | イ、入院収益    | 1,582,516.4 | 7,834,8,990  |       |     |     |
| ロ、材料費                             | 12,874,141  | 60,776,122   | ロ、外来収益    | 1,387,2,211 | 6,295,3,945  |       |     |     |
| ハ、経費                              | 5,669,532   | 19,127,609   | ハ、その他医業収益 | 1,131,743   | 5,098,119    |       |     |     |
| 二、診療費却費                           |             |              |           |             |              |       |     |     |
| ホ、資産減耗費                           |             |              |           |             |              |       |     |     |
| ヘ、研究修繕費                           | 21,290      | 67,9,820     |           |             |              |       |     |     |
|                                   |             |              |           |             |              |       |     |     |
|                                   |             |              |           |             |              |       |     |     |
|                                   |             |              |           |             |              |       |     |     |
| 2 医業外費用                           | 2,814,475   | 10,684,528   | 2. 医業外収益  | 55,614.5    | 33,851,12    |       |     |     |
| イ、支払利息及諸<br>ロ、企業債取扱<br>ロ、患者外給食材料費 | 2,447,541   | 8,892,215    | イ、受取利息記当金 | 2,82,488    | 42,6,488     |       |     |     |
| ハ、雜損失                             | 36,693.4    | 1,792,313    | ロ、他会計補助金  |             | 31,893,000   |       |     |     |

|        |            |             |          |             |
|--------|------------|-------------|----------|-------------|
|        |            | 二、患者外給食収益   | 226,710  | 89,0795     |
|        |            | ホ、その他医業外収益  | 46,947   | 174,829     |
|        |            | ヘ、固定資産売却益   |          |             |
|        |            |             |          |             |
| 前月迄の利益 |            | 前月迄の損失      |          |             |
| 当月分の利益 |            | 当月分の損失      | 453,6776 |             |
| 当月迄の利益 |            | 当月迄の損失      |          | 583,570     |
|        |            |             |          |             |
| 合計     | 35,922,039 | 180,869,736 | 合計       | 35,922,039  |
|        |            |             |          | 180,869,736 |

上記収益中、健保未収金  
上記費用中、未払金

23,889,959円  
11,344,328円

○ 議長(松尾千代一君) 本報告について質疑ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ご意見ないものと認め、監査報告第22号より第30号までの報告を終わります。

○ 議長(松尾千代一君) それでは次に日程第10「専決処分の承認を求めることについて」及び日程第11「専決処分の承認を求めることについて」は関連議案でございますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 報告第10号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

### 専決第2号

#### 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算

昭和47年度和泉市的一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ25.818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ6,153.077千円とする。

2. 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入、歳出予算の金額は、「第1表、歳入、歳出予算の補正」による。

昭和47年10月9日専決

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入・歳出予算の補正

(単位千円)

## 1. 歳 入

| 款        | 項         | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 10. 府支出金 |           | 778,999   | 520    | 774,519   |
|          | 2. 府補助金   | 735,769   | 520    | 736,289   |
| 11. 財産収入 |           | 235,569   | 7,000  | 242,569   |
|          | 2. 財産売払収入 | 195,564   | 7,000  | 202,554   |
| 12. 寄附金  |           | 132,431   | 14,298 | 146,729   |
|          | 1. 寄附金    | 132,431   | 14,298 | 146,729   |
| 14. 諸収入  |           | 328,289   | 4,000  | 332,289   |
|          | 5. 雑入     | 244,733   | 4,000  | 248,733   |
| 歳 入 合 計  |           | 6,127,259 | 25,818 | 6,153,077 |

## 2. 歳 出

| 款         | 項                  | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|-----------|--------------------|-----------|--------|-----------|
| 2. 総務費    |                    | 906,825   | 1,600  | 908,425   |
|           | 1. 総務管理費           | 650,593   | 1,600  | 652,193   |
| 3. 民生費    |                    | 1,303,970 | 1,143  | 1,305,113 |
|           | 4. 災害救助費           | 1,246     | 1,143  | 2,389     |
| 9. 消防費    |                    | 204,597   | 9,473  | 214,070   |
|           | 1. 消防費             | 204,597   | 9,473  | 214,070   |
| 13. 災害復旧費 |                    | 1,320     | 13,602 | 14,922    |
|           | 1. 農林水産施設<br>災害復旧費 | 1,270     | 1,900  | 3,170     |
|           | 2. 文教施設<br>災害復旧費   | 50        | 3,272  | 3,322     |
|           | 3. 社会教育施設<br>災害復旧費 |           | 550    | 550       |
|           | 4. 福祉施設<br>災害復旧費   |           | 1,270  | 1,270     |
|           | 5. 土木施設<br>災害復旧費   |           | 4,660  | 4,660     |
|           | 6. 公営住宅<br>災害復旧費   |           | 1,785  | 1,785     |
|           | 7. 消防施設<br>災害復旧費   |           | 165    | 165       |
|           | 歳 出 合 計            | 6,127,259 | 25,818 | 6,153,077 |

| 科 目         | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         | 補正額の財源内訳 |      |         |       | 節     | 説 明          |           |             |           |
|-------------|-----------|-------|-----------|----------|------|---------|-------|-------|--------------|-----------|-------------|-----------|
|             |           |       |           | 特 定 財 源  | 一般財源 | 国 府 支出金 | 地 方 借 | そ の 他 | 区分           | 金 領       |             |           |
| ③民生費        | 1,303,970 | 1,143 | 1,305,113 |          |      |         |       | 1,143 |              |           |             |           |
| (4)災害救助費    | 1,246     | 1,143 | 2,389     |          |      |         |       | 1,143 |              |           |             |           |
| 1. 災害救助費    | 1,179     | 1,143 | 2,322     |          |      |         |       | 1,143 | 3.職員手当       | 379       | 防災職員時間外勤務手当 |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       | ○消耗品費        | 2,640.00  |             |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       | ○災害対策用電池、ロード | 2,600.00  |             |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       | ○食糧費         | 4,000     |             |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       | ○災害時備        | 34,000    |             |           |
| 14. 使用料及賃借料 |           |       |           |          |      |         |       |       | 14.使用料及賃借料   | 409       | バキューム車借上料   |           |
| 18. 備品購入料   |           |       |           |          |      |         |       |       | 18.備品購入料     | 57        | 電池ケース毛布     |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       |              |           | 3,000       |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       |              |           | 54,000      |           |
| ⑨消防費        | 204,597   | 9,473 | 214,070   |          |      |         |       | 4,000 | 5.473        |           |             |           |
| (1)消防機      | 204,597   | 9,473 | 214,070   |          |      |         |       | 4,000 | 5.473        |           |             |           |
| 1. 常備消防費    | 103,953   | 9,473 | 113,426   |          |      |         |       | 4,000 | 5.473        | 5.災害補償費   | 4,000       |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       |              | 8.報償費     | 5,350       |           |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       |              |           | 特別弔慰金       | 5,000,000 |
|             |           |       |           |          |      |         |       |       |              |           | 消防功労賞等      | 35,000    |
| 9. 旅費       |           |       |           |          |      |         |       |       |              | 12.府内旅費追加 |             |           |

|                |       |        |        |     |  |  |        |  |  |               |     |                     |        |
|----------------|-------|--------|--------|-----|--|--|--------|--|--|---------------|-----|---------------------|--------|
|                |       |        |        |     |  |  |        |  |  |               |     |                     |        |
| 災害復旧費          | 1,320 | 13,602 | 14,922 | 520 |  |  | 13,082 |  |  | 11.需用費        | 105 | ○消耗品費<br>職員用消耗品     | 4,5000 |
| (1)農林水產施設災害復旧費 | 1,270 | 1,900  | 3,170  | 520 |  |  | 1,380  |  |  | 12.役務費        | 6   | ○印刷製本費<br>写真及申請書印刷費 | 60000  |
| 1.農林水產施設災害復旧費  | 1,270 | 1,900  | 3,170  | 520 |  |  | 1,380  |  |  | 15.工事費<br>請負費 | 925 | ○檢索書及び死亡診斷書作成料      |        |
| (2)文教施設災害復旧費   | 50    | 3,272  | 3,322  |     |  |  | 3,272  |  |  | 16.原材料費       | 975 | ○慶祝水壠施設災害復旧工事費      |        |
| 1.中学校災害復旧費     | 50    | 668    | 718    |     |  |  | 668    |  |  | 15.工事費<br>請負費 | 668 | ○災害応急復旧工事費          |        |
| 2.小学校災害復旧費     |       | 2,149  | 2,149  |     |  |  | 2,149  |  |  | 16.原材料費       | 12  | ○植木箱強用材料費           |        |

| 科<br>目                                       | 補正前の額     | 補<br>正<br>額 | 計         | 補正額の財源内訳         |             |              | 金額                   | 説<br>明                     |
|----------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|------------------|-------------|--------------|----------------------|----------------------------|
|                                              |           |             |           | 府<br>支<br>出<br>金 | 地<br>方<br>債 | その他の<br>一般財源 |                      |                            |
| 1. 公<br>營<br>住<br>宅<br>災<br>害<br>復<br>旧<br>費 | 1,785     | 1,785       |           |                  |             | 1,785        | 11.需用費<br>960        | ○修繕料 960000<br>公営住宅災害復旧修理費 |
| (7) 消<br>防<br>施設<br>災<br>害<br>復<br>旧<br>費    |           |             |           |                  |             |              | 15.工事費<br>請負費<br>825 | 防城川住宅災害復旧工事費               |
| 1. 消<br>防<br>施設<br>災<br>害<br>復<br>旧<br>費     |           |             |           |                  |             |              | 165                  |                            |
| 歳<br>出<br>合<br>計                             | 6,127,259 | 25,818      | 6,153,077 | 520              |             | 4,000        | 21,298               |                            |

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第3号

特別弔慰金の支給に関する専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特別弔慰金の支給について、次のとおり専決処分する。

昭和47年10月9日専決

和泉市長 藤木秀夫

特別弔慰金の支給について

火災現場において職した消防司令補故石橋勤の遺族に対し、次のとおり特別弔慰金を支給する。

特別弔慰金の額 5.000.000円

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(庄司清君) 総務部長が病気欠席中でございますので、私より不慣れでござりますが、提案の理由をご説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

報告第10号、専決処分の承認を求めるにつきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。専決をお許しいただきましたのは、昭和47年度本市一般会計補正予算第4号で、去る10月9日付けにて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたしたいでございます。

その理由並びに内容につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず専決処分をいたしました理由といたしましては、去る9月16日、台風20号によりまして、土木、文教等の公共施設の災害応急復旧関係の補正並びに同台風下におきまして森田電工の不慮の火災発生に伴いまして、消防吏員石橋司令補が身の危険をも顧みず職務を全うし、帰らぬ人となられました。このような事情によりまして市葬の執行等の必要が生じ、専決処分をさせていただいたしたいでございます。

それでは予算の内容につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず別冊の2ページでございますが、予算書第1条にござりますように、歳入歳出それぞれ2,581万8千円を追加補正をいたしまして、予算総額を61億5307万7千円にしようとするものでございます。補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。個々の内容につきましては、事項別明細書により、歳出からご説明を申し上げます。

4ページをお聞き願いたいと思います。

まず総務費でございますが、総務管理費におきましては、職されました石橋司令補の市葬執行の経費として130万円及び香料といたしまして、30万円を交際費に計上いたしました。

次に民生費でございますが、台風20号に伴います災害救助関係費として、114万3千円を計上いたしました。

消防費につきましては、石橋司令補の職に伴います消防賞じゅつ金条例による賞じゅつ金400万円。11号で報告させていただきます。専決第3号によりましての市単独による特別弔慰金として500万円を計上いたしましたほか、関連諸経費として47万3千円を計上いたしております。

次に6ページの災害復旧費でございますが、台風20号によります応急復旧費として、まず農林水産施設関係として190万円。文教施設関係として327万2千円。社会教育施設関係といたしまして55万円。次に福祉施設等の復旧費といたしまして127万円。土木施設関係

といたしまして466万円。公営住宅関係といたしまして178万5千円。消防施設関係といたしまして16万5千円。以上災害復旧費といたしまして計1,360万2千円を追加補正をいたしたしだいでございます。

引き続きまして、これら歳出をまかないとします歳入についてご説明を申し上げます。

3ページでございます。まず府支出金につきましては、農林水産施設の災害復旧費の補助金といたしまして、52万円を追加計上いたしております。

財産収入700万円につきましては、市有財産の売却収入でございます。

寄附金につきましては、箕面市よりの競艇収益金によりますところの寄附金でございまして、1,429万8千円を追加するものでございます。

最後に諸収入につきましては、消防賞じゅつ金収入400万円でございます。

以上、歳入合計といたしまして、2,581万8千円と相なるしだいでございます。

以上は、報告10号の専決処分についての説明でございます。

引き続きまして、報告第11号、専決処分の承認を求ることにつきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

専決第3号としてお許しいただきましたのは、特別弔慰金の支給についてでございまして、去る9月16日、台風20号のさなか発生をいたしました森田電工の工場火災発生に際しまして、いち早く消火に出動いたしました消防吏員故石橋司令補は、身の危険をも顧みず職務に精励されました。残念にも消火活動が台風の条件下で困難をきわめ、帰らぬ人となられました。ここに慎んで哀悼の意を表するしだいでございます。議員各位のご協力を得て去る11日、とどりりなく市葬の執行ができましたことを厚く御礼申し上げるしだいでございます。

以上、申し上げましたとおり、消防吏員として火災現場においての抜群の功労を讃え、他の模範となるものと認め、本市より故石橋司令補のご遺族に対しまして、特別弔慰金として500万円を支給しようとするものでございます。何とぞ事情ご賢察くださいまして、よろしくご承認賜りますようお願いするしだいでございます。

○ 議長(松尾千代一君) 本報告について質疑、ご意見ありませんか。横田議員さん。

○ 16番(横田憲治郎君) 歳入の中で、700万円の土地建物の売り払い収入ですか。これを具体的にご説明をお願いしたい。どこの気どのものを、どこへ、どういう関係で売ったか、おうかがいをしたい。

それから災害復旧費の問題ですけども、今回は応急的にとりあえず、ほとんど市単で行なつたのでこれだけになろうと思うんですけれども、念のためにおうかがいしておきたいのは、府

からの補助金がわずか52万円ですね。全体の災害復旧費が1,360万円ですか、その中で52万円。こらまあ、応急的なとおりあえずの処置なので市単でもやむをえをかったかもしれませんけれども、この一連の7月あるいは20号台風による災害復旧にかんがみた府、国の補助裏が、あとあとどの程度見込まれているのか。その点も含めてお答え願いたい。

- 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。
- 総務部理事(庄司清君) まず、財産収入700万円につきましては、これは駅前にございます水道ポンプのあった場所でございます。その用地を売却いたしたわけでございます。約7坪半でございまして、24.9.5平米。単価といたしましては28万562円程度になるわけでございます。これは平方米当たりの単価でございます。それを売却をいたしたわけでございます。

なお災害復旧の問題でございますけれども、ご指摘のように、今回の補正につきましては、応急復旧を中心として計上をしたわけでございます。災害復旧につきましての本格的な災害復旧経費の計上は、現在のところ、まだ査定中でございますのでやってございません。今後、査定が終了し、補助金あるいは起債を得まして、逐次、補正を行なっていきたい、このように考えておるわけでございます。災害復旧につきましては、大体、土木の関係では66.7%が国庫補助、あと起債ということで処置をしていく予定でございます。建物関係につきましては、これも3分の2補助ということになるわけでございます。そういうような関係で、一応、現在のところ査定中でございますので、今後、そういうことで逐次、補正をしてまいりたい、このようになります。

- 16番(横田憲治郎君) 7坪、水道ポンプ云々という説明だったんですが、よくわからぬんですけどもね。単価が平米28万円、坪で約84.5万円になるわけですね。これはそれだけの価値あるもんであれば、まして収入のはうですからなんですけども、財産の審査評価委員会の諮問を経ているわけですか。

○ 総務部理事(庄司清君) 提案させていただきまして、審議をいただきました。

- 16番(横田憲治郎君) 審査は済んでるわけですね。

○ 総務部理事(庄司清君) はい。

- 16番(横田憲治郎君) わかりました。

災害の復旧ですが、今回の災害で総額どの程度の被害が見積もられているのか、市当局として掌握しているのか。そのうち応急措置としてこれだけほとんど市単でやったんですけれども、あとあとのこともあると思いますので、つかんでるだろうと思いませんから、それをお聞か

せ願つておきたい。それだけでけつこうです。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 総務部理事（庄司 清君） 災害復旧関係の補正というんですか、調査でございますが、現在、12月補正に向けて調査をいたしておりますと、各主管課からの要求をまとめ中でございますので、はつきりした数字はいまのところつかんでおりませんので、ご了解願いたいと思います。追づけ、15日までに要求をいただくことになっておりますので、その関係の中で総額がつかめると、かよう存じております。

- 16番（横田憲治郎君） 意見だけ言います。

建設部長はきょうは欠席ですね。次長さんはいらっしゃいますが。

問題なのは、災害復旧で捨えない、捨ってもらえない。つまり、市単でやらなければならぬ。しかし市単費からでは財政的に制約がある。したがって数年放置されたまま、また次の災害に出あう。このような繰り返しがあるわけですね。だから、災害発生時には、特にその被害を緊急に掌握すべきであろうと思うんです。公共施設であれ、市民の私的なものであれ、災害なんですから、災害被害ということで、それを行政のサイドで掌握すべきであろうと思います。その中から国・府に対しても、災害復旧への補助の裏打ちというものを強力に要請していく姿勢が貫かれていかなければならないと思うんです。ここは災害で捨ってくれない。市民は、何とかしてくれということで強く要請される。当然でしょう。しかし、市は国や府からの裏付けがないもんだから、市単では財政的な事情もあるので捨えない。そのまま放置される。のような繰り返しが続けられてきてるわけです。それらを大きく転換を図つていくためにも、自治行政というか、住民自治という立場から、行政の姿勢が貫かれていかなさやならない。その一つとして、災害時にはあらゆるデータの1・2から、災害被害状況というものを掌握して当然であろうと思うんです。総額これだけの被害を受けたけれども、とりあえず、緊急措置をしなければならないのはこれだけなんだというような、やはり合理的な予算計上、また予算執行がされなければならんと思うんです。その点について意見を申し上げておきます。

- 議長（松尾千代一君） ほかに。はいどうぞ。

- 20番（寺田 茂君） 石橋君の補償問題についての特別慶弔金の資金勘定、これは、十分とは言えないけれども、一応、報告ということで現在聞いたわけです。それ以外に、一般質問に関連しての問題なんですが、委員会または昨日の坂上議員の質問にもございましたが、この中に非常に心配されるのは、もちろん今後の消防作業についての問題。また、きのう対策委員会の問題が出ておった。こういう問題をこの場で、市代表者、すなわち市長ですね。それから当該職場の長、これは署長ですね。これにもう少し今後の問題として聞きたいなというふう

に思っております。

まず、指導のミスから石橋君も殉死さしたという問題について、責任者として、この問題を今後、どう責任をとっていくか。これははつきりわかるように答えてほしい。それと対策委員会のことをもう少し具体的に述べてほしい。まずこの二点だけお聞きしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁願います。

○ 消防長（和田増義君） 消防長よりお答えいたします。

まず第一点の石橋消防士の殉職に伴う責任をどうとるのか、こういうご質問でございます。本件事故につきましては、昨日もご報告申し上げましたように、急激な風向きの変化によりまして、特に一酸化炭素混りの有毒ガスを含んだ煙に取り巻かれまして、瞬間に起きた事故でございます。したがいまして、きのう報告申し上げましたように、不可抗力的な点があるのでございます。

ただ、こういうようなガス混りの煙に対しましては、最近、各所でこういうような報告がたくさんございます。このような危険のある中で消防活動が安全に遂行できるために、現在、全国の科学消防委員会あげて研究をしております。一番よいのは、そういうときにはマスク等をつけまして、そして活動できればええのでございますけれども、それに万全な器材も開発されておりません。この問題が一番大きな問題でございますので、これをとにかく、この苦い経験を持つ当市消防の責任ある課題といたしましてこれに取り組みたい。そういうことによつて今後、こういうような事故のないよう最善を尽くしたい、こういう考え方でございます。

それから第二点でございますが、対策委員会の問題でございます。本件につきましては、まずこういう殉職のような大きな問題をなくしていくために、いろんな対策を進めなければなりません。とりあえず、消防署の中に委員会を設けまして、現在、各市のデータを集めております。それによりまして、どのようにやつていくのかということを進めておるのでございまして、市単独における対策委員会ということではございません。大体、そのような方向に進めてまいりたいと思いますけれども、現在では、消防署の中におきまして検討を進めておるわけでございます。

以上でございます。

○ 20番（吉田 茂君） 署長の説明だと、えらい突風だとか、ガスでどないもできなんだ。

これは何も責任問題じゃないですよ。ガスが発生した。これは有毒マスクをつけたらいいんだ。突風が来たからどうもできなんだ。こういう問題じゃないんですよ。若いまだ未経験の人を一番先端の一番あぶないところへ持つていったのがこれの原因でしょう。それをさしあいて、突風だとか、ガスが来てどうもできなんだ、これは答えにならんですよ。

二つ目の問題も、対策委員会で今後具体的にいろんな会をつくって話し合うということですけど、この会というのは、役付ですか。それとも、今後の対策ですから、一般消防吏員、第一線の人が、働きながら身をもってこの問題を検討していくというふうな状態のものにできるのかどうか。そこで末端のものにできるのかどうか。そこで末端の人が発言したことをする理事者が聞いてそれを十分考慮していくんか。こういう問題です。石橋君のときには、あんた後のほうにいたんでしょう。だからやっぱり、こういう問題を除くには、責任はどこですか。この前、委員会室で市長の答弁もございました。今後、大きなビルで、見通しのよいところで、早期発見できるように、また台風来たかでいけるような頑丈なものにしたと。これはもう済んだことですわ。もちろん、そういう丈夫なところは必要です。それよりも、もっと人が足らんとかいう問題があるん違いますか。足らなんだら足らんように、これは大事なことですから、もっと人を入れて、そして、絶対こういう事故を招かんような早期発見というのがやっぱり第一です。この点について、先ほど責任問題ということを聞いたんですけど、これには何ら答えられないで、の署長の答弁は対策についてだけです。だから、責任はどこにあるのかということを自分でもう一度考えていただきたい。返事してください。

○ 消防長（和田増義君） お答え申し上げます。

ただいま申されました要点、大体、三点ぐらいにしぼつてお答え申し上げたいと思います。まず最初に、若い人を現場の危険なところに行かしたところに運営上のミスがあるんじゃないいか、こういうご指摘でございます。ご承知かと思ひますけれども、消防の現場活動時におきましては、比較的安全とも言えるポンプが一番後にあるのでございますけれども、この位置における一名を残しまして、他の要員は筒口要員、取り口要員、こういうものを含めまして全部火制要員でございます。第一線でたまたまホースを持つておるか、筒口を持つておるかの違いでございまして、いずれも火制に向かつてやるのが現在の仕組みでございます。若い人とか、未経験とか、そういうこともあれこれ考慮し、現場の状況あるいは、また各人の経験度合いも考慮いたしまして運営いたしますけれども、任務的にはそういうような状況でございます。

そこで、先般殉職されました石橋君の例とも関連しながら申し上げますと、石橋君は拼命いたしましてから一年半たっております。それからまた学校を卒業いたしましてから一年たっております。その間に数多くの消防現場へも出てくれました。非常に優秀な活動をやってくれてきました。こういうようなことから、経験度合いにおきましても、第一線に立てると考えておりました。また、年令的な問題もございます。確かにおっしゃる点もございます。十分考慮もいたしてやっておりますけれども、最近の若い人は、石橋君は19でございましたけれども、この年代になりますと、知的な思考力あるいは判断力、こういうものにおきましても相当早熟

場合もそうです。消防の本署に一番近いところが丸焼けで、住民から非難を浴びる。そういう不手際なことが起こっておりますで、今後、ちゃんとやりますと言うだけのそんな簡単なことで済む責任だと思いますので、少し深めてお聞きしたいと思います。いつ拝命したか。経験はどの程度あるのか。石橋君の発見がおくれたことについても、実際、火災の場合、現場責任は誰にあるのか。2人行ったといいますが、その同僚に責任があるのか。それとも上司の管理者に責任があるのか。その点を明快にしていただきたい。この2つをお答え願いたいと思います。

○ 消防長（和田増義君） お答え申し上げます。

まず最初に、私の消防経歴の問題についてのお尋ねでございます。拝命いたしましたのは、本年の6月12日付でございます。過去の消防経歴については、消防をやった経験はございません。消防行政に携わった経験はございません。ただ、前職が警察に奉職いたしておりましたので、そういう仕事を通じまして、特に消防とよく似た現場での活動については、かなり経験を持っております。したがいまして、そういう面を通じましていろいろ勉強しておったのでございますが、経験につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に石橋君の殉職の問題について、2点ほどにしばられると思います。1つは、石橋君がまだ若い人であるのにこういうことをしていたと。こういう現場での責任は誰にあるのか、こういうご指摘でございます。先ほどご報告申し上げましたように、現場での監督をいたしておりますのは坂倉分隊長でございます。分隊長の任務はいろいろございます。一番大きな任務は、火勢に向かって水を最も有効にして、そして早く火を消す、その指揮をとる責任がございます。こういうことでございますが、個々の現場活動においては、いろいろ状況が違ってまいります。当時の状況から見ますと、分隊長のとった行動は手落ちがなかった、こういう判断をしております。

それから、発見がおくれたという処置についてでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。消防に従事する者といたしまして、一刻も早く火事を発見して早く出動し、消火活動に当たるのが重要でございます。こういうことにつきましては、かねがね、私どももいろいろと研究もし、慎重に対処しておるのでございます。

先ほどお話をございました、火の見に立っておらなかつたということ、確かに手落でございます。本件につきまして事情を申し上げますと、最近、通信網も非常に充実してまいりました。また過渡での高層建物があえております。そういう諸種の事情から、通常の日におきましては、戸締まりをして発見がおくれるような時間帯、いわゆる夜間にはずっと立たしております。昼間の明るいときには、一般に立たせておらないのが府下各市消防の実情でございます。ただし、先ほど申し上げたようなことで、台風のような異常な気象配置図におきましては、そのつ

と警備力を強化いたしまして配置に付ける、こういう処置を数年前からとってございます。当 日も風がきつくなつてまいりまして、その時点において、消防署長自身に立つて上がりまして、 これでは立てないかんかどうか検討をしたのでござりますけれども、何分にも激しい雨風のた めに、ガラス越しに視野はききません。これでは配置を付けても効果がない。こういうことで それよりも効果的な処置をどうするかということで、消防署員全部に防護着を着せまして、す ぐに出動できるような体制でおったのでござります。出動がおくれたということにつきまして は、最初部外の方から森田電工が火災と違うか、ちょっと見てほしい、こういう電話でござい ました。で、そういう準備をしてございましたので、とにかくすぐかけつけたので、ございま す。したがいまして、平素の出動よりもかなり早く出動しております。

なお、いまお話しございましたように、会社の者がわからなかつたということですけれども、

- 18番(直村静二君) もうよろしい。くどくど聞いてるんじゃない。あんたは6月に拝命 したんで、経験がないんだということですね。そして現場の分隊長の責任も、手落ちがなかつ たと。しかし、結果としては発見もおくれたし、管理の責任がある。私は今後の問題として明 快に指摘しておきたいのは、目と鼻の先でありながらそういうことでは困るんですね。住民が 非難して怒っているんです。単に消防長並びに消防署長の2人が議会で答弁したから片付くと は思ってません。あなた方に期待してるのは、火事が起これば、実際に消火する消防士が十分 働ける、しかも連携プレーができる体制をどう整えるかということがあなた方の責任じゃない ですか。そのことについて、現場の声を聞かない、もしくは不十分だということを議会から指 摘された場合に、自分の責任ができるだけないような答弁の仕方ではなしに、こういう点に欠 陥があったんだということをはっきり申し上げて、そしてその体制をとるというのが役目じゃ ないですか。いま聞いておりますと、何だか自分たちの責任はない、手落ちはなかつたとい うことばっかり言うて、今度は有毒ガスの対策だ、天候によってそうなつた、そういう逃 げ方は、本来の意味での正しいあり方ではないと私は思います。むしろ積極的にあなたがもつ とあはいたらどうですか、こういう欠陥があったんだということを。そのためには資材も要る、 消防署員も要るということで提起しないとね。これは簡単な、建築物とかそういうことじゃな いんですよ。命にもかかわりますし、市民の財産にもかかわる。その点で大体あなたの答弁は 意ける、はっきり言うて。議会で答弁して、済んだらしまいという答弁ですよ。これから対 策会議開いていろいろやりますってね、もうすでに新消防署を建ててるんですから、この点と この点を盛り込みますという点を明確に出しなさい。そうでないと、ほんとに責任ある答弁じ ゃないです。本人は未成年で、この間やっと成年になつた。しかも分隊長の責任はないと。 しかし実際は朝までわからなかつた。こんな体制で、明らかに管理上のミスじゃないですか。

それをどうするんだということですよ。今度、新しく消防署建てるんだ。この点をこういうふうにしたいということをぜひとも出すべきだと思います。はっきり答弁しなさい。

- 消防長（和田増義君） お答え申し上げます。先ほどからいろいろとご説明申し上げておりますが、最終的にはすべて私の責任でございます。したがいまして、今後の対策といたしまして、いろいろ私ども考えております。とにかく、署員が安全に行動できるように、これは早急にやりたいということで進めております。

火災の発見がおくれたという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、雨の場合は見通しが付きにくうございます。そこで、新庁舎の場合には、ワイパーの取り付け、あるいはまた回転窓にして……。

- 18番（直村静二君） もうそんなところまで要りません。寺田議員も総務委員になっておりますので、詳しい計画、その他は総務委員会で検討を仰ぐということにしなさい。それだけ申し上げておきます。ただ、はっきりいうて、あなた方2人かかえておったら、消防士は安心して消防活動できませんで。そういう点がありますんで、先ほど、寺田議員も言いましたように、反省会なり、検討会なりして現場の声を十分聞がないと、またぞら、同じような火事が起ったときにまたこういうことになるんです。この点を申し上げて終わります。

それから補正の問題につきまして、災害の点でお聞きしたい。雨が降って、道路が水びたしで、家屋の中まで水が入った。当然、ここでくみ取りの問題が出てくるんですね。この場合、住民が災害本部に届け出るとバキューム車が出るようになりますけれども、くみ取り料金は市のほうで負担するという基準が明快になっているのかどうか。中には、どうせなったから衛生組合に言うたら、来てくれたけど、金取られた。それやったら、市役所へ言ってきなさいという点が明確になっていない面がありますので、この点はひとつ明確にしてもらいたい。それがこの補正に出るのか、出ないのか、その点をお尋ねみたい。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

- 保険衛生課長（大宅清臣君） くみとりにつきましては、いまの衛生課といたしましては、市へ届けていただいた分については、無料でくむようにやっております。業者に言われた場合は、業者からあくまでも市へ一応、連絡してくれということを業者に言っております。そうせんことには、業者とうちとの間で、こんだけくんだんだからこんだけ金をくれというようなことになってもぐあい悪いから、市としては、災害後三日以内に報告のあった分については、無料で業車からバキューム車でくんでいただいております。以上です。

- 18番（直村静二君） そうすると、業者に言った場合には、業者が報告するという義務付けしてるわけですね。

石橋君がとうとい殉職をせられたことは、もちろん、ああいう台風のもとで不可抗力とはいながらも、消防長、消防署長において、あの火災現場におけるところの指揮系統が完全になされておったかどうか、知らない。なぜならば、石橋君と一緒に火の中に飛び込んでおった2人の消防署員のうち、一人が入口まで脱出してきておる。その署員が、よろしいか、手で、もうひとりここにあるということを合図しとるんです。そうでしょう。そうして自分は一酸化炭素で窒息して人事不省に陥ったと。そのときに指揮系統がしっかりとしておったならば、どの署員がどこの現場におる誰がポンプの位置におる。誰が筒先のところにおるということがわかつておったならば、2人が脱出しておるかしておらないかということは確認できる。しかも、助かった1人が、ここにおると——入り口からわずか2メートル余りのところで倒れておったそうです。ここにおるということを手で合い図しておった。それを誰も知らない。これが事実。

それと、これは私は地元の人聞き、また消防団員からも聞いたんですが、署員、団員が一生懸命やって、あの台風の中でずぶぬれになって、一たん、服装を変えた家へ帰ってきて、そして再び服装を整えて現場へ行くと言う。家族の人が火が消えておるのになぜ行くかということを聞いたならば、今晚は大きな問題が起ことるだ。署員がひとり行方不明だから、それを探すんだけれども、それを言うてくれるな。ひそかにその消防署員を探すんだというて服装を変えて出て行つた。これはあとでわかったということです。それから、いかに指揮系統がはっきりしていないか、署員がどこにおるがということがわからないという一つの裏付けとして、署の幹部があこっちはの病院に石橋君がけがでもして診察を受けに来ておらんか、入院しておらんかということを問い合わせたということが事実です。

その2点からみても、署員の掌握、活動しておる状況を幹部たる者が掌握しておらなかったということが事実です。この点について、消防長、消防署長のはっきりとした答弁をいただきたい。私は責任問題とか、そういうことは言いません。石橋君の冥福を祈るとともに、今後、和泉市の消防署員が真剣になって、今までより一そう市のために働いていただくためには、これだけのこととははっきりとしなくてはならんと思うんであります。私は消防長、署長の責任は言いません。しかし、こういう、いずれまたあるであろうところの火災現場におけるこのような指揮系統であったならば、大きな問題となるんです。消防長並びに消防署長のはっきりとした答えをいただきたい。

○ 消防長(和田増義君) 消防長からお答えいたします。

確かに先ほどのご指摘のとおでございます。私ども、ああいう現場ではいろいろと混乱するときがござりますので、そういう点についての指揮系統の把握につきまして、鋭意努力いたしておりますのでございます。この事故は、第一陣として出動いたしました消防署員も非常に少ない

状態の中での最初の事故でございました。そういうようなことから、分隊長もすぐにおらんということを気付きました、そして探したわけでございますけれども、何分にも毒性混りの煙のために中まで入っていけないということで、病院を探したということは、淡い期待ではございますけれども、ひょっとしたら助かってくれておるんじゃなかろうか、逃げてくれておるんじゃなかろうか、こういうような気持ちで問い合わせたわけでございます。違うところを探しておったというのじゃございません。現場の状況をあれこれ聞きましたところ、もう1人の消防の士のことばの中にも、逃げたかわからん、そういうことを淡い記憶の中で言うておりました。そういうことから、病院にも聞いたわけでございます。決して方向違いを探したわけじゃございません。その点どうかよろしくお願ひしたいと思います。

指揮系統の問題につきましては、おっしゃるとおりでございます。十分配意いたしまして、こういうようなことのないように、もしこういう事故がありましたら、早く発見できるような措置をとりたいと思います。要点といたしましては、一言でございまして、今後、そういう不手際のないように十分注意いたしてまいりたいと思いますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

○ 消防署長（南口主雄君） お答えします。

田中議員さんがおしゃいましたような、署員の殉職をひた隠しにしたというようなことは絶対ございません。それから、消防長もお答えしました中にありましたが消防署員の中で、消防署員をわしが助けたんだという者が一名出てきました。それじゃどっかの病院におってくれるじゃなかろうかという淡い期待に基づいて、各病院、泉大津まで調べてくれということで調べさせました。

以上です。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本報告を原案どおり承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、報告第10号及び第11号を承認することに決します。

○ 議長（松尾千代一君）

次に日程第12「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 保険衛生課長（大宅清臣君） 本人が業者へ電話かけた場合、本人からうちのほうへもう一度電話してもらって、うちからまた電話し直すという方法でやっております。そうせんと、報告だけていきますと、金額の面とか違うてきますから。
- 18番（直村静二君） もっとはっきり言ってください。結局、義務はあるんかいうたら、ないんですと。だから、住民が業者に言つた場合は、業者が行つて金をもらうんだけれども、あなたのさっきの答弁では、業者が行つた場合はそれを市へ報告してもらう。その義務があるんですか、いうたら、ないんでしょう。逆に市が業者から聞いて、再度、市が住民に言つと。それで三日以内に確認するということじゃないんですか。
- 保険衛生課長（大宅清臣君） そうです。
- 18番（直村静二君） だから、私が申し上げたいのは、今後はやはり住民に対してもPRしていかないかん。水とか、災害の場合にはお届け願いたい。一度「和泉市政だより」か広報に載せて明快にしてもらつたほうがいいと思うんです。市の業者がやる場合、それは義務がありませんから、善意でやりますからね。また、あんたも言ってくるように、業者からの報告ではようけの金額にされたらかなわんというような問題もありますから、三日以内に住民が届けしきれたら、災害の場合は無料で行くということを広報に載せてもらう。それをやってくれますな。やつたことがありますか。
- 保険衛生課長（大宅清臣君） やっておりません。
- 18番（直村静二君） ぜひやりなさい。
- 渴水期とか雨の問題もありますけど、必ずやるということで確認しておきたい。  
そのことについては、どこへ補正出ですか。どの科目で補正出てくるんですか。
- 総務部理事（庄司 清君） くみ取りについては、40万9千円、パキュー車借上料ということ出ております。
- 18番（直村静二君） それからもう一つお聞きしたいのは、先ほどの横田議員に対する理事者の答弁の中で、府中の駅前の場所はどこですか。
- 財務課長（北野敦雄君） お答えいたします。
- 府中の駅前の現在、相互タクシーがございます。その南側の通路のところでございます。
- 18番（直村静二君） 道路に面しますか。
- 財政課長（北野敦雄君） 通路の出入り口は、道路に面しております。
- 18番（直村静二君） 衛生課にお聞きしたい。私はこの前の建設委員会のときでも、公衆便所について、市有地がないんかと。あの噴水のところはぐあい悪いんかと言うと、美銀を害するということで切つてしまわれた。「グラント」かな、あのパチンコ屋のとも言うたこと

がありますし。これ、七坪ほどで七百万ですか。えらい財産ですね。これ、市有地があったわけですね。もう専決処分してもうあるんですがね。衛生課として、駅前の公衆便所がないから、場所探させますということだったんですが、衛生課のほうから、市部局に対して申し入れしたことがあるのかどうか、お答え願いたい。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 本件につきましては、衛生課といたしましては、市有地云々は当初から全然存知しておりません。ただ私は、直村議員さんに先刻のご答弁のでも申し上げたとおり、現在、国鉄の用地あるいは通が使用されておる用地、できうるならば、国の用地をお借りしたい。基本的には、噴水の前は美觀を損う云々については当初から考えておらなかつたし、市有地云々について、関知はしておりませんので、その点ごろ承願いたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 議長、どうしましょうかね。建設委員会のときに市長にも聞いてるんです。衛生課だ、いや上木課だという縄張り争いではなしに、市長部局として一致してそういうことをやってもらいたい。そのときには市有地がどうのということはなかったんです。まあ、専決処分しておりますからいまさら引っ込むわけにいかんでしょうけど、私が言いたいのは、駅前の公衆便所をやかましく言うて、建設協議会でも私が申し上げている。ところが、いまの答弁では、そんなことは聞いてない、そんなことは言うてないというようなことを言っていますからね。これは市長、あだやおろそかに聞いておったんじゃないんですか。これから建設委員会の場合は、ちゃんと記録もとってもらわないとぐあい悪い。議長もこれは建設委員会で知ってると思うんですけどね。

○ 議長（松尾千代一君） 聞いております。

○ 18番（直村静二君） だから、これは専決処分でやってますからしょうおまへんけどね。その熱意のなさ、実際にどうするんですか。これはもう意見だけ言うておきますけれども、消防といい、住民の困ることについては誰も責任逃れず、こういう態度をひとつきびしく言うておきます。これで終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 1番（田中幸一君） 消防長、消防署長に質問します。

この質問をする前に、私はまず石橋君の靈に対しまして、心から尊い殉職に敬意を表し、ご冥福を祈ります。

そこで、先ほど、寺田、直村両議員がいろいろと質問されておりましたが、私はこれよりももっと突き進んだところのことを、和泉市の消防署長が市民のために一生懸命にやっていただく、そのためにも大事な問題であると思いますので、和泉市の消防長、和泉市の消防署長に質問します。

議案第 67 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正  
する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように制定する。

昭和 47 年 10 月 13 日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年和泉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条の 7」を「第 15 条の 7 第 1 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「56 円」を「73 円」に、「1 人については」を「2 人までについては、それぞれ」に、「40 円」を「そのうち 1 人については、46 円」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項中「第 16 条第 2 号の場合にあっては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする」とする。ただし、第 16 条第 2 号の場合に支給する当該遺族補償一時金の額については、すでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする」に改める。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例)

第 18 条の 2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防衛に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については、第 9 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 16 条の 2 第 1 項本文の額は、それぞれ当該額に 100 分の 50 (別表第 2 に定める第 1 級の等級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては 100 分の 40、同表に定める第 2 級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては 100 分の 45) を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

| 階 級       | 勤務年数   |                |        |
|-----------|--------|----------------|--------|
|           | 10年未満  | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上  |
| 団長及び副団長   | 2,650円 | 2,750円         | 2,850円 |
| 分団長及び副分団長 | 2,450  | 2,550          | 2,650  |
| 班長及び団員    | 2,250  | 2,350          | 2,450  |

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項及び別別表第1の規定は、昭和47年4月1日から適用し、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。
- 新条例第18条の2の規定は、昭和47年1月1日から適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害に係る障害補償については、なお従前の例による。

#### 理 由

昭和47年政令第276号による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正の趣旨および最近の社会経済諸情勢にかんがみ、非常勤消防団員に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げるとともに、非常勤消防団員が高度の危険が予測される状況の下にその職責を遂行し、そのために公務上の災害を受けた場合の障害補償および遺族補償の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（和田増義君） 消防長より提案の理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。  
ただいま、議案第67号でもって和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、条例案を提案させていただいたのでございますが、本年7月、政令第2百76号によりまして、非常勤消防団員等にかかる災害補償の基準を定める政令の一部が改正されま

した。その趣旨及び、最近の社会経済情勢にかんがみまして、消防団員に対する災害補償の充実を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

改正は、大きく、分けて三つほどございますが、改正の第一点は、一般公務員につきましては、給与日額がはっきりしております。非常勤の消防団員につきましては、そういう点ははっきりいたしませんので、それに相当するものとして、補償基準基礎額の最低を決められておりますが、その最低を2千円から2250円に上げ、また各段階ごとにスライドいたしまして引き上げる。さらにまた、適用区分が4区分に分かれておりましたが、それを3区分に改めたことでございます。

改正の第2点は、いま申し上げました基礎額に上積みされます扶養加算額について、一般公務員の扶養手当額が改正されたこと等に対応いたします措置といたしまして、配偶者につきましては、従来の56円を73円に、さらに18才未満の子供については、従来、1人に、20円となっておったのでございますが、これを2人まで各20円といたしました。さらに配偶者のない場合には、いま申し上げたこのうち1人について46円とする。こういう扶養加算額の改正をしたのでございます。

第3点は、最近災害が非常に大規模化し、多様化してまいりました。また、犯罪の凶悪化等によりまして、任務遂行に非常に危険性の増大してまいっております警察、監獄、消防、そういうような職員の特殊公務員に対しまして、高度の危険を予想される状況下にもかかわらず、任務を遂行中受けた災害の補償を特別加算したことに対応いたしまして、消防団員についても、同趣旨の措置といたしまして、火災の鎮圧、暴風その他、異常な自然現象、あるいはまた爆発火災等の異様な状態のもとで、人命救助あるいはまた火災の予防、火災消火活動、人命救助、被害防除等に従事して被害を受けたことに対しまして、遺族補償または障害補償等の額を百分の150（1倍半となります）増額しようとするものでございます。

なお、補償の問題につきまして、遺族補償につきましては4月1日から、いま申し上げた特別の高度の危険状態のもとで受けた被害につきましては、本年の1月1日から実施する、こういうことにしたいと思うのでございます。

要點は以上でございますので、よろしくご審議くださいまして、原案どおりご可決賜わりますようお願い申し上げるしだいでございます。

以上でございます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、これを終わります。

の体育館につきましては、おそきに失したという感じがするんですけどね。これに関連して、いま、体育館のないところをお聞きしたいと思うんです。

- 教育次長（阪東重信君） 鶴山台南小学校だけでございます。
- 18番（直村静二君） それは予定はどういうふうになつてますか。工期が来年の5月になつてますからね。
- 教育次長（阪東重信君） 早急に実施すべく現在、計画中でございます。
- 18番（直村静二君） いやいや、来年度予算には計画しているんですか。
- 教育次長（阪東重信君） 計画は持っておりますが、補助金等の関係がござりますので、その点ご了承いただきたいと思います。
- 18番（直村静二君） 数字について若干聞きたかったんですけど。お金があるんかどうか、その点が聞きたかったんですけど、これで終わります。
- 議長（松尾千代一君） はいどうぞ。
- 16番（横田憲治郎君） 議案内容に関連して、委員会に確認しておきたいんですけど、体育館ができまして、その体育館の中に設備する什器備品等、屋内体育施設等、こういうものがその体育館にそぐわんということであつては、まだぞら P T Aからの寄付云々という問題が出てくる。これは5月末の工期で、当初予算等を含めて、そういう内容を持った全き体育館活動が現場でできるような体制が万全にとられるよう要望もしたいし、具申もしたいわけです。そ点についてひとつ教育委員会の見解を。
- 教育次長（阪東重信君） せっかくの体育館でございますので、その活用に付帯する設備は一応、整えるようにいたしております。
- 16番（横田憲治郎君） 万全を期せられますな。
- 教育次長（阪東重信君） はい。
- 16番（横田憲治郎君） はい、結構です。
- 議長（松尾千代一君） 他の質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。  
おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 異議ないものと認め、議案第7-2号を原案どおり可決いたします。
- 議長（松尾千代一君） 次に日程第14「工事請負契約締結について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

議案第73号

工事請負契約締結について

市立(仮称) 第2和泉中学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和47年11月8日提出

和泉市長 藤木秀夫

記

1. 契約の目的 市立(仮称) 第2和泉中学校新築工事

2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 ￥194,500,000

5. 契約の相手方 大阪市南区大和町1番地

大末建設株式会社

代表者 山本末男

6. 工期 自 昭和47年11月9日(議決の日)

至 昭和48年5月31日

7. 契約保証金 ￥9,725,000

8. 保証人 岸和田市上野町西26番33号

株式会社 西大工務店

取締役社長 西田義郎

議案第73号参考資料

市立(仮称) 第2和泉中学校新築工事概要

1. 工事場所 和泉市寺門町

2. 敷地面積 27,300m<sup>2</sup>

3. 建物種別 新築

4. 構造 鉄筋コンクリート造地上3階建

建築面積 1664m<sup>2</sup>16

延面積 4103m<sup>2</sup>18

普通教室 18

す。

- 建設部次長（林 徳次君） 双方からと申されておりますので、焦点になっております。実際工期と契約上の工期と、そのへんにつきまして、建設部で今日までとてまいりました処置並びに今後どうと考えております考え方等をご披露申し上げて、ご了解を得たいといふうに考えます。

確かにご指摘のよう、結論から申し上げて、これだけのボリュームの建物を4月開校ということで完全完成を見ることは困難でございます。ただし、実際に一部竣工という形で、開校に最小限度支障のない処置を何とか4月初旬に向けてやろうということで、教委からの強い要請に応えるべく、格段の処置をしてまいりておるところでございます。

一例を申し上げますと、たとえば設計段階で、契約ではたしか45日程度設計期間を要すると考えておきましたが、その役、受託業者を督励いたしまして、約10日前後縮めて設計を完了いたしております。そういうふうに、今後の具体的な掘り方以降の過程におきましても、支障のない範囲で十分工期短縮を行ないたい。

またもう一例を申し上げますと、特に必要な部分、たとえば普通教室と生徒指導の日常授業に最小限度必要な部分、施設、そのへんを中心にまず仕上げを終わらてしまおう。そうすれば、何とか教育委員会の要請に近付けるんではないか、こういう考え方を持っております。

それからもう一点、これは工期に大きく影響するかを考えますが、指名競争入札の段階におきましても、ボリュームも2億前後のかなり大きいものでございますので、いわゆる大手業者を集中的に指名いたしました。条件として、契約工期は5月末というふうにうたうけれども、内容はかくかくしかじかの内容を持ったものだ、それを承知でやれるんか。そういう具体的な内容を強く押し出した中での入札を行ない、契約をいたしたというふうに存じております。

以上、数点にわたりまして、私たちのとてまいりました処置並びに今後どうとしている処置等をご披露申し上げたわけでございます。ただ、残念ながらこの席上で、いまから掘り方をやろう、契約をやろうという時点で、しかばば何月何日に使用に耐えるところまでできるんか、胸を叩けるんかと詰め寄られると、そこまでは断言しえないという点だけをひとつご質問みたいと存じます。

- 16番（横田憲治郎君） 確認だけしておきます。

工期短縮で4月開校に支障のないように、内容的に一部竣工という形で、指名業者についてもそのような方向で考えているんだ、こういうことでありますけれども、実際心配なんです、正直いいまして。これはもう念を押し、確認するだけにとどめますけれど、あくまでも4月1日開校ということは努力目標でなきゃならんと思うし、われわれもそう願ってきたわけです。

しかし、だからといって、学校施設は半永久的なものですから、早からう悪からうじゃ仕方がない。その点配意していただきまして、開校に十分間に合うような内容を持った姿の中で、胸を張って新入学生が新設校で授業を授けられるよう、暖かい思いやりの中でひとつ目標に向かっていただきたいということだけ要望しておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、議案第73号を原案どおり可決いたします。

おはかりいたします。ちょうどお昼でございますので暫時休憩いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

（午後1時2分休憩）

（午後1時41分再開）

○ 議長（松尾千代一君） それでは午前に引き続き、会議を続行いたします。

次に日程第15「昭和46年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 認定第1号

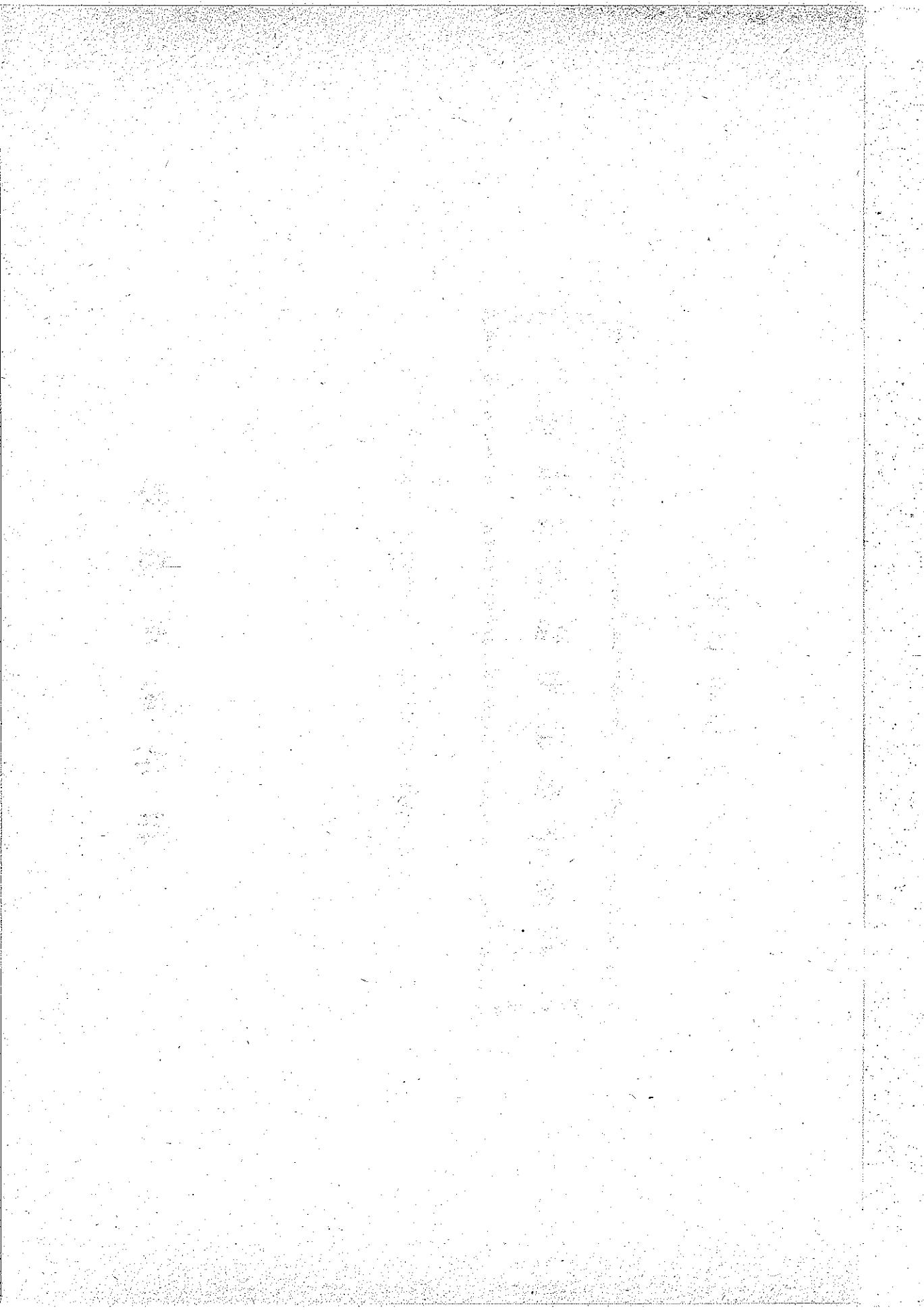
昭和46年度和泉市水道事業会計決算認定に

について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、昭和46年度和泉市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和47年10月13月提出

和泉市長 藤木秀夫



## 昭和46年度和泉市水道事業会計決算書

|                                             |      |
|---------------------------------------------|------|
| 1. 決 算 書 報 告 書                              | 3 頁  |
| 2. 損 益 計 算 書                                | 7 頁  |
| 3. 利 余 金 計 算 書                              | 9 頁  |
| 4. 欠 損 金 处 理 計 算 書                          | 11 頁 |
| 5. 貸 借 対 照 表                                | 12 頁 |
|                                             |      |
| 1. 決 算 附 属 書 類                              | 16 頁 |
| 1. 事 業 報 告 書                                | 16 頁 |
| 1. 概 況 情 況                                  | 16 頁 |
| (1) 総 括 事 項                                 | 16 頁 |
| (2) 議 會 議 決 事 項                             | 18 頁 |
| (3) 行 政 官 厅 認 可 事 項                         | 18 頁 |
| (4) 職 員 に 關 す る 事 項                         | 19 頁 |
| (5) 料 金 そ の 他 供 給 条 件 の 設 定 変 更 に 關 す る 事 項 | 19 頁 |

|     |                |      |
|-----|----------------|------|
| 2   | 工 事            | 20 頁 |
| 3   | 業 務            | 24 頁 |
| (1) | 建設改良工事概況       | 20 頁 |
| (1) | 業 務 量          | 24 頁 |
| (2) | 事業収益に関する事項     | 26 頁 |
| (3) | 事業費用に関する事項     | 26 頁 |
| 4   | 会 計            | 26 頁 |
| (1) | 重要契約の要旨        | 27 頁 |
| (2) | 企業債及び一時借入金の概況  | 29 頁 |
| 5   | 收 益            | 30 頁 |
| 6   | 資 用 明 細 書      | 37 頁 |
| 7   | 1. 有形固定資産明細書   | 38 頁 |
| 8   | 2. 無形固定資産明細書   | 38 頁 |
| 9   | 3. 企 業 債 明 細 書 | 39 頁 |
| 10  | 4. 企 業 債 明 細 書 | 39 頁 |
| 11  | 5. 企 業 債 明 細 書 | 39 頁 |

昭和 46 年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

| 区分              | 当初予算額<br>円  | 補正予算額<br>円 | 額                                             |             |        | 決算額<br>円    | 予算額に比べ<br>決算額の増減<br>△      | 備考 |
|-----------------|-------------|------------|-----------------------------------------------|-------------|--------|-------------|----------------------------|----|
|                 |             |            | 法第 24 案<br>第 8 項の規<br>定による支<br>出額に係る<br>財源充当額 | 小<br>計      | 合<br>計 |             |                            |    |
| 第 1 項<br>水道事業収益 | 409,882,000 | 33,500,000 | 円                                             | 533,182,000 | 14     | 588,182,000 | 524,144,870<br>△ 9,037,630 |    |
| 第 1 項<br>営業収益   | 407,682,000 | 10,500,000 | 円                                             | 508,182,000 | 0      | 508,182,000 | 488,633,606<br>△ 0,548,394 |    |
| 第 2 項<br>営業外収益  | 2,000,000   | 23,000,000 | 円                                             | 25,000,000  | 0      | 25,000,000  | 25,510,704<br>510,704      |    |

## 支出

-4-

| 区分            | 当初予算額<br>補正予算額 | 予備費<br>支出額  | 第                     |          | 決算額         | 法第28<br>条第2項の規定による繰越額 | 不適用額 | 備考         |
|---------------|----------------|-------------|-----------------------|----------|-------------|-----------------------|------|------------|
|               |                |             | 法第24<br>条第8項の規定による支出額 | 小計       |             |                       |      |            |
| 第1款<br>水道事業費用 | 460,578,000    | 43,084,000  | 円                     | 円        | 円           | 円                     | 円    | 円          |
|               |                |             | 0                     | 0        | 503,612,000 | 490,076,869           | 0    | 18,535,131 |
| 第1項<br>管業費用   | 357,517,000    | 53,044,000  | 円                     | 円        | 円           | 円                     | 円    | 円          |
|               |                |             | 0                     | 297,000  | 410,858,000 | 397,881,101           | 0    | 12,978,899 |
| 第2項<br>管業外費用  | 102,981,000    | △10,010,000 | 円                     | △297,000 | 92,654,000  | 92,195,768            | 0    | 458,232    |
| 第3項<br>予備費    | 100,000        | 0           | 円                     | 0        | 100,000     | 0                     | 0    | 100,000    |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

| 区分           | 当初予算額       | 予 算 額       |             |                                       | 決算額 | 予算額(元)比べ<br>決算額の増減 | 備 考                    |
|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------------------|-----|--------------------|------------------------|
|              |             | 補正予算額       | 小計          | 法第26条<br>規定による<br>繰越額に係<br>る財源充當<br>額 |     |                    |                        |
| 第1款<br>資本的収入 | 216,400,000 | 925,89,309  | 308,939,309 | 0                                     | 0   | 308,939,309        | 342,239,000 38,299,691 |
| 第1項<br>企 業 償 | 145,000,000 | △18,000,000 | 127,000,000 | 0                                     | 0   | 127,000,000        | 127,000,000 0          |
| 第2項<br>工事負担金 | 71,400,000  | 22,500,000  | 93,900,000  | 88,039,309                            | 0   | 181,939,309        | 215,239,000 38,299,691 |

## 支出

| 区分                | 当初予算額       | 補正予算額      | 予 算 領   |             |                | 決算額 | 翌年繰越額                          |             |                        | 合 計           | 不用額     | 備考                  |
|-------------------|-------------|------------|---------|-------------|----------------|-----|--------------------------------|-------------|------------------------|---------------|---------|---------------------|
|                   |             |            | 流用<br>額 | 増減<br>額     | 小計             |     | 法第26<br>条の規<br>定による<br>繰越<br>額 | 繰<br>越<br>額 | 法第26条<br>の規定によ<br>る繰越額 |               |         |                     |
| 第1款<br>資本的支出      | 264,460,000 | 41,810,000 | 0       | 306,270,000 | 88,039,<br>309 | 円   | 2,668,897                      | 390,978,206 | 380,268,058            | 8,680,<br>585 | 793,651 | 9,474,236 7,185,917 |
| 第1項<br>建設改良費      | 229,668,000 | 42,900,000 | 0       | 272,563,000 | 88,039,<br>309 | 円   | 2,668,897                      | 363,271,206 | 346,862,109            | 8,680,<br>585 | 793,651 | 9,474,236 7,184,861 |
| 第2項<br>企業債<br>償還金 | 34,707,000  | △1,090,000 | 0       | 33,707,000  | 0              | 円   | 0                              | 33,707,000  | 33,705,944             | 0             | 0       | 1,056               |

## 昭和46年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和46年4月1日より昭和47年3月31日まで)

### 1. 営業収益

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 給水収益     | 3 9 0,2 3 9,5 3 2 円      |
| (2) 補償金      | 5,0 0 0,0 0 0 円          |
| (3) 受託工事収益   | 2 8,6 9 3,0 6 0 円        |
| (4) その他の営業収益 | <u>7 4,7 0 1,0 1 4 円</u> |
|              | 4 9 8,6 3 8,6 0 6 円      |

### 2. 営業費用

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| (1) 原水及淨水費  | 1 4 4,5 0 1,1 7 6 円      |
| (2) 配水及給水費  | 6 6,2 9 3,8 2 5 円        |
| (3) 受託工事費   | 2 6,8 8 9,5 6 0 円        |
| (4) 営業務務費   | 2 9,1 9 7,3 5 8 円        |
| (5) 総減価償却費  | 2 3,2 9 5,9 1 9 円        |
| (6) 資産減耗費   | 3 1,8 8 6,5 2 4 円        |
| (7) その他営業費用 | 5,7 8 5,6 4 5 円          |
| (8) その他営業費用 | <u>7 0,0 8 1,6 0 0 円</u> |
|             | 3 9 7,8 8 1,1 0 1 円      |

營業外収益

3. 営業外取引益

|            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 受取利息   | 1,257,188円         |
| (2) 雜収益    | 4,253,581円         |
| (3) 他会計補助金 | 2,000,000円         |
|            | <u>25,510,764円</u> |

4. 営業外費用

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 支払利息及<br>企業債取扱益 | 92,195,768円        |
|                     | <u>84,067,601円</u> |

100,752,505円

126,263,269円

84,067,601円

## 昭和46年度和泉市水道事業剩余金計算書

(昭和46年4月1日より昭和47年3月31日まで)

### 欠損金の部

|                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 前年度未処理欠損金   | 7 9,047,204円 |
| 2. 前年度欠損金処理額   | 0            |
| 3. 繰越欠損金       | 7 9,047,204円 |
| 4. (1) 過年度損益修正 | 1,821,304円   |
| 5. 繰越欠損金年度末残高  | 8 0,368,608円 |
| 6. 当年度細利益      | 8 4,067,501円 |
| 7. 当年度未処理欠損金   | 4 6,901,007円 |

資本剩余の部

|          |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1. 国庫補助金 | 前年 | 前度 | 當年 | 當度 | 前年 | 前度 | 當年 | 當度 |
| (1)      | 高額 | 殘分 | 生分 | 殘分 | 高額 | 殘分 | 高額 | 殘分 |
| (2)      | 末度 | 処度 | 發度 | 処度 | 末度 | 処度 | 末度 | 処度 |
| (3)      | 年度 |
| (4)      | 當前 | 當前 | 當當 | 當當 | 當當 | 當當 | 當當 | 當當 |
| (5)      | 當前 | 當當 |

3.948,000 [E]  
0  
0  
0

|    |     |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|----|-----|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|    |     |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
| 2. | (1) | 高<br>金<br>助<br>補<br>府 | 額<br>殘<br>度<br>年<br>前 | 高<br>分<br>處<br>發<br>年<br>前 | 額<br>生<br>處<br>度<br>年<br>當 | 高<br>分<br>處<br>度<br>年<br>當 | 額<br>殘<br>處<br>度<br>年<br>當 | 高<br>分<br>末<br>度<br>年<br>當 | 高<br>額<br>殘<br>度<br>年<br>當 |
|    | (2) |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|    | (3) |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|    | (4) |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|    | (5) |                       |                       |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
| 3. | 工   | 事                     | 負                     | 擔                          | 金                          | 未                          | 基                          | 基                          | 高                          |

$$\begin{array}{r}
 3.668,400\text{H} \\
 -0 \\
 \hline
 0
 \end{array}$$

3. 工事負担金 (1) 前年度末残高 122,261,626円

|                            | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|
|                            | 分 | 生 | 処 | 発 | 度 | 度 |
| (2)                        | 前 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (3)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (4)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (5)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 0                          |   |   |   |   |   |   |
| <u>2 1 5,2 3 9,0 0 0 円</u> |   |   |   |   |   |   |
| 0                          |   |   |   |   |   |   |
| <u>3 3 7,5 0 0,6 2 6 円</u> |   |   |   |   |   |   |

3 3 7,5 0 0,6 2 6 円

#### 4. 受贈財産評価額

|                            | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|
|                            | 未 | 残 | 分 | 生 | 度 | 度 |
| (1)                        | 前 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (2)                        | 前 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (3)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (4)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| (5)                        | 當 | 年 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 3 4,4 1 6,6 5 7 円          |   |   |   |   |   |   |
| 0                          |   |   |   |   |   |   |
| 0                          |   |   |   |   |   |   |
| 0                          |   |   |   |   |   |   |
| <u>3 4,4 1 6,6 5 7 円</u>   |   |   |   |   |   |   |
| 3 4,4 1 6,6 5 7 円          |   |   |   |   |   |   |
| <u>3 4,4 1 6,6 5 7 円</u>   |   |   |   |   |   |   |
| <u>3 7 9,5 3 3.6 8 3 円</u> |   |   |   |   |   |   |

#### 昭和46年度和泉市水道事業欠損金処理計算書(表)

(昭和46年4月1日より昭和47年3月31日まで)

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1. 当年度未処理欠損金 | <u>4 6,3 0 1,0 0 7 円</u> |
| 2. 欠損金処理額    | 0                        |
| 翌年度繰越欠損金     | <u>4 6,3 0 1,0 0 7 円</u> |

昭和 46 年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和 47 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

|              |               |               |
|--------------|---------------|---------------|
| 一 土 建 物      | 地 物           | 22,051,361 円  |
| 建物減価償却引当金    | 88,714,773 円  | 83,825,230 円  |
| 構築物減価償却引当金   | 4,889,543 円   |               |
| 二 機械及装置      | 78,841,8315 円 | 68,662,5714 円 |
| 機械及装置減価償却引当金 | 10,179,2601 円 |               |
| 工具器具         | 13,3870,390 円 | 98,726,611 円  |
| 三 量水器        | 35,143,779 円  | 25,939,160 円  |
| 四 車輌及運搬具     | 39,350,793 円  | 4,919,753 円   |
| 五 工具器具及備品    | 13,411,633 円  | 1,061,802 円   |
|              |               | 3,857,951 円   |
|              |               | 12,823,927 円  |

工具器具及備品減価償却引当金

5,018,269円

子 建設仮勘定

872,799,173円

有形固定資産合計

1,801,630,858円

(2) 無形固定資産

1 水利権

610,000円

2 電話加入権

41,200円

無形固定資産合計

651,200円

(3) 投資資産

1 投資有価証券

419,000円

投資合計

419,000円

固定資産合計

1,802,701,058円

2. 流動資産

(1) 現金預金

103,826,829円

(2) 未収金

63,001,921円

(3) 保管有価証券

80,000円

(4) 貯蔵品

230,581,911円

流動資産合計

190,686,941円

資産合計

1,993,387,999円

負 債 の 部

3. 固定負債合計  
金 当 借 入 金 金 金 金  
固定負債合計

(1) 引 628,960円

628,960円

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 4. 流動負債合計    | 200,000,000円 |
| (1) 一時借入     | 45,599,151円  |
| (2) 未払受り     | 30,761,580円  |
| (3) 前預り      | 3,998,050円   |
| (5) 預り担保有価証券 | 80,000円      |
| 流動負債合計       | 281,158,731円 |
| 負債合計         | 281,787,691円 |

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 5. 資本金    | 118,703,235円 |
| (1) 自己資本金 |              |

|            |               |                |
|------------|---------------|----------------|
| (2) 借入資本金  |               |                |
| 1 企業資金     |               |                |
| 資本金合計      |               |                |
| 6. 剰余金     |               |                |
| (1) 資本剰余金  |               |                |
| 1 国庫補助金    | 3,948,000円    |                |
| 口 府補助金     | 3,668,400円    |                |
| 八 工事負担金    | 837,500,626円  |                |
| 二 受贈財産評価額  | 34,416,657円   |                |
| 資本剰余金合計    | 379,533,683円  |                |
| (2) 利益剰余金  |               |                |
| 當年度未処理欠損金  |               |                |
| 繰越欠損金年次末残高 | △ 803,685,08円 |                |
| 當年度純利益     | 34,067,501円   | △ 46,301,007円  |
| 利益剰余金合計    |               | △ 46,801,007円  |
| 剰余金合計      |               | 333,232,676円   |
| 資本合計       |               | 1,711,600,308円 |
| 負債資本合計     |               | 1,993,879,99円  |

## 昭和46年度和泉市水道事業報告書

### 1. 概況

#### (1) 総括事項

##### (1) 経営の方法

本市水道事業は、前年度に引き続き同様の経営方法により事業の運営を行っておりますが、尚残存する不良債務の解消を目指し、企業の合理化を促進するとともに、市民サービスの向上を計るため、積極的に努めました。

##### (2) 給水の状況

本年度の給水状況につきましては、夏季ピーク時ににおいて上町の府宮舞住宅及上代町では、水圧低下により時間的に出水不良となりましたが、その他の地区においては、事故による断水を除き比較的順調な給水を行うことが出来ました。

##### (3) 建設改良事業の進捗状況

和泉上水道第3回拡張事業は、横山地区の未給水地区及び鶴山台団地並びに中区に造成される背葉台、旭ヶ丘団地への水量増強及び低水圧地帯である肥子、小田町等への水圧確保のため、前年度に引き続き水管布設工事と鶴山台配水池築造工事を、改良工事も開発団地及低水圧地帯の水量増強と水圧確保のため、内田町、鍛冶屋町浦田町、唐国町、池上町等市内一円の配水管布設工事を、鶴山台水道施設建設事業は配水池築造工事、ポンプ電気設備工事、団地内北部の配水管布設工事等をそれぞれ施行しました。

尚、本年度中における主な工事内容は、「2. 工事」のとおりであります。

## 2. 工事

## (1) 建設改良工事概況

## 4. 和泉上水道第3回拡張工事

(工事費 1,000千円以上)

| 工事名      | 施行場所 | 本年度施行内容                                                                            | 本年度工事費     | 着工年月日    | 竣工年月日    | 備考           |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------|--------------|
| 配水池 梁造工事 | 鶴山台  | 鉄筋コンクリート造<br>内法 2.0.6×2.0.6×5.5m<br>有効容量 2,000m <sup>3</sup> 2池<br>場内配管工事 場内整備工事一式 | 59,700,000 | 46. 2.31 | 46. 8.31 |              |
| 電気設備工事   | 鶴山台  | 電気設備、計装設備工事一式                                                                      | 1,750,000  | 46. 2.31 | 46. 8.31 | 道路復旧<br>費を含む |
| 配水管 布設工事 | 山手町  | F C D φ 150 × 321m<br>φ 75 × 3m                                                    | 2,489,000  | 46. 4.25 | 46. 5.10 | 以下同じ         |
|          | 太 町  | F C D φ 400 × 497.2m<br>φ 200 × 32.3m<br>φ 150 × 97.6m<br>φ 100 × 36.6m            | 6,789,000  | 46. 5.20 | 46.10.15 |              |
|          | 坪井町  | F C D φ 200 × 223.5m                                                               | 220,200    | 46. 5. 1 | 46. 5.20 |              |
|          | 仙並町  | φ 75 × 11 m                                                                        |            |          |          |              |

(4) 員員に関する事項

|       | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | 係長                  | 事務員 | 技術史員 | 事務員 | 技術員 | 合計 |
|-------|----|----|----|------|---------------------|-----|------|-----|-----|----|
| 営業課   | 1  | 1  | 1  | 1    |                     |     |      |     |     | 2  |
| 〃 廉務係 |    |    |    |      | 1                   | 6   | 1    |     |     | 8  |
| 〃 営業係 |    |    |    |      | 課長補佐<br>兼<br>務<br>長 | 3   |      | 1   | 1   | 5  |
| 〃 給水係 |    |    |    |      | 次<br>長<br>務<br>長    | 8   | 2    | 2   |     | 7  |
| 工務課   |    |    | 1  | 1    |                     |     |      |     |     | 2  |
| 〃 工務係 |    |    |    |      | 1                   |     | 4    |     |     | 5  |
| 〃 浄水係 |    |    |    |      | 課長補佐<br>兼<br>務<br>長 | 1   | 20   |     | 2   | 23 |
| 〃 管理係 |    |    |    |      | 1                   | 1   | 6    |     |     | 8  |
| 合 計   | 1  | 1  | 2  | 2    | 8                   | 14  | 83   | 3   | 8   | 62 |

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

## (2) 議会議決事項

| 番号     | 件名                           | 提出年月日       | 議決年月日       |
|--------|------------------------------|-------------|-------------|
| 報告第6号  | 昭和45年度和泉市水道事業会計収支賃貸損益計算書について | 4.6. 7. 6   | 4.6. 7. 6   |
| 報告第7号  | 昭和45年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について   | 4.6. 7. 6   | 4.6. 7. 6   |
| 議案第47号 | 昭和46年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)     | 4.6. 9. 17  | 4.6. 9. 17  |
| 議案第64号 | 昭和46年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)     | 4.6. 12. 15 | 4.6. 12. 15 |
| 認定第1号  | 昭和45年度和泉市水道事業会計決算の認定について     | 4.6. 10. 20 | 4.6. 12. 22 |
| 議案第40号 | 昭和46年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)     | 4.7. 3. 17  | 4.7. 3. 17  |
| 議案第29号 | 昭和47年度和泉市水道事業会計予算            | 4.7. 3. 10  | 4.7. 3. 30  |

## (3) 行政官庁認可事項

| 申請年月日      | 申請先   | 件名                         | 許可年月日                     |
|------------|-------|----------------------------|---------------------------|
| 4.7. 1. 11 | 大阪府知事 | 昭和46年度事業権許可の件、和泉上水道第3回拡張事業 | 12.7.000444<br>4.7. 1. 27 |

(二) 普及の状況

|           | 昭和47年3月31日現在          | 昭和46年3月31日現在          |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 総 人 口     | 1,03,975人             | 9,7,682人              |
| 給 水 人 口   | 9,1,168人              | 8,0,894人              |
| 給 水 普 及 率 | 戸数別 9 0.9% 人口別 8 7.7% | 戸数別 8 5.2% 人口別 8 2.8% |
| 給 水 戸 数   | 24,663戸               | 21,391戸               |
| 給 水 案 数   | 22,600栓               | 19,462栓               |

(三) 条例規則の制定改廃について

- 昭和46年4月 8日 和泉市水道事業管理規程の一部を改正する規程。
- 昭和46年4月 8日 和泉市水道部企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程。
- 昭和46年5月 7日 和泉市水道事業の水道メーター点検等委託に関する規程の一部を改正する規程。
- 昭和47年2月10日 特別開発負担金徴収規程の一部を改正する規程。
- 昭和47年3月31日 和泉市職員定数の一部を改正する条例

| 工事名       | 施行場所 | 本年度施行内容                                                                               | 本年度工事費<br>円 | 着工年月日  | 竣工年月日   | 備考 |
|-----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|---------|----|
| ホンダ爆氣設備工事 | "    | 場内配管、場内配備工事一式<br>送水ポンプ室設置 $71.5 m^2$                                                  |             |        |         |    |
| 配水管布設工事   | "    | 送水管 $\phi 150 \times 37.1 m$<br>$\phi 100 \times 1,190 m$<br>$\phi 75 \times 1,336 m$ | 20,800,000  | 46.2.1 | 46.8.31 |    |

## 3. 農業

## (1) 農耕機械

| 区 分            | 本年度             | 前年度             | 増減            | 前年度対比率 |      |
|----------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|------|
|                |                 |                 |               | 受水率    | 受水量  |
| 大阪府よりの受水額      | 6,971,240 $m^3$ | 6,118,015 $m^3$ | 859,234 $m^3$ | 1.14   | 1.12 |
| 泉北用水よりの受水額     | 2,653,420       | 2,378,844       | 275,076       | 1.46   | 1.46 |
| 光明池土地改良区よりの受水額 | 1,220,858       | 838,665         | 382,193       | 1.02   | 1.02 |
| 自用水源           | 1,337,391       | 1,183,294       | 154,097       | 1.13   | 1.13 |
| 一日平均受水量        | 1,804.7         | 1,676.2         | 228.5         | 1.14   | 1.14 |

|          |             |                                                                                                             |                                               |            |          |          |
|----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|----------|----------|
| 配水管 布設工事 | 鐵治坂町<br>浦田町 | F C D $\phi 200 \times$<br>$\phi 150 \times$<br>$\phi 100 \times$<br>$\phi 75 \times$                       | 25.5m<br>5.225m<br>8.11.5m<br>7.92.5m         | 9300000    | 46.12.10 | 47. 3.31 |
|          | 松尾寺町        | D C I F $\phi 400 \times$                                                                                   | 2.5m                                          | 2536000    | 47. 2.15 | 47. 3.25 |
|          | 阪本町         | F C D $\phi 150 \times$                                                                                     | 18.85m                                        | 1922000    | 47. 2.26 | 47. 3.10 |
|          | 内田町         | F C D $\phi 400 \times$<br>$\phi 300 \times$<br>$\phi 250 \times$<br>$\phi 150 \times$<br>$\phi 100 \times$ | 21.5m<br>25.2m<br>42.89m<br>23.26m<br>6.82.8m | 19,000,000 | 47. 3.15 | 47. 3.30 |

八、利泉上水道鶴山台水道施設建設事業

| 工事名      | 施行場所 | 本年度施工内容                                                                       | 本年度工事費       | 着工月日     | 竣工月日     | 備考 |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------|----------|----|
| 配水場 築造工事 | 鶴山台  | 配水池 2,000m <sup>3</sup><br>鉄筋コンクリート造 1池<br>高架水槽 250m <sup>3</sup> ×1 H=27.m鋼製 | 9,350,000.00 | 46. 2. 1 | 46. 8.31 |    |

## 口・利根上水道改良工事

| 工事名      | 施行場所 | 本年度施行内容                                                                                    | 本年度工費   | 着工年月日    | 竣工年月日    | 備考 |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|----------|----|
| 配水管 布設工事 | 仏並町  | F C D $\phi 150 \times 58.6.9 m$<br>" $\phi 75 \times 5.5 m$                               | 604,000 | 46. 9.10 | 46.11.15 |    |
| "        | 坪井町  | F C D $\phi 200 \times 86.9.6 m$<br>" $\phi 150 \times 1.2 m$<br>" $\phi 100 \times 2.6 m$ | 338,500 | 46.10. 1 | 46.11.20 |    |

| 工事名      | 施行場所 | 本年度施行内容                                                                               | 本年度工費     | 着工年月日    | 竣工年月日    | 備考                   |
|----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------|----------------------|
| 配水管 布設工事 | 唐国町  | M C T $\phi 200 \times 1.2.2.8 m$                                                     | 970,000   | 46. 1. 5 | 46. 2. 2 | 道路復旧<br>貯金合併<br>以下同様 |
| "        | 府中町  | F C D $\phi 100 \times 2.81 m$                                                        | 1,056,000 | 46. 5.25 | 46. 6.25 |                      |
| "        | 三林町  | F C D $\phi 150 \times 2.81 m$<br>" $\phi 75 \times 3 m$                              | 3,182,000 | 46. 7.20 | 46. 8.10 |                      |
| "        | 鎌ヶ谷町 | F C D $\phi 200 \times 1.2.9 m$                                                       | 1,070,000 | 46.10. 5 | 46.12.25 |                      |
| "        | 浦田町  | " $\phi 150 \times 4.34 m$<br>" $\phi 100 \times 5.22 m$<br>" $\phi 75 \times 5.52 m$ |           |          |          |                      |
| "        | 納花町  | F C D $\phi 200 \times 31.9.1 m$<br>" $\phi 75 \times 8.1 m$                          | 2,250,000 | 46.10. 5 | 46.10.30 |                      |

## (2) 事業収益に関する事項

| 区分      | 本年額         | 年率    | 前年額          | 年率    | 増減            |
|---------|-------------|-------|--------------|-------|---------------|
| 當業収益    | 49,863,300円 | 95.1% | 52,123,5180円 | 97.4% | △ 2,260,1574円 |
| 當業外収益   | 2,551,0764  | 4.9   | 1,378,2735   | 2.6   | 11,728,029    |
| 合計      | 52,414,4370 | 100   | 53,501,7015  | 100   | △ 1,087,3545  |
| 1ヶ月平均収益 | 4,367,8698  |       | 4,458,4826   |       |               |
| 1日平均収益  | 1,432,088   |       | 1,466,5803   |       |               |

## (3) 事業費用に関する事項

| 区分      | 本年額           | 年率    | 前年額          | 年率    | 増減             |
|---------|---------------|-------|--------------|-------|----------------|
| 當業費用    | 3,97,881101円  | 81.2% | 4,161,08217円 | 83.4% | △ 182,271,116円 |
| 當業外費用   | 9,219,5768    | 18.8  | 8,309,7525   | 16.0  | 9,098,243      |
| 合計      | 4,900,076,869 | 100   | 4,99,205,742 | 100   | △ 9,128,873    |
| 1ヶ月平均費用 | 4,083,9799    |       | 4,160,0479   |       |                |
| 1日平均費用  | 1,339,008     |       | 1,367,687    |       |                |

4. 会計

(1) 重要契約の要旨

(1) 工事請負契約（500万円以上）

| 契約年月日       | 契約金額<br>円  | 契約内容                      | 契約の相手方   |
|-------------|------------|---------------------------|----------|
| 4. 6. 2. 18 | 6,600,000  | 鶴山台団地水道施設建設事業配水管布設工事      | 木村組      |
| 4. 6. 5. 4  | 6,789,000  | 和泉上水道第3回拡張事業配水管布設工事       | 北野喜八郎組   |
| 4. 6. 5. 18 | 5,760,000  | 取水ポンプ据付工事                 | 朝日企業株式会社 |
| 4. 6. 5. 24 | 5,933,000  | 配水管布設工事                   | 辻作建設     |
| 4. 6. 5. 29 | 8,600,000  | 鶴山台団地水道施設建設事業配水管布設工事      | 白川建設     |
| 4. 6. 7. 28 | 10,583,000 | 和泉上水道第3回拡張事業配水管布設工事(第1工区) | 松浪組      |
| (第2工区)      |            | 新陽電機水道工業所                 | 河野市久美    |
| 4. 6. 7. 29 | 6,040,000  | 細中水道ボンブ工業所                | 畠中清市     |

| 契約年月日      | 契約金額         | 契約内容            | 契約の相手方               |
|------------|--------------|-----------------|----------------------|
| 4.6.10. 5  | 10,700,000 円 | 和泉上水道改良 配水管布設工事 | 大成建設㈱大阪支店<br>菅 沢 葦 夫 |
| 4.6.12. 11 | 93,000,000   | "               | 辻 建 設 秀 夫            |
| 4.7. 3. 21 | 19,000,000   | "               | 松 浪 組 重 義            |

(回) 物品購入契約 (300万円以上)

| 契約年月日      | 契約金額        | 契約内容                                                | 契約の相手方             |
|------------|-------------|-----------------------------------------------------|--------------------|
| 4.6. 4. 16 | 5,548,900 円 | F C D A 1種、セメントライニング直管<br>$\phi 75 \times 4m$ 400本外 | 西海機材製作所<br>朝 長 敏 浩 |
| 4.6. 8. 4  | 4,191,840   | F C D A 2種、セメントライニング直管<br>$\phi 400 \times 6m$ 123本 | "                  |
| 4.6. 8. 13 | 5,998,080   | "                                                   | "                  |
| 4.7. 2. 21 | 33,643,20   | "                                                   | "                  |
| 4.7. 3. 6  | 38,924,10   | A 1種<br>$\phi 200 \times 5m$ 86本外                   | "                  |

| 款 | 項           | 目         | 節                   | 金額 | 備考 |
|---|-------------|-----------|---------------------|----|----|
|   |             | 燃 料 費     | 261,630 円           |    |    |
|   |             | 印 刷 製 本 費 | 88,070              |    |    |
|   |             | 通 信 運 輸 費 | 146,737             |    |    |
|   |             | 委 託 料     | 818,470             |    |    |
|   |             | 賃 借 料     | 100,00              |    |    |
|   |             | 修 繕 料     | 134,872             |    |    |
|   |             | 動 力 費     | 1,893,771           |    |    |
|   |             | 藥 品 費     | 830,436             |    |    |
|   |             | 材 料 費     | 515,00              |    |    |
|   |             | 受 水 費     | 72,819,040          |    |    |
|   |             | 請 員 工 事 費 | 1,396,700           |    |    |
|   |             | 補 償 金     | 10,000              |    |    |
|   |             | 負 担 金     | 2,034,000           |    |    |
|   | 記 水 及 給 水 費 |           | 662,933,25          |    |    |
|   | 給 料         | 1,448,074 | 予算額<br>1,448,1000 円 |    |    |
|   | 手 当         | 1,307,984 | 5<br>1,308,0000 円   |    |    |
|   | 法 定 福 利 費   | 2,806,038 | 2,829,000 円         |    |    |

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(4) 企 業 債

1. 企業債発行総額 1,614,700,000円

内本年度発行額 1,270,000,000円

2. 債 還 額 355,035,608円

内本年度償還額 83,705,944円

本年度末未償還額 1,259,664,397円

(ロ) 一時借入金

1. 前年度末残高 2,000,000,000円

2. 本年度借入総額 4,060,000,000円

3. 本年度返済総額 4,060,000,000円

本年度末残高 2,000,000,000円

| 款        | 項       | 目            | 節 | 金額         | 備考 |
|----------|---------|--------------|---|------------|----|
|          |         | 雜            | 費 | 42056円     |    |
|          | 減価償却費   | 公課費          |   | 15400      |    |
|          |         | 有形固定資產減価償却費  |   | 31,836.524 |    |
|          |         | 無形固定資產減価償却費  |   | 5,000      |    |
| 資產減耗費    |         | 固定資產除却費      |   | 5,785.645  |    |
|          |         | 棚卸資產減耗費      |   | 7501       |    |
| その他の営業費用 |         | 材料完却原価       |   | 70081600   |    |
| 營業外費用    |         |              |   | 92195768   |    |
|          | 支払利息及企費 |              |   | 92195768   |    |
|          | 企業債取扱諸料 | 企業債利息        |   | 76572814   |    |
|          |         | 一時借入金利息      |   | 15541054   |    |
|          |         | 企業債手數料及取扱諸料費 |   | 81,000     |    |
| 費用合計     |         |              |   | 490076809  |    |

|           |             |                    |
|-----------|-------------|--------------------|
|           | 旅 费         | 3,090.00           |
|           | 被 服 费       | 9,504.0            |
|           | 備 消 品 费     | 6,184.51           |
|           | 燃 料 费       | 31,337.0           |
|           | 印 刷 製 本 费   | 10,518.0           |
|           | 貯 借 料       | 20,403.8           |
|           | 修 繕 料       | 7,079.185          |
|           | 略 面 復 旧 费   | 1,017,104.0        |
|           | 材 料 费       | 27,458.90          |
|           | 請 負 工 事 费   | 1,456,299.8        |
| 受 託 工 事 费 |             | 2,688,956.0        |
| 業 務 費     |             |                    |
| 略 面 復 旧 费 | 5,755.00    |                    |
| 請 負 工 事 费 | 2,631,400.0 |                    |
| 給 料       | 7,254,822   | 予算額<br>73,690,000円 |
| 手 当       | 5,494,868   | 54,950,000円        |
| 法 定 福 利 费 | 1,411,141   | 1,415,000円         |
| 旅 费       | 16,900      |                    |

有形固定資産明細書

| 資産の種類     | 年度当初現在高         | 当年度増加額        | 当年度減少額       | 年度末現在高          | 減価償却引当金       | 年度末償却未済高        | 備考         |
|-----------|-----------------|---------------|--------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|
| 有形固定資産    | 円 1,624,924,258 | 円 35,453,0733 | 円 16,506,506 | 円 1,962,948,435 | 円 161,317,627 | 円 1,801,630,858 |            |
| 土 地       | 22,051,361      | 0             | 0            | 22,051,361      | 0             | 0               | 22,051,361 |
| 施設用地      | 22,051,361      | 0             | 0            | 22,051,361      | 0             | 0               | 22,051,361 |
| 建 物       | 88,364,773      | 350,000       | 0            | 88,714,773      | 4,889,543     | 83,825,230      |            |
| 事務所用建物    | 28,960,000      | 0             | 0            | 28,960,000      | 417,024       | 28,542,976      |            |
| 施設用建物     | 59,404,773      | 350,000       | 0            | 59,754,773      | 4,472,519     | 55,282,254      |            |
| 機 械       | 785,194,340     | 5,382,000     | 2,758,025    | 788,418,315     | 101,792,601   | 686,625,714     |            |
| 原水及浄水設備   | 133,935,553     | 0             | 2,758,025    | 131,177,527     | 9,021,046     | 122,156,481     |            |
| 配水及給水設備   | 610,467,234     | 5,752,000     | 0            | 616,219,234     | 88,001,357    | 528,217,877     |            |
| そ の 他、機 械 | 40,791,554      | 230,000       | 0            | 41,021,554      | 4,770,198     | 36,251,356      |            |
| 機械及装置     | 138,442,390     | 0             | 4,572,000    | 133,870,390     | 35,143,779    | 98,726,611      |            |
| 電 気 設 備   | 46,973,561      | 0             | 1,086,000    | 45,887,561      | 8,388,049     | 37,299,512      |            |
| ボンブ 設 備   | 30,942,229      | 0             | 349,000      | 30,593,229      | 8,531,053     | 22,061,276      |            |
| 塩素滅菌設備    | 6,551,331       | 0             | 179,000      | 6,372,331       | 2,227,879     | 4,144,452       |            |
| その他機械装置   | 53,975,269      | 0             | 2,958,000    | 51,017,269      | 15,795,898    | 35,221,371      |            |
| 管 水 器     | 34,471,789      | 5,401,303     | 522,299      | 39,350,793      | 13,411,633    | 25,939,160      |            |
| 車輛及運搬具    | 4,558,753       | 1,581,000     | 1,220,000    | 4,919,753       | 1,061,802     | 3,857,951       |            |

| 資産の種類           | 年度当初現在高       | 当年度増加額      | 当年度減少額      | 年度未現在高        | 減価償却金       | 年度未償却未済高      | 備考 |
|-----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|---------------|----|
| 自動車             | 455,753 円     | 1,581,000 円 | 1,220,000 円 | 4,919,753 円   | 1,061,802 円 | 3,857,951 円   |    |
| 工具器具及備品         | 11,478,927    | 1,345,000   | 0           | 12,823,927    | 5,018,209   | 7,805,658     |    |
| 工具器具            | 6,047,738     | 465,000     | 0           | 6,512,738     | 1,206,596   | 5,306,142     |    |
| 備品              | 5,431,189     | 880,000     | 0           | 6,311,189     | 3,811,673   | 2,499,516     |    |
| 建設仮勘定           | 540,361,925   | 839,871,430 | 7,434,182   | 872,799,173   | 0           | 872,799,173   |    |
| 打泉上水道<br>第3回張敷設 | 468,376,234   | 144,797,246 | 0           | 613,175,480   | 0           | 613,175,480   |    |
| 和泉上水道<br>改良工事   | 5,104,000     | 80,365,460  | 5,984,182   | 79,485,278    | 0           | 79,485,278    |    |
| 轟山台地<br>水道施設    | 66,879,691    | 114,708,724 | 1,450,000   | 180,188,415   | 0           | 180,188,415   |    |
| 総計              | 1,624,924,258 | 354,530,733 | 165,065,506 | 1,962,948,485 | 161,377,627 | 1,801,680,858 |    |

### 無形固定資産明細書

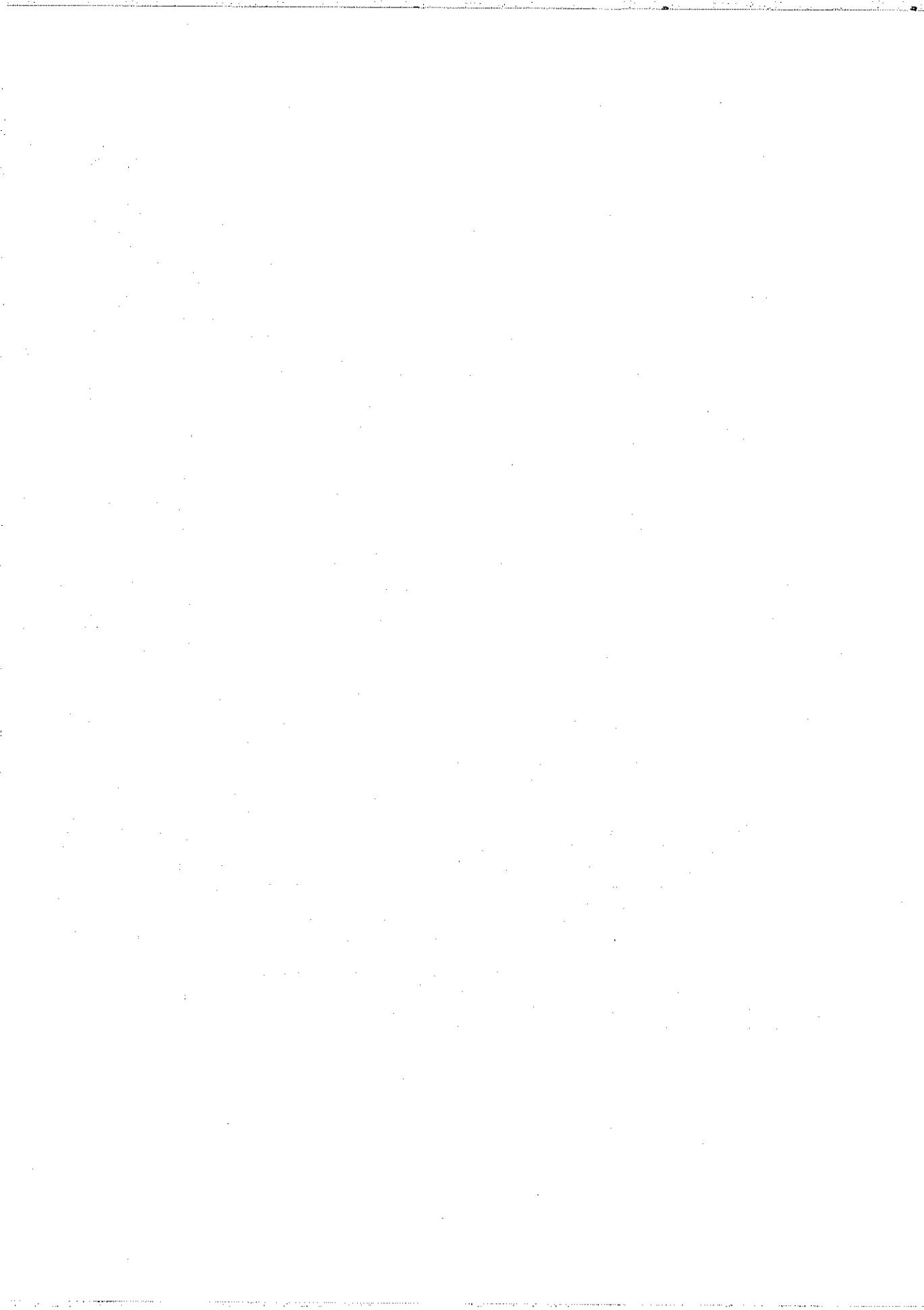
| 資産の種類  | 年度当初現在高   | 当年度増加額 | 当年度減少額 | 当年度減価償却高 | 年度末現在高    | 備考 |
|--------|-----------|--------|--------|----------|-----------|----|
| 無形固定資産 | 701,200 円 | 0      | 0      | 50,000 円 | 651,200 円 |    |
| 水利権    | 66,000    | 0      | 0      | 50,000   | 61,000    |    |
| 電話加入権  | 41,200    | 0      | 0      | 0        | 41,200    |    |
| 総計     | 701,200   | 0      | 0      | 50,000   | 651,200   |    |

企 業 債 明 細 書

| 種類    | 発行年月日           | 発行総額       | 償還高         |           | 未償還残高       | 発行価格        | 利率          | 償還終期 | 借入先                           |
|-------|-----------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|------|-------------------------------|
|       |                 |            | 当年度償還高      | 償還高累計     |             |             |             |      |                               |
| 借入資本金 | 昭和28年度地方公営企業等資金 | 昭和29. 4.15 | 3,000,000 円 | 205,188 円 | 2,416,026 円 | 583,974 円   | 3,000,000 円 | 6分5厘 | 昭和48.11.1 大蔵省資金運用部            |
|       | 昭和29年度          | 80. 8.22   | 16,000,000  | 1,328,448 | 11,471,405  | 4,528,505   | 16,000,000  | 〃    | 49.11.1 〃                     |
|       | 昭和30年度          | 81. 4.27   | 16,000,000  | 1,234,898 | 11,785,086  | 4,214,834   | 16,000,000  | 〃    | 50. 3.31 〃                    |
|       | 昭和31年度          | 82. 5.31   | 24,000,000  | 999,770   | 9,545,809   | 14,454,801  | 24,000,000  | 〃    | 51. 3.31 〃                    |
|       | 昭和32年度          | 83. 5.30   | 80,000,000  | 1152,677  | 11,006,435  | 18,994,505  | 20,000,000  | 〃    | 52. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和34年度          | 85. 5.30   | 8,000,000   | 105,056   | 801,157     | 2,198,848   | 8,000,000   | 〃    | 60. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和35年度          | 86. 2.28   | 18,000,000  | 580,557   | 4,427,804   | 18,572,696  | 18,000,000  | 〃    | 61. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和36年度          | 87. 5.21   | 29,000,000  | 877,385   | 6,197,538   | 22,802,462  | 29,000,000  | 〃    | 62. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和37年度          | 87. 5.21   | 7,000,000   | 211,783   | 1,405,956   | 5,504,044   | 7,000,000   | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和38年度          | 88. 3.30   | 30,000,000  | 867,128   | 5,051,123   | 24,948,877  | 30,000,000  | 〃    | 63. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和39年度          | 89. 3.30   | 34,000,000  | 964,919   | 6,237,419   | 27,762,581  | 34,000,000  | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和40年度          | 90. 3.31   | 9,000,000   | 251,148   | 1,774,015   | 7,225,935   | 9,000,000   | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和41年度          | 90. 3.31   | 17,000,000  | 444,994   | 2376,528    | 14,123,472  | 17,000,000  | 〃    | 64. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和42年度          | 91. 3.31   | 34,000,000  | 905,180   | 5,272,500   | 28,727,500  | 34,000,000  | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和43年度          | 92. 3.20   | 41,000,000  | 1,006,728 | 5,864,285   | 35,135,715  | 41,000,000  | 〃    | 65. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和44年度          | 92. 3.27   | 10,000,000  | 250,441   | 945,231     | 9,054,769   | 10,000,000  | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和45年度          | 93. 8.25   | 88,000,000  | 1,408,782 | 5,186,184   | 82,883,886  | 88,000,000  | 〃    | 71. 2. 1 〃                    |
|       | 昭和46年度          | 93. 3.31   | 16,000,000  | 268,315   | 988,843     | 15,066,157  | 16,000,000  | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和47年度          | 93. 3.31   | 3,800,000   | 59,780    | 236,138     | 3,513,882   | 3,800,000   | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和48年度          | 94. 8.31   | 36,000,000  | 556,167   | 556,167     | 35,443,838  | 36,000,000  | 〃    | 72. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和49年度          | 95. 3.31   | 128,000,000 | 1,873,380 | 8,613,171   | 119,986,829 | 128,000,000 | 〃    | 〃 〃 〃                         |
|       | 昭和50年度          | 96. 8.31   | 87,000,000  | 1,035,089 | 1,035,089   | 65,964,911  | 87,000,000  | 〃    | 73. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和51年度          | 97. 3.31   | 17,000,000  | 242,842   | 242,842     | 16,757,158  | 17,000,000  | 〃    | 73. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和52年度          | 97. 8.20   | 70,000,000  | 925,574   | 925,574     | 69,074,426  | 70,000,000  | 〃    | 74. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和53年度          | 98. 8.25   | 98,000,000  | 0         | 0           | 98,000,000  | 98,000,000  | 〃    | 75. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和54年度          | 98. 3.31   | 78,000,000  | 0         | 0           | 78,000,000  | 78,000,000  | 〃    | 76. 3. 1 〃                    |
|       | 昭和55年度          | 98. 9.20   | 2,000,000   | 0         | 2,000,000   | 0           | 2,000,000   | 7分6厘 | 44. 8.20 公营企業金<br>融公庫<br>(債券) |
|       | 昭和56年度          | 98. 9.20   | 3,000,000   | 0         | 3,000,000   | 0           | 3,000,000   | 7分4厘 | 44. 8.20 ( )                  |
|       | 昭和57年度          | 98. 8.20   | 5,000,000   | 0         | 5,000,000   | 0           | 5,000,000   | 〃    | 44. 8.20 ( )                  |



| 種類    | 発行年月日               | 発行額            | 償還高            |             | 未償還残高          | 発行価格          | 利 率            | 償還終期             | 借入先               |
|-------|---------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|---------------|----------------|------------------|-------------------|
|       |                     |                | 当年度償還高         | 償還高累計       |                |               |                |                  |                   |
| 借入資本金 | 昭和87年度<br>地方公営企業等資金 | 昭和<br>38. 8.20 | 円<br>6,000,000 | 円<br>0      | 円<br>6,000,000 | 円<br>0        | 円<br>6,000,000 | 7分4厘<br>44. 3.20 | 公営企業金融公庫<br>(償還済) |
|       | 昭和88年度              | 39. 8.20       | 3,000,000      | 0           | 3,000,000      | 0             | 3,000,000      | 7分8厘<br>( )      | （ ）               |
|       | 昭和89年度              | 40. 8.20       | 6,000,000      | 0           | 6,000,000      | 0             | 6,000,000      | （ ）              | （ ）               |
|       | 昭和40年度              | 41. 3.20       | 14,000,000     | 0           | 14,000,000     | 0             | 14,000,000     | （ ）              | （ ）               |
|       | 昭和41年度              | 41. 3.30       | 36,000,000     | 0           | 36,000,000     | 0             | 36,000,000     | （ ）              | （ ）               |
|       | 昭和42年度              | 42. 3.20       | 72,000,000     | 8,570,488   | 7,732,116      | 64,287,884    | 72,000,000     | 7 分<br>65. 3.20  | （ ）               |
|       | 昭和43年度              | 42. 3.28       | 7,000,000      | 850,000     | 700,000        | 6,300,000     | 7,000,000      | （ ）              | （ ）               |
|       | 昭和44年度              | 43. 3.20       | 40,000,000     | 2,000,000   | 2,000,000      | 38,000,000    | 40,000,000     | 66. 3.20         | （ ）               |
|       | 昭和45年度              | 44. 3.20       | 0,000,000      | 0           | 0              | 9,000,000     | 9,000,000      | 67. 3.20         | （ ）               |
|       | 昭和46年度              | 44. 4.25       | 175,400,000    | 8,352,880   | 25,057,160     | 150,842,840   | 175,400,000    | 65. 3.20         | （ ）               |
|       | 昭和47年度              | 45. 3.20       | 59,000,000     | 0           | 0              | 39,000,000    | 39,000,000     | 68. 3.20         | （ ）               |
|       | 昭和48年度              | 46. 3.20       | 49,000,000     | 0           | 0              | 49,000,000    | 49,000,000     | 6分7厘<br>70. 3.20 | （ ）               |
|       | 昭和49年度              | 47. 3.20       | 40,000,000     | 0           | 0              | 40,000,000    | 40,000,000     | 71. 3.20         | （ ）               |
|       | 昭和50年度              | 48. 4.25       | 1,500,000      | 0           | 1,500,000      | 0             | 1,500,000      | 6分5厘<br>48. 8.31 | 郵政省簡易保険局<br>(償還済) |
|       | 昭和51年度              | 49. 5.28       | 8,000,000      | 118,236     | 1,077,414      | 1,922,586     | 8,000,000      | 58. 8.31         | （ ）               |
|       | 昭和52年度              | 50. 5.28       | 25,000,000     | 806,943     | 8,153,724      | 18,846,276    | 25,000,000     | 61. 8.31         | （ ）               |
|       | 昭和53年度              | 51. 5.25       | 28,000,000     | 696,387     | 4,919,034      | 18,080,968    | 23,000,000     | 62. 8.31         | （ ）               |
|       | 昭和54年度<br>第1回公募債    | 50.11.10       | 4,000,000      | 0           | 4,000,000      | 0             | 4,000,000      | 7分8厘<br>46.11.10 | 効住友銀行<br>(償還済)    |
|       | 昭和55年度              | 51.12.25       | 2,000,000      | 0           | 2,000,000      | 0             | 2,000,000      | 9.12.25<br>( )   | （ ）               |
|       | 昭和56年度<br>第1回公債     | 50. 5.28       | 77,000,000     | 0           | 77,000,000     | 0             | 77,000,000     | 7分5厘<br>47. 5.28 | （ ）               |
|       | 昭和57年度              | 51. 5.28       | 3,000,000      | 0           | 3,000,000      | 0             | 3,000,000      | （ ）              | 泉州銀行<br>( )       |
|       | 昭和58年度              | 52. 3.31       | 4,500,000      | 0           | 0              | 4,500,000     | 4,500,000      | 54. 3.31         | 効住友銀行             |
|       | 昭和59年度              | 52. 3.31       | 4,500,000      | 0           | 0              | 4,500,000     | 4,500,000      | （ ）              | 泉州銀行              |
| 合計    |                     | 1,614,700,000  | 33,705,044     | 855,085,003 | 1,258,684,897  | 1,614,700,000 |                |                  |                   |



昭和 46 年度

# 水道事業会計決算審査意見書

和泉市監査委員

目 次

審 査 意 見 ----- P. 1

審 査 概 要 ----- P. 3

1. 計数の正否 ----- P. 3

2. 予算の執行歩合 ----- P. 3

3. 営業成績 ----- P. 4

4. 損益計算書 ----- P. 5

5. 資本的収支 ----- P. 5

6. 予算に定められた経理上の制限 ----- P. 6

7. 貸借対照表 ----- P. 7

8. 剰余金の計算及び欠損金の処理 ----- P. 7

附 表

## 審 査 意 見

市長より提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計画書（案）並びに貸借対照表及びこれらに関する附属書類は地方公営企業法令に定める様式によって作成されており、この間の会計処理は前年度と同一の基準により、且つ一般的に認められた会計原則に従って行なわれていた。

以上の諸書類は47年3月31日現在の財政状態並びに同日を以て終わる企業会計の経営成績を適正に表示しているものと認めた。

細部は審査概要に記述しているとおりであるが以下審査の過程で特に留意した事項を記述する。

尚、文中の計数は万円を単位とし、以下は切り捨てた。従って加減剰除に多少の誤差がある。

### 記

#### 1. 営業成績について

水道事業の本年度営業成績は収入5億2,414万円、支出4億9,008万円で差引3,406万円の純利益となってこれにより44年以降3年連続の黒字決算となった。これは、44年1月に行なわれた水道料金の改訂も一因であろうがむしろそれ以後より一層行なわれている水道事業関係者の努力に負うところが大であると考える。特に水道料金の徴収成績は毎年高率を示しており、その他、経営の合理化についても努力のあとが多く見られることからも評価できよう。しかし、このような関係者の努力にも拘らず営業成績そのものを計数的に見るならば、その内容は44年4,115万円、45年3,581万円、46年3,406万円と年々利益の減少を示していることも事実である。この主な要因は、営業費用の増加、とくに人件費の急激な増加が給水収益その他の増加を上回ったことに起因するものである。

46年度だけを見ても人件費は1億405万円と総費用中の21.2%のぼっていた。

尚、不良債務額（流動負債－流動資産）は9,104万円と、前年度決算1億2,239万円に比して3,135万円の減少となっていた。過去3年連続の黒字により、当面の目標である不良債務解消は一応の目途がたったといえよう。

その他、営業成績とは直接関係ないが、資本的収入中、工事負担金として、2億1,524万円が収入されている。住宅都市としての色彩をより一層強めている本市にあっては、今後も開発が急速度で進行していくことは確実であり、これに伴う娯楽施設その他の建設も行なわれることは必至であろう。その結果として、上記の工事負担金あるいは開発負担金の収入は当然増加していくものと考えるが、既住市民の現在までの負担との均衡をはかる意味でも、これら工事負担金、開発負担金の算定基準を引き上げ受益者負担を徹底させることも考える必要があるのではなかろうか。

## 2. 水道事業の運営について

本市の水道事業は、周知のとおり必要水量の8割以上を府営水、光明池土地改良区等他からの受水に依存しているのが現状である。

本年度についてみても、受水量6,971,249m<sup>3</sup>のうち自己水は1,337,391m<sup>3</sup>(19.2%)にすぎない。このような状態にある以上、府営水等の料金値上げが本市水道事業の経営自体に及ぼす影響は少なからぬものがあると考えるのは容易である。現実の問題として府営水の値上げが議題としてのぼりつつある現在その値上げが即、本市水道料金の値上げにつながるとすれば、需用家（市民）にとって重大な問題であるし、それ故、本市水道事業関係者は今から府営水の値上げに対応できうる体制を作つておかねばならないと考える。無論、現行の公営企業方式の中にあっては、経営上種々の困難な問題もあり、水道事業関係者の努力も並み大抵ではなかろうが、経営の合理化をより徹底させ公共の福祉のために努力を願いたいものである。

## 審 査 概 要

提示されている決算額は次のとおりである。

### (1) 収益的収支

|      |              |
|------|--------------|
| 収 入  | 5 2,4 1 4 万円 |
| 支 出  | 4 9,0 0 8 万円 |
| 差引利益 | 3,4 0 .6 万円  |

### (2) 資本的収支

|      |              |
|------|--------------|
| 収 入  | 3 4,2 2 4 万円 |
| 支 出  | 3 8;0 3 7 万円 |
| 差引不足 | 3,8 1 3 万円   |

#### 1. 計数の正否

以上の数字は、関係帳簿及び証拠書類と照合の結果それぞれ一致して誤りのない事を確認した。

#### 2. 予算の執行歩合

当初予算に対して、3回の補正が行なわれているが最終予算に対する執行歩合は、附表第3表に示すように

|       |              |            |
|-------|--------------|------------|
| 収益的収支 | 収入 9 8.3 %   | 支出 9 7.3 % |
| 資本的収支 | 収入 1 1 0.8 % | 支出 9 5.8 % |

となっており、おおむね順調な執行状況であった。特に本年は、資本的収入が予算を上まわって執行されているが、これは和泉台団地建設に伴う工事負担金及び各施設の開発に伴う特別開発負担金等の超過収入を見たことによるものである。

## (2) 支 出

支出総額は、380,368,053円でその内訳は建設改良費346,662,109円、企業債償還金33,705,944円となっていた。企業債償還金は前年度の27,913,151円と比較して約579万円の増加となっていた。

### 建設改良費の内訳は

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. 事務費          | 2,916,246円   |
| 2. 拡張工事費        | 142,759,000円 |
| 3. 改良工事費        | 79,835,278円  |
| 4. 鶴山台水道施設建設改良費 | 113,258,724円 |
| 5. 営業設備費        | 7,887,986円   |
| 6. 投 資          | 4,875円       |

### 6. 予算に定められた経理上の制限

予算に定められた経理上の制限については、次のとおり遵守されていた。

#### (1) 流用できない経費

##### (1) 人 件 費 (賃金、報償費は含まない)

|       |              |
|-------|--------------|
| 予 算 額 | 104,654,000円 |
| 決 算 額 | 104,054,000円 |

##### (2) 交際費

|       |          |
|-------|----------|
| 予 算 額 | 400,000円 |
| 決 算 額 | 361,491円 |

#### (2) 棚卸資産の購入

|       |             |
|-------|-------------|
| 限 度 額 | 97,734,000円 |
| 決 算 額 | 91,099,140円 |

#### (3) 一時借入金

|       |              |
|-------|--------------|
| 限 度 額 | 300,000,000円 |
| 最高借入額 | 206,000,000円 |

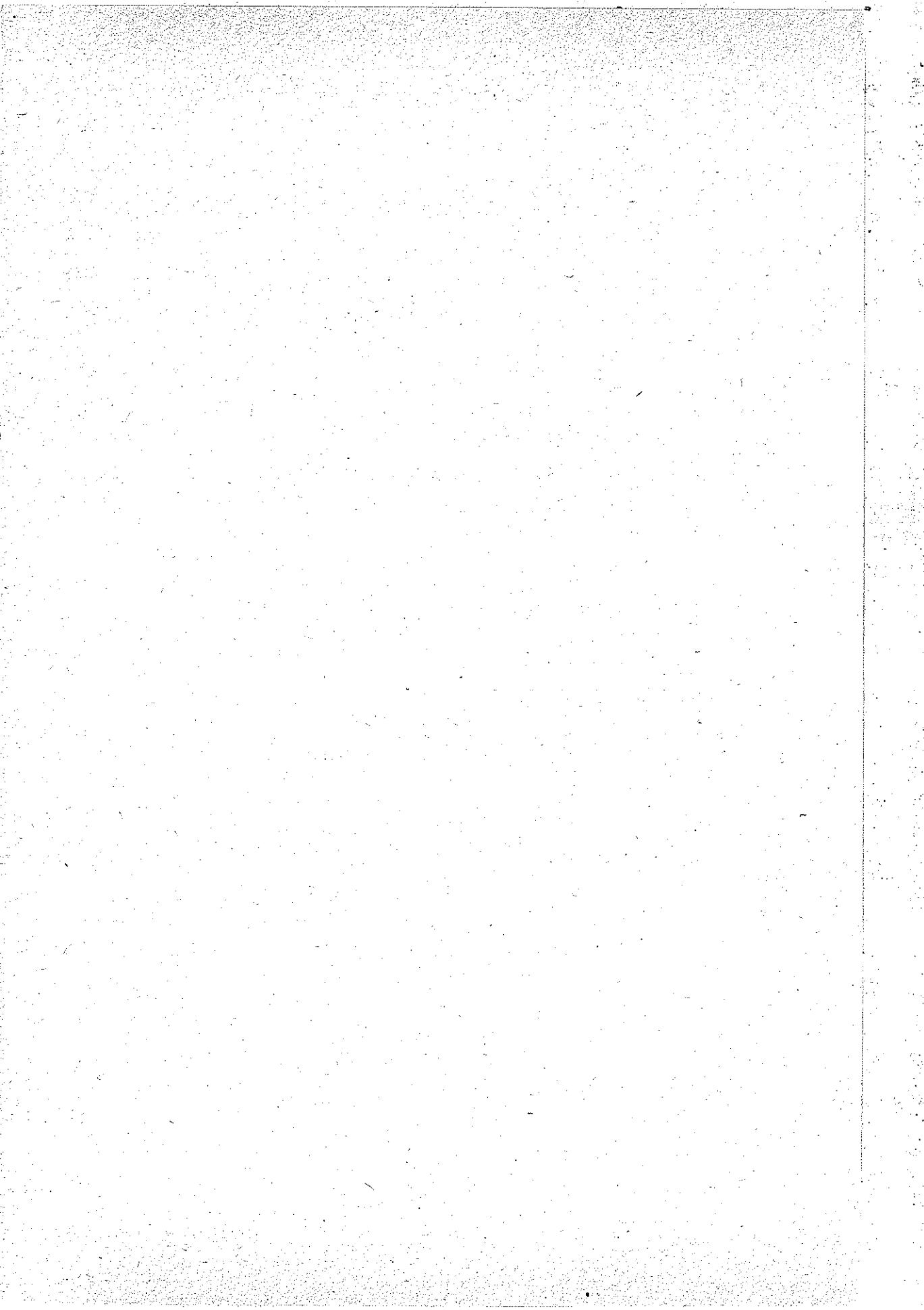
## 7. 貸借対照表

貸借対照表記載事項のうち、固定資産及び貯蔵品については、各台帳と照合しその他は関係帳簿と照合したがいずれも合致し、計数の相違その他異常な点は認められなかった。又、預金については期末残高証明と帳簿を照合して相違のない事を確認した。従って貸借対照表の記載事項は、決算時における水道事業の財政状態を適正に表現しているものと認めた。

## 8. 剰余金の計算及び欠損金の処理

剰余金の計算書については、計算の誤りはなかった。

また、欠損金の処理計算書（案）についても妥当と認めた。



第1表

## 業務実績表

| 項目         | 昭和44年度      | 昭和45年度      | 昭和46年度      | 備考           |
|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 総人口        | 9,4,842人    | 9,7,862人    | 10,3,975人   |              |
| 計画給水人口     | 165,000人    | 165,000人    | 165,000人    |              |
| 現在給水人口     | 74,810人     | 80,894人     | 91,168人     |              |
| 普及率        | 78.9%       | 82.8%       | 87.7%       | 給水人口<br>総人口  |
| 給水戸数       | 19,514戸     | 21,391戸     | 24,663戸     |              |
| 配水量        | 5,007,822m³ | 5,917,192m³ | 6,788,457m³ |              |
| 給水量        | 4,395,334m³ | 5,041,448m³ | 5,803,452m³ |              |
| 有収水量率      | 87.8%       | 85.2%       | 85.5%       | 総配水量<br>有収水量 |
| 配水管延長      | 111Km       | 182Km       | 224Km       |              |
| 職員数        | 59人         | 60人         | 62人         |              |
| 1m³当たり費用   | 67円95銭      | 84円64銭      | 79円81銭      | 総費用<br>有収水量  |
| 1m³当たり収益   | 90円61銭      | 106円10銭     | 90円31銭      | 総収益<br>有収水量  |
| 1m³当たり給水収益 | 67円26銭      | 67円29銭      | 67円24銭      | 給水収益<br>有収水量 |

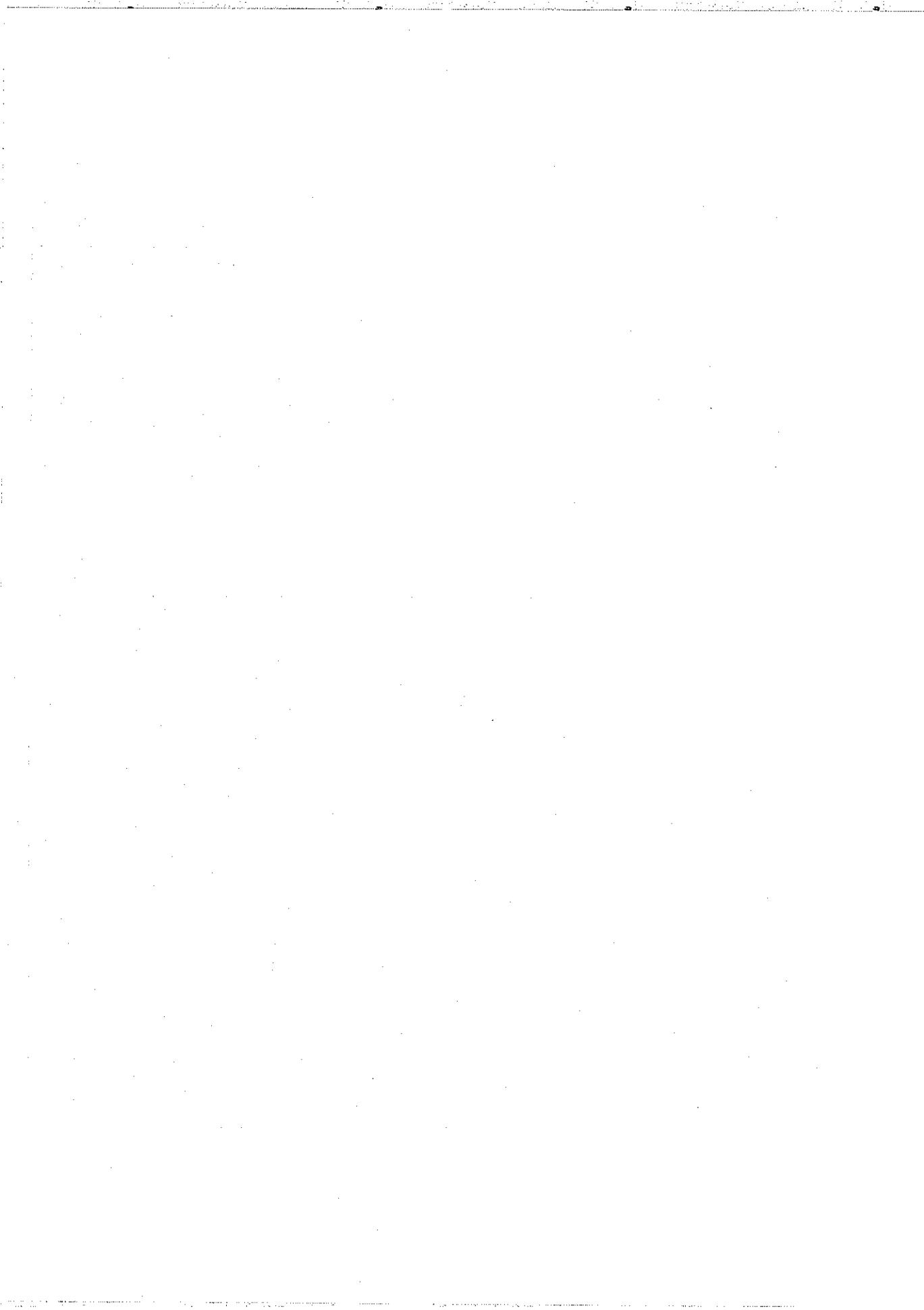


第2表

## 経営分析比較表

| 区分種別 | 分析項目             | 昭和44年度    | 昭和45年度   | 昭和46年度   | 算式                                                         |
|------|------------------|-----------|----------|----------|------------------------------------------------------------|
| 構成比率 | 1.固定資産構成比率       | 92.80%    | 93.3%    | 90.4%    | $\frac{\text{固定資産} + \text{緑延勘定}}{\text{総資産}} \times 100$  |
|      | 2.流動資産構成比率       | 7.10%     | 6.6%     | 9.5%     | $\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} \times 100$                |
|      | 3.固定負債構成比率       | 77.0%     | 72.9%    | 63.2%    | $\frac{\text{固定負債}}{\text{総資本}} \times 100$                |
|      | 4.流動負債構成比率       | 19.0%     | 14.3%    | 14.1%    | $\frac{\text{流動負債}}{\text{総資本}} \times 100$                |
|      | 5.自己資本構成比率       | 3.90%     | 12.7%    | 22.7%    | $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$                |
| 財務比率 | 6.流動資産対固定資産比率    | 7.70%     | 7.1%     | 10.5%    | $\frac{\text{流動資産}}{\text{固定資産} + \text{緑延勘定}} \times 100$ |
|      | 7.固定比率           | 1.065.40% | 1.212.4% | 1.518.0% | $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$               |
|      | 8.流動比率           | 37.7%     | 46.6%    | 67.8%    | $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$               |
|      | 9.現金預金比率         | 18.0%     | 19.9%    | 36.9%    | $\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$               |
|      | 10.負債比率          | 219.0%    | 193.0%   | 237.3%   | $\frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$                 |
|      | 11.固定負債比率        | 0.3%      | 0.4%     | 0.5%     | $\frac{\text{固定負債}}{\text{自己資本}} \times 100$               |
|      | 12.流動負債比率        | 218.6%    | 193%     | 236.8%   | $\frac{\text{流動負債}}{\text{自己資本}} \times 100$               |
| 収益率  | 13.総資本利益率        | 3.0%      | 2.2%     | 1.7%     | $\frac{\text{当年度純利益}}{\text{※平均総資本}} \times 100$           |
|      | 14.自己資本利益率       | 34.6%     | 30.1%    | 28.6%    | $\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$           |
|      | 15.純利益対営業収益率     | 10.3%     | 6.6%     | 6.4%     | $\frac{\text{当年度純利益}}{\text{総収益}} \times 100$              |
|      | 16.営業利益対営業収益率    | 28.4%     | 20.1%    | 20.0%    | $\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$               |
|      | 17.総収益対総費用比率     | 111.5%    | 107.2%   | 107.0%   | $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$                 |
| その他  | 18.営業収益対営業費用比率   | 139.7%    | 125.3%   | 125.3%   | $\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$               |
|      | 19.利子負担率         | 30.6%     | 36.1%    | 32.6%    | $\frac{\text{支払利息}}{\text{※平均負債}} \times 100$              |
|      | 20.企業債償還金対償還財源比率 | 35.6%     | 41.4%    | 51.1%    | $\frac{\text{企業債償還金}}{\text{減価償却費+当年度利益}} \times 100$      |

※印は毎年度末の残高で算出



予 算 決 算 比 较 表

(イ) 収益の収支 (単位万円)

| 科 目      | 予 算    | 決 算    | 差 引 | 対予算比 (%) | 科 目          | 予 算    | 決 算    | 差 引   | 対予算比 (%) |
|----------|--------|--------|-----|----------|--------------|--------|--------|-------|----------|
| 1. 営業収益  | 50,818 | 49,863 | 955 | 98.1     | 1. 営業費       | 41,086 | 39,788 | 1,298 | 96.8     |
| 給水収益     | 39,402 | 39,024 | 378 | 99.0     | 原水及淨水費       | 14,502 | 14,450 | 52    | 99.6     |
| 補償金      | 500    | 500    | 0   | 100.0    | 配水及給水費       | 6,649  | 6,629  | 19    | 99.7     |
| 受託工事収益   | 2,850  | 2,869  | △19 | 100.7    | 受託工事費        | 2,850  | 2,859  | 161   | 94.4     |
| その他      | 8,066  | 7,470  | 596 | 92.6     | 菓子料費         | 2,933  | 2,920  | 13    | 99.6     |
| 2. 営業外収益 | 2,500  | 2,511  | △51 | 102.0    | 経常係費         | 2,348  | 2,330  | 18    | 99.2     |
| 受取利息     | 100    | 126    | △26 | 126.0    | 減価償却費        | 3,226  | 3,184  | 42    | 98.7     |
| 雜収益      | 400    | 425    | △25 | 106.0    | 資産減耗費        | 579    | 579    | 0     | 100.0    |
| 他会計補助金   | 2,000  | 2,000  | 0   | 100.0    | その他          | 8,000  | 7,008  | 992   | 87.6     |
|          |        |        |     |          | 2. 営業外費用     | 9,265  | 9,220  | 45    | 99.5     |
|          |        |        |     |          | 支拂額及び余暉額物販賣費 | 9,265  | 9,220  | 45    | 99.5     |
|          |        |        |     |          | 3. 予備費       | 10     | 0      | 10    |          |
| 合 計      | 53,318 | 52,414 | 904 | 98.3     | 合 計          | 50,361 | 49,008 | 1,354 | 97.3     |

(ロ) 資本的収支

| 科 目      | 予 算    | 決 算    | 差 引    | 対予算比 (%) | 科 目        | 予 算    | 決 算    | 差 引   | 対予算比 (%) |
|----------|--------|--------|--------|----------|------------|--------|--------|-------|----------|
| 1. 企業債   | 12,700 | 12,700 | 0      | 100.0    | 1. 建設改良費   | 3,6327 | 3,4666 | 1,661 | 95.4     |
| 2. 工事負担金 | 18,194 | 21,524 | △3,330 | 118.3    | 事務賃        | 292    | 292    | 0     | 100.0    |
|          |        |        |        |          | 拡張工事費      | 14,355 | 14,276 | 79    | 99.4     |
|          |        |        |        |          | 改良工事費      | 8,620  | 7,984  | 636   | 92.6     |
|          |        |        |        |          | 錦山台水道施設整修費 | 1,2194 | 1,1326 | 868   | 92.9     |
|          |        |        |        |          | 営業設備備費     | 866    | 789    | 77    | 91.1     |
|          |        |        |        |          | 投資         | 1      | 0      | 0     | 0        |
|          |        |        |        |          | 2. 企業信託還金  | 3,371  | 3,371  | 0     | 100.0    |
| 合 計      | 30,894 | 34,224 | △3,330 | 110.8    | 合 計        | 39,698 | 38,037 | 1,661 | 95.8     |



## 比 較 売 損 益 計 算 書

(単位万円)

| 収 益 部        |             | 4 6 年 度 |  | 4 5 年 度 |  | 比 敷      |  | 増 減 率 (%) |  | 備 考 |  |
|--------------|-------------|---------|--|---------|--|----------|--|-----------|--|-----|--|
| 1. 営 業 収 益   | (1) 給 水 収 益 | 3,902.4 |  | 3,392.2 |  | 5,10.2   |  | 15.0      |  |     |  |
|              | (2) 補 償 金   | 500     |  | 250     |  | 250      |  | 100.0     |  |     |  |
|              | (3) 受託工事収益  | 2,869   |  | 7,590   |  | △ 4,72.1 |  | △ 62.2    |  |     |  |
|              | (4) そ の 他   | 7,470   |  | 1,036.2 |  | △ 2,89.2 |  | △ 27.9    |  |     |  |
|              | 小 計         | 4,986.3 |  | 52,124  |  | △ 2,26.1 |  | △ 4.3     |  |     |  |
| 2. 営 業 外 収 益 | (1) 受 取 利 息 | 1,26    |  | 160     |  | △ 34     |  | △ 21.3    |  |     |  |
|              | (2) 銀 取 収 益 | 425     |  | 218     |  | 207      |  | 95.0      |  |     |  |
|              | (3) 他会計補助金  | 2,000   |  | 1,000   |  | 1,000    |  | 100.0     |  |     |  |
|              | 小 計         | 2,551   |  | 1,378   |  | 1,173    |  | 85.1      |  |     |  |
|              | 収 益 合 計     | 5,241.5 |  | 53,502  |  | △ 1,088  |  | △ 2.0     |  |     |  |

| 費 用 部        |             | 4 6 年 度 |  | 4 5 年 度 |  | 比 敷     |  | 増 減 率 (%) |  | 備 考 |  |
|--------------|-------------|---------|--|---------|--|---------|--|-----------|--|-----|--|
| 1. 営 業 費 用   | (1) 原水及淨水費  | 1,445.0 |  | 1,181.3 |  | 2,63.7  |  | 22.3      |  |     |  |
|              | (2) 配水及給水費  | 6,629   |  | 4,419   |  | 2,210   |  | 50.0      |  |     |  |
|              | (3) 燃 料 費   | 2,920   |  | 2,622   |  | 298     |  | 1.1.4     |  |     |  |
|              | (4) 総 保 費   | 2,330   |  | 1,969   |  | 361     |  | 18.3      |  |     |  |
|              | (5) 減価償却費   | 3,184   |  | 3,151   |  | 33      |  | 1.0       |  |     |  |
|              | (6) 資産減耗費   | 579     |  | 560     |  | 19      |  | 3.4       |  |     |  |
|              | (7) 受託工事費   | 2,689   |  | 7,252   |  | △ 4,563 |  | △ 62.9    |  |     |  |
|              | (8) そ の 他   | 7,008   |  | 9,825   |  | △ 2,817 |  | △ 28.7    |  |     |  |
|              | 小 計         | 39,788  |  | 41,611  |  | △ 1,823 |  | △ 4.4     |  |     |  |
| 2. 営 業 外 費 用 | (1) 支 払 利 息 | 9,220   |  | 8,310   |  | 910     |  | 11.0      |  |     |  |
|              | 小 計         | 9,220   |  | 8,310   |  | 910     |  | 11.0      |  |     |  |
|              | 費 用 合 計     | 49,008  |  | 49,921  |  | △ 913   |  | △ 1.8     |  |     |  |
|              | 差 引 純 利 益   | 3,407   |  | 3,581   |  | △ 174   |  | △ 4.9     |  |     |  |



## 比較貸借対照表

(単位万円)

| 資産             |        | 負債      |         | 部     |        |
|----------------|--------|---------|---------|-------|--------|
| 科              | 目      | 決算額     | 期首      | 差額    | 増減率(%) |
| Ⅰ 固定資産         |        |         |         |       |        |
| (1) 有形固定資産     |        |         |         |       |        |
| (i) 土地         | 2,205  | 2,205   | 0       | 0     |        |
| (ii) 建物        | 8,383  | 8,511   | 1,28△   | 1,5   |        |
| (iii) 機械及装置    | 6,866  | 7,081   | 1,418△  | 2,0   |        |
| (iv) 水槽及器具     | 9,873  | 1,104   | 1,171△  | 1,06  |        |
| (v) 車輛及運搬具     | 2,594  | 2,258   | 336     | 1,48  |        |
| (vi) 工具器具及備品   | 781    | 54      | 163     | 0,6   |        |
| (vii) 駐置仮勘定    | 8,728  | 5,403   | 3,244   | 6,15  |        |
| 小計             | 18,016 | 14,925  | 3,0910  | 2,07  |        |
| (2) 無形固定資産     |        |         |         |       |        |
| (i) 水利権        | 61     | 66△     | 5△      | 7,6   |        |
| (ii) 評加人権      | 4      | 0       | 0       | 0     |        |
| 小計             | 6,5    | 70△     | 5△      | 7,1   |        |
| (3) 投資         |        |         |         |       |        |
| (i) 投資有価証券     | 42     | 0       | 42      | —     |        |
| 固定資産合計         | 18,027 | 14,932  | 3,0947  | 2,07  |        |
| Ⅱ 流動資産         |        |         |         |       |        |
| (1) 現金預金       | 1,038  | 4,576   | 5,807   | 1,269 |        |
| (2) 収受金        | 6,300  | 4,062   | 2,238   | 5,51  |        |
| (3) 保管有価証券     | 80     | 214     | 134△    | 626   |        |
| (4) 店販商品       | 2,306  | 1,823   | 483     | 265   |        |
| 小計             | 19,069 | 10,675  | 8,394   | 786   |        |
| 資産合計           | 19,933 | 15,999  | 3,9341  | 2,46  |        |
| 資本             |        |         |         |       |        |
| 科              | 目      | 決算額     | 期首      | 差額    | 増減率(%) |
| (1) 引当         | 金      | 63      | 53      | 10    | 18.9   |
| 小計             |        | 63      | 53      | 10    | 18.9   |
| Ⅲ 流動負債         |        |         |         |       |        |
| (1) 一時借入金      | 20,000 | 20,000  | 0       | 0     |        |
| (2) 未払金        | 4,560  | 0       | 4,560   | —     |        |
| (3) 前受金        | 3,076  | 1,625   | 1,451   | 89.3  |        |
| (4) 預り金        | 400    | 1,116   | 716△    | 64.2  |        |
| (5) 預り担保有価証券   | 80     | 172△    | 92△     | 53.5  |        |
| 小計             | 28,116 | 2,2913  | 5,203   | 2,27  |        |
| 負債合計           | 28,179 | 2,2966  | 5,213   | 2,27  |        |
| 資本             |        |         |         |       |        |
| 科              | 目      | 決算額     | 期首      | 差額    | 増減率(%) |
| (1) 自己資本金      | 11,870 | 11,870  | 0       | 0     |        |
| (2) 借入資本金      | 12,596 | 11,637  | 9,329   | 8.0   |        |
| 小計             | 13,783 | 12,8507 | 9,330   | 7.3   |        |
| Ⅳ 剰余金          |        |         |         |       |        |
| (i) 資本剩余金      | 3,95   | 3,95    | 0       | 0     |        |
| (ii) 債庫補助金     | 3,67   | 3,67    | 0       | 0     |        |
| (iii) 工事負担金    | 33,750 | 1,22,26 | 21,524  | 176.1 |        |
| (iv) 受贈財産評価額   | 3,442  | 3,442   | 0       | 0     |        |
| 小計             | 37,953 | 16,430  | 21,523  | 131,0 |        |
| (2) 利益剰余金      | —      | —       | —       | —     |        |
| (f) 繰越欠損金年度末残高 | 8,037  | 11,486  | 3,449   | 30.0  |        |
| (g) 当年支拂純利益    | 3,407  | 3,581△  | 174△    | 4.9   |        |
| 小計             | 4,630  | 7,905   | 3,275   | 41.4  |        |
| 剰余金合計          | 33,323 | 8,525   | 2,479.8 | 29.9  |        |
| 資本合計           | 17,116 | 13,7032 | 34,128  | 24.9  |        |
| 負債資本合計         | 19,933 | 15,9998 | 39,341  | 24.6  |        |



| その1 性質科目別前年対比 |         |         |         |           | その2 性質科目別総額対比 |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|-----------|---------------|---------|---------|---------|---------|
|               |         |         |         |           | (単位万円)        |         |         |         |         |
| 種 別           | 4 6 年 度 | 4 5 年 度 | 増 減 (△) | 増 減 率 (%) | 種 别           | 4 6 年 度 | 総額対比(%) | 4 5 年 度 | 総額対比(%) |
| 給 水 収 益       | 3 9,024 | 3 3,922 | 5 102   | 1 5.0     | 給 水 収 益       | 3 9,024 | 7 4.5   | 3 3,922 | 6 3.4   |
| 補 償 金         | 5 00    | 2 50    | 2 50    | 1 00.0    | 補 儲 金         | 5 00    | 1.0     | 2 50.   | 0.5     |
| セ の 他         | 1 0,021 | 1 1,740 | △1,719  | △ 14.6    | セ の 他         | 1 0,021 | 1 9.0   | 1 1,740 | 2 1.9   |
| 受 託 工 事 収 益   | 2,869   | 7,590   | △4,721  | △ 62.2    | 受 託 工 事 費     | 2,869   | 5.5     | 7,590   | 1 4.2   |
| 受 入 総 額       | 5 2,414 | 5 3,502 | △1,088  | △ 2.0     | 受 入 総 額       | 5 2,414 | 1 00.0  | 5 3,502 | 1 00.0  |
| 支 払 利 息       | 9 220   | 8 310   | 9 10    | 1 0.9     | 支 払 利 息       | 9 220   | 1 8.8   | 8 310   | 1 6.6   |
| 人 件 費         | 1 0,405 | 8,718   | 1,687   | 1 9.3     | 人 件 費         | 1 0,405 | 2 1.2   | 8,718   | 1 7.4   |
| 受 水 費         | 7,282   | 5,798   | 1,484   | 2 5.5     | 受 水 費         | 7,282   | 1 4.9   | 5,798   | 1 1.6   |
| 減 値 債 却 費     | 3,184   | 3,151   | 3 3     | 1.0       | 減 値 債 却 費     | 3,184   | 6.5     | 3,151   | 6.3     |
| 動 力 費         | 1,394   | 1,387   | 7       | 0         | 動 力 費         | 1,394   | 2.8     | 1,387   | 2.8     |
| 耗 品 費         | 830     | 545     | 2 85    | 5 2.2     | 耗 品 費         | 830     | 1.7     | 545     | 1.2     |
| セ の 他         | 1 6,693 | 2 2,012 | △5,319  | △ 24.1    | セ の 他         | 1 6,693 | 3 4.1   | 2 2,012 | 4 4.1   |
| 支 払 総 額       | 4 9,008 | 4 9,921 | △ 913   | △ 1.8     | 支 払 総 額       | 4 9,008 | 1 00.0  | 4 9,921 | 1 00.0  |



- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（神田平吉君） ただいま上程になりました認定第1号、昭和46年度和泉市水道事業会計決算書の内容についてご説明申し上げます。

まず、3ページの昭和46年度和泉市水道事業決算報告書の内容についてご説明申し上げます。

(1)の収益的収入及び支出の収入より申し上げます。

第一款の水道事業収益、当初予算額4億9千968万2千円に、補正額3,350万円、予算現額5億3,318万2千円、決算額は5億2千414万4370円、予算に比べまして、決算額は903万7千630円の減となっております。

この内訳につきましては、第一項、営業収益4億9千768万2千円、補正予算額1千50万円、予算現額5億818万2千円、決算額4億9千863万3千606円、予算に比べまして決算額が954万8千394円の減となっております。その減の理由は、給水収益が伸びなかつたことと、代替の収益が当初思惑どおりいかなかつたということでございます。

第二項の営業外収益、当初予算額200万、補正予算額2,300万、予算現額2,500万。これに対し決算額2千551万764円。予算に比べまして決算額が51万764円の増となっております。これは給配水管等の破損の弁償金でございます。

次に4ページの支出に移りまして、第一款の水道事業費用、当初予算額4億6千57万8千円に、補正予算額4千303万4千円、予算現額が5億361万2千円。これに対し決算額4億9千7万6千869円、不用額が1千353万5千131円でございます。

この内訳は、第1項の営業費用3億5千751万7千円、補正予算額5千304万4千円。29万7千円を営業外費用から流用いたしまして、予算額が4億1千85万8千円。これに対して、決算額が3億9千788万1千101円、不用額が1,293万6,899円でございます。これは材料売却原価が予定より下回ったわけでございます。第2項の営業外費用では、当初1億296万1千円から、1千1万円の更正減額いたしまして、営業費用に29万7千円を流用し、予算現額が9千265万4千円。決算額が9千219万5,768円。不用額が45万8,232円となっておりまして、これは大阪府より低利資金を借り入れたためにそのようになったわけでございます。第3項の予備費。当初予算10万円。予算現額も10万円。不用額も10万円でございます。

次の(2)の資本的収入及び支出。

収入では、第1線の資本的収入。当初予算額が2億1,640万円、補正予算額9,253万9,309円。予算額が3億893万9,309円。決算額が3億4223万9千円。予算に比べ

まして、決算額が 3,290万9,691円となっております。

第1項の企業債で、当初予算額1億4,500万円に、補正予算額で1,800万円を更正減額いたしまして、予算現額が1億2千700万円。決算額が1億2千700万円。第2項の工事負担金。当初予算額7千140万円、補正予算額2千250万円、小計で9千390万円。法第26条の規定による繰り越し額に充当額が8千803万9千309円。これは鶴山台の水道施設の費用でございます。予算の合計は1億8千19,3万9千309円。決算額が2億1千528万9千円。予算額に比べて決算額が3千329万9千691円の増となっております。これは団地等の開発による負担金の増でございます。

次の6ページ、支出でございますが、第一款の資本的支出。当初予算額2億6千4,46万円、補正予算額四千181万円、小計が3億627万円。法第26条の規定による繰り越し額が8千803万9千309円、継続費過次繰り越し額が26.6万8千897円。予算合計が三億9千697万8千206円。決算額が3億8千36万8千53円でございます。翌年度繰り越し額といたしまして、法第26条の規定による繰り越し額868万585円と、継続費過次繰り越し額が79万3千651円、合計で947万4千236円。不用額が713万5千917円でございます。

第1項の建設改良費。2億2千966万3千円の当初予算額に対しまして、補正予算額が4千290万円、小計2億7千256万3千円。法第26条の規定による繰り越し額が8千803万9千309円。これは鶴山台の水道施設の費用でございます。継続費の過次繰り越し額が26.6万8千897円。これは第3回拡張事業の繰り越し額でございます。予算合計が3億6千327万1千206円。決算額が3億4千666万2千109円。翌年度繰り越し額は、法第26条の規定による繰り越し額が868万585円。これは鶴山台の工事費の繰り越し額でございます。継続費の過次繰り越し額が79万3千651円。これは第3回拡張事業費の繰り越し額でございます。合計の繰り越し額が947万4千236円。不用費が713万4千861円でございます。第2項の企業債償還金。当初予算額が3千479万7千円に、補正予算額109万円の更正減いたしまして、予算額が3千870万7千円でございまして、決算額が3千370万5千944円。不用額が1,056円でございます。

次に7ページの昭和46年度和泉市水道事業損益計算書のご説明を申し上げます。

この決算書は、昭和46年中における本市の水道事業の経営成績を現らすものでございまして、まず第1の営業収益。(1)の給水収益で3億9千23万9千532円。(2)の補償金500万円。これは消火栓の新設維持管理費の一般会計からの補助金でございます。(3)受託工事費2千869万3千60円。(4)その他の営業収益7千470万1,014円。これは材料売却等の収益

が4億9千863万3千606円でございます。

次の営業費用は、原水及び浄水費で1億4千450万1千175円。(2)の配水及び給水費で6千629万3千326円。(3)の受託工事費で2千688万9千560円。(4)の業務費で2千919万7千3053円。(5)の総係費で2千329万5千919円。(6)の減価償却費で3千183万6千524円。(7)の資産減耗費で578万5千645円。(8)その他の営業費用7千8万1千600円これは材料売却原価等でございまして、合計の営業費用が3億9千788万1千101円となっております。

次の8ページに移りまして、営業利益1億75万2千505円でございます。

3の営業外収益。(1)の受取利息が125万7千183円。(2)の雑収益425万3千581円。これは水道管の破損等の弁償金でございます。(3)の他会計補助金2千円。これは光明池対策に対する補助金でございます。これで営業外収益の合計が2千551万764円となっておりまして、当年度総収益が1億2千626万3千269円。

4の営業外費用。(1)の支払利息及び企業債取り扱い諸費で9千219万5千768円。これで当年度総利益より営業外費用を差し引きますと、当年度の純利益が3千406万501円となるわけでございます。

次に9ページの昭和46年度和泉市水道事業余金計算書に移ります。

欠損金の部で、1の前年度未処理欠損金794万7千204円。前年度欠損金処理額がございませんで、そのまま繰り越し欠損金として同額が上がっております。

8の繰り越し欠損金増加高。(1)の過年度損益修正132万1千304円。それに繰り越し欠損金が加わまして、繰り越し欠損金の年度末残高が8千36万8千508円となっておりまして、この繰り越し欠損金年度末残高から当年度純利益を差し引きますと、当年度未処理欠損金が4千630万1千7円となるわけでございます。

次に10ページの資本剰余金の部に移ります。

1国庫補助金。(1)前年度未残高が394万8千円で、あとはそのまま変わらずで、(5)のところで当年度未残高が同じ額が計上されております。

2の府補助金にいたしましても、前年度末の残高がその他変わらず、同じことを計上しております。

3の工事負担金は、前年度未残高が1億2千226万1千626円。(2)の前年度処分額がなし。(3)で当年度発生額2億1千523万9千円。(4)の当年度処分額なし。(5)では当年度未残高が3億3千750万626円となっております。

4の受贈財産評価額では、(1)で前年度未残高が3千441万6千657円。これは当年度未

なってまいりますと、やむをえん事態が到来するんじゃないかと心配いたしております。上げんといきたい気持ちは十分持っておりますけれども、絶対上げんということを断言できませんので、その点、行けるところまでやりたい。今まで日本一かこかというような高い水道料やということをせんと聞かされてまいりました関係上、できうるだけ努力いたしたいと考えます。その点よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件については、詳細に審査を願わなければならぬと思いますので、これを所管の委員会に付託してはどうかと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようでございますので、休会中も継続審議として十分審査を願いたいと思います。建設委員の皆様方にはまことにご苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第16「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める」とについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 諮問第8号

##### 人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める について

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

| 氏 名     | 生 年 月 日      | 住 所           | 職 業   |
|---------|--------------|---------------|-------|
| 黒川 幸一郎  | M 30. 3. 8   | 和泉市黒鳥町868     | 織布業   |
| 土井 久信   | M 35. 1. 30  | 〃 旭町110       | 袋物履物業 |
| 松井 勝二郎  | M 28. 10. 8  | 〃 伏屋町178      | 織布業   |
| T. 橋 亮明 | T. 61. 2. 29 | 〃 府中町3丁目13番3号 | 住 職   |

諮詢第3号参考資料

I 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

抜すい

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

（第2項略）

8 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

II 任期満了者

| 氏名    | 任期満了年月日     | 備考 |
|-------|-------------|----|
| 黒川幸一郎 | 昭和47年10月31日 |    |
| 土井久信  | 同上          |    |
| 松井勝二郎 | 同上          |    |
| 大橋亮明  | 同上          |    |

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまご上程されました諮詢第3号、人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。  
現在人権擁護委員としてご尽力賜わっております土井久信氏ら3名が10月31日で任期満了となり、これに伴いますもので、土井久信、大橋亮明、黒川幸一郎、松井勝二郎の4氏は、これまで人権擁護委員として豊かな経験を持って活動されておりますので、引き続いてお願ひし、人権擁護委員候補者として推せんいたしたく存じます。ここに議員みなさんのご意見をおうかがいするしだいあります。何とぞ、満場一致で4氏を人権擁護委員候補者として推せんすることにご了解賜わりますようお願い申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本件を推せんすることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようでございますので、諮問第3号を原案どおり同意することに決します。

○ 議長（松尾千代一君）

次に日程第17「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第68号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市伯太町3丁目7番12号

氏 名 山田清二

生年月日 大正7年3月22日

職 業 団体役員

議案第68号参考資料

I 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、8人以内のときは1人とするものとする。

監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

（第8項略）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあっては3年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## II 前任者の任期満了日

山田清二 昭和47年9月22日

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまご上程されました議案第68号、監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名であります。議會議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成いたしております。今回、議會議員の任期満了に伴いまして、監査委員1名欠員となっております。したがいまして、議會議員より監査委員一名を選任するに当たりまして、山田清二氏が人格、識見ともに兼ね備えた方でございまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか山田清二氏を監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方のご了承を得まして、満場一致ご同意賜りますよう、切にお願い申し上げるしだいでございます。

- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、議案第68号を同意することに決します。

- 議長（松尾千代一君）

次に日程第18号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 議案第69号

#### 公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務委法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市内田町77番

氏名 吉田秋広

生年月日 明治38年9月28日

職業弁護士

議案第69号参考資料

I 地方公務員法(昭和25年法律第261号)抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条各号(第4号を除く。)の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの2人が同一の政党に属する者となることとなってはならない。

(第5項から第8項まで略)

9 委員は、地方公共団体の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(・・・中略・・・)の職を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任期者の残任期間とする。

II 前任者の任期満了日

吉田秋広 昭和47年10月28日

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいまご上程されました議案第69号、公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

前公平委員会委員でありました吉田秋広氏は去る10月28日をもちまして任期満了いたしましたが、再度、吉田秋広氏を公平委員に選任いたしたく存じます。同氏は人格高潔で、従来より地方自治の本旨を体し、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、特に法律に造詣深く、かつ人事行政に関し意見を有する最適任者でございます。どうか吉田秋広氏を公平委員に選任するにつきまして、満場一致をもちまして議会の皆様方のご同意を賜わりますように切にお願

い申し上げるしだいでございます。

○ 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようですので、議案第69号、公平委員会委員の選任についてを同意する決します。

○ 議長（松尾千代一君）

次に日程第19回「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第70号

固定資産評価審査委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市葛の葉町78

氏 名 西井正之

生年月日 明治44年10月16日

職 業 農業

住 所 和泉市唐国市町641

氏 名 辻美模

生年月日 大正12年3月19日

職 業 紬、スフ織物業

議案第70号参考資料

I 地方税法(昭和25年法律第226号)

抜すい

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項および第2項略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項および第5項略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

(以下略)

II 前任者の任期満了日

西井正之 昭和47年10月23日

辻 美模 昭和47年10月23日

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいまご上程されました議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご尽力賜わっております西井正之氏と辻美模氏が10月23日で任期満了となり、これに伴いますもので、西井正之、辻美模の両氏はこれまで固定資産評価審査委員として相当の知識を有し、円満公平であり、豊かな経験を持って活動されておりますので、引き続いてお願いし、固定資産評価審査委員として選任いたしました。ここに議員皆さんのご承認をお願いするしたいであります。何とぞ満場一致両氏を固定資産評価委員としてご同意いただきたくお願い申し上げます。

○ 議長(松尾千代一君) おはかりいたします。本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございまので、議案第70号を原案どおり同意することに決します。

○ 議長(松尾千代一君)

次に日程第20、「教育委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第71号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年10月13日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市上町737の6

氏 名 堀内由延

生年月日 明治43年10月2日

職 業 ポリロープ製造販売

住 所 和泉市黒石町735

氏 名 藤原忠男

生年月日 大正12年1月3日

職 業 農協組合長

議案第71条参考資料

I 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)抜する

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

II 前任者の任期満了日

堀内由延 昭和47年10月28日

辻林俊助 昭和47年10月28日

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまご上程されました議案第71号、教育委員会委員の任命についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に格段のご協力をいただいておりました堀内由延氏と辻林俊助氏のお2人が10月28日をもって任期満了に相なり、後任について人選を進めてまいりましたところ今般、堀内由延氏は過去2年有余の経験に加えてご熱心な方であり、一方辻林俊助氏にも過去2期にわたりご尽力をお願いいたしましたが、辞意が固く、後任について黒石町の藤原忠男氏を適任者と考え、堀内氏と藤原氏に要請を続けてまいりました。幸い内諾を得ましたので、両氏を教育委員に選任いたしたくご提案申し上げるしだいでございます。

堀内由延氏は、ご承知のとおり、昭和45年8月、議会の同意を得て教育委員として就任。任期満了時まで教育委員長をおつとめいただいた方で、住所は上町735番地。明治48年10月2日生まれ。ボリロープ製造販売に従事されております。

藤原忠男氏の住所は、黒石町735番地。大正12年1月3日生まれの方で、昭和16年3月、大阪府立農学校をご卒業後、家業として農業に専念。昭和23年、南池田村農地委員となり、引き続き和泉市農業委員として現在に至っており、さらに昭和43年5月以来、南池田村農業協同組合長の要職にあり、一方、教育についても識見深く、性格温厚、人望きわめてあつく、長く地元南池田小学校のPTA役員としてご尽力賜わったのであります。石尾中学校統合時ににおける南池田中学校のPTA会長としてお力添えを願ったことも記憶いたしております。

ご両人とも本市教育委員として適任と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条第1項の規定により、任命について、議会の皆様方のご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、議案第71号を原案どおり同意することに決します。

ここで、公平委員さんの山田議員さんがちょっと不在でございますが、固定資産評価委員さん、教育委員さんのごあいさつの申し出がありますので、これを許します。

(固定資産評価委員あいさつ)

○ 固定資産評価審査委員（西井正之君）

一言、お礼とごあいさつ申し上げたいと思います。

このたび、市長から再度固定資産審査委員に任命されました辻と西井でございます。本席、当議会におきまして重大なるところの審査委員をご承認いただきましてまことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。何分にも浅学非才ではございますが、せっかく皆様のご承認を受けた以上、よく勉強いたしまして、厳正中立な立場におきまして、審査請求があった場合は、適正なるところの審査を行ないたいと思っておるだいとございます。どうか今後とも公私ともよろしくご指導下さいますようお願い申し上げまして、簡単でございますがござつといいたします。（拍手）

○ 議長（松尾千代一君） それでは教育委員さん、ごあいさつをお願いいたします。

（教育委員代表あいさつ）

○ 教育委員会委員（堀内由延君） 教育委員堀内由延です。

○ 教育委員会委員（藤原忠男君） 教育委員藤原忠男です。

○ 教育委員会委員（堀内由延君） このたび、教育委員としてご承認いただきましてたいへんありがとうございます。われわれは皆様のご指名を受けまして、その任を果たすべく最善の努力をいたす覚悟でございます。どうかよろしくお願ひいたします。  
なお、お見かけどおりのふつつか者ばかりで、何らかとりえもないことと思います。特にこの教育部門におきまして、われわれは全くのいわゆる無知文盲というようなからこうの者でご何分にも、議員諸先生方のご指導とごべんたつを賜わりまして、この責務を全ういたしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。（拍手）

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第21「在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願」を議題といたします。

「請願を朗読させます。」

（市会事務局長朗読）

在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願

紹介議員

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 和泉市議会議員 | 田中幸一  | ㊞ |
| 同       | 直村静二  | ㊞ |
| 同       | 山田清二  | ㊞ |
| 同       | 出原武司  | ㊞ |
| 同       | 坂上国治  | ㊞ |
| 同       | 金沢勝   | ㊞ |
| 同       | 上代卯之松 | ㊞ |
| 同       | 柳瀬美樹  | ㊞ |
| 同       | 池辺秀夫  | ㊞ |

在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願

在日朝鮮人への国民保険の適用について請願致します。

ご承知のように私達在日朝鮮人は、朝鮮と日本の間における過去の歴史的事情からして、その社会的、経済的生活の特殊性があります。したがって在日朝鮮人の大半が正規の就職もなかなかえられず健康保険を含む社会保証から一切疎外されている現状です。

尚、経済的理由から数多い同胞が疾病的治療も適切に受けられずにいます。これらの事情から私達への国民健康保険の適用問題が切実に希まれるのであります。

在日朝鮮におかれている歴史的事情に対して、社会保障を含む生活権の問題などは当然日本当然日本当局がその法的、道義的義務を負っていることは言うまでもありません。しかるに日本当局は、<永住権>取得者<韓國国籍>所有者だけには、国民健康保険を適用するとし、在日朝鮮人を政治的に色分けし分型をかもしだす政治目的に利用しています。これは朝・日両国民の親善と友好に百害あって一利もなく、人権をはなはだじゅうりんしているものと言わざる得ません。

日本の憲法第14条や国民健康保険法に拠って、地方自治体議会が条例として既に東京都、大阪府、大阪市、和歌山県、兵庫県、埼玉県、島根県等数多くの都府県下の市町村では在日朝鮮人が国民健康保険に加入することに認めております。

当管下在住の朝鮮人にも人道主義的見地から国民健康保険加入の希望がかなえられるよう、貴殿並に貴議会のご協力をお願い致し度く茲に請願するものです。

1972年11月9日

請願者

在日本朝鮮人民族権利擁護

大阪府対策委員会泉北支部

常任委員会委員長 下 太 圭 ㊞

和泉市議会議長殿

○ 議長（松尾千代一君） 紹介議員の趣旨説明を願います。

○ 18番（直村静二君） 借越ですが、18番の直村がさしていただきます。

この趣旨に書いてありますように、内容は十分ご承知のことと思います。医療の問題につきましては、何びとによらず、やはり健康第一ということで、それが働く条件でございます。さらにまた、各自治体もそのことを当然認めているというところがたくさんふえております。その点十分ご趣旨をご理解いただきまして、すみやかに全会一致請願を採択されますことを願いたしまして趣旨の説明といたします。

以上です。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないようありますが、本件につきましては、十分調査をせなければならぬと思いますが、所管の委員会に付託して、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようでございますので、まことにございますが、文教厚生委員会の皆様方にお願いいたしたいと思いますが、文教厚生委員会の皆様方にお願いいたしたいと存じます。閉会後もよろしくお願ひいたします。

○ 議長（松尾千代一君）

次に日程第22「児童遊園設置に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 議長（松尾千代一君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 2番（木下甲子三君） 借越ですけども提案理由の説明をさせていただきます。  
理由はただいま局長が朗読したとおりでございますので、何とぞよろしくご採択くださいま  
すようお願い申し上げます。終わります。
- 議長（松尾千代一君） 本請願について質疑ご意見ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認め、本件につきましても現地等の調査が必要と思いますので、所管の委員  
会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決します。委員の皆様方に  
はご苦労でございますが、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

- 議長（松尾千代一君）  
次に日程第23「市新企業再開の要望決議」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 決議第5号

##### 市新企業再開の要望決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和47年11月9日提出

和泉市議会議員 成田秀益  
関戸正一  
竹内修一  
柏音三郎  
田中包治  
竹下義章  
藤原利一  
直村静二

中塚 辰之助  
吉川 伊与一  
三井 正光  
木下 甲子三

### 市新企業再開の要望決議（案）

市新株式会社（和気町430番地）は、去る2月5日経営の完全合理化を理由として、200名の希望退職の募集をきっかけとして従業員との間に今日まで半年間争議が続き、ついに会社が8月12日工場閉鎖並びに全員解雇、引き続き8月25日会社解散決議を行い、従業員の生活が不安にさらされる事態に立ちいたっています。

市新は中江氏の一族で経営され、昭和40年以後ニット、捺染機など約10億円の投資をし、「設備の市新」といわれ月産織物で600万ヤール、ニット部門50万メートルの生産能力を誇る業界第1の染色加工工場です。

しかし、会社はドルショック、繊維規制など経済状況の悪化を理由としているようです。

しかし、従業員は上京して通産省染色協会の幹部に企業再開を要請しましたところ、通産省の幹部は「市新の問題は業界にしめる位置からしても重要視している」。染色協会の幹部は「組合の責任を云々するのば筋ちがい」。経営者はもっと経営責任をもつべきだし、従業員とももっと話し合いをする事が肝心だ。業界も「何らかの形で生産再開のお手伝いをしたい」とのべられています。

これらの事実に基づき、市民生活の向上を計る一貫として、また地場産業基盤の高揚を計る主旨から当市議会は、市新株式会社の企業再開に市長が努力する事を要望する。

以上決議する。

昭和47年11月9日

和泉市議会

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の趣旨説明を願います。
- 27番（成田秀益君） 本案につきましては、当初議会の決議案として検討されたのであります。議会運営委員会の中でいろいろとご意見が出まして、結局、この要望決議案どおりに市長の努力を望むということで、和泉市の産業基盤の高揚ということを前提といたしまして、市長にぜひこのことをご努力願いたい、こういう趣旨での決議案を上程させていただいたし

いでございます。何とぞ議員の皆様方よろしくご審議のうえ、決議を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。25番。

○ 25番（藤原要馬君） 市新企業再開の要望決議に先立って一言、市長にお尋ねしておきたいことがあるのでございます。

この決議は、やられた限りは重大な問題であるので、市長は相当の決意を持ってやってもらわぬかんと思ひます。

それと、これを出すまでに組合のほうからこういう企業再開の要望があったのかどうか。私らも組合のほうから一部聞いたことがあるんですけれど、それについて、まず、市長に要望に来たか、来ないかを先にお聞きしたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 要望はございましたが、この種の紛糾な問題には、市長としてあまり参画すべきではございませんし、その点につきましては、商工課なり、まだ中江社長のほうはいろいろ援助の文書を出してある程度でございます。市長として責任持ってこれをやるということはちょっと申しかねますので、そのへんご了承賜わりたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） じゃ再度お尋ねいたします。

過日、17日に、組合並びに全縫中央執行委員長ですか、大阪の総評の委員さんか、議長さんかが府へ行ったらしいんですが、その中で知事さんが、設備や技術は優秀だと思う。府も確認している。経営者が能力を欠いているのだと思うと述べ、森田商工部長は、経営者に人材を得て再開ができるよう府も関係会社に働きかけないと約束した、ということが書いてあるわけでございます。府としても、これをやられるというような形が書いてあるんです。一応、和泉市の行政区画にある会社ですから、府とも十分協議して、一日も早く再開のできるような形に市長も努力せないけないような形が出てくると思います。議会としても、議決した以上は、やはり円滑にやってもらわなきゃ何にもそらんことですし、要望決議にならんので、特に要望いたします。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ご意見ないものとして、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり決議するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第5号を原案どおり決議することに決します。

○ 議長（松尾千代一君）

以上をもちまして、本定例会に付議された条件は全部終了いたしましたので、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日をもって閉会いたします。

閉会に先立ち、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

○ 市長（藤木秀夫君） 一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本年第3回定例会に際しましては、条例の一部を改正する条例制定についての議案をはじめ、監査委員、公平委員、固定資産評価審査委員、教育委員並びに人権擁護委員の選任等、多数議案をご提案申し上げましたところ、皆様方には公私何かとご繁忙の折にもかかわらず、連日にわたり慎重ご審議を賜わり、ご可決、ご承認いただきましたことを衷心より厚くお礼を申し上げるしだいでございます。

議案審議並びに一般質問を通じご指摘されましたことにつきましては、さらに検討を加えて最善の努力を払ってまいりたいと存じます。

なお、役員選出に当たり、皆様方のご推挙により、議長さんに松尾千代一議員さん、副議長さんに上代卯之松議員さんがご就任せられました。心からお祝い申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしくご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げるしだいでございます。

なおまた、各常任委員会の委員さん並びに特別委員さんには、それぞれ所管される事項につきましてはいろいろご審議賜わり、ご苦労をおかけすることと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

閉会に当り、長期間にわたりご審議をわざらわし、ご決議いただきましたことに対し重ねて感謝申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、お礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長（松尾千代一君） 一言、お礼かたがたごあいさつ申し上げます。

過般の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なるご支援によりまして議長にご推挙賜わりましたこと、私の身に余る光榮と存じます。ここにあらためて厚く御礼申し上げますとともに、本年例会の円滑な議会運営に絶大なご協力を賜わり、全日程を終了していただきましたことを、心から感謝とお礼を申し上げるしだいでございます。

今後は、微力ではございますが、粉骨碎身、精一ぱい努力いたす覚悟でございますので、よ

ろしくご指導、ごべんたつ賜わりますようお願ひ申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたしたい存じます。

長期間にわたりご苦労さまでございました。まことにありがとうございました。今後もよろしくお願ひいたします。

(午後2時4・5分閉会)